

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

一時保護された子どもの権利保障の  
実態等に関する調査研究  
報告書

平成30年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング



# 目次

第 I 章 調査研究の実施概要	1
1. 実施目的	1
2. 調査研究の全体構成	1
第 II 章 検討委員会	2
1. 設置目的	2
2. 構成委員	2
3. 開催概要	2
第 III 章 アンケート調査	3
1. アンケート調査の実施概要	3
2. 児童相談所へのアンケート調査結果	4
3. 一時保護所へのアンケート調査結果	43
4. 児童養護施設へのアンケート調査結果	79
5. 子どもシェルターへのアンケート調査結果	97
第 IV 章 ヒアリング調査	114
1. ヒアリング調査の実施概要	114
2. 一時保護所の第三者評価を実施している児童相談所へのヒアリング調査結果	116
3. 児童相談所へのヒアリング調査結果	125
4. 一時保護委託先施設へのヒアリング調査結果	135
5. 有識者等へのヒアリング調査結果	144
第 V 章 一時保護所の第三者評価基準（案）	152
1. 一時保護所の第三者評価基準（案）	152
2. 第三者評価の仕組み及び評価者	159
3. 一時保護所への第三者評価導入に向けて	163
資料編	165
一時保護所第三者評価項目（案）	166
児童相談所アンケート調査票	203
一時保護所アンケート調査票	211
児童養護施設アンケート調査票	219
子どもシェルターアンケート調査票	227



# 第I章 調査研究の実施概要

## 1. 実施目的

一時保護は、児童相談所長または都道府県知事が必要と認めた時、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、あるいは、子どもの心身の状況、置かれている環境その他の状況を把握するために行われる行政処分である（児童福祉法第33条）。一時保護中の子どもの権利は最大限保障されなければならないが、様々な問題点や課題が指摘されているのが現状である。

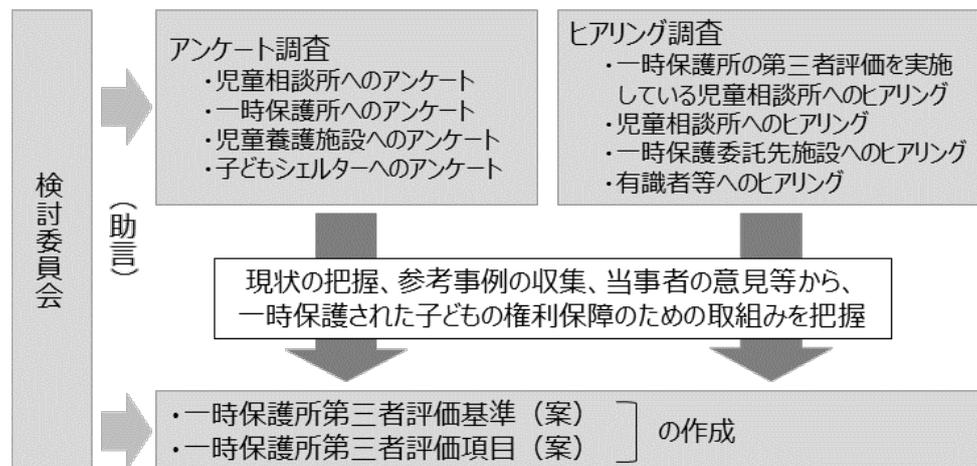
例えば、新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）では、子どもの生活の質を担保する支弁が限られている、職員の配置が不十分、学校に通うことができないことが多く教育権の保障の観点から問題がある、地域によってケアの質の格差がみられる等の問題点が挙げられている。また、格差が生じている要因のひとつとして、外部からの評価がなかったことが挙げられている。これらを踏まえ、同ビジョンでは、日本全国どこにいても、一時保護において子どもの権利が守られ、必要なケアが提供されるためには、早急な抜本的改革が必要と指摘されている。

しかしながら、全国の一時的保護の現状について明らかにした調査は少ない。本調査研究は、今後、一時保護の改革を検討するにあたり、現状を整理するとともに、一時保護の第三者評価で用いる評価基準等を作成することを目的として実施した。

## 2. 調査研究の全体構成

本調査研究の全体構成は以下の通り。アンケート調査とヒアリング調査を通じ、一時保護に関する現状の把握、参考事例の収集、当事者の意見等から、一時保護された子どもの権利保障のための取組みを把握した。その上で、第三者評価基準（案）及び第三者評価項目（案）を作成した。また、有識者からなる検討委員会を設置し、調査研究全般にわたって助言を得た。

図1 本調査研究の全体構成



## 第Ⅱ章 検討委員会

### 1. 設置目的

調査の進め方や内容、分析方法、及び第三者評価基準のあり方についての助言を得るため、有識者 5 名からなる研究会を設置した。

### 2. 構成委員

委員会の構成委員は、以下の通り。

(五十音順、敬称略)

氏名	役職
◎安部 計彦	西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
坪井 節子	社会福祉法人カリヨン子どもセンター 理事長・弁護士
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター えがお館 所長
茂木 健司	群馬医療福祉大学 社会福祉学部 専任講師
和田 一郎	花園大学 社会福祉学部 児童福祉学科 准教授

◎座長

### 3. 開催概要

委員会の開催概要は、以下の通り。

回	日時	主な検討内容
第1回	2017年12月28日(木)	(1) 事業実施概要について —アンケート調査、ヒアリング調査の調査対象について (2) アンケート調査項目について
第2回	2018年1月31日(水)	(1) ヒアリング調査結果報告について (2) 一時保護所第三者評価項目(案)について
第3回	2018年3月6日(火)	(1) 一時保護所第三者評価項目(案)について (2) ヒアリング調査結果報告について
第4回	2018年3月27日(火)	(1) アンケート調査報告について (2) ヒアリング調査結果について (3) 一時保護所第三者評価項目(案)について (4) 報告書構成について

## 第 III 章 アンケート調査

### 1. アンケート調査の実施概要

#### (1) 調査対象・客体数

一時保護における子どもの権利保障に関する実態と課題、今後の方向性、一時保護所の職員の人材育成の現状、第三者評価の取組み等について把握するため、児童相談所（一時保護所が設置されていない児童相談所も含む）及び一時保護を受託する施設（児童養護施設等）、子どもシェルターに対するアンケート調査を実施した。作成した調査票は以下の 4 種類である。

- 児童相談所票
  - 全国の児童相談所（210 箇所）を対象として実施（悉皆調査）。
- 一時保護所票
  - 全国の一時保護所（136 箇所）を対象として実施（悉皆調査）。
- 児童養護施設票
  - 一時保護専用施設を有しており、平成 29 年度に一時保護実施特別加算を算定している 14 施設を対象として実施。
- 子どもシェルター票
  - 一時保護専用の設備を有する自立援助ホーム（通称「子どもシェルター」）16 施設（休止中の施設を 1 件含む）を対象として実施。

#### (2) 調査期間

平成 30 年 3 月 5 日～3 月 28 日に実施した。

#### (3) 調査方法

各調査対象とも、郵送法（郵送配布、郵送回収）で個々の機関に対して直接調査を実施した。なお、調査趣旨説明と回収率向上のため、発送直後に全児童相談所へ電話で協力依頼を行った。

#### (4) 回収状況

図 2 アンケート調査の回収状況

	児童相談所票	一時保護所票	児童養護施設票	子どもシェルター票
発送数	210 件	136 件	14 件	16 件
回収数	149 件	89 件	8 件	16 件
回収率	71.0%	65.4%	57.1%	100.0%

## 2. 児童相談所へのアンケート調査結果

### (1) 実施概要

#### ① 調査対象・件数

- 調査対象：全国の児童相談所（悉皆調査）
- 調査件数
  - 210 施設

#### ② 回収状況

- 149 施設（71.0%）

#### ③ 実施期間

- 2018年3月5日～3月28日

### (2) 結果概要

全国の児童相談所の特徴は以下のとおりである。

#### <児童相談所の概要>

- 回答のあった児童相談所の設置者は都道府県が約 87%、政令市等が約 12%
- 平成 28 年度の相談受付件数の平均は 1,879 件
- 所内一時保護の平成 28 年度中の受付件数の平均は 115.7 件、対応件数の平均は 106.0 件  
受付件数のうち、6～11 歳が約 33%、12～14 歳が約 30%を占める
- 一時保護委託件数の平均は 71.8 件、そのうち 0～5 歳が約 47%を占める  
また、委託先では児童養護施設が約 40%、里親が約 19%、乳児院が約 17%を占める
- 児童相談所の職員数は、常勤が平均で 25.5 人、非常勤が 11.4 人、うち児童福祉司は常勤の平均が 12.9 人、非常勤で 0.3 人、児童心理司は常勤で 5.1 人、非常勤で 1.0 人となっており、児童福祉司は大半が常勤のところが多いことがうかがえる

#### <子どもへの説明や同意、弁護士とのかかわり>

- 一時保護の必要性について子どもへの説明を行うのは、平日昼間は大半が「担当児童福祉司（約 87%）」となっているが、時間外は「担当児童福祉司」が 47%にとどまり、その他では「一時保護所職員」や「管理職」などが行っている
- 一時保護の必要性について子ども本人の同意の有無は、「必ず本人の同意を確認する」のは約 63%にとどまり、「同意を確認しないこともある」が約 34%ある
- 一時保護した子どもに対して児童相談所職員の接触頻度は、所内一時保護の場合は、約 64%が「週に数回」かかっているのに対し、一時保護委託の場合は、「週 1 回程度」が約 44%と、一時保護委託では、児童相談所の職員と子どものかかわりの頻度が低くなっている
- 児童相談所の職員の一時保護した子どもの観察会議への出席については、「必ず出席している」のは約 24%であるのに対し、「出席していない」割合が約 36%となっており、一時保護所の職員と児童相談所の職員の、子どもに関する情報や処遇方針の共有などの貴重な場である観察会議が有効に活用されていないところが多いことがうかがえる
- 弁護士の配置及び連携の現状では、「弁護士会や弁護士事務所との契約等」が 57%、「非常勤として配

置」が約31%となっている

- ・児童相談所に配置している弁護士や、弁護士会や弁護士事務所と契約している弁護士が一時保護に同行することがあるのは約8%、援助方針会議へ必ず出席しているのは約13%、一時保護している子ども（所内、委託）に面会することがあるのは約21%であった
- ・一時保護している子どもが希望した場合に弁護士に相談できるかは、約62%が「相談できるが、実際にはしていない」となっており、「相談でき、実際にしている」のは約18%にとどまっている

<一時保護委託のメリット、デメリットについて>

- ・子どもの立場からみた一時保護委託のメリットとして、「通園・通学ができる」が約63%、「制限の少ない環境で過ごすことができる」が47%であるのに対し、デメリットとしては「安全性が十分でない」が約56%となっている

<一時保護所の設置や第三者評価について>

- ・一時保護所を設置しているのは約60%、今後「管轄内に一時保護所の設置が必要」とするのは53%
- ・一時保護所を併設していない児童相談所の苦勞として、大半が「心理診断や職員が面接するのに時間や経費がかかる」「一時保護所までの距離が遠いので移送に時間がかかる」「夜間や緊急時の入所の際の移送が大変」を挙げている
- ・一時保護所の自己評価を実施しているのは約9%（8施設）、第三者評価を実施しているのは約6%（5施設）にとどまる

第三者評価受審の効果として、「良い点・改善点などを知ることができる」「職員の意識の向上につながっている」を挙げるところが多い

- ・第三者評価のあるべき姿としては、実施の頻度としては、「1年に1度以上」が最も高く約35%、評価者としては「外部評価機関」が57%、評価にあたり意見を徴収される者として「子ども」を挙げているのは約60%となっている。また、子どもからの意見徴収方法として「アンケート（約71%）」「個別ヒアリング（約57%）」の割合が高い

また、今回のアンケート調査で回答のあった、全国の一時保護委託をした子ども（1施設につき直近の10人まで）の状況は以下のとおりである。

<回答のあった全国の一時保護委託をした子どもの状況について>

- ・一時保護委託をした子どもの平均年齢は6.9歳、「1～5歳」の割合が約30%、「6～11歳」の割合が約23%であった
- ・性別はおおむね同割合であるが、15歳以上では「女」が約63%を占める
- ・委託先は、「児童養護施設」が約39%、「乳児院」が約20%、「里親」が約19%  
年齢別では、「0歳」では約59%が「乳児院」であるが、「1～5歳」「6～11歳」「12～14歳」は「児童養護施設」の割合が約42～67%と最も高い
- ・相談種類は「児童虐待」が約49%、「養護（その他）」が約43%、年齢が高くなるにつれ「非行」の割合がやや高くなる
- ・一時保護の日数は平均16.7日、15日以上が約31%を占める
- ・一時保護委託をした理由としては、「基本的な生活習慣が自立していない子どものため」が約32%、「一

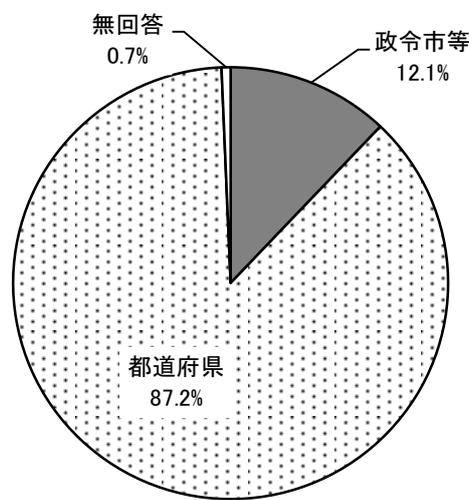
時保護所に空きがなかったため」が約 22%であるが、年齢別では「0歳」の大半が「基本的な生活習慣が自立していない子どものため（約 85%）」としているのに対し、「6～11歳」は、「一時保護所に空きがなかったため」が約 37%を占める。その他年齢が高くなるにつれ、「通園、通学保障のため」の割合が高くなっている

### (3) 児童相談所の概要について

#### ① 問 1 直近の国勢調査時点の管轄人口（児童相談所の設置者）

児童相談所の設置者をみると、「都道府県」が 87.2%、「政令市等」が 12.1%となっている。

図 3 児童相談所の設置者 (n=149)



#### ② 問 2 平成 28 年度の相談受付件数、一時保護件数

##### i. 相談件数

平成 28 年度の相談受付件数をみると、平均で 1,879 件となった。

図 4 相談受付件数

	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
相談件数	146	1,879	1,356	7,662	78

※回答数は無回答を除く

## ii. 一時保護件数

### 所内一時保護

所内一時保護の平均をみると、「平成27年度末継続保護」は8.0件、「受付（平成28年度中）」は115.7件、「対応件数（平成28年度中）」は106.0件、「対応延日数（平成28年度中）」は2,950.7日、「平成28年度末継続保護」は7.2件であった。

受付（平成28年度中）の平均の内訳を年齢別にみると、「6～11歳（38.7件）」で33.4%、「12～14歳（34.2件）」で29.6%であった。

図5 所内一時保護の受付・対応件数

（単位：件、延日数：日）

			平成27年度末継続保護	受付（平成28年度中）				対応（平成28年度中）		平成28年度末継続保護
				0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計	延日数	
養護	児童虐待	回答数	135	140	140	140	140	140	140	137
		平均値	4.6	11.7	22.7	14.2	8.1	54.4	1,731.2	3.9
		最大値	38.0	175.0	233.0	105.0	62.0	503.0	15,949.0	37.0
		最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	回答数	135	140	140	140	140	140	140	137
		平均値	1.9	6.5	10.0	7.1	5.5	28.1	650.1	1.7
		最大値	16.0	74.0	60.0	53.0	37.0	181.0	5,808.0	17.0
		最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
障害	回答数	135	140	140	140	140	140	140	137	
	平均値	0.0	1.0	0.3	0.2	0.2	0.5	7.4	0.0	
	最大値	1.0	143.0	22.0	6.0	5.0	10.0	162.0	1.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
非行	回答数	135	140	140	140	140	140	140	137	
	平均値	0.9	0.0	1.6	7.9	4.7	13.5	332.3	0.9	
	最大値	8.0	1.0	29.0	54.0	28.0	79.0	2,150.0	7.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
育成	回答数	135	140	140	140	140	140	140	137	
	平均値	0.6	1.0	3.1	4.4	2.5	8.8	211.0	0.5	
	最大値	5.0	122.0	69.0	66.0	43.0	55.0	2,001.0	8.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
保健・その他	回答数	135	140	140	140	140	140	140	137	
	平均値	0.0	0.9	1.0	0.6	0.5	0.8	18.8	0.1	
	最大値	2.0	109.0	103.0	44.0	36.0	23.0	621.0	6.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	回答数	135	140	140	140	140	140	140	137	
	平均値	8.0	21.2	38.7	34.2	21.6	106.0	2,950.7	7.2	
	最大値	63.0	624.0	422.0	276.0	191.0	806.0	22,576.0	51.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

※回答数は無回答を除く

## 一時保護委託

一時保護委託件数の平均をみると、「平成27年度末継続保護」は4.5件、「委託（平成28年度中）」は71.8件、「平成28年度末継続保護」は6.4件であった。

委託（平成28年度中）の平均の内訳を年齢別にみると、「0～5歳（33.7件）」で46.9%、「6～11歳（17.3件）」で24.1%であった。

図6 一時保護委託件数

(単位：件)

			平成27 年度末 継続保護	委託（平成28年度中）				平成28 年度末 継続保護
				0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
養護	児童虐待	回答数	137	142	142	142	142	138
		平均値	2.7	15.5	8.3	4.9	4.5	3.7
		最大値	24.0	137.0	71.0	28.0	27.0	100.0
		最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	回答数	137	142	142	142	142	138
		平均値	1.5	17.9	7.8	3.2	3.0	2.0
		最大値	10.0	111.0	156.0	23.0	23.0	17.0
		最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
障害	回答数	137	142	142	142	142	138	
	平均値	0.1	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	
	最大値	3.0	8.0	7.0	5.0	12.0	3.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
非行	回答数	137	142	142	142	142	138	
	平均値	0.1	0.0	0.2	1.3	1.4	0.2	
	最大値	2.0	0.0	6.0	21.0	13.0	5.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
育成	回答数	137	142	142	142	142	138	
	平均値	0.1	0.1	0.5	0.8	1.0	0.3	
	最大値	2.0	5.0	9.0	8.0	11.0	6.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
保健・その他	回答数	137	142	142	142	142	138	
	平均値	0.0	0.2	0.3	0.1	0.1	0.0	
	最大値	1.0	15.0	27.0	8.0	5.0	3.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	回答数	137	142	142	142	142	138	
	平均値	4.5	33.7	17.3	10.6	10.2	6.4	
	最大値	33.0	259.0	228.0	50.0	55.0	127.0	
	最小値	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

※回答数は無回答を除く

## 一時保護委託先

一時保護委託先件数の平均をみると、「警察」で4.7件、「児童養護施設」で28.1件、「乳児院」で12.4件、「児童自立支援施設」で1.0件、「児童心理治療施設」で0.9件、「障害児関係施設」で4.4件、「その他の施設」で1.0件、「里親」で13.3件、「医療機関」で2.4件、「民間団体（NPO法人等）」で0.2件、「その他」で3.3件であった。

委託先の割合をみると、「児童養護施設（28.1件）」で39.2%、「里親（13.3件）」で18.5%、「乳児院（12.4件）」で17.3%であった。

図7 一時保護委託先件数

(単位：件)

		委託先（平成28年度中）											
		警察	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設	里親	医療機関	民間団体（NPO法人等）	その他	
養護	児童虐待	回答数	138	138	138	138	138	138	138	138	129	129	129
		平均値	2.1	14.4	5.6	0.4	0.5	1.8	0.5	5.0	1.1	0.1	1.7
		最大値	53.0	86.0	72.0	11.0	10.0	16.0	13.0	54.0	16.0	3.0	27.0
		最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	回答数	138	138	138	138	138	138	138	138	129	129	129
		平均値	1.3	12.2	6.8	0.2	0.2	1.8	0.3	7.2	0.7	0.1	1.0
		最大値	38.0	143.0	68.0	6.0	3.0	34.0	7.0	52.0	15.0	4.0	14.0
		最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
障害	回答数	138	138	138	138	138	138	138	138	129	129	129	
	平均値	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	
	最大値	1.0	11.0	1.0	0.0	0.0	11.0	1.0	1.0	10.0	0.0	2.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
非行	回答数	138	138	138	138	138	138	138	138	129	129	129	
	平均値	1.1	0.6	0.0	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	
	最大値	24.0	7.0	0.0	12.0	1.0	2.0	2.0	5.0	3.0	2.0	9.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
育成	回答数	138	138	138	138	138	138	138	138	129	129	129	
	平均値	0.2	0.7	0.0	0.1	0.2	0.3	0.0	0.4	0.2	0.0	0.3	
	最大値	11.0	9.0	2.0	5.0	4.0	4.0	2.0	7.0	5.0	2.0	3.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
保健・その他	回答数	138	138	138	138	138	138	138	138	129	129	129	
	平均値	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	
	最大値	1.0	13.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	28.0	2.0	3.0	2.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	回答数	138	138	138	138	138	138	138	138	129	129	129	
	平均値	4.7	28.1	12.4	1.0	0.9	4.4	1.0	13.3	2.4	0.2	3.3	
	最大値	81.0	231.0	141.0	26.0	14.0	37.0	19.0	97.0	33.0	7.0	42.0	
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

※回答数は無回答を除く

※その他の区分は平成29年度福祉行政報告例第47表の区分と異なるため、「医療機関」、「民間団体（NPO法人等）」、「その他」は他の区分と回答数が異なる。

### ③ 問3 職員体制について

#### i. 児童相談所の職員数

児童相談所の職員数をみると、常勤職員は平均で25.5人、非常勤職員は11.4人であった。

うち、児童福祉司は常勤で12.9人、非常勤で0.3人、児童心理司は常勤で5.1人、非常勤で1.0人であった。

図8 児童相談所職員数 (n=149)

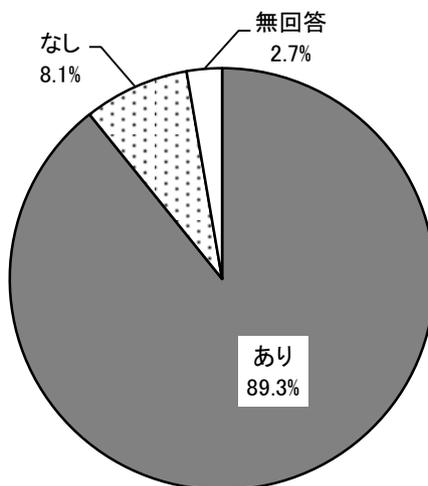
	常勤					非常勤				
	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
職員数合計	141	25.5	22	113	4	130	11.4	7	123	0
うち児童福祉司	141	12.9	10	53	1	130	0.3	0	16	0
うち児童心理司	141	5.1	5	18	1	130	1.0	0	11	0

※回答数は無回答を除く

#### ii. 福祉職採用の有無

自治体での福祉職採用の有無をみると、「あり」が89.3%、「なし」が8.1%となっている。

図9 福祉職採用の有無 (n=149)



#### ④ 問4 一時保護の必要性について子どもへの説明と同意

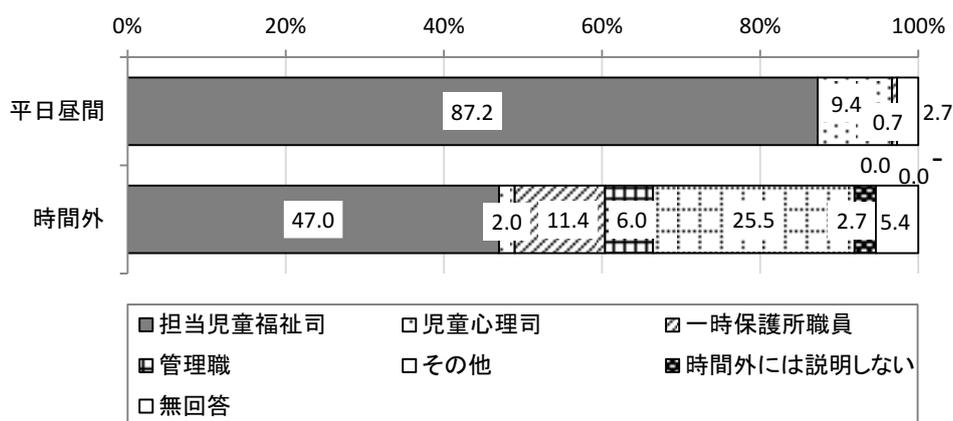
##### i. 一時保護の必要性を説明する職員:平日昼間、時間外

平日昼間に一時保護の必要性を説明する職員をみると、「担当児童福祉司」の割合が最も高く 87.2%となっている。次いで、「児童心理司 (9.4%)」となった。

一方、時間外（夜間・休日）に一時保護の必要性を説明する職員をみると、「担当児童福祉司」の割合が最も高く 47.0%となっている。次いで、「その他 (25.5%)」「一時保護所職員 (11.4%)」となっている。

また、「その他」では、「夜間休日当番職員」「一時保護に立ちあつた職員」等が挙げられていた。

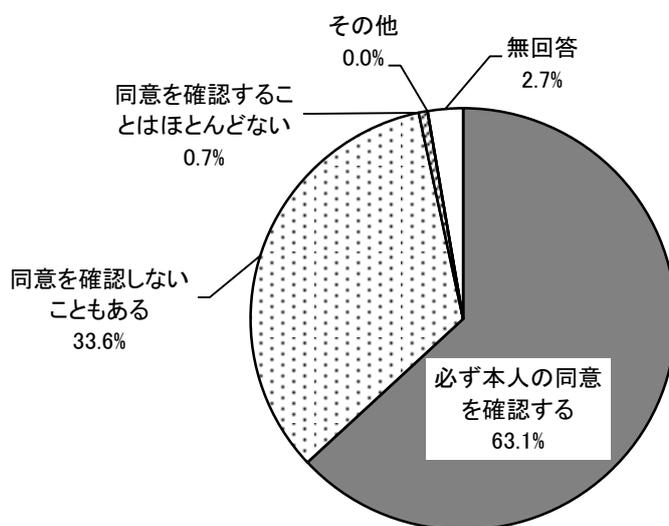
図 10 一時保護の必要性を説明する職員:平日昼間、時間外 (n=149)



##### ii. 一時保護の必要性について子ども本人の同意の有無

一時保護の必要性について子ども本人の同意の有無をみると、「必ず本人の同意を確認する」の割合が最も高く 63.1%となっている。次いで、「同意を確認しないこともある (33.6%)」「同意を確認することはほとんどない (0.7%)」となっている。

図 11 一時保護の必要性について子ども本人の同意の有無 (n=149)



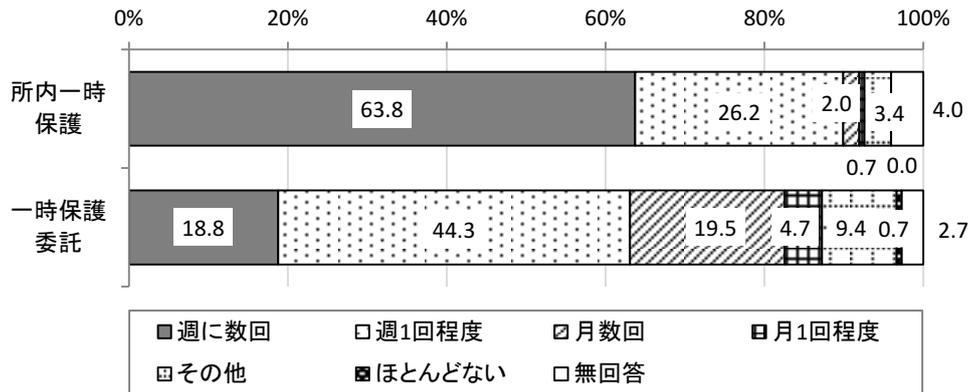
⑤ 問5 一時保護した子どもと児童相談所職員のかかわり

i. 一時保護した子どもに対する接触の頻度:所内一時保護、一時保護委託

一時保護した子どもに対する接触の頻度をみると、所内一時保護の場合は、「週に数回」の割合が最も高く 63.8%となっている。次いで、「週1回程度 (26.2%)」となっている。

一方、一時保護委託の場合は、「週1回程度」の割合が最も高く 44.3%となっている。次いで、「月数回 (19.5%)」「週に数回 (18.8%)」となっている。

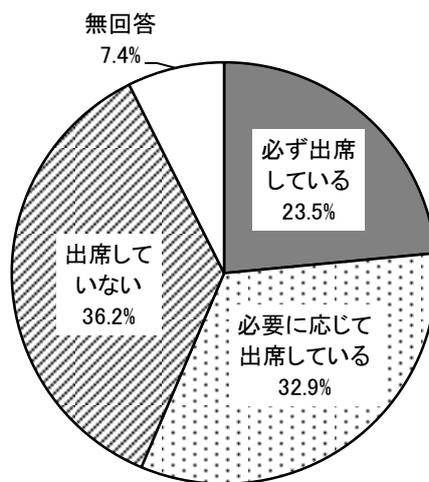
図 12 一時保護した子どもに対する接触の頻度:所内一時保護、一時保護委託 (n=149)



ii. 児童相談所職員の一時保護した子どもの観察会議への出席

児童相談所職員の、一時保護した子どもの観察会議への出席についてみると、「出席していない」の割合が最も高く 36.2%となっている。次いで、「必要に応じて出席している (32.9%)」「必ず出席している (23.5%)」となっている。

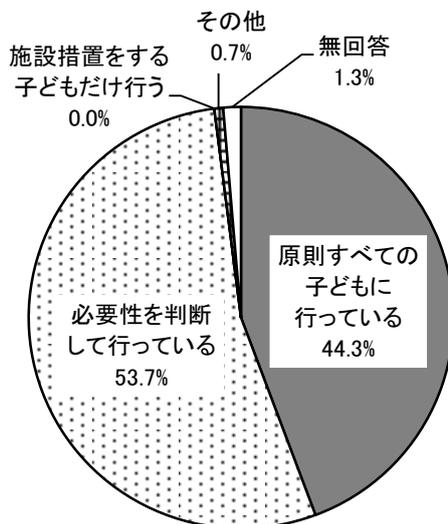
図 13 一時保護した子どもの観察会議への出席 (n=149)



### iii. 児童相談所職員の一時保護した子どもへの心理面接の有無

児童相談所職員の、一時保護した子どもへの心理面接の有無をみると、「必要性を判断して行っている」の割合が最も高く 53.7%となっている。次いで、「原則すべての子どもに行っている (44.3%)」となっている。

図 14 一時保護した子どもへの心理面接の有無 (n=149)

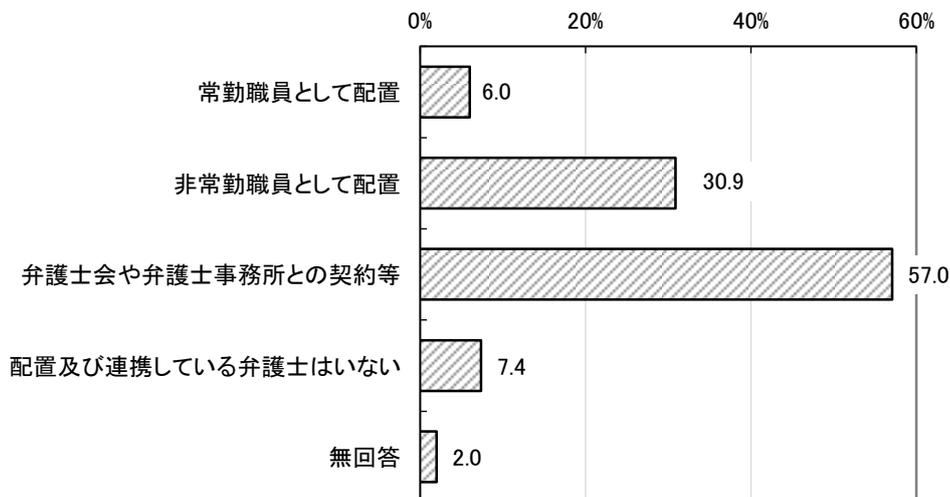


## ⑥ 問6 一時保護した子どもと弁護士のかかわりについて

### i. 弁護士の配置及び連携の現状

弁護士の配置及び連携の状況をみると、「弁護士会や弁護士事務所との契約等」の割合が最も高く 57.0%となっている。次いで、「非常勤職員として配置 (30.9%)」「配置及び連携している弁護士はいない (7.4%)」となっている。

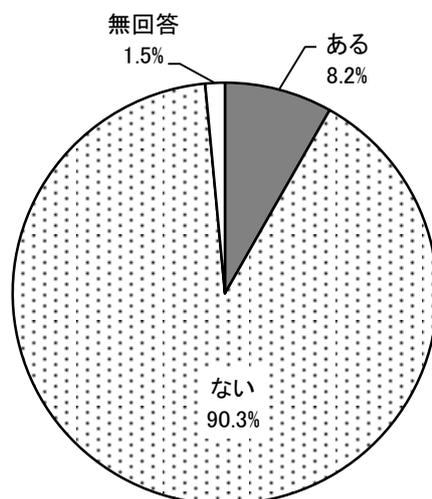
図 15 弁護士の配置及び連携の現状 (n=149 : 複数回答)



## ii. 弁護士が一時保護に同行することの有無

弁護士の配置状況として「1. 常勤職員として配置」「2. 非常勤職員として配置」「3. 弁護士会や弁護士事務所との契約等」を選択した児童相談所について、弁護士が一時保護に同行することの有無をみると、「ない」の割合が最も高く 90.3%となっている。次いで、「ある (8.2%)」となっている。

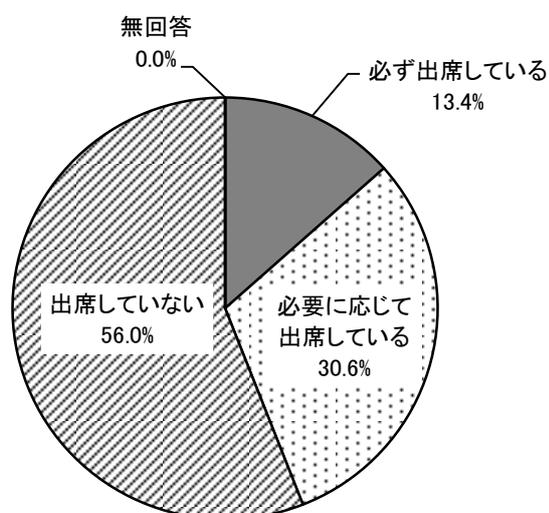
図 16 弁護士が一時保護に同行することの有無 (n=134)



## iii. 弁護士の援助方針会議への出席

弁護士の配置状況として「1. 常勤職員として配置」「2. 非常勤職員として配置」「3. 弁護士会や弁護士事務所との契約等」を選択した児童相談所について、弁護士の援助方針会議への出席についてみると、「出席していない」の割合が最も高く 56.0%となっている。次いで、「必要に応じて出席している (30.6%)」「必ず出席している (13.4%)」となっている。

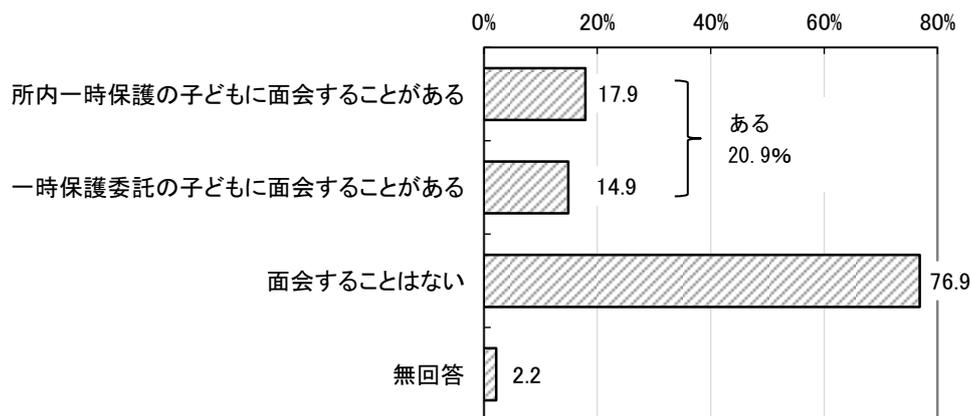
図 17 弁護士の援助方針会議への出席 (n=134)



#### iv. 弁護士が一時保護している子どもに面会することの有無

弁護士の配置状況として「1. 常勤職員として配置」「2. 非常勤職員として配置」「3. 弁護士会や弁護士事務所との契約等」を選択した児童相談所について、弁護士が一時保護している子どもに面会することの有無をみると、「面会することはない」が76.9%、「面会することがある」が20.9%となっている。「面会することがある」中では、「所内一時保護の子どもに面会することがある」が17.9%、「一時保護委託の子どもに面会することがある」が14.9%となっている。

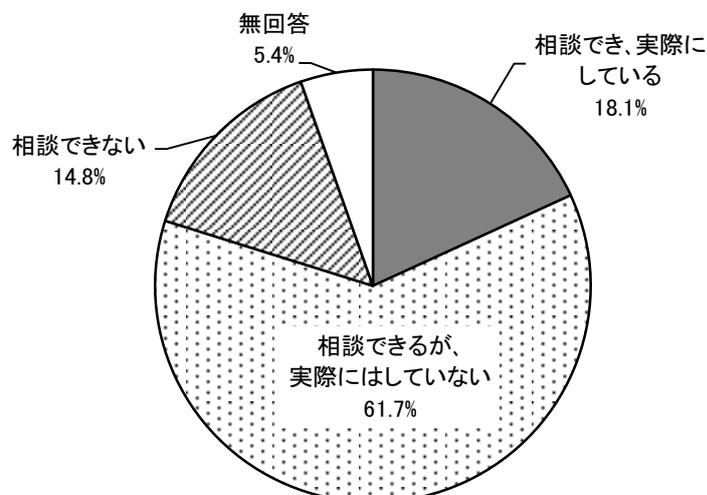
図 18 弁護士が一時保護している子どもに面会することの有無 (n=134 : 複数回答)



#### v. 一時保護している子どもが希望した場合に弁護士に相談できるか

一時保護している子どもが希望した場合に弁護士に相談できるかについてみると、「相談できるが、実際にはしていない」の割合が最も高く61.7%となっている。次いで、「相談でき、実際にしている (18.1%)」「相談できない (14.8%)」となっている。

図 19 一時保護している子どもが希望した場合に弁護士に相談できるか (n=149)



⑦ 問7 一時保護委託をおこなった子どもの概要（1施設につき直近10件まで）

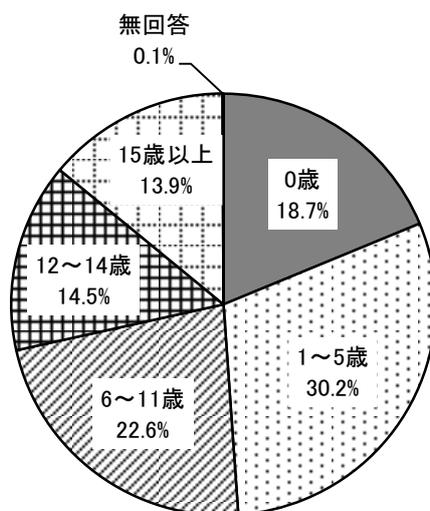
直近に一時保護委託をおこなった144施設1,393人の概要（各施設最大10人）について、以下のような結果となった。

i. 年齢

年齢をみると、「1～5歳」の割合が最も高く30.2%となっている。次いで、「6～11歳（22.6%）」「0歳（18.7%）」となっている。

平均年齢は6.9歳であった。

図 20 年齢（n=1,393）



## ii. 性別

性別は「男」が50.5%、「女」が48.5%であった。

年齢別にみると、「0歳」「1～5歳」では男女比はおおむね変わらないが、「6～11歳」「12～14歳」では男、「15歳以上」では女の割合が高くなっている。

図 21 性別 (n=1,393)

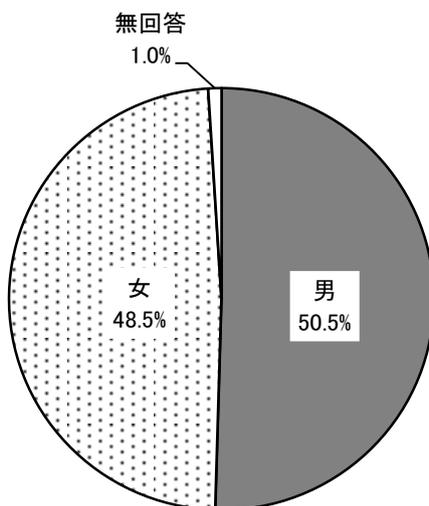


図 22 年齢別 性別

		合計	Q7-2 性別 (%)		
			男	女	無回答
全体		1393	50.5	48.5	1.0
Q7-1 年齢	0歳	261	46.0	52.5	1.5
	1～5歳	420	51.9	47.4	0.7
	6～11歳	315	58.1	41.0	1.0
	12～14歳	202	55.4	44.1	0.5
	15歳以上	194	35.6	62.9	1.5
	無回答	1	100.0	0.0	0.0

### iii. 委託先

委託先をみると「児童養護施設」の割合が最も高く 39.1%となっている。次いで、「乳児院（20.1%）」「里親（18.7%）」となっている。

年齢別にみると、「0歳」では「乳児院」の割合が最も高く 59.4%となっている。それ以外の年齢では「児童養護施設」の割合が最も高くなっている。

図 23 委託先 (n=1,393 : 複数回答)

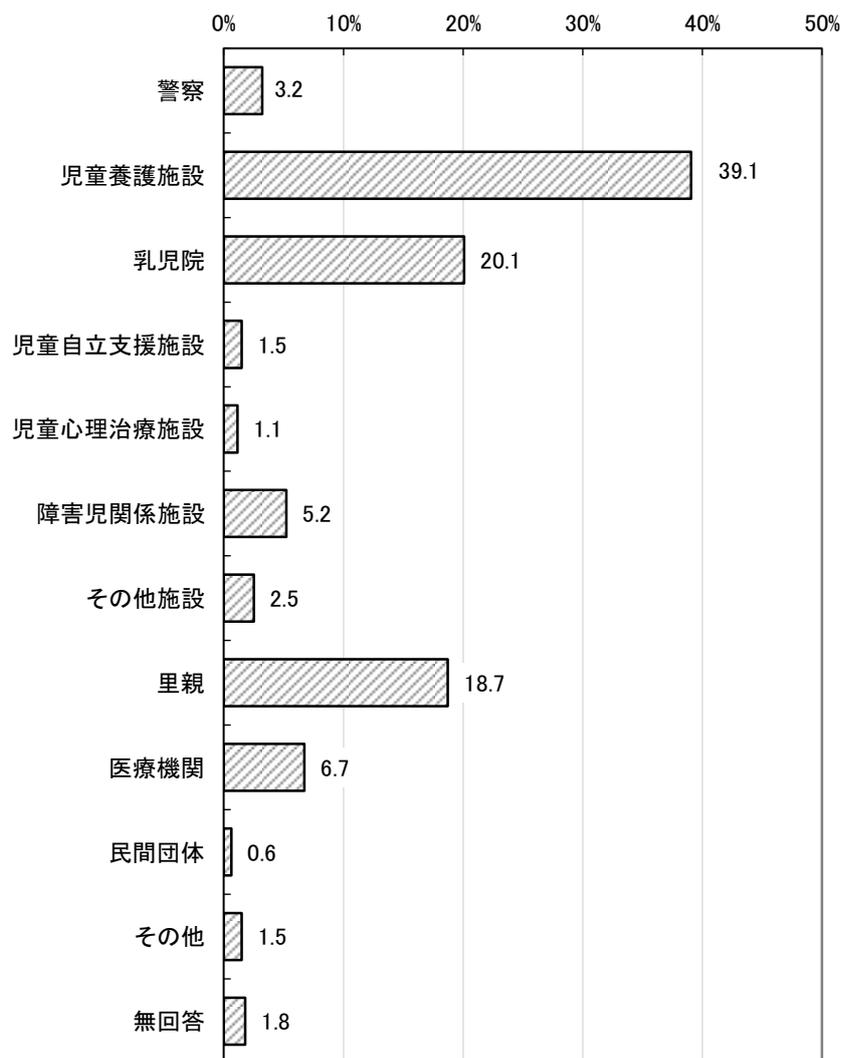


図 24 年齢別 委託先 (複数回答)

		合計	Q7-3 委託先 (％)											
			警察	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設	里親	医療機関	民間団体	その他	無回答
全体		1393	3.2	39.1	20.1	1.5	1.1	5.2	2.5	18.7	6.7	0.6	1.5	1.8
Q7-1 年齢	0歳	261	1.1	1.5	59.4	0.0	0.0	0.4	1.9	21.5	14.9	0.0	0.0	1.1
	1～5歳	420	0.2	42.1	29.0	0.0	0.0	2.9	1.4	22.1	1.9	0.0	0.7	1.9
	6～11歳	315	1.6	67.3	0.6	0.0	1.9	7.3	2.5	14.3	3.2	0.3	1.3	2.5
	12～14歳	202	8.4	41.1	0.0	4.5	4.5	9.9	2.0	17.8	10.4	0.0	1.5	2.5
	15歳以上	194	9.8	34.5	0.5	6.2	0.5	8.8	6.2	16.0	8.2	4.1	5.7	0.5
	無回答	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

#### iv. 相談種別

相談種別をみると、「児童虐待」の割合が最も高く 49.2%となっている。次いで、「養護(その他)(42.6%)」となっている。

年齢別にみると、「0歳」「1～5歳」では「児童虐待」「養護（その他）」がほぼ同割合になっているが、「6～11歳」「12～14歳」「15歳以上」では「児童虐待」の割合が最も高くなっている。また、年齢が高くなるにつれ、「非行」の割合が高くなっている。

図 25 相談種別 (n=1,393：複数回答)

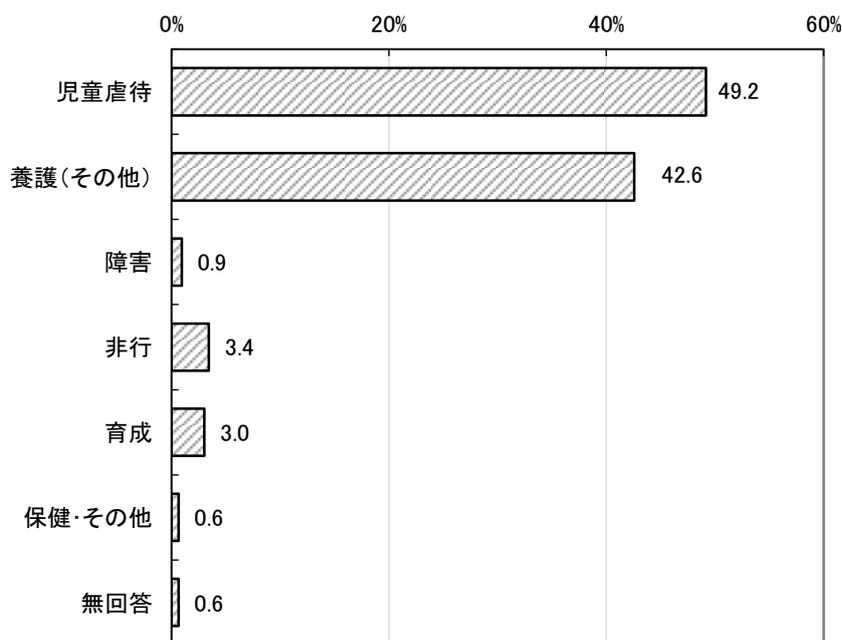


図 26 年齢別 相談種別 (複数回答)

		合計	Q7-4 相談種別 (%)						
			児童虐待	養護(その他)	障害	非行	育成	保健・その他	無回答
全体		1393	49.2	42.6	0.9	3.4	3.0	0.6	0.6
Q7-1 年齢	0歳	261	47.1	52.5	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0
	1～5歳	420	50.0	49.0	0.0	0.0	0.0	0.2	1.2
	6～11歳	315	53.3	41.3	1.3	0.6	2.9	1.0	0.3
	12～14歳	202	49.0	28.7	2.0	9.9	10.4	1.0	0.0
	15歳以上	194	43.8	31.4	2.6	13.4	6.2	1.0	1.5
	無回答	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

## v. 一時保護の日数

一時保護の日数を見ると、「15 日以上」の割合が最も高く 31.4%となっている。次いで、「1～7 日 (26.0%)」「0 日 (24.5%)」となっている。一時保護の日数は、平均で 16.7 日であった。

年齢別にみると、「12～14 歳」以外は「15 日以上」の割合が最も高く、「12～14 歳」では「1～7 日」「15 日以上」が同割合となっている。「15 歳以上」では一時保護の日数の平均が 20.1 日と、他の年齢に比べて最も長くなっている。

図 27 一時保護の日数 (n=1, 393)

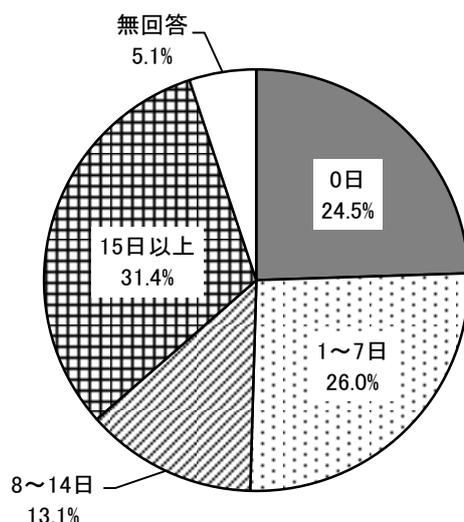


図 28 年齢別 一時保護の日数

	合計	Q7-5 一時保護の日数 (%)					平均日数	
		0日	1～7日	8～14日	15日以上	無回答		
全体	1393	24.5	26.0	13.1	31.4	5.1	16.7日	
Q7-1 年齢	0歳	261	28.7	22.6	13.0	29.5	6.1	15.3日
	1～5歳	420	26.2	24.8	12.4	31.4	5.2	15.7日
	6～11歳	315	24.8	23.5	15.6	32.4	3.8	17.8日
	12～14歳	202	21.3	29.7	12.9	29.7	6.4	15.4日
	15歳以上	194	18.0	33.0	10.8	34.0	4.1	20.1日
	無回答	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	3.0日

## vi. 一時保護委託を選択した理由

一時保護委託を選択した理由をみると「基本的な生活習慣が自立していない子どものため」の割合が最も高く 32.1%となっている。次いで、「一時保護所に空きがなかったため (21.8%)」となっている。

年齢別にみると、「0歳」「1～5歳」では「基本的な生活習慣が自立していない子どものため」が、「6～11歳」「12～14歳」では「一時保護所に空きがなかったため」の割合が最も高くなっている。また、「15歳以上」では「その他」「通園、通学保障のため」の割合が高くなっている。

図 29 一時保護委託を選択した理由 (n=1,393：複数回答)

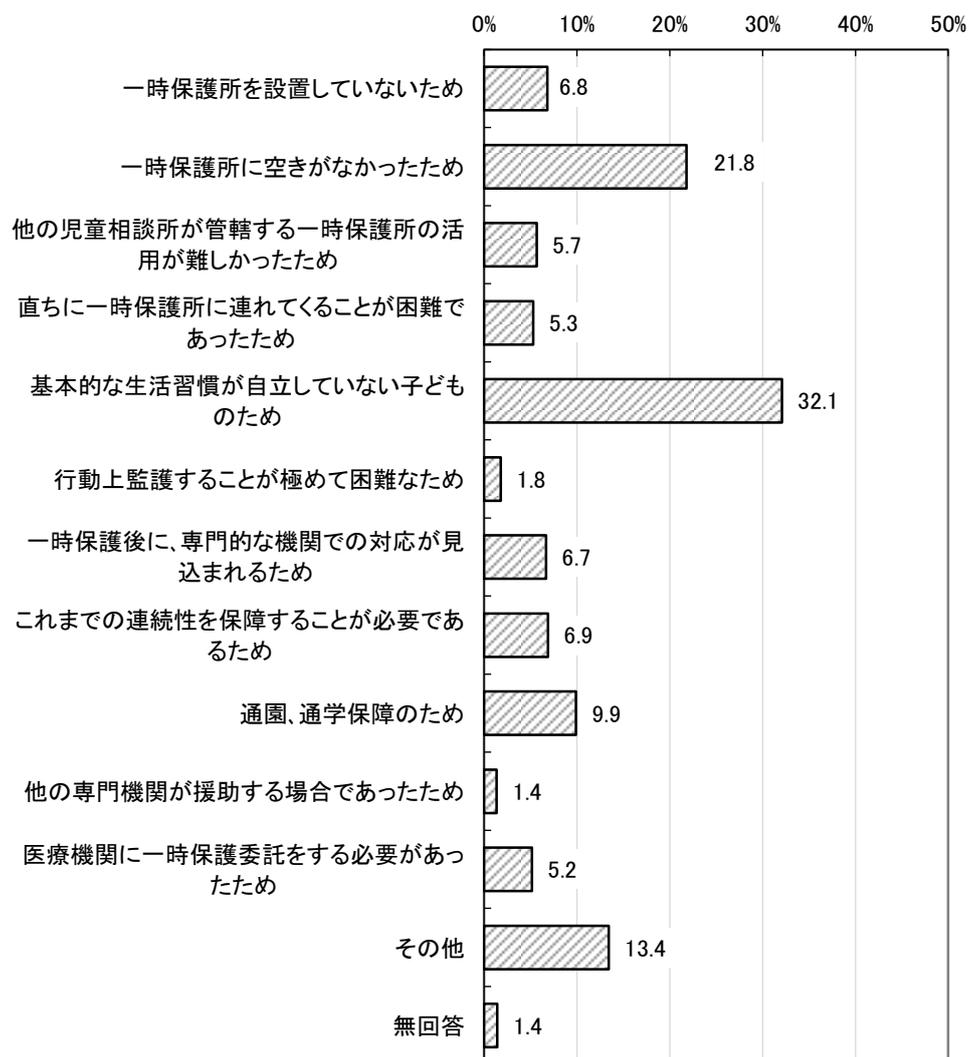


図 30 年齢別 一時保護委託を選択した理由（複数回答）

		合計	Q7-6 一時保護委託を選択した理由						（％）
			一時保護所を設置していないため	一時保護所に空きがなかったため	他の児童相談所が管轄する一時保護所の活用が難しかったため	直ちに一時保護所に連れてくることが困難であったため	基本的な生活習慣が自立していない子どものため	行動上監護することが極めて困難なため	
全体		1393	6.8	21.8	5.7	5.3	32.1	1.8	6.7
Q7-1 年齢	0歳	261	2.7	0.4	1.9	1.5	85.4	0.0	2.3
	1～5歳	420	6.0	23.6	5.0	2.1	47.4	0.5	4.3
	6～11歳	315	10.8	36.5	9.2	6.0	4.8	1.9	7.0
	12～14歳	202	7.9	27.7	6.9	9.4	2.5	4.5	10.9
	15歳以上	194	6.7	16.5	5.2	11.9	2.6	4.1	12.9
	無回答	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

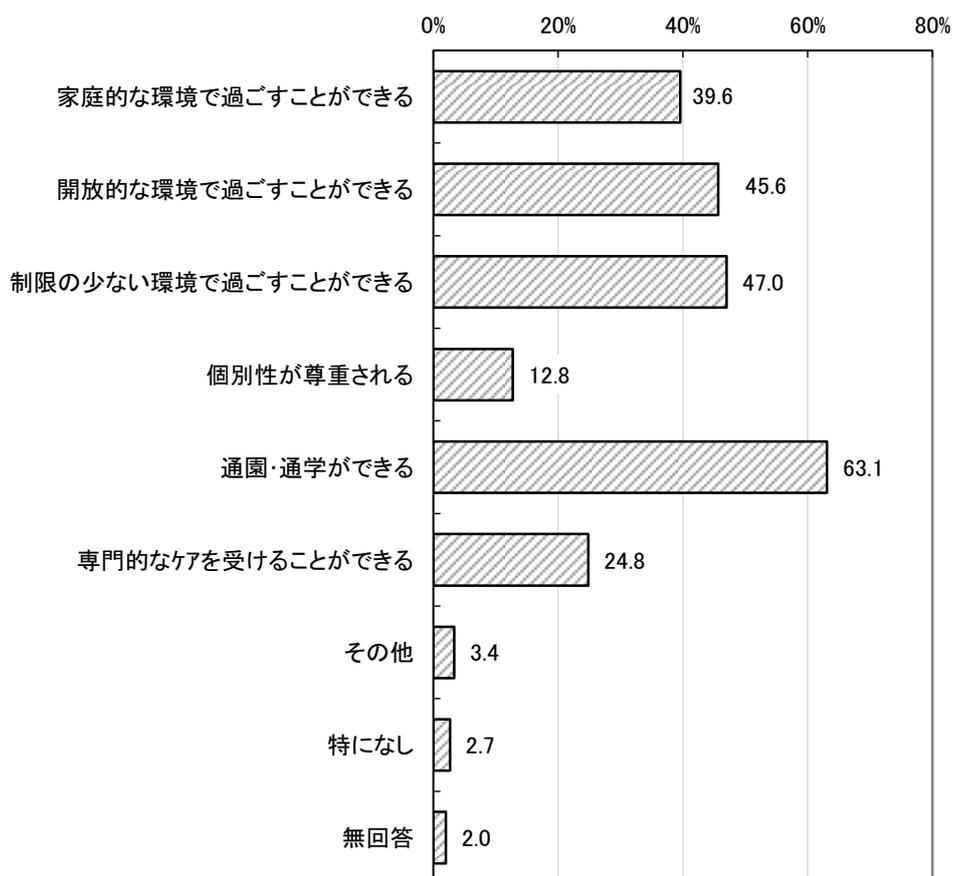
		合計	Q7-6 一時保護委託を選択した理由					（％）
			これまでの連続性を保障することが必要であるため	通園、通学保障のため	他の専門機関が援助する場合であったため	医療機関に一時保護委託をする必要があったため	その他	
全体		1393	6.9	9.9	1.4	5.2	13.4	1.4
Q7-1 年齢	0歳	261	0.8	0.0	1.1	11.5	4.2	0.0
	1～5歳	420	6.7	4.3	0.2	1.9	10.5	1.4
	6～11歳	315	10.2	13.7	0.3	2.9	17.5	1.9
	12～14歳	202	8.9	17.8	1.5	7.9	14.9	2.5
	15歳以上	194	8.2	21.1	5.7	4.6	24.2	1.5
	無回答	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

## ⑧ 問8 子どもの立場からみた一時保護委託のメリット、デメリット

### i. 所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のメリット

所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のメリットをみると「通園・通学ができる」の割合が最も高く 63.1%となっている。次いで、「制限の少ない環境で過ごすことができる (47.0%)」「開放的な環境で過ごすことができる (45.6%)」「家庭的な環境で過ごすことができる (39.6%)」となっている。

図 31 所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のメリット (n=149: 複数回答)

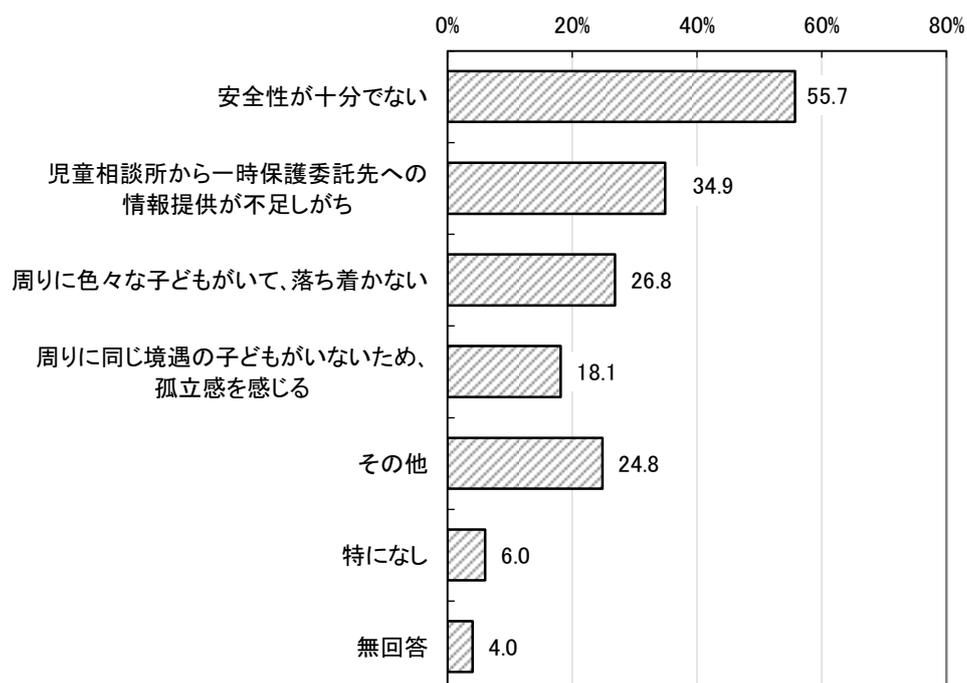


## ii. 所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のデメリット

所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のデメリットをみると、「安全性が十分でない」の割合が最も高く 55.7%となっている。次いで、「児童相談所から一時保護委託先への情報提供が不足しがち(34.9%)」「周りに色々な子どもがいて、落ち着かない (26.8%)」「その他 (24.8%)」となっている。

また、「その他」では「行動観察が十分にできない」「児童との接触の頻度が下がる」「子どもの特性に応じた配慮が難しい」等が挙げられていた。

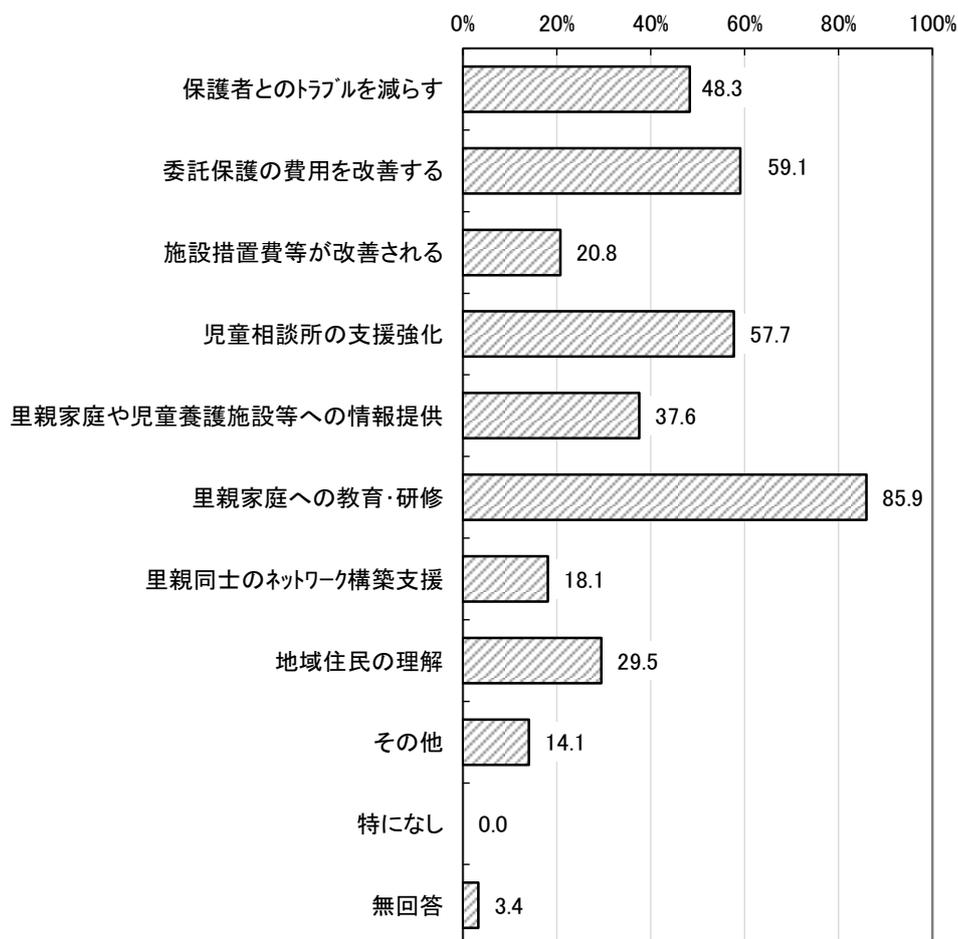
図 32 所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のデメリット (n=149 : 複数回答)



### ⑨ 問9 里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託を進めるために必要なこと

里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託を進めるために必要なことをみると、「里親家庭への教育・研修」の割合が最も高く 85.9%となっている。次いで、「委託保護の費用を改善する (59.1%)」「児童相談所の支援強化 (57.7%)」「保護者とのトラブルを減らす (48.3%)」となっている。

図 33 里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託を進めるために必要なこと (n=149 : 複数回答)

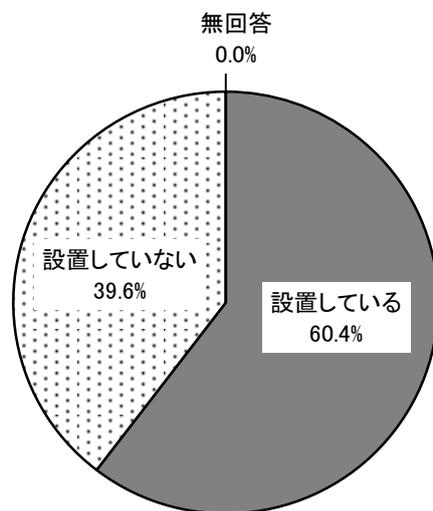


#### (4) 一時保護所について

##### ① 問 10 一時保護所設置の有無

一時保護所設置の有無をみると、「設置している」が 60.4%、「設置していない」が 39.6%であった。

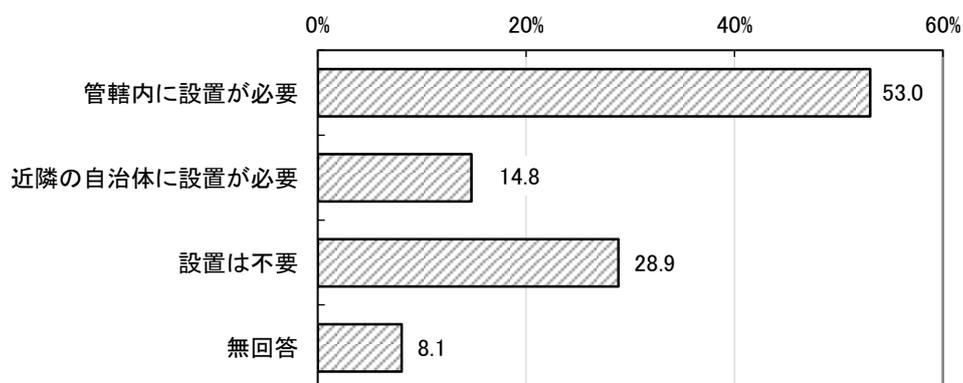
図 34 一時保護所設置の有無 (n=149)



##### ② 問 11 今後の一時保護所の設置の必要性

今後の一時保護所の設置の必要性をみると「管轄内に設置が必要」の割合が最も高く 53.0%となっている。次いで、「設置は不要 (28.9%)」「近隣の自治体に設置が必要 (14.8%)」となっている。

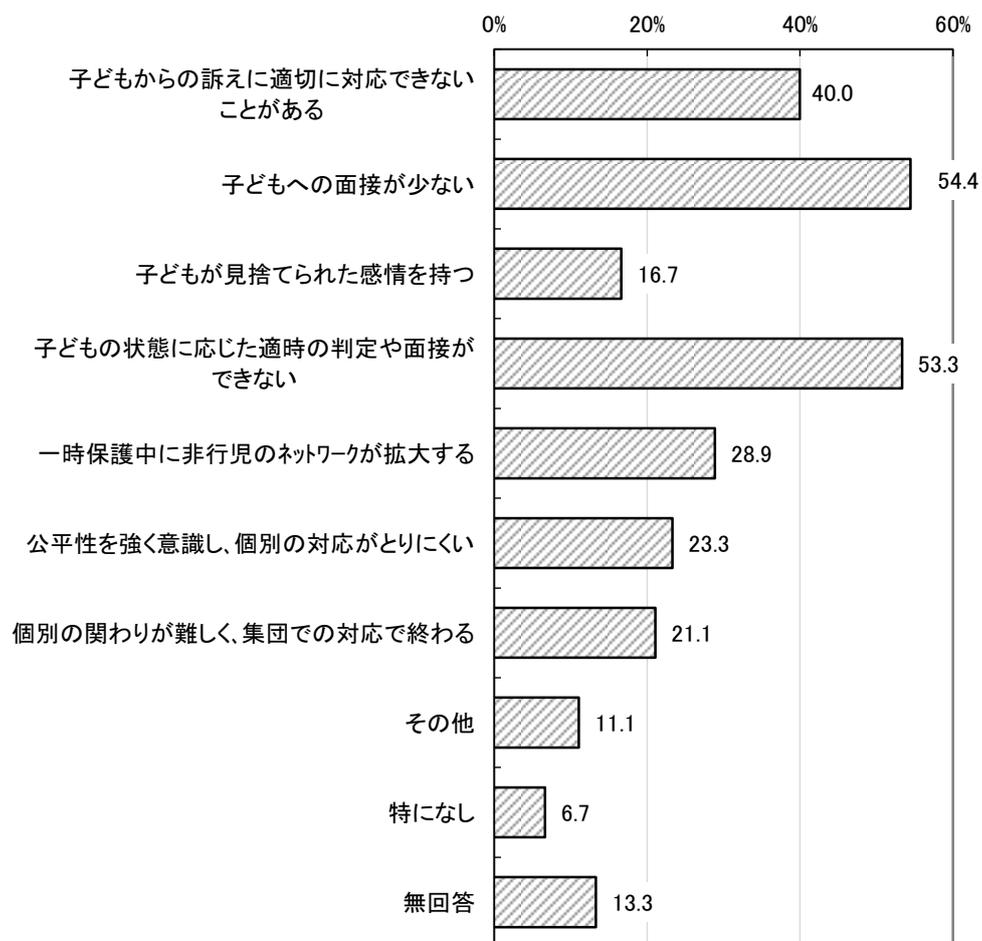
図 35 今後の一時保護所の設置の必要性 (n=149 : 複数回答)



### ③ 問 12 他の児童相談所から一時保護を受け入れる場合の苦勞

問 10 で一時保護所を「1. 設置している」と回答した児童相談所について、他の児童相談所から一時保護を受け入れる場合の苦勞をみると「子どもへの面接が少ない」の割合が最も高く 54.4%となっている。次いで、「子どもの状態に応じた適時の判定や面接ができない (53.3%)」「子どもからの訴えに適切に対応できないことがある (40.0%)」「子どもからの訴えに適切に対応できないことがある (40.0%)」となっている。

図 36 他の児童相談所から一時保護を受け入れる場合の苦勞 (n=90 : 複数回答)



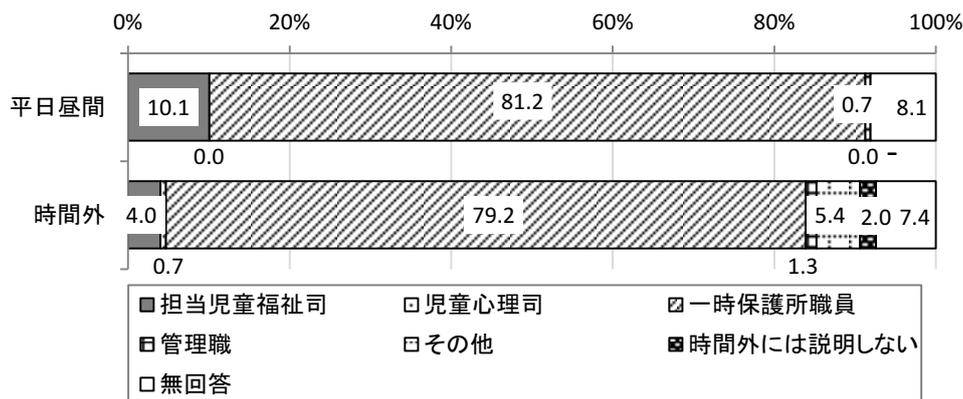
④ 問 13 一時保護所における生活の主な説明担当者

i. 一時保護所における生活の説明をする職員:平日昼間、時間外

平日昼間の一時保護所における生活の主な説明担当者を見ると、「一時保護所職員」の割合が最も高く 81.2%となっている。次いで、「担当児童福祉司 (10.1%)」「管理職 (0.7%)」となっている。

時間外では、「一時保護所職員」の割合が最も高く 79.2%となっている。次いで、「その他 (5.4%)」「担当児童福祉司 (4.0%)」となっている。

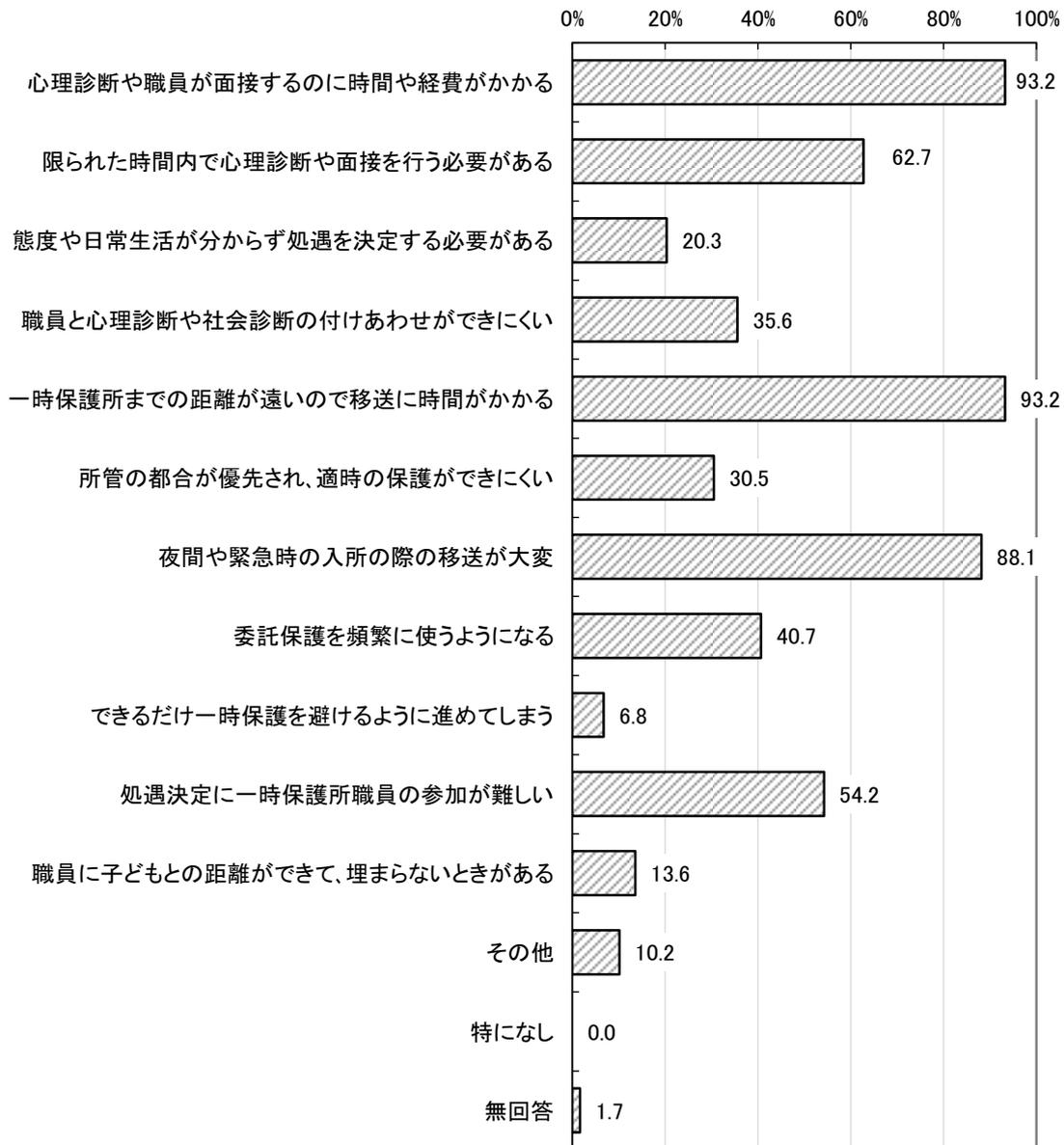
図 37 一時保護所における生活の説明をする職員:平日昼間、時間外 (n=149)



### ⑤ 問 14 一時保護所を併設していない児童相談所の苦勞

問 10 で一時保護所を「2. 設置していない」と回答した児童相談所について、一時保護所を併設していない場合の苦勞についてみると、「心理診断や職員が面接するのに時間や経費がかかる」「一時保護所までの距離が遠いので移送に時間がかかる」の割合が高く、それぞれ 93.2%となっている。次いで、「夜間や緊急時の入所の際の移送が大変（88.1%）」となっている。

図 38 一時保護所を併設していない児童相談所の苦勞 (n=59 : 複数回答)



## (5) 一時保護所の評価について

### ① 問 15 一時保護所を設置している児童相談所について

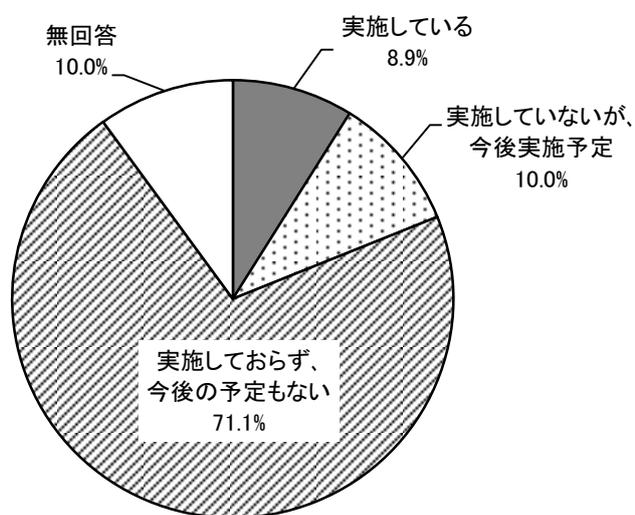
#### i. 一時保護所の自己評価の実施の有無

問 10 で一時保護所を「1. 設置している」と回答した児童相談所について、一時保護所の自己評価の実施の有無をみると「実施しておらず、今後の予定もない」の割合が最も高く 71.1%となっている。次いで、「実施していないが、今後実施予定 (10.0%)」「実施している (8.9%)」となっている。

実施している一時保護所では、最も早いところで 2008 年から、直近では 2018 年 1 月から実施しているとしている。

また、今後の実施予定としては、2018 年度、2019 年度とするところがあった。

図 39 一時保護所の自己評価の実施の有無 (n=90)



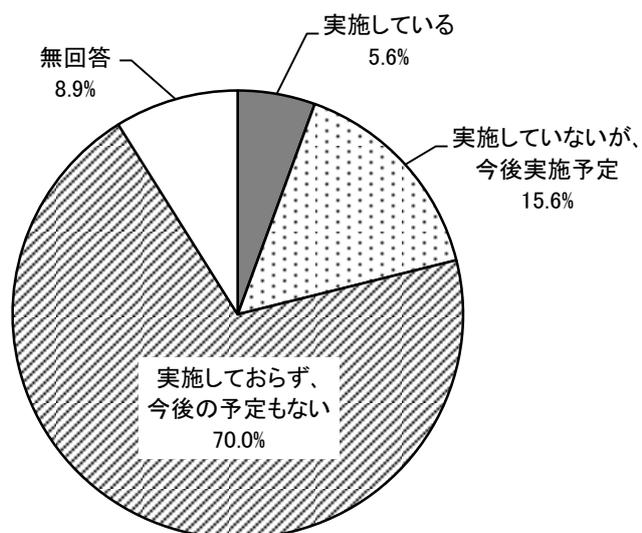
## ii. 一時保護所の第三者評価の実施の有無

問 10 で一時保護所を「1. 設置している」と回答した児童相談所について、一時保護所の第三者評価の実施の有無をみると「実施しておらず、今後の予定もない」の割合が最も高く 70.0%となっている。次いで、「実施していないが、今後実施予定 (15.6%)」「実施している (5.6%)」となっている。

実施している一時保護所では、自己評価同様、最も早いところで 2008 年から、直近では 2018 年 2 月から実施しているとしている。

また、今後の実施予定としては、2018 年度、2019 年度とするところがあった。

図 40 一時保護所の第三者評価の実施の有無 (n=90)



## ② 問 16 第三者評価の実施方法

問 15 (2) で一時保護所の第三者評価を「1. 実施している」と回答した5件について、以下のような結果となった。

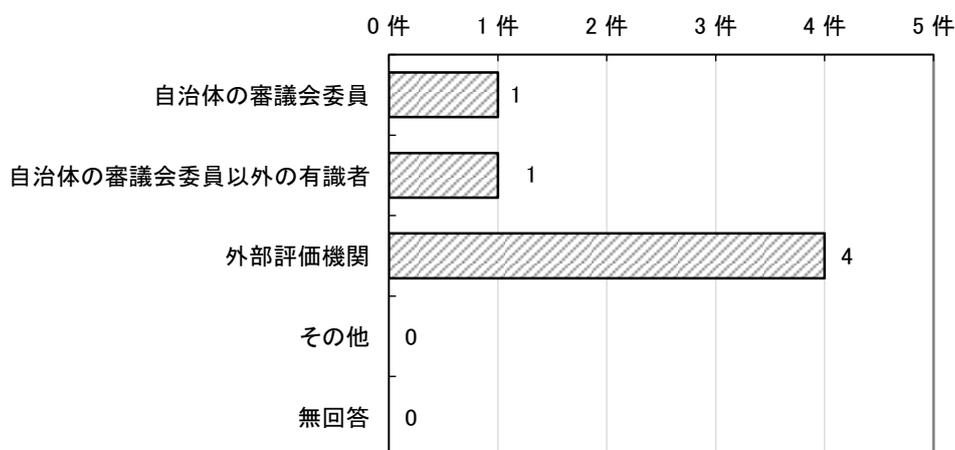
### i. 実施の頻度

実施の頻度については1年に1回が2件、4年に1回が1件、無回答が2件であった。

### ii. 第三者評価:評価者

第三者評価の評価者については、実施している5件のうち4つの施設が「外部評価機関」となっている。

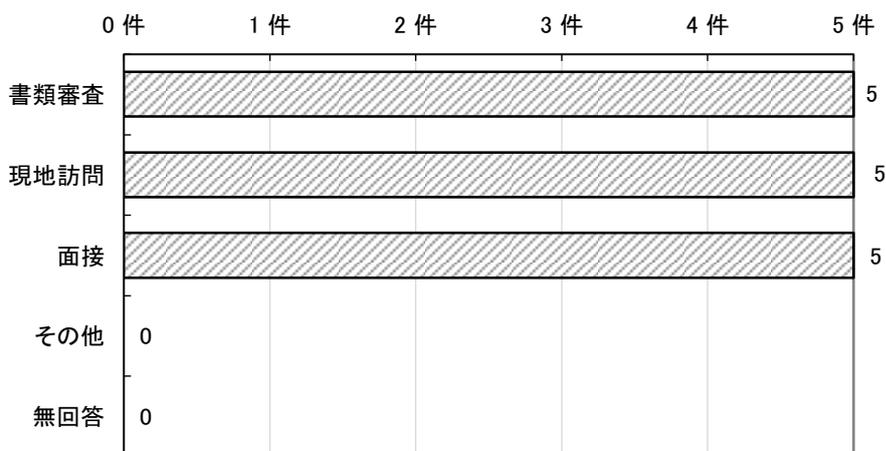
図 41 第三者評価:評価者 (n=5:複数回答)



### iii. 第三者評価:評価方法

いずれの施設も「書類審査」「現地訪問」「面接」にて評価を行っている。

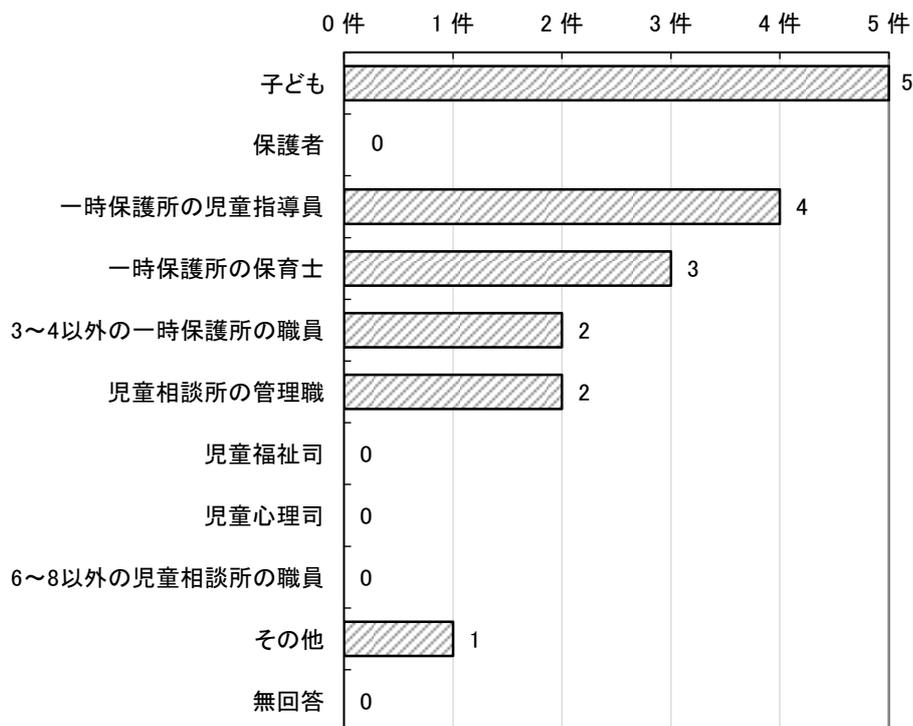
図 42 第三者評価:評価方法 (n=5:複数回答)



#### iv. 第三者評価:評価にあたり意見を聴取される者

評価にあたり意見を聴取される者については、「子ども」のみの意見を聴取している児童相談所と、「子ども」と「一時保護所の児童指導員」「一時保護所の保育士」「3～4以外の一時保護所の職員」「児童相談所の管理職」の意見を聴取している児童相談所であった。

図 43 第三者評価:評価にあたり意見を聴取される者 (n=5 : 複数回答)



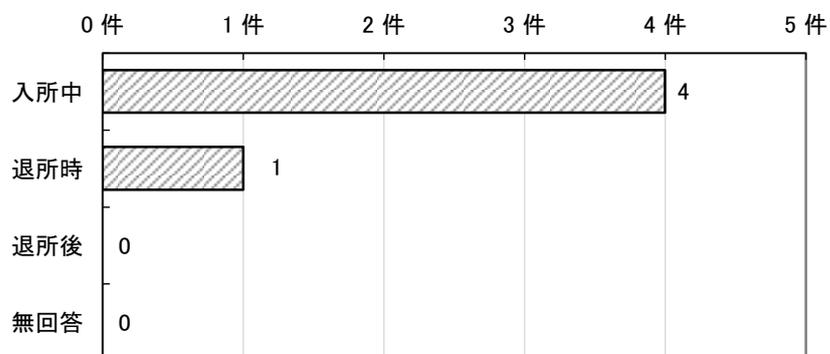
#### v. 受審のための費用

受審のための費用については、0円が1件、30万円が1件、無回答が3件であった。

#### vi. 第三者評価:子どもからの意見聴取のタイミング

子どもからの意見聴取のタイミングをみると、5件のうち4件が「入所中」、1件が「退所時」となった。

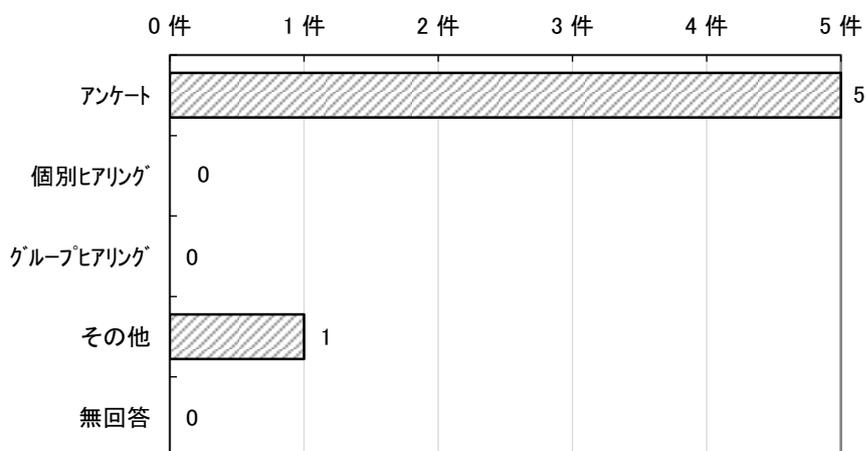
図 44 第三者評価:子どもからの意見聴取のタイミング (n=5 : 複数回答)



#### vii. 第三者評価:子どもからの意見聴取方法

子どもからの意見聴取方法をみると、いずれの児童相談所も「アンケート」で行っている。

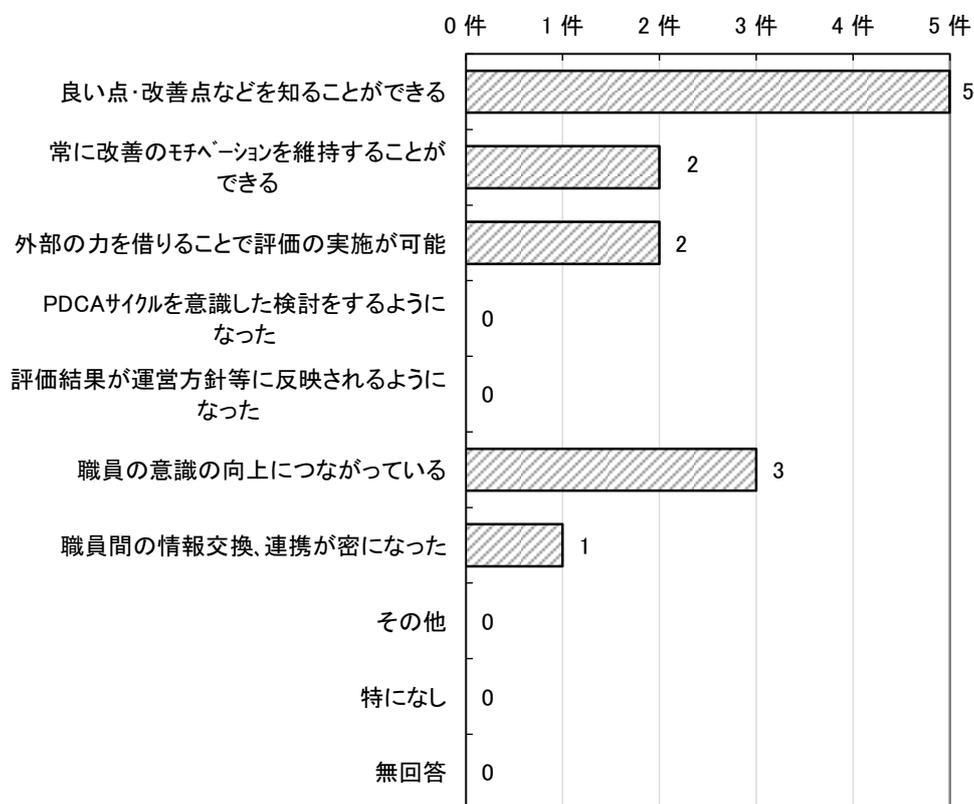
図 45 第三者評価:子どもからの意見聴取方法 (n=5 : 複数回答)



### viii. 第三者評価受審の効果

第三者評価受審の効果を見ると、いずれの施設も「良い点・改善点などを知ることができる」を挙げている。また、「職員の意識の向上につながっている」を3施設が挙げている。

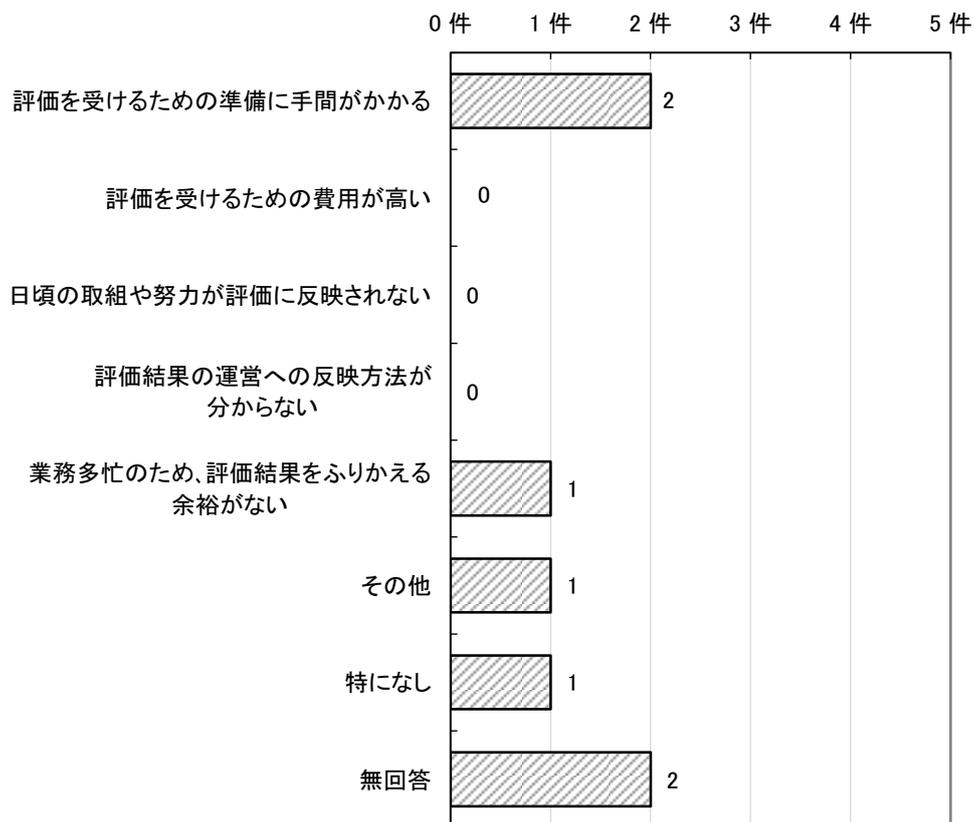
図 46 第三者評価受審の効果 (n=5 : 複数回答)



### ix. 第三者評価受審にあたっての課題

第三者評価受審にあたっての課題をみると、「評価を受けるための準備に手間がかかる」を2施設、「業務多忙のため、評価結果をふりかえる余裕がない」を1施設が挙げている。「その他」では、「評価基準が定められていない」との回答があった。一方、「特になし」とする施設も1施設あった。

図 47 第三者評価受審にあたっての課題 (n=5 : 複数回答)

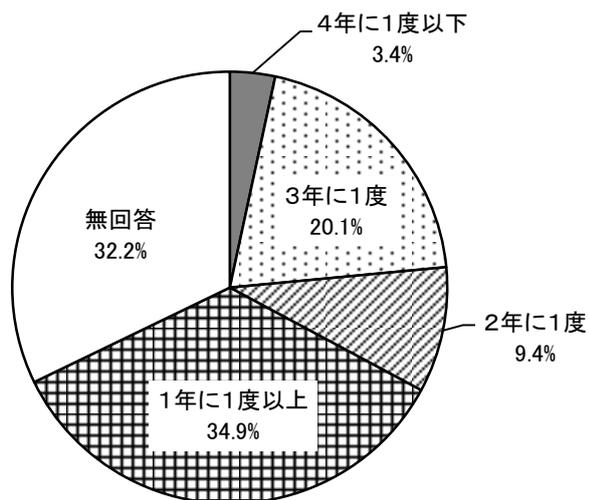


### ③ 問 18 今後の第三者評価の実施方法のあるべき姿

#### i. 実施の頻度

今後の第三者評価を実施する際の実施の頻度は「1年に1度以上」の割合が最も高く 34.9%となっている。次いで、「3年に1度 (20.1%)」「2年に1度 (9.4%)」となっており、平均で 0.8 回/年間であった。

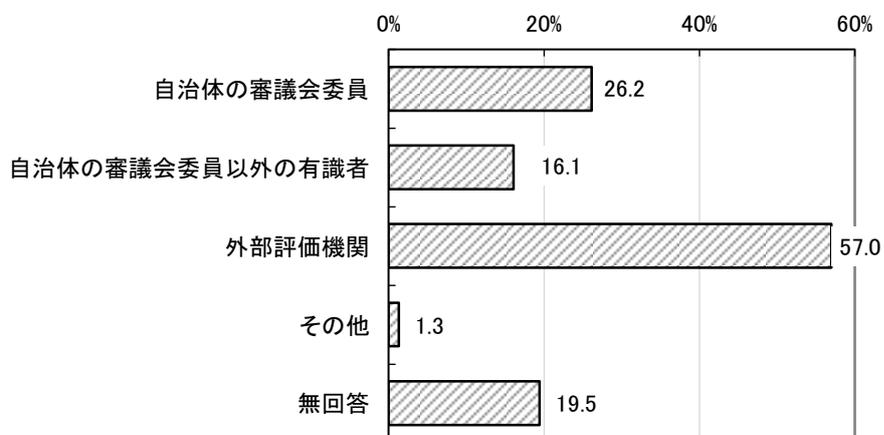
図 48 今後の第三者評価:実施の頻度 (n=149)



#### ii. 今後の第三者評価:評価者

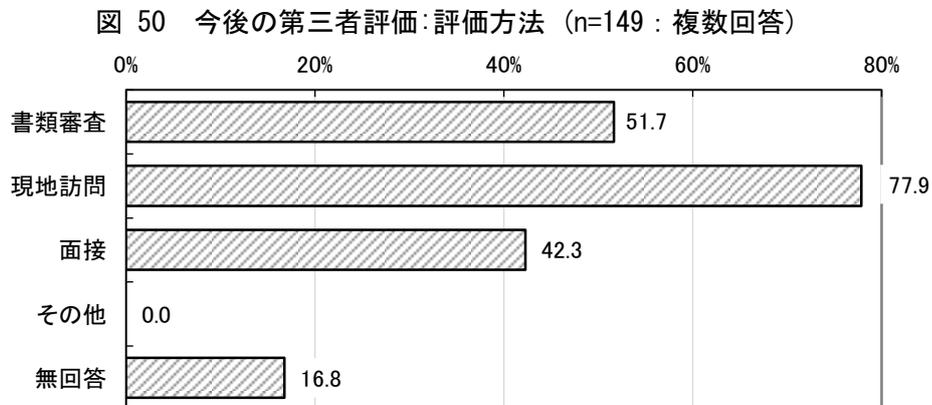
今後の一時保護所の第三者評価の評価者をみると、「外部評価機関」の割合が最も高く 57.0%となっている。次いで、「自治体の審議会委員 (26.2%)」「自治体の審議会委員以外の有識者 (16.1%)」となっている。

図 49 今後の第三者評価:評価者 (n=149:複数回答)



### iii. 今後の第三者評価:評価方法

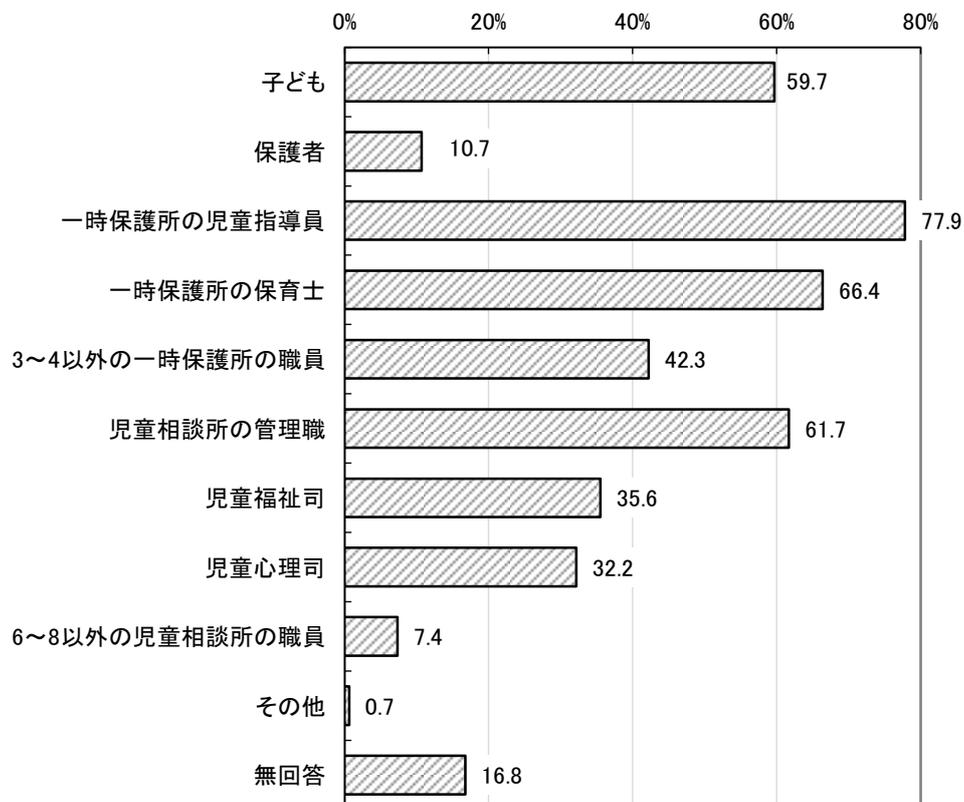
今後の第三者評価の評価方法をみると、「現地訪問」の割合が最も高く 77.9%となっている。次いで、「書類審査 (51.7%)」「面接 (42.3%)」となっている。



### iv. 今後の第三者評価:評価にあたり意見を聴取される者

今後の第三者評価の評価にあたり意見を聴取される者をみると「一時保護所の児童指導員」の割合が最も高く 77.9%となっている。次いで、「一時保護所の保育士 (66.4%)」「児童相談所の管理職 (61.7%)」となっている。

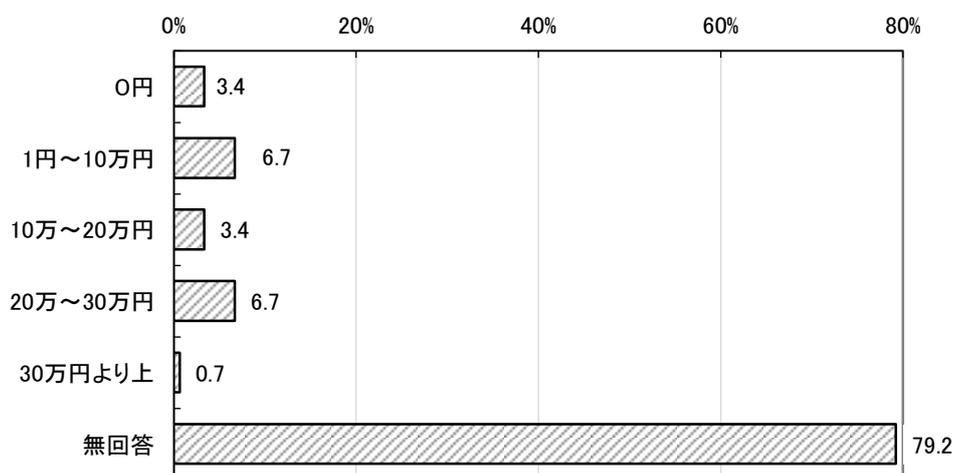
図 51 今後の第三者評価:評価にあたり意見を聴取される者 (n=149 : 複数回答)



#### v. 受審のための費用

受審のための費用をみると、「1円～10万円」「20～30万円」の割合がともに6.7%と高くなっており、平均で15.3万円であった。

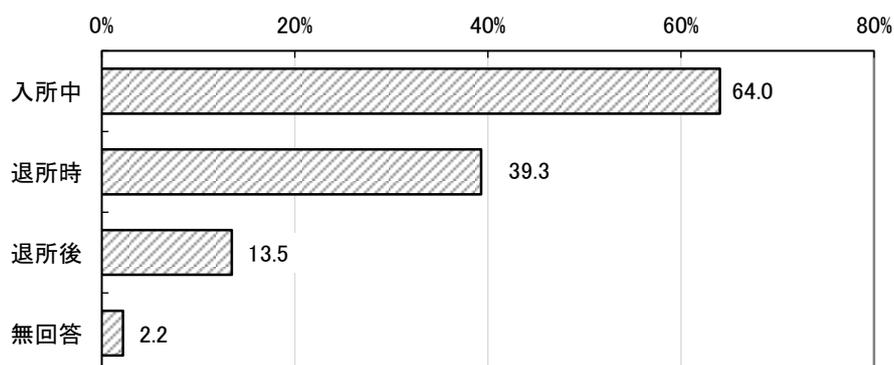
図 52 今後の第三者評価:受審のための費用 (n=149 : 複数回答)



#### vi. 今後の第三者評価:子どもからの意見聴取のタイミング

評価にあたり意見を徴収される者として「子ども」と回答した児童相談所について、今後、第三者評価を行う際の子どもからの意見聴取のタイミングをみると、「入所中」の割合が最も高く64.0%となっている。次いで、「退所時(39.3%)」「退所後(13.5%)」となっている。

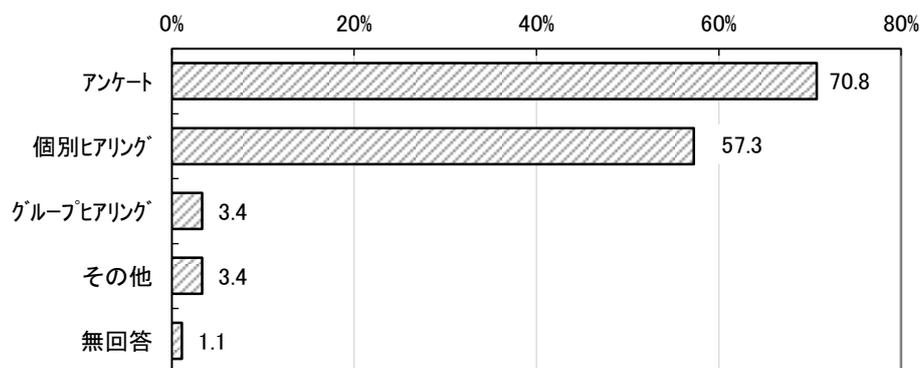
図 53 今後の第三者評価:子どもからの意見聴取のタイミング (n=89 : 複数回答)



### vii. 今後の第三者評価:子どもからの意見聴取方法

評価にあたり意見を聴取される者として「子ども」と回答した児童相談所について、今後、第三者評価を行う際の子どもからの意見聴取方法をみると、「アンケート」の割合が最も高く70.8%となっている。次いで、「個別ヒアリング（57.3%）」となっている。

図 54 今後の第三者評価:子どもからの意見聴取方法 (n=89:複数回答)



#### ④ 問 19 一時保護の課題や必要な支援策について（自由記述を集約）

一時保護された子どもの課題や必要な支援について、意見等を聞いたところ、以下の内容が挙げられた。

##### <一時保護全体に関して>

- ・一時保護所の全国統一の基準や、ケア単位の小規模化が必要である。
- ・地域の実情を考慮した対応ができる柔軟なガイドラインの作成を希望する。
- ・ハード面、ソフト面の改善ができるよう、「新しい社会的養育ビジョン」の具体的な施策内容、施設設備、職員配置の基準、工程表、予算的措置等を示してほしい。
- ・一時保護所が常に満床状態であり、今後の保護先の確保や支援体制の強化が望まれる。

##### <権利保障>

- ・学習、生活の質、面接の機会など、子どもの権利を守るシステム作りが急務である。
- ・一時保護所が求められているニーズを満たすためには、人的及び予算的な確保が不可欠である。
- ・高校等へ通学できない、携帯電話等私物を持ち込めない等、行動、生活の制約があることで保護に納得しない年長児童には、別の枠組でのシェルターなどの一時避難施設や、非行児や被虐待児等とは分離した保護を考える必要がある。
- ・学齢時の登校支援や学習支援の強化が必要である。
- ・長期化等で常に満床のため委託となることも多く、適切な行動観察が委託先で実施できない。

##### <個別ケア>

- ・一時保護所での支援を行う上で、留意事項を整理したアセスメント表の策定を検討してほしい。
- ・強引な保護者から守れる建物設備、重大事件送致児童を個別に処遇できる完全個室が必要である。
- ・虐待とそれ以外を別の建物、一時保護児童と入所児童を別の建物で処遇する環境が必要である。
- ・障害児や医療的ケア児を家庭的環境の中で一時保護できる体制を整える必要がある。
- ・個別処遇を必要とする児童が増えてきているが、一時保護委託先が見つからず、苦勞している。

##### <人員確保、スキルアップ>

- ・一時保護所も児相も職員の年令や経験が浅く、日常的な支援や指導へのスキルアップが必要である。
- ・夜間の職員対応を正規の職員で運用できるようにすることが必要である。
- ・不十分な情報のもとに保護することが多いため、行動観察とケアが十分にできる設備と指導員、保育士や児童精神科医、臨床心理士、看護師などのスタッフも揃っている環境が望ましい。

##### <一時保護委託の推進>

- ・一時保護委託を有効に活用するため、医療機関への一時保護委託の単価の見直しが必要である。
- ・通学や地域での生活の保障のためにも、家庭的な生活を継続する意味からも、里親等のもとで一時保護委託を進めることが望ましく、里親制度の周知、登録里親の増加、里親等への委託費のアップなどが必要である。

／等

### 3. 一時保護所へのアンケート調査結果

#### (1) 実施概要

##### ① 調査対象・件数

- 調査対象：全国の一時保護所
- 調査件数
  - 136 件

##### ② 回収状況

- 89 件 (65.4%)

##### ③ 実施期間

- 2018 年 3 月 9 日～3 月 28 日

#### (2) 結果概要

全国の児童相談所の特徴は以下のとおりである。

##### <一時保護所の概要>

- 定員の平均は 20.3 人で、定員の内訳を設定している施設が約 57%、内訳を設定していない施設が約 42%  
定員の内訳を設定している施設でも、学童男女・幼児とも設定している施設と、学童男女のみ設定している施設が概ね同割合となっている
- 2001 年以降に建築・増改築された一時保護所が約 56%、今後の増改築あるいは移転予定がある施設は約 17%である
- 居室数の平均は 8.3 室で、個室のある施設が約 52%、個室がない施設は約 46%  
全体の居室に対する個室の割合は「21～40%」の施設が多く、平均で個室の割合は 21%と、まだ個室化が進んでいない状況である
- 居室以外に有する設備は、「食堂（約 96%）」「学習室（約 85%）」は設置割合が高いものの、子どもたちがくつろげる空間である「リビング」は約 43%にとどまっている
- 施設・設備についての課題では、「障害のある子どもへの配慮が不十分」が約 60%と最も高く、その他では、老朽化や居室以外の設備の不足、居室数の不足といった、施設の構造的な課題を挙げるところが半数弱となっている
- 平成 28 年度中に退所した児童数の平均は 152.7 人、保護期間が 1 週間未満の割合が約 31%占めているものの、8 週間（2 か月）以上も約 15%おり、平均在所日数は 26.3 日である

##### <職員体制>

- 職員数をみると、常勤職員は平均 8.8 人、非常勤職員 8.7 人、専門職の配置をみると、児童指導員や保育士は常勤の割合が高いが、学習指導員は約 63%が非常勤となっている
- 人員の充足感では、約 83%が不足と感じている一方で、児童指導員、保育士とも経験年数が「2 年未満」の割合が高い状況にあり、人員体制に整備が求められていることがうかがえる

#### <一時保護所の生活>

- ・入所時の子どもの私物の取り扱いについて、持ち込みを認めている割合が高いのは「下着 (73%)」「衣類 (約 62%)」であるが、「特になし」とする施設も約 10%ある
- ・子どもの単独での外出については、82%が「認めていない」が、通学の用件で「子どもの安全が確保されると判断すれば認めている」ところも約 12%ある
- ・一時保護所内での平日 1 日あたりの平均学習時間は  
通学している場合、小・中学生は 25.6～27.2 分、高校生は 40.2 分  
通学していない場合、小学生で 127.4 分、中・高生で 135.4～136.3 分
- ・一時保護所内での学習室の構造では、約 54%が「一つの部屋でみんな並行で学習する」としており、あまり落ち着いた環境で学習できるとは言い難い状況の子どもが多い
- ・子どもの権利擁護についての職員の対応に対する取組みは、約半数が「朝礼や会議等で周知している (約 55%)」ものの、「マニュアルを作成している」は約 37%、「内部で研修を実施している」は約 35%にとどまっている。さらには、「職員による自己チェックの仕組みがある」は約 11%、「第三者評価を受けている」は約 8%であった
- ・子どもからの苦情や意見を把握するための取組みは、「日頃から、子どもとのラポール形成に取り組んでいる (約 78%)」「意見箱を設置している (約 56%)」「職員研修やケース会議等を通じて、支援スキルの向上を図っている (約 45%)」となっているが、比較的経験年数の低い職員が多い中では職員の負担が大きいことがうかがえる

#### <児童相談所の他部門、他機関との連携・役割分担>

- ・一時保護所の職員の児童相談所のケース会議に参加しているのは約 59%、参加していないのは約 8%
- ・児童相談所の他部門との連携状況では、約 53%が「連携は取れているが、改善の余地がある」としている  
また、他機関との連携では、「乳児院」や障害関連施設などとの連携が取れていない割合が高くなっている

(3) 一時保護所の概要について

① 問1 一時保護所の概要について

i. 定員

一時保護所の定員は平均で 20.3 人となった。

一時保護所の定員設定をみると、「学童男子、学童女子、幼児の定員設定なし（全体の定員のみ決まっている）（41.6%）」の割合が最も高くなっている。次いで、「学童男子、学童女子、幼児の定員設定あり（27.0%）」「学童男子、学童女子の定員設定あり、幼児定員設定なし（25.8%）」となっている。

定員の平均は 20.3 人で、定員の内訳を設定している施設が約 57%、内訳を設定していない施設が約 42% であった。

図 55 定員内訳の状況 (n=89)

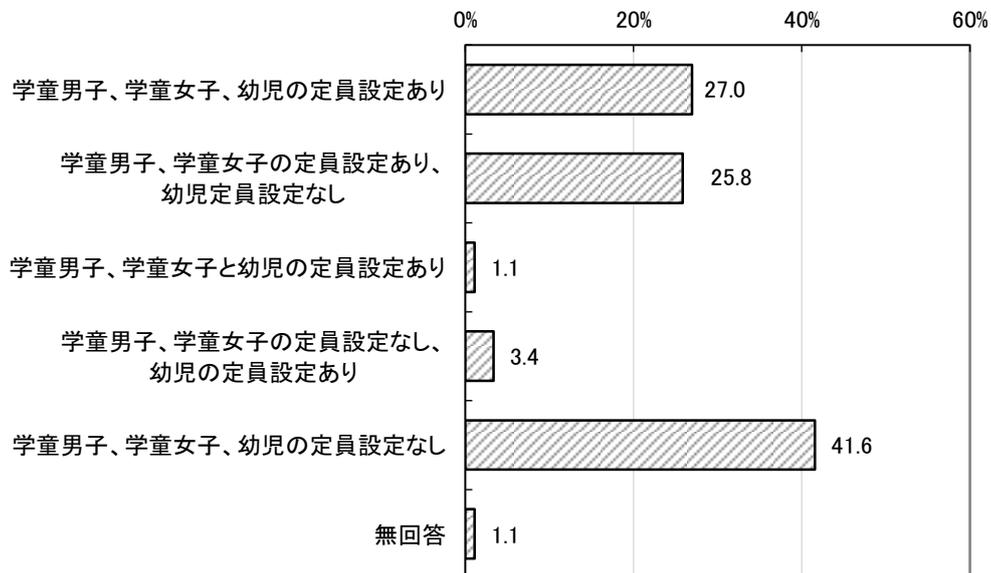


図 56 定員数

	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
全体	88	20.3	20	56	6
うち学童男子	49	10.0	10	22	3
うち学童女子	47	9.7	9	20	3
うち幼児	33	6.2	4	20	0

※回答数はそれぞれの無回答を除く

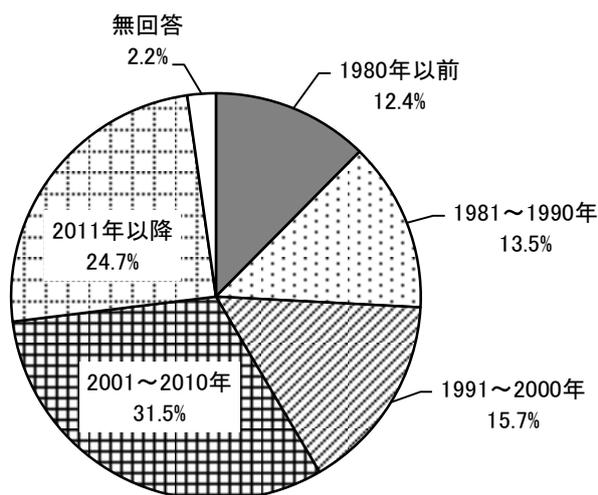
## ② 問2 施設・設備について

### i. 建築・増改築年

回答があった一時保護所の建築・増改築年は、「2001～2010年」の割合が最も高く31.5%となっている。次いで、「2011年以降（24.7%）」「1991～2000年（15.7%）」となっている。

2001年以降に建築・増改築された一時保護所が56.2%であった。

図 57 建築・増改築年 (n=89)

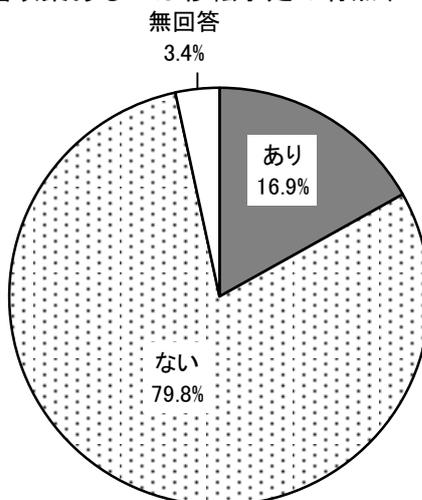


### ii. 増改築あるいは移転予定の有無

増改築あるいは移転予定の有無をみると、「ない」が79.8%、「あり」が16.9%となっている。

増改築あるいは移転の予定は、「2017年」（2件）、「2018年」（2件）、「2019年」（3件）、「2020年」（3件）、「2021年」（1件）、「不明」（4件）であった。

図 58 増改築あるいは移転予定の有無 (n=89)



### iii. 居室数

居室数については、「6～10 室」の割合が最も高く 37.1%となっている。次いで、「～5 室 (32.6%)」「11～15 室 (22.5%)」となっており、平均は 8.3 室となった。

全体の居室に対する個室の割合をみると、「0 % (個室なし)」が 46.1%、「個室あり」が 51.7%となっている。個室があるなかでは、個室率が「21～40%」の割合が最も高く 19.1%となっている。

平均で個室の割合は 21%であった。

図 59 居室数(n=89)

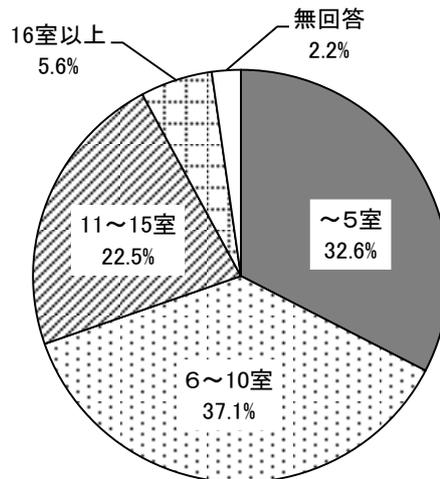
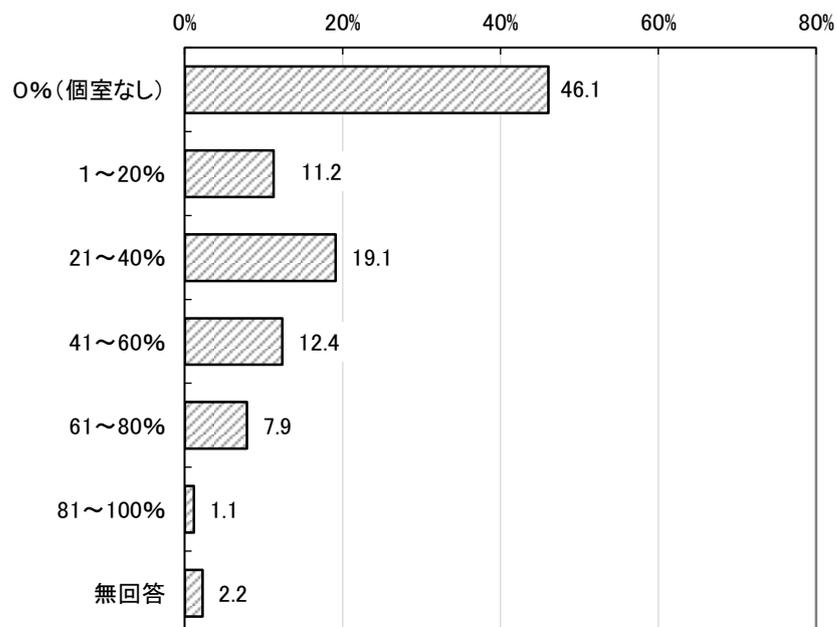


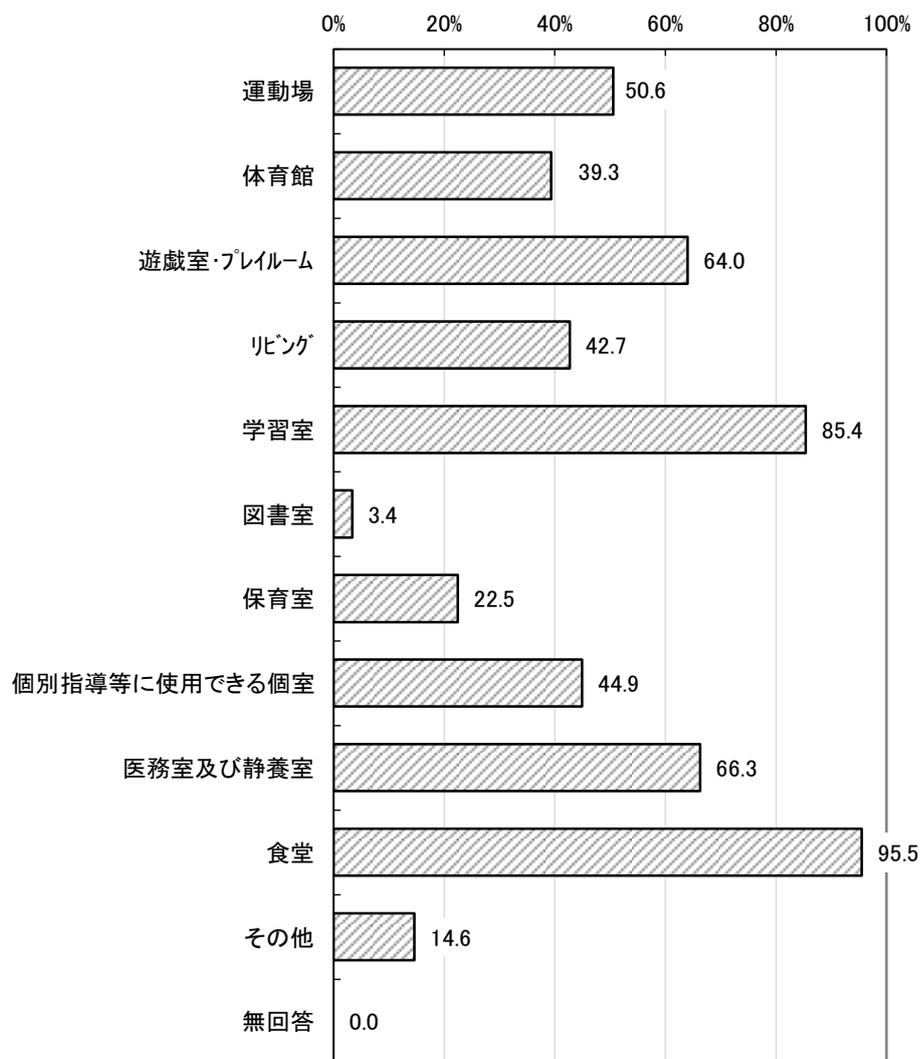
図 60 個室の割合(n=89)



#### iv. 居室以外に有している設備

居室以外に有している設備をみると、「食堂」の割合が最も高く 95.5%となっている。次いで、「学習室 (85.4%)」「医務室及び静養室 (66.3%)」となっている。

図 61 居室以外に有している設備 (n=89 : 複数回答)

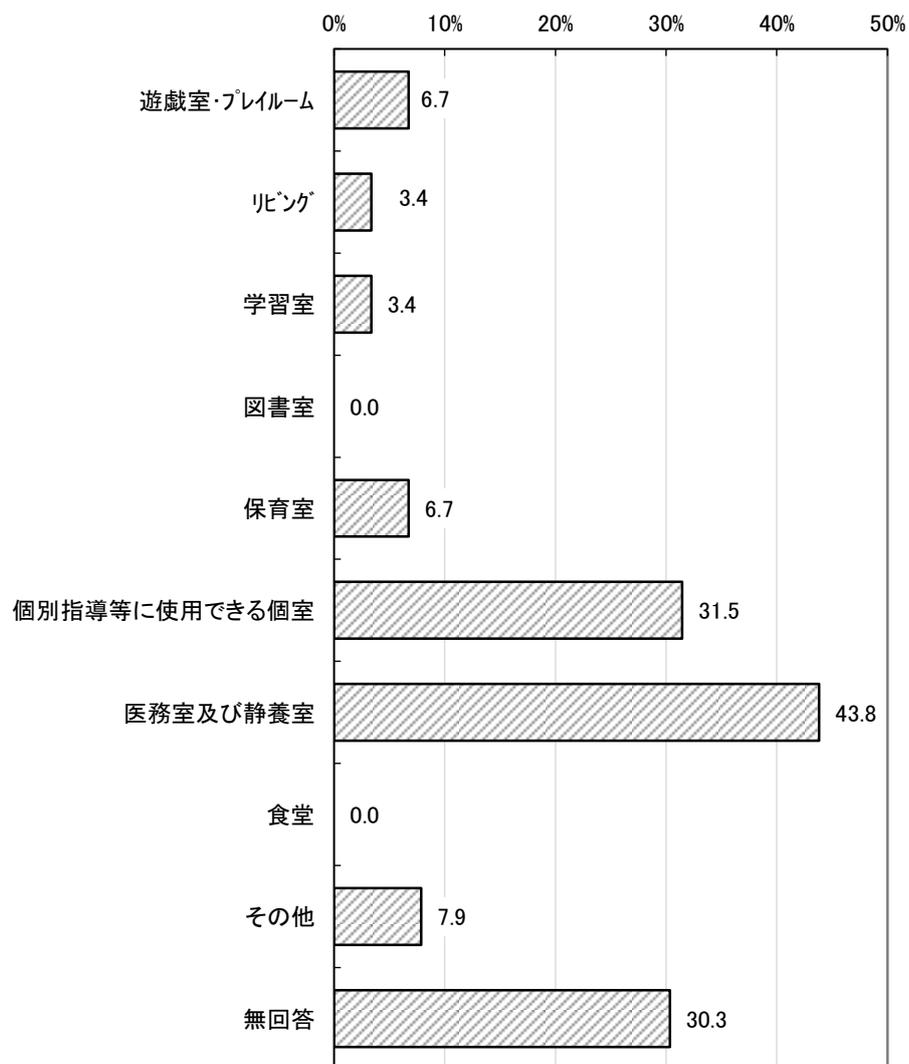


### 居室の代わりに使用することがあるもの

居室の代わりに使用することがあるものをみると、「医務室及び静養室」の割合が最も高く 43.8%となっている。次いで、「個別指導等に使用できる個室 (31.5%)」「その他 (7.9%)」となっている。

また、「その他」では、「談話室」「面会室」「面接室」等が挙げられていた。

図 62 居室の代わりに使用することがあるもの (n=89 : 複数回答)

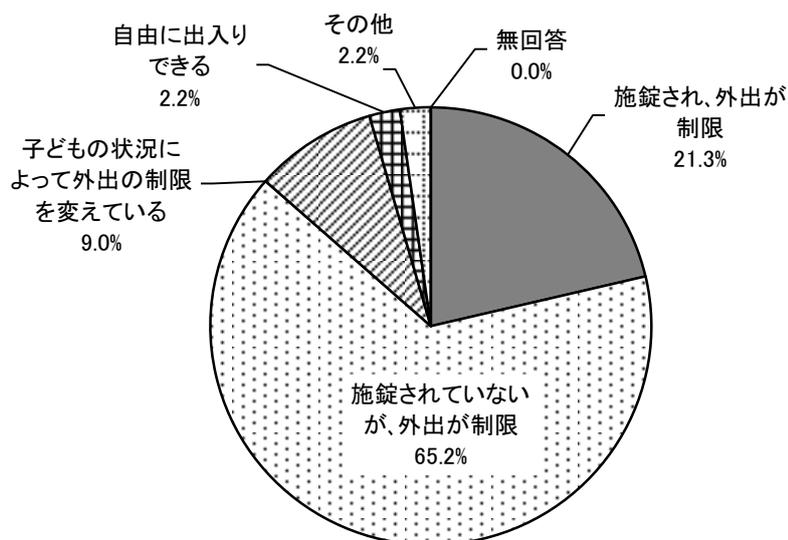


## v. 建物のドアや窓の施錠や開閉

### 建物のドアや窓の施錠

建物のドアや窓の施錠状況を見ると、「施錠されていないが、外出が制限」の割合が最も高く 65.2%となっている。次いで、「施錠され、外出が制限（21.3%）」「子どもの状況によって外出の制限を変えている（9.0%）」となっている。

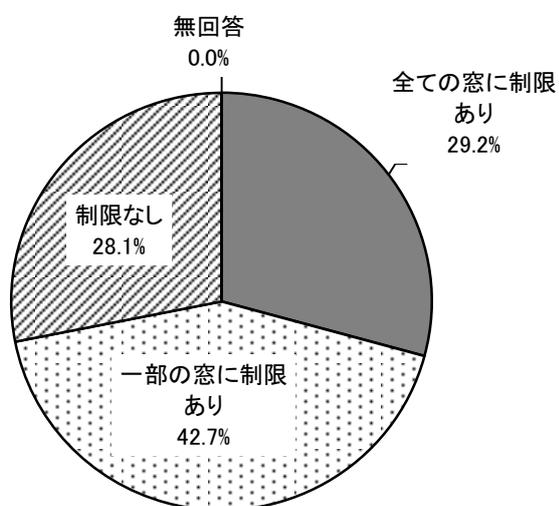
図 63 建物のドアや窓の施錠 (n=89)



### 窓の開閉の制限

窓の開閉の制限状況を見ると、「一部の窓に制限あり」の割合が最も高く 42.7%となっている。次いで、「全ての窓に制限あり（29.2%）」「制限なし（28.1%）」となっている。

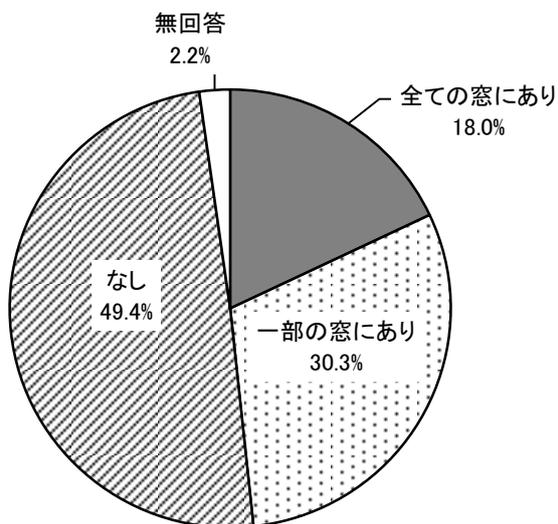
図 64 窓の開閉の制限 (n=89)



### 窓の二重ロックの有無

窓の二重ロックの有無をみると、「なし」の割合が最も高く 49.4%となっている。次いで、「一部の窓にあり (30.3%)」「全ての窓にあり (18.0%)」となっている。

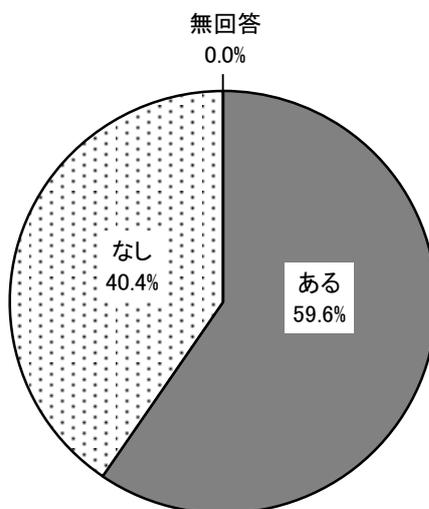
図 65 窓の二重ロックの有無 (n=89)



### vi. 無断外出時のセンサーの有無

無断外出時のセンサーの有無をみると、「ある」が 59.6%、「なし」が 40.4%であった。

図 66 無断外出時のセンサーの有無 (n=89)

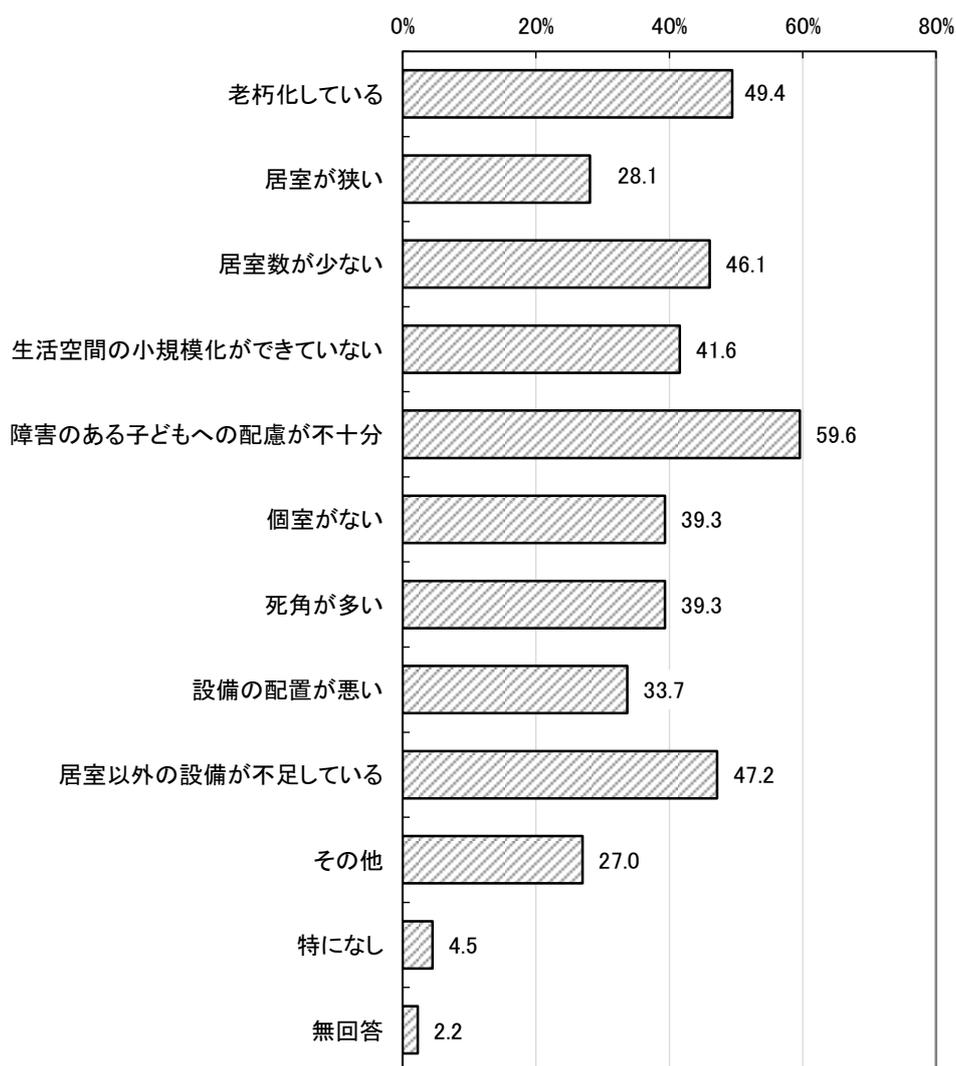


## vii. 施設・設備についての課題

施設・設備についての課題をみると、「障害のある子どもへの配慮が不十分」の割合が最も高く 59.6% となっている。次いで、「老朽化している (49.4%)」「居室以外の設備が不足している (47.2%)」「居室数が少ない (46.1%)」「生活空間の小規模化ができていない (41.6%)」となっている。

居室以外で不足している具体的な設備としては、「学習室」「静養室」「クールダウン用の部屋」「体育館」「運動場」「収納・倉庫」等が挙げられていた。

図 67 施設・設備についての課題 (n=89 : 複数回答)



### ③ 問3 平成28年度中に退所した児童数（保護期間別）

平成28年度中に退所した児童数をみると、平均152.7人となった。

保護期間が1週間未満の割合が31.2%で、一方、8週間（2か月以上）も14.6%であった。

図68 平成28年度中に退所した児童数（保護期間別）

	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
合計	86	152.7	126	458	16
～1週間	86	47.6	40	158	4
～2週間	86	24.5	19	104	2
～4週間	86	29.4	24	117	0
～6週間	86	18.7	15	85	0
～8週間	86	14.1	9	87	0
8週間(2か月以上)	86	22.3	14	134	0

※回答数は無回答を除く

### ④ 問4 平均在所日数

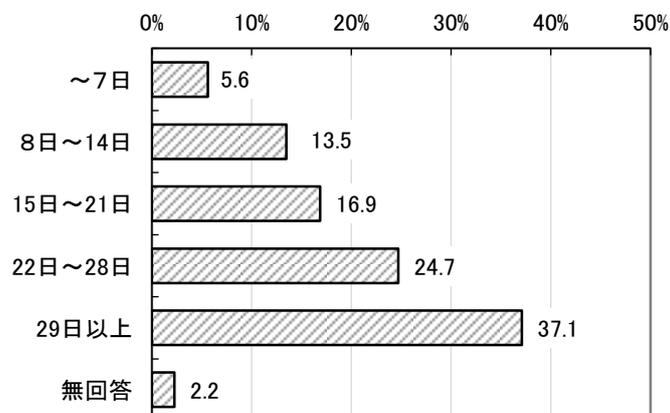
#### i. 平成28年度の平均在所日数

平成28年度の平均在所日数は、26.3日となった。分布をみると、「29日以上」が37.1%と最も高く、次いで「22日～28日」が24.7%となっている。

図69 平成28年度の平均在所日数

	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
合計	87	26.3	24.7	57.2	2.6

※回答数は無回答を除く



## ii. 平均在所日数短縮のために工夫していること

平均在所日数短縮のために工夫している点を聞いたところ、以下のような内容が挙げられた。

### <早期対応の意識付け>

- ・入所前に保護目的、期間の見通しを極力明確にしている。
- ・入所後2週間を目途に観察会議を開き、ケースの動きや今後の見通しなど情報共有している。
- ・原則3週間以内の一時保護に努めるよう、児童福祉司、児童心理司に意識付けを行っている。
- ・児童の特性、課題を早期に把握し、解決の道筋をつけることに的を絞った指導を実施している。

### <連携、情報共有>

- ・担当福祉司が中心となり、保護者や関係機関と早めに連絡、調整を行っている。
- ・担当児童福祉司、児童心理司と連携しながら入所児童に対する支援の進捗管理をしている。
- ・子どもや保護者との面接を適切に実施、関係機関との連携の強化等により方針を決定している。
- ・児童相談所の担当者と、「児童の状況」「今後の見通し」等について密な情報交換を行っている。
- ・相談部門のケース会議（援助方針会議）に、一時保護所職員が参加し、一時保護中のケースワークが迅速かつタイムリーに進められるよう、円滑な連携、協力を心がけている。
- ・週1回の援助方針会議で入所児童の経過、方針を確認している。

### <一時保護委託の活用>

- ・一時保護が長期化する場合は、児童養護施設、里親等への一時保護委託を活用している。

## ⑤ 問5 職員体制

### i. 職員数

職員数をみると、常勤職員は平均 8.8 人、非常勤職員 8.7 人であった。

それぞれの専門職員の配置率（全施設で各専門職を配置している割合）は、常勤では「児童指導員（97.8%）」「保育士（66.3%）」の割合が高い一方で、非常勤では「学習指導員（62.9%）」「児童指導員（50.6%）」の割合が高くなっている。

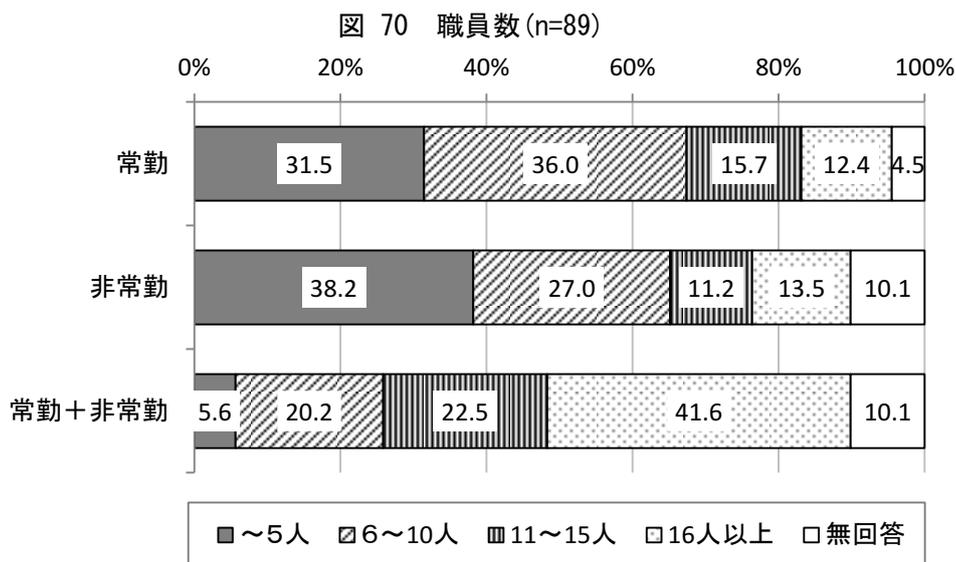
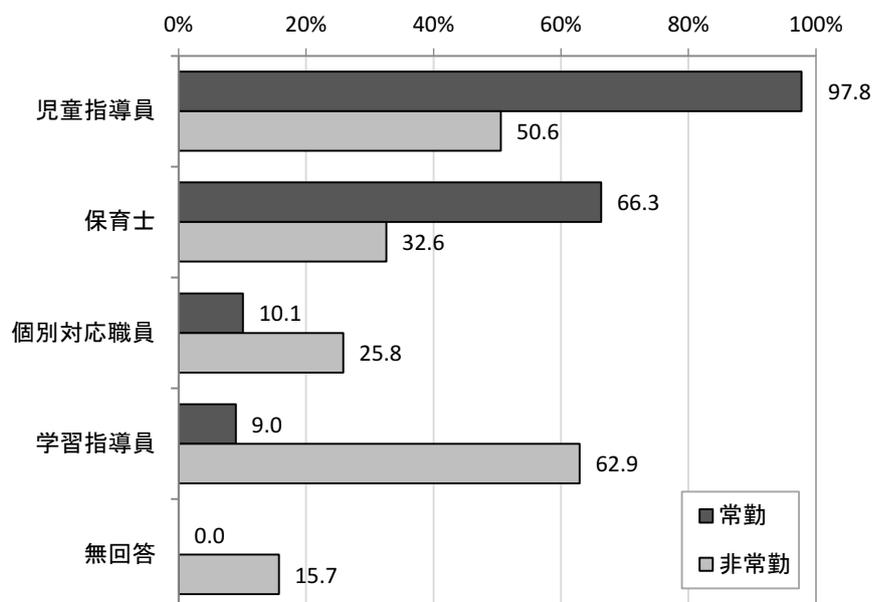


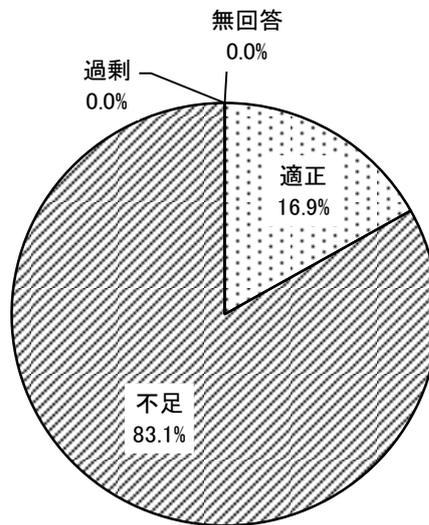
図 71 専門職員の配置率 (n=89 : 複数回答)



## ii. 人員の充足感

人員の充足感をみると、「不足」が83.1%、「適正」が16.9%であった。

図 72 人員の充足感(n=89)



## ⑥ 問6 児童指導員、保育士の経験年数

### i. 児童指導員

児童指導員の一時保護所での経験年数をみると、「2年未満」が平均4.1人、「2～4年未満」が平均2.1人であり、比較的経験年数の低い人が多い。

図 73 一時保護所での経験年数別児童指導員の人数

	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
2年未満	85	4.1	3	39	0
2～4年未満	85	2.1	2	9	0
4～6年未満	85	0.9	0	6	0
6～8年未満	85	0.5	0	5	0
8～10年未満	85	0.3	0	5	0
10年以上	85	0.2	0	4	0

※回答数は無回答を除く

### ii. 保育士

保育士の一時保護所での経験年数をみると、「2年未満」が平均1.1人、「2～4年未満」が平均0.8人であるが、「10年以上」が平均0.7人と、児童指導員に比べ、比較的経験年数の高い人も多くなっている。

図 74 一時保護所での経験年数別保育士の人数

	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
2年未満	74	1.1	1	11	0
2～4年未満	74	0.8	0	5	0
4～6年未満	74	0.6	0	6	0
6～8年未満	74	0.4	0	3	0
8～10年未満	74	0.3	0	3	0
10年以上	74	0.7	0	8	0

※回答数は無回答を除く

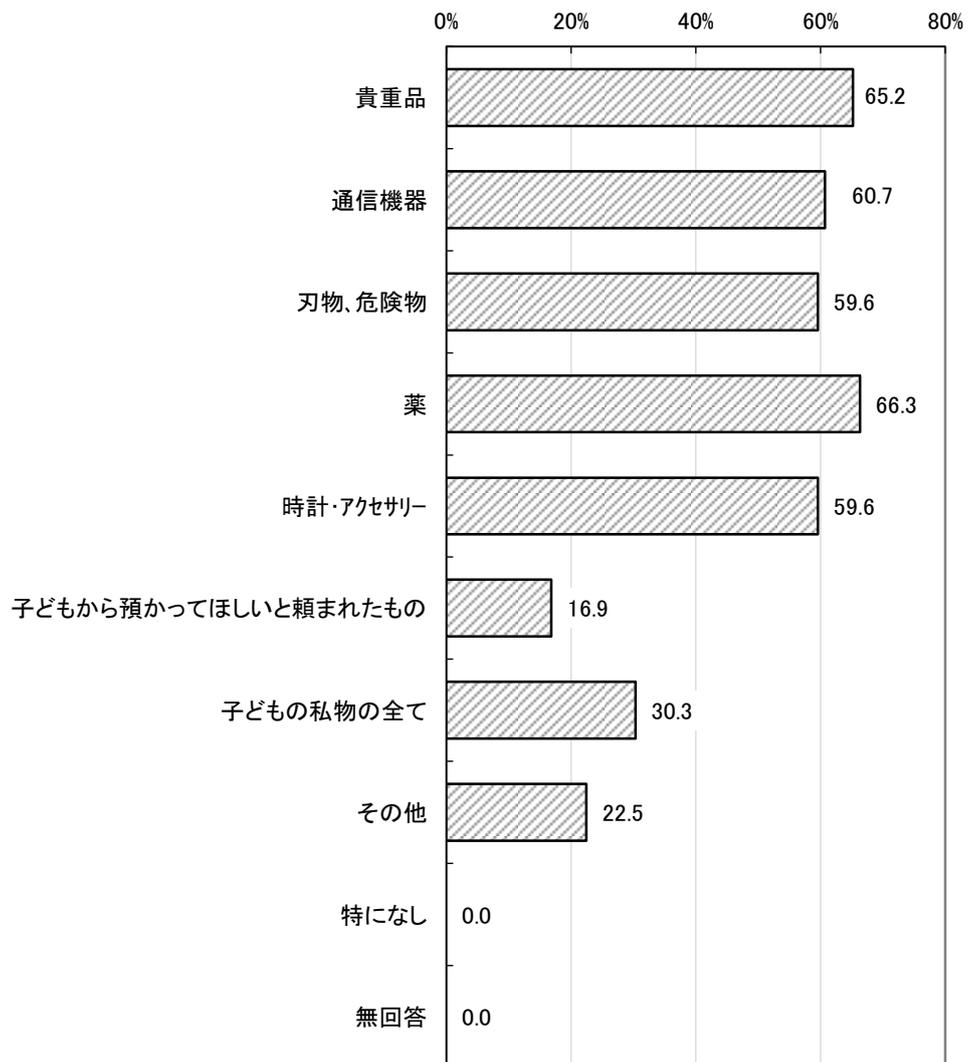
#### (4) 一時保護所における生活について

##### ① 問7 入所時における子どもの私物の取扱

###### i. 一時保護所で預かるもの

入所時に子どもの私物のうち一時保護所で預かるものをみると、「薬」の割合が最も高く 66.3%となっている。次いで、「貴重品 (65.2%)」「通信機器 (60.7%)」「刃物、危険物 (59.6%)」「時計・アクセサリ (59.6%)」となっている。また、「子どもの私物の全て」も 30.3%となっている。

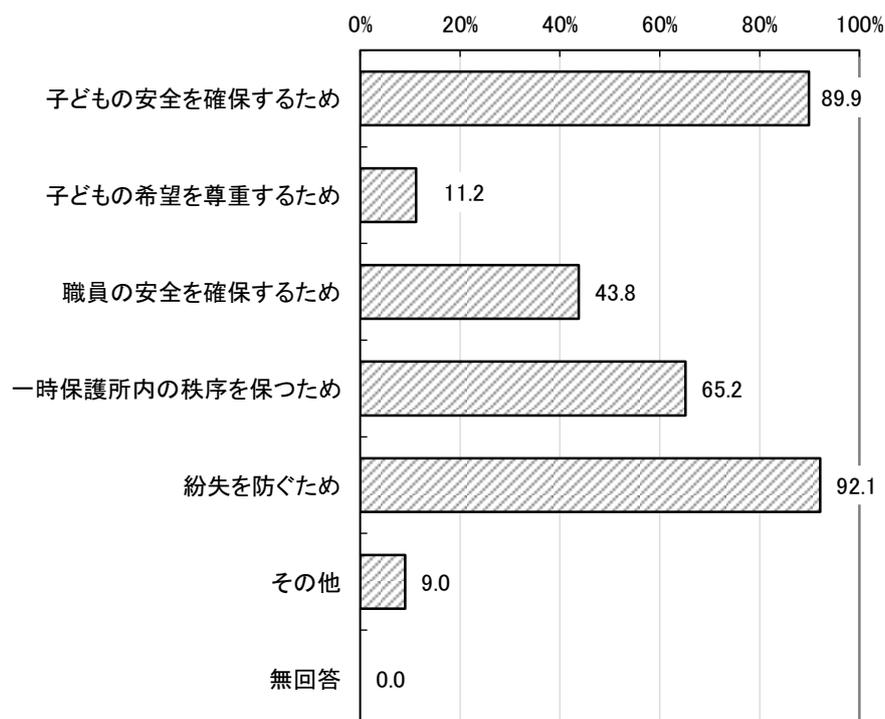
図 75 一時保護所で預かるもの(n=89 : 複数回答)



## ii. 一時保護所で子どもの私物を預かる目的

前問で「特になし」以外を選択した一時保護所について、子どもの私物を預かる目的をみると、「紛失を防ぐため」の割合が最も高く 92.1%となっている。次いで、「子どもの安全を確保するため (89.9%)」「一時保護所内の秩序を保つため (65.2%)」となっている。

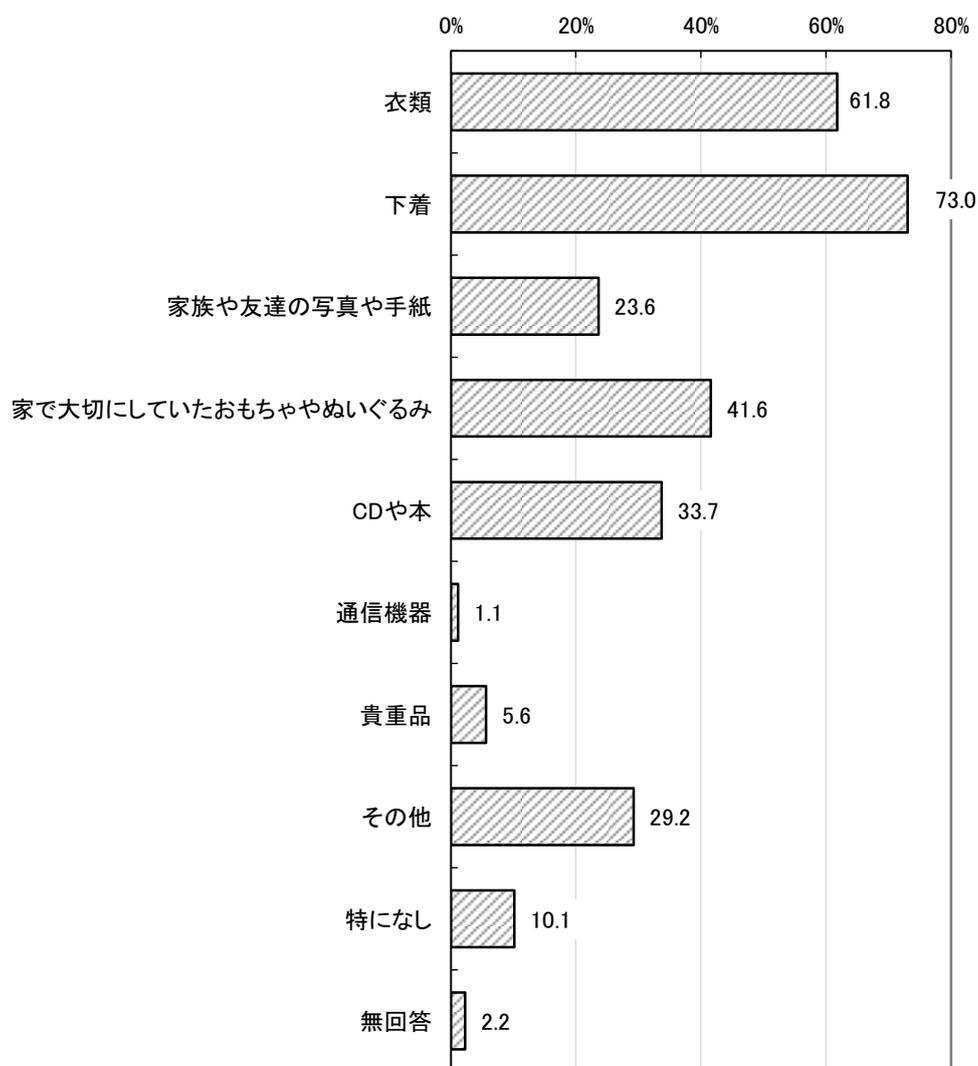
図 76 一時保護所で子どもの私物を預かる目的 (n=89 : 複数回答)



### iii. 持込みを認めているもの

持込みを認めているものをみると、「下着」の割合が最も高く 73.0%となっている。次いで、「衣類(61.8%)」「家で大切にしていたおもちゃやぬいぐるみ (41.6%)」「CD や本 (33.7%)」となっている。

図 77 持込みを認めているもの(n=89 : 複数回答)

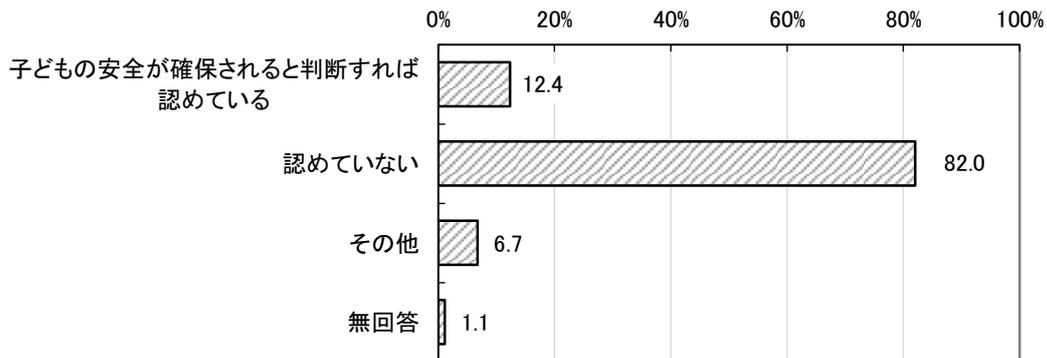


## ② 問8 子どもの外出について

### i. 子ども単独での外出の可否

子ども単独での外出の可否をみると、「認めていない」の割合が最も高く 82.0%となっている。次いで、「子どもの安全が確保されると判断すれば認めている (12.4%)」となっている。「その他」では、「通学のみ許可している」「担当児童福祉司の判断による」等が挙げられている。

図 78 子ども単独での外出の可否 (n=89 : 複数回答)

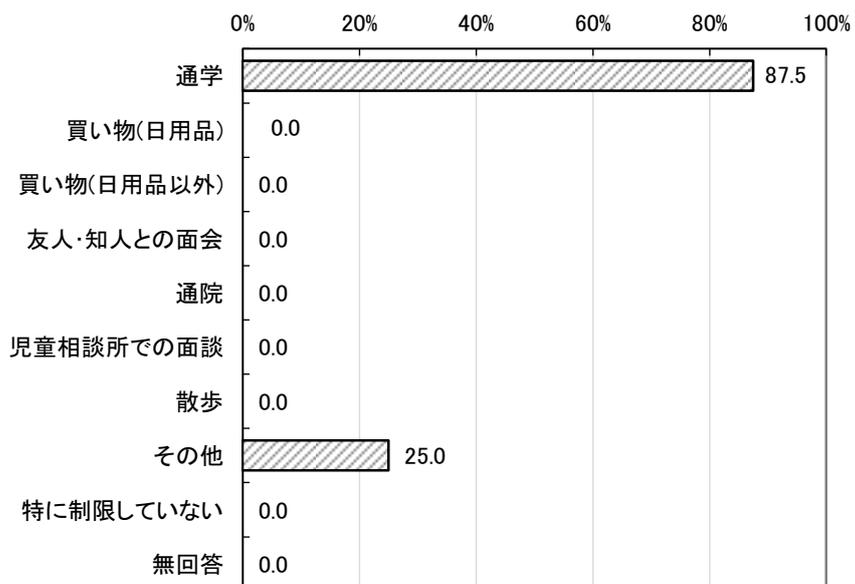


### ii. 子ども単独での外出を認めている要件

子ども単独での外出について「1. 子どもの安全が確保されると判断すれば認めている」「3. その他」と回答した一時保護施設について、子ども単独での外出を認めている要件をみると、「通学」の割合が最も高く 87.5%となっている。次いで、「その他 (25.0%)」となっている。

また、「その他」では、「ランニング (気分転換)」「保護者との面会、見舞い、学校行事」「アルバイト」等が挙げられていた。

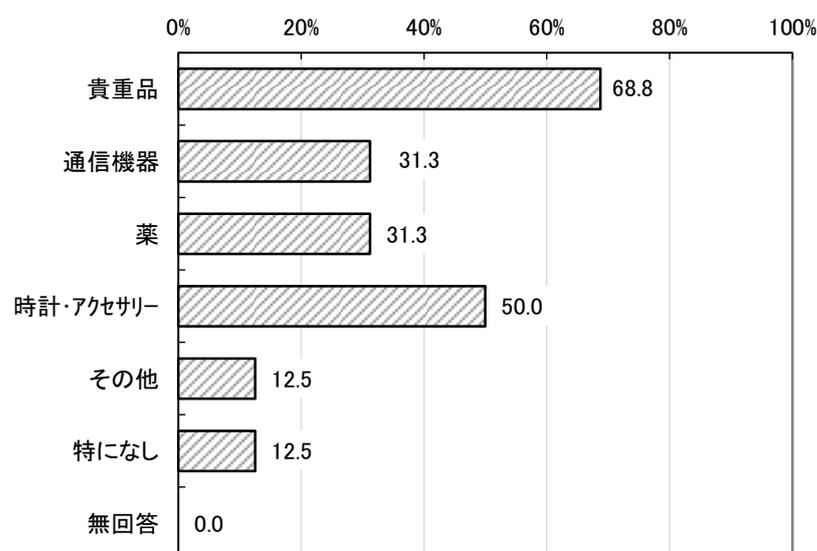
図 79 子ども単独での外出を認めている要件 (n=16 : 複数回答)



### iii. 子ども単独での外出時に必要に応じて所持を認めているもの

子ども単独での外出について「1. 子どもの安全が確保されると判断すれば認めている」「3. その他」と回答した一時保護施設について、子ども単独での外出時に必要に応じて所持を認めているものをみると、「貴重品」の割合が最も高く 68.8%となっている。次いで「時計・アクセサリ（50.0%）」となっている。

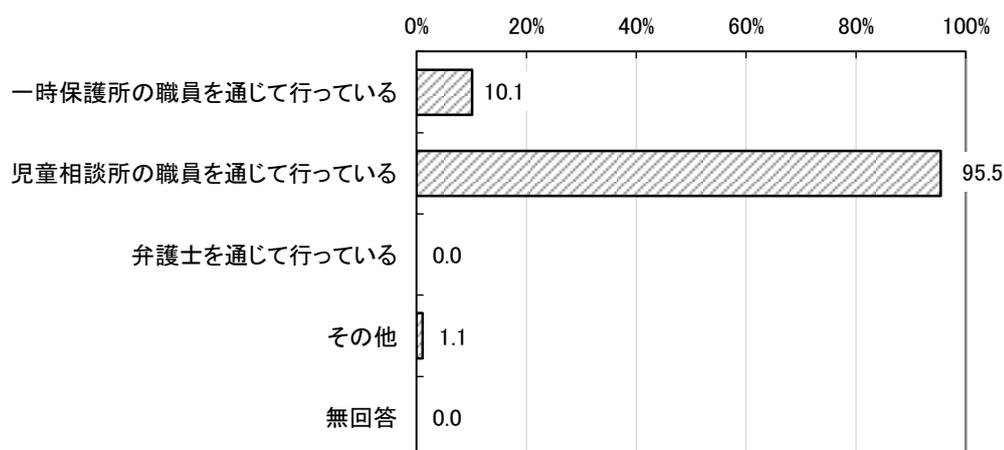
図 80 子ども単独での外出時に必要に応じて所持を認めているもの (n=16 : 複数回答)



### ③ 問9 子どもによる外部との連絡方法

子どもによる外部との連絡方法をみると「児童相談所の職員を通じて行っている」の割合が最も高く 95.5%となっている。次いで、「一時保護所の職員を通じて行っている（10.1%）」となっている。

図 81 子どもによる外部との連絡方法 (n=89 : 複数回答)



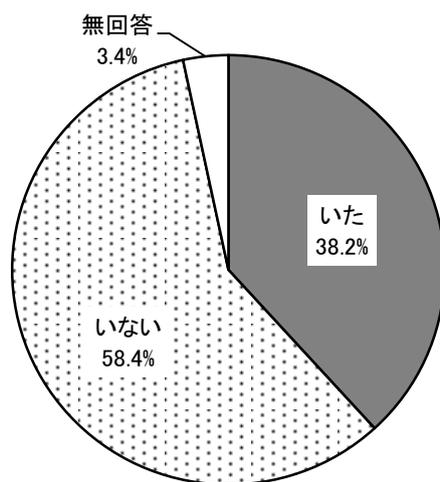
## (5) 子どもの学習権の保障について

### ① 問 10 子どもの通学・学習について

#### i. 平成 28 年度中に通園・通学した子どもの有無

平成 28 年度中に通園・通学した子どもの有無をみると、「いない」が 58.4%、「いた」が 38.2%となっている。

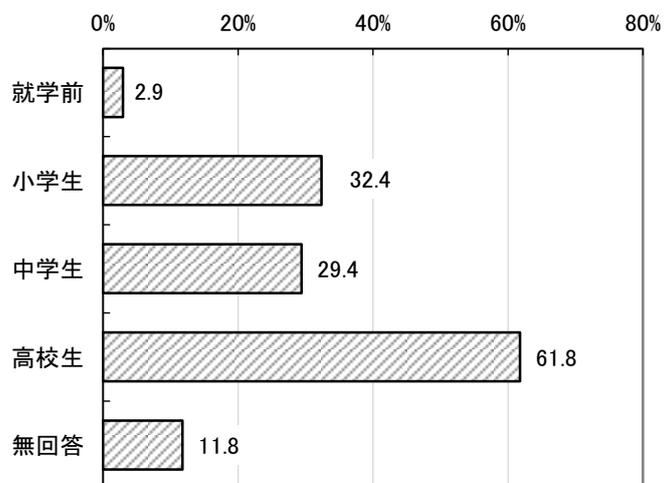
図 82 平成 28 年度中に通園・通学した子どもの有無 (n=89)



#### ii. 通園・通学先

通園・通学先をみると、「高校生」の割合が最も高く 61.8%となっている。次いで、「小学生 (32.4%)」「中学生 (29.4%)」となっている。

図 83 通園・通学先 (n=34 : 複数回答)



## ② 問 11 一時保護所内での学習について

### i. 平日 1 日あたりの学習時間（スポーツを除く）

平日 1 日あたりの平均学習時間をみると、通学している場合は、小学生は 25.6 分、中学生は 27.2 分、高校生は 40.2 分であった。

通学していない場合は、小学生は 127.4 分、中学生で 136.3 分、高校生で 135.4 分であった。

図 84 平均 1 日あたりの学習時間（スポーツを除く）

（単位：分）

	通学している場合					通学していない場合				
	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
小学生	9	25.6	20	90	0	88	127.4	120	325	60
中学生	9	27.2	20	90	0	88	136.3	120	340	80
高校生	13	40.2	43	110	0	85	135.4	120	250	80

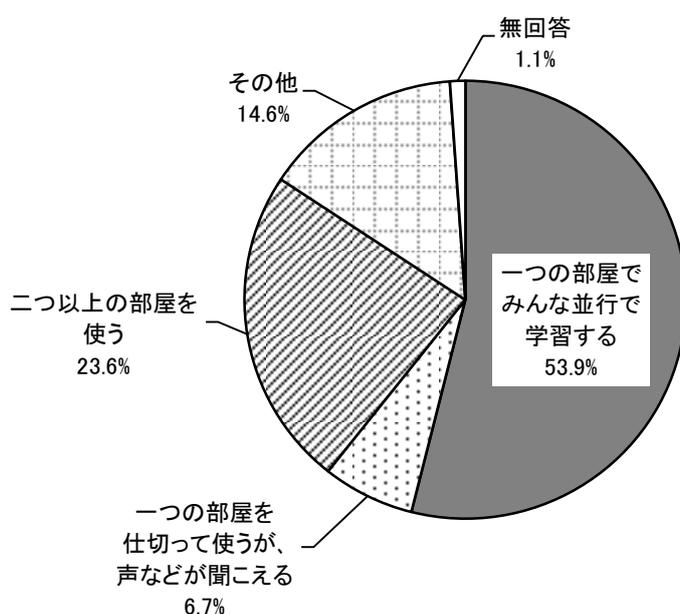
※回答数はそれぞれ無回答を除く

### ii. 学習室の構造

一時保護所内での学習室の構造をみると、「一つの部屋でみんな並行で学習する」の割合が最も高く 53.9%となっている。次いで、「二つ以上の部屋を使う（23.6%）」「その他（14.6%）」となっている。

また、「その他」では、「個別対応が必要な場合分ける」「落ち着かない子どもは、別室で学習する場合もある」「小・中学生は学習室、高校生は居室」「定期テスト、入試では別室での学習を認めている」等が挙げられた。

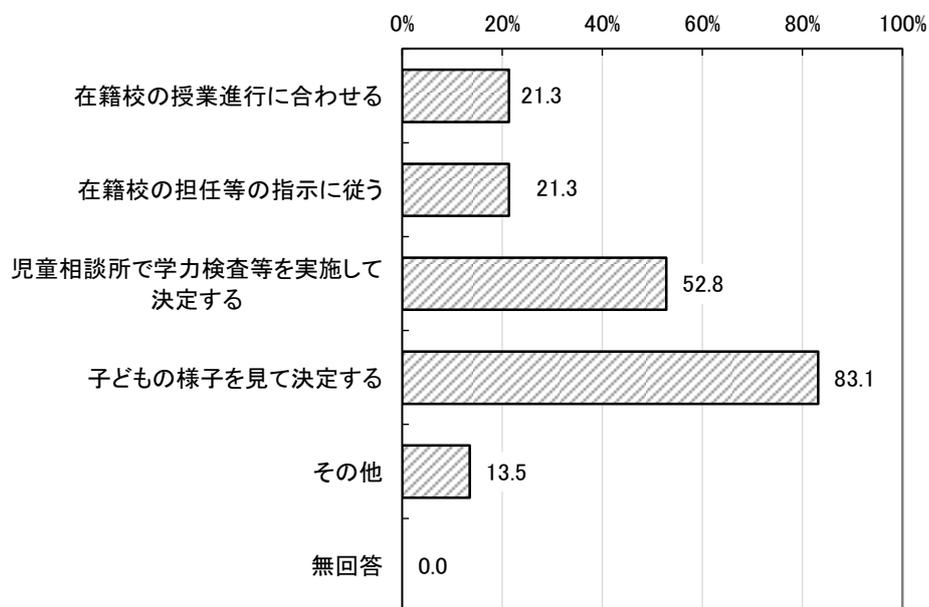
図 85 学習室の構造 (n=89)



### iii. 学習内容の決定

学習内容の決定をみると「子どもの様子を見て決定する」の割合が最も高く 83.1%となっている。次いで、「児童相談所で学力検査等を実施して決定する（52.8%）」となっている。

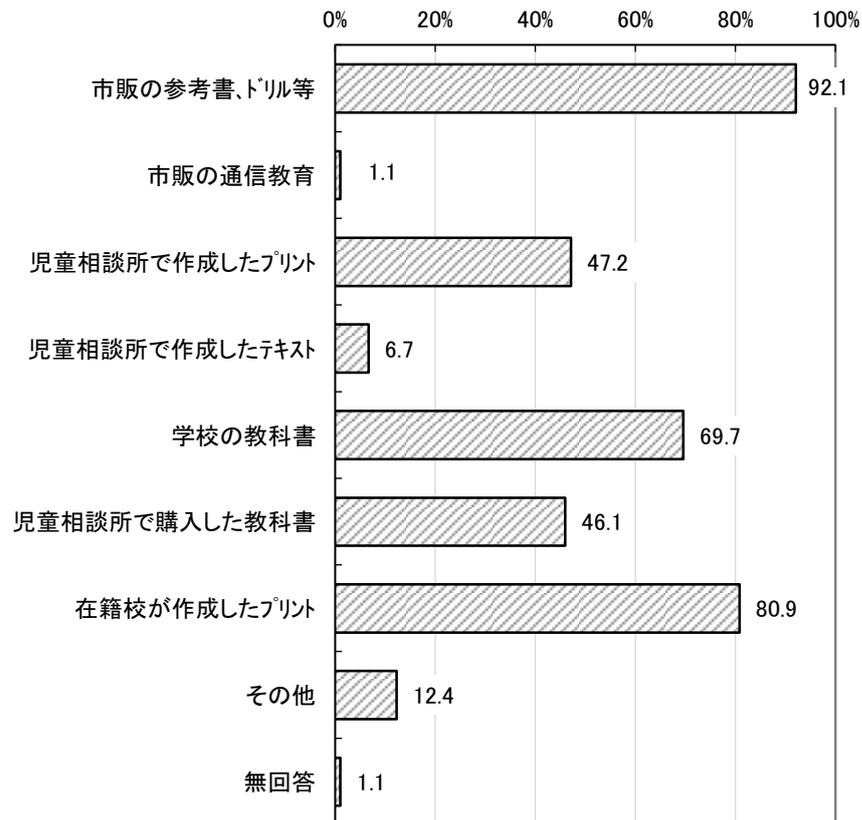
図 86 学習内容の決定 (n=89 : 複数回答)



#### iv. 使用している教材

使用している教材をみると、「市販の参考書、ドリル等」の割合が最も高く 92.1%となっている。次いで、「在籍校が作成したプリント(80.9%)」「学校の教科書(69.7%)」「児童相談所で作成したプリント(47.2%)」「児童相談所で購入した教科書(46.1%)」となっている。

図 87 使用している教材(n=89：複数回答)

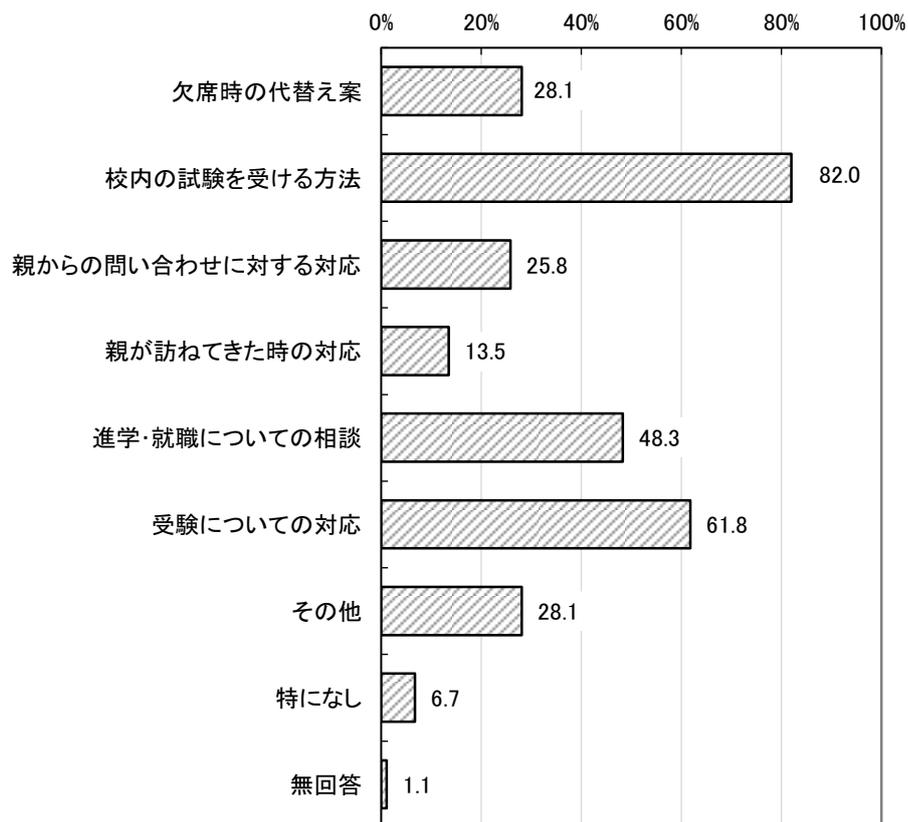


### ③ 問 12 在籍校と情報交換している内容

在籍校と情報交換している内容を見ると、「校内の試験を受ける方法」の割合が最も高く 82.0%となっている。次いで、「受験についての対応 (61.8%)」「進学・就職についての相談 (48.3%)」となっている。

一方、「特になし」とする割合も 6.7%となっている。

図 88 在籍校と情報交換している内容 (n=89 : 複数回答)

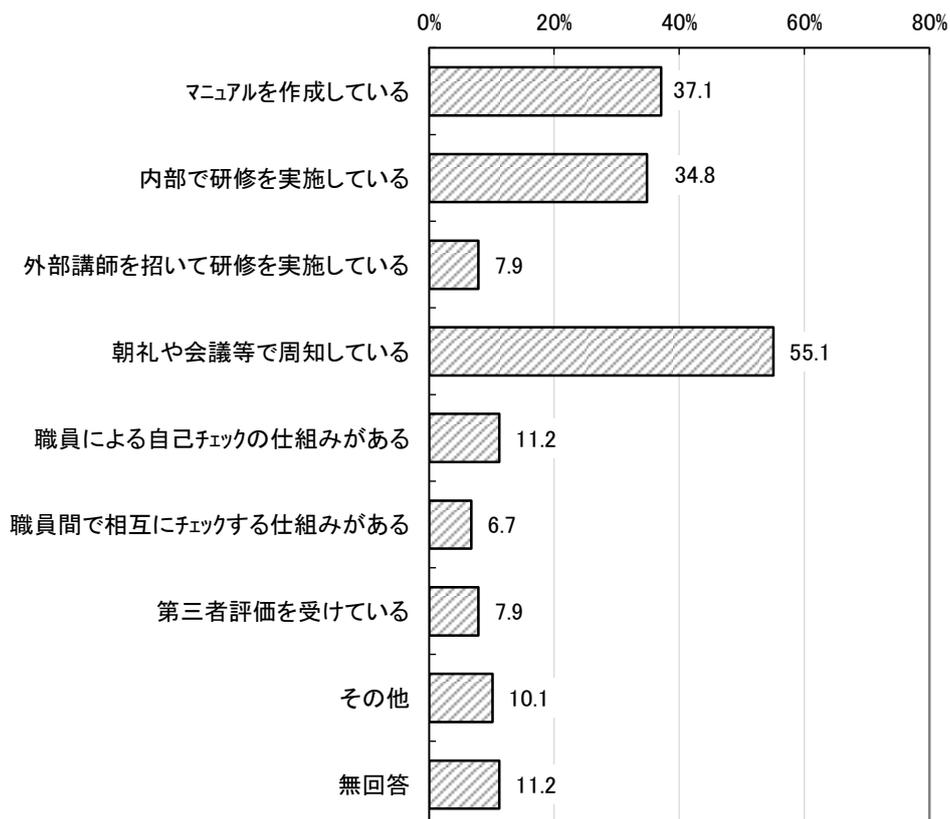


## (6) 子どもの権利擁護のための取組みについて

### ① 問 13 子どもの権利擁護についての職員の対応に対する取組み

子どもの権利擁護についての職員の対応に対する取組みをみると、「朝礼や会議等で周知している」の割合が最も高く 55.1%となっている。次いで、「マニュアルを作成している (37.1%)」「内部で研修を実施している (34.8%)」「外部講師を招いて研修を実施している (7.9%)」「職員による自己チェックの仕組みがある (11.2%)」「職員間で相互にチェックする仕組みがある (6.7%)」「第三者評価を受けている (7.9%)」「その他 (10.1%)」「無回答 (11.2%)」となっている。

図 89 子どもの権利擁護についての職員の対応に対する取組み (n=89 : 複数回答)

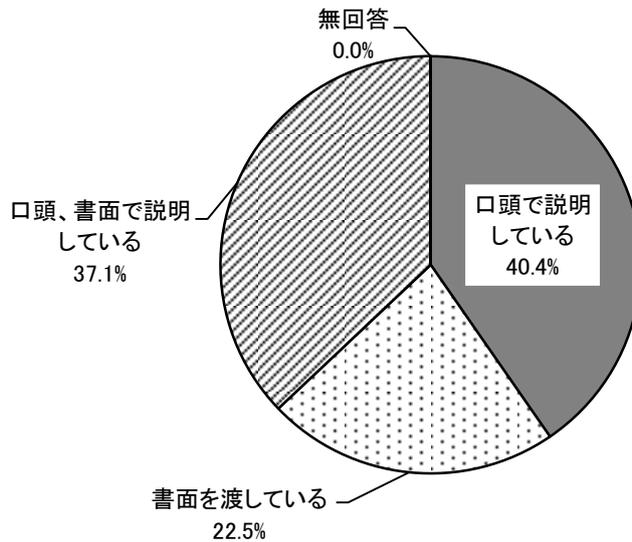


## ② 問 14 子どもが入所する際の生活上のルールについての説明方法

### i. 説明方法

子どもが入所する際の生活上のルールについての説明方法をみると、「口頭で説明している」の割合が最も高く 40.4%となっている。次いで、「口頭、書面で説明している (37.1%)」「書面を渡している (22.5%)」となっている。

図 90 子どもが入所する際の生活上のルールについての説明方法 (n=89)



### ii. 渡している書面の名称

子どもが入所する際

- ・生活のルール
- ・幼児しおり・学童しおり
- ・児童日課表 生活のきまり ここでの重要なきまりについて
- ・一時保護所のやくそく
- ・一時保護所で過ごすあなたへ・子ども権利ノート
- ・一時保護所ってどんなところ？

### iii. 説明の際に注意している点

<分かりやすく説明>

- ・子どもが理解しているか、守れるか確認しながら説明している。
- ・児童の年齢、理解力、集中力に応じて、しおりの内容や説明方法、言葉づかいを変えている。
- ・写真やイラスト付の説明書を見せて説明している。

<不安の軽減、ルールの徹底>

- ・養護（虐待含む）児童には威圧感を与えないよう、非行・虐待の児童には厳格な対応を心がけている。
- ・困った事や分からない事、言いたい事があればいつでも相談して欲しい等不安の軽減に努めている。
- ・安全に配慮していることから、禁止していることがあることを伝えて理解を促す。
- ・集団生活であること、互いに協力し気持ちよく生活するように伝えている。

<権利>

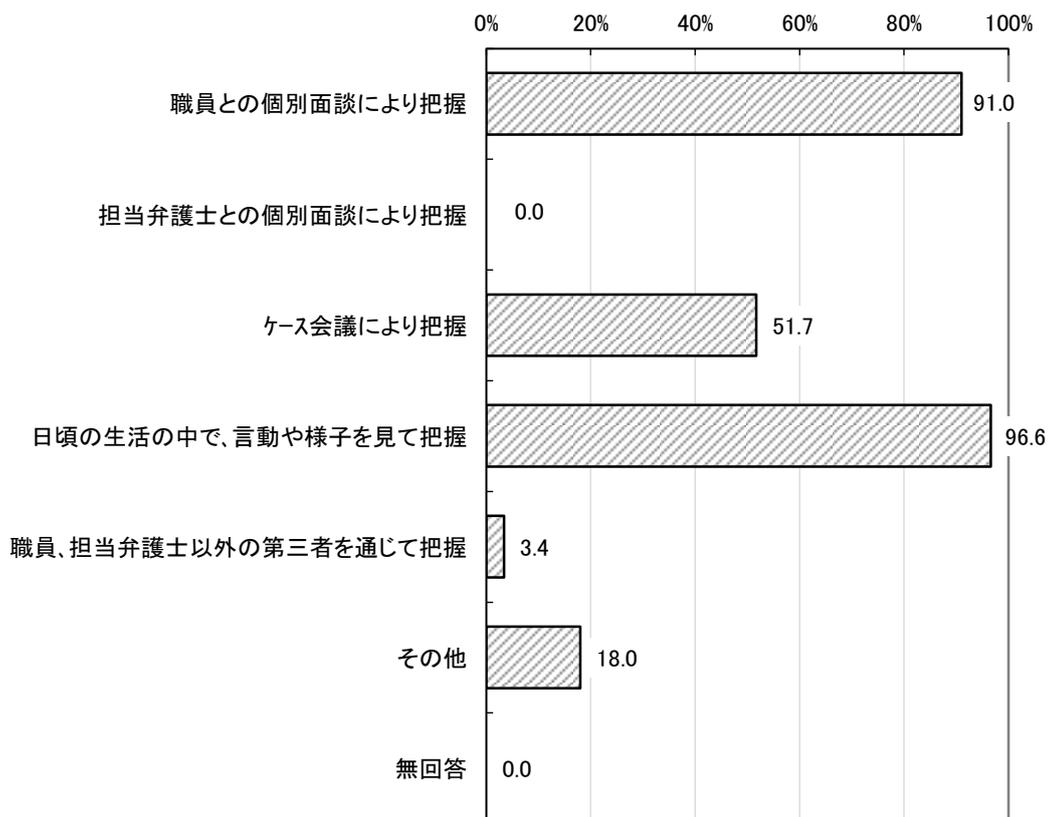
- ・権利が守られていること、意見表明ができることの周知、徹底を図っている。
- ・一時保護所に入所した理由、一時保護所の目的を伝えるようにしている。

### ③ 問 15 子どもの悩みや不安、相談事の把握方法

子どもの悩みや不安、相談事の把握方法をみると、「日頃の生活の中で、言動や様子を見て把握」の割合が最も高く 96.6%となっている。次いで、「職員との個別面談により把握 (91.0%)」「ケース会議により把握 (51.7%)」となっている。

一方、「担当弁護士との個別面談により把握」は 0.0%、「職員、担当弁護士以外の第三者を通じて把握」は 3.4%となっている。

図 91 子どもの悩みや不安、相談事の把握方法 (n=89 : 複数回答)

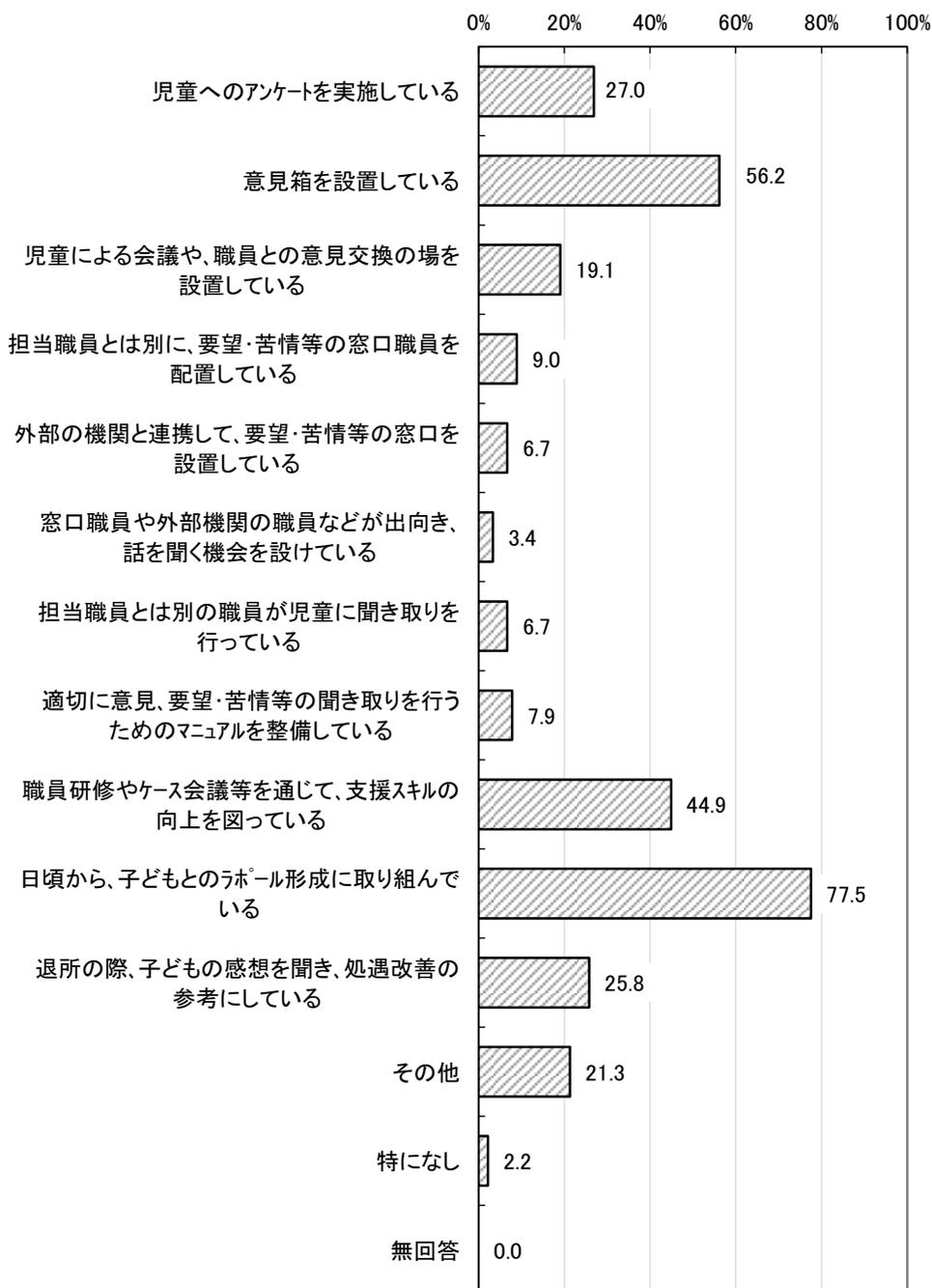


#### ④ 問 16 子どもからの苦情や意見の把握方法

##### i. 子どもからの苦情や意見を把握するための取組み

子どもからの苦情や意見を把握するための取組みをみると「日頃から、子どもとのラポール形成に取り組んでいる」の割合が最も高く 77.5%となっている。次いで、「意見箱を設置している (56.2%)」「職員研修やケース会議等を通じて、支援スキルの向上を図っている (44.9%)」となっている。

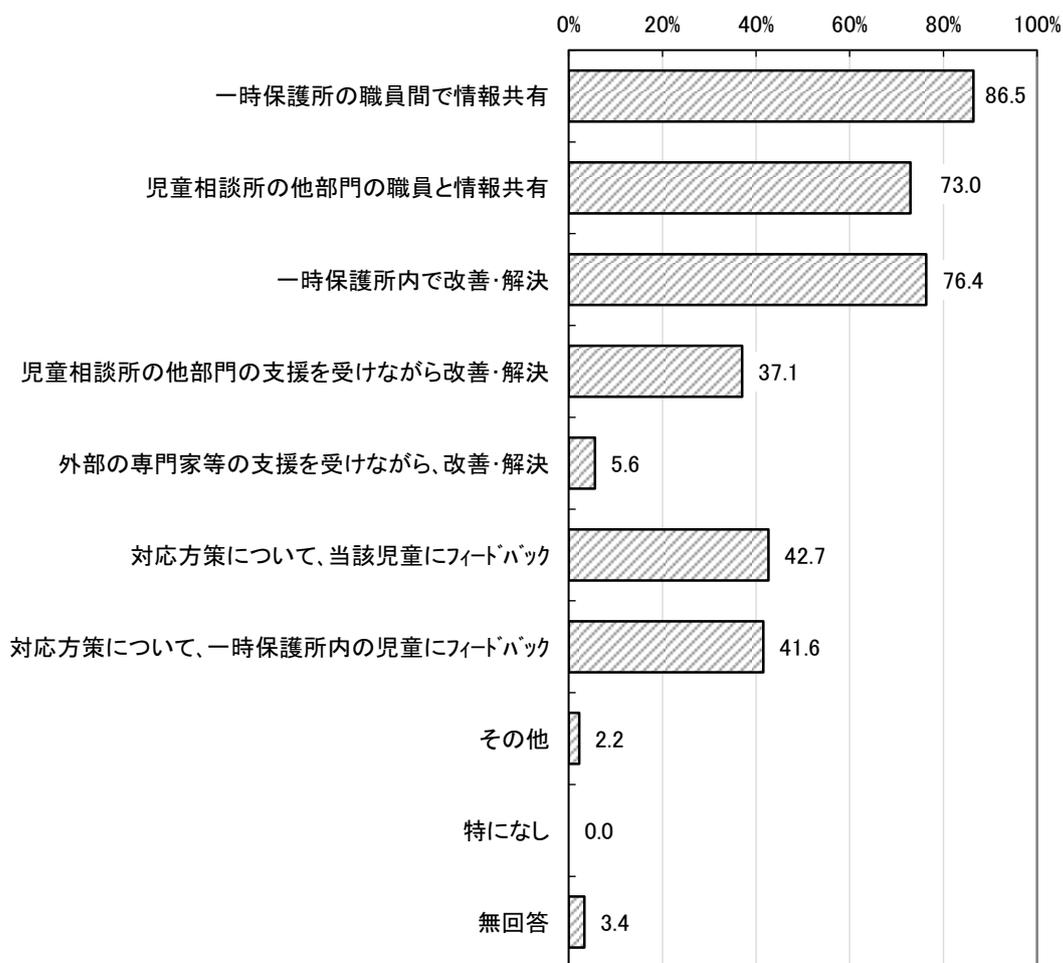
図 92 子どもからの苦情や意見を把握するための取組み (n=89 : 複数回答)



## ii. 子どもからの苦情や意見への対応

子どもからの苦情や意見への対応をみると、「一時保護所の職員間で情報共有」の割合が最も高く 86.5% となっている。次いで、「一時保護所内で改善・解決（76.4%）」「児童相談所の他部門の職員と情報共有（73.0%）」「対応方策について、当該児童にフィードバック（42.7%）」「対応方策について、一時保護所内の児童にフィードバック（41.6%）」となっている。

図 93 子どもからの苦情や意見への対応 (n=89 : 複数回答)



## (7) 職員の教育・人事育成について

### ① 問 17 職員の研修

#### i. 平成 28 年度中に職員が参加した研修の回数

平成 28 年度中に職員が参加した研修の回数は、平均で内部研修が 4.5 回、外部研修が 5.0 回であった。

図 94 職員が参加した研修の回数

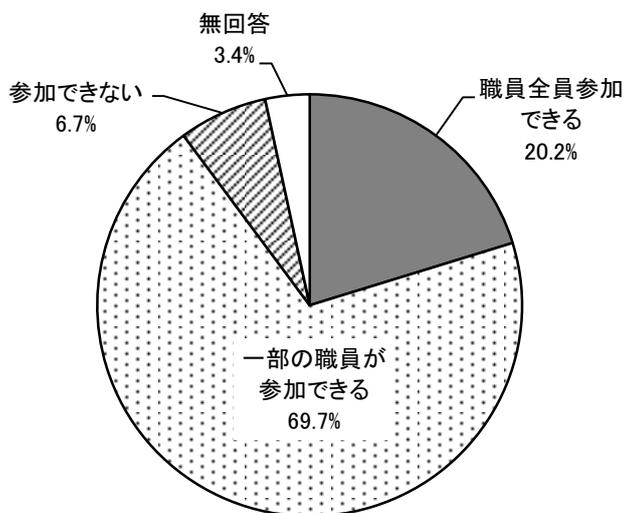
	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
内部研修	86	4.5	3	30	0
外部研修	86	5.0	3	25	0

※回答数は無回答を除く

#### ii. 外部研修への参加方針

外部研修への参加方針をみると、「一部の職員が参加できる」の割合が最も高く 69.7%となっている。次いで、「職員全員参加できる (20.2%)」「参加できない (6.7%)」となっている。

図 95 外部研修への参加方針 (n=89)

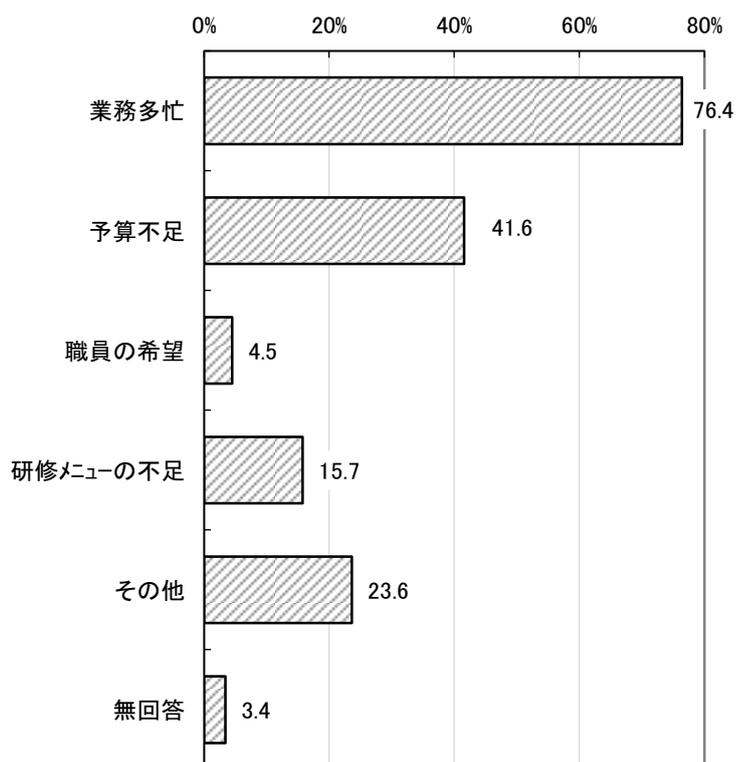


### iii. 外部研修に参加しづらい理由

外部研修に参加しづらい理由をみると、「業務多忙」の割合が最も高く 76.4%となっている。次いで、「予算不足 (41.6%)」「その他 (23.6%)」となっている。

また、「その他」では「職員数に余裕がない」「地方なので研修地までの時間・予算がかかる」等が挙げられていた。

図 96 外部研修に参加しづらい理由 (n=89 : 複数回答)



## ② 問 18 職員の教育、人材育成の課題

職員の教育、人材育成の課題について、意見等を聞いたところ、以下の内容が挙げられた。

### <職員体制>

- ・ 職員の在職期間が限られており、研修の効果が限られ、スペシャリストが育ちにくい。
- ・ 職員体制に余裕がなく、職員を研修に参加、派遣させることが困難（人員不足）。
- ・ 職員がシフト制で不規則勤務のため、研修通知が早目になれば勤務調整が間に合わない。
- ・ 常に児童が居て全職員が一度に集まって会議や研修会を行えないため、研修効果が浸透しにくい。
- ・ 交代勤務のため、職員の資質や意識の向上が困難であり、支援方法の共通認識や一貫性が取れない。

### <指導員の育成>

- ・ 児童福祉司のように助言できる立場の児童指導員が育成されていない。指導員がしっかりと専門職として認知され、その技術を獲得できる体制整備（国レベル）が必要である。
- ・ ベテラン職員から新人職員へのスーパーバイズを積極的に行うべきである。

### <専門的な人材確保>

- ・ 児童の特性に応じた対応力、家庭背景をふまえた児童理解、権利擁護の知識等の研修が必要である。
- ・ 一時保護所職員として専門性、特殊性を理解し、技術を向上させる研修を国レベルで進めてほしい。
- ・ 児童指導員、保育士を採用する選考試験を復活させ、専門的に児童に関わる人材の確保を求めたい。
- ・ 心理療法士以外の専門職（保育士、看護師、教員等）の配置が望まれる。
- ・ 発達障害の児童が多いため、発達障害や心理の研修も必要である。

### <経験値>

- ・ 正規職員が少ないため、個別指導に限界があり、ノウハウの蓄積が困難である。
- ・ 施設勤務経験者が少なく支援プログラムの作成ができず、保護に徹する生活になってしまっている。
- ・ 経験の少ない職員の児童への接し方、理解の仕方等、系統だった研修を多く受講できるようになればと思う。特に心理判定の情報共有については、早めの研修が必要である。

### <一時保護所の環境>

- ・ 一時保護所の現状を考えると、強い閉塞感を感じてなかなか向上心を持ってない。児童の福祉、権利擁護を一時保護所においてどのように実践するかという視点が必要である。
- ・ 一時保護所の入所児童への支援方法が慣習の中で固まってしまい、変える事が難しくなっていることも職員の教育、人材育成をうまく進められない原因ではないか。
- ・ 一時保護所の運営形態等が自治体によって異なるため、他自治体の事例は参考になることが少ない。

### <予算>

- ・ 予算がないため、費用を伴う研修には参加できない。

／等

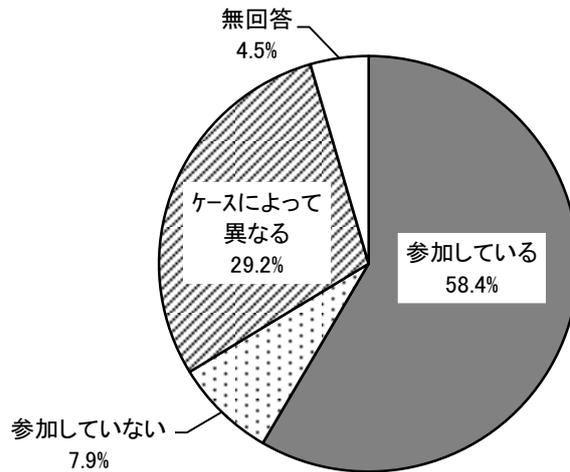
(8) 児童相談所と他部門、他機関との連携・役割分担について

① 問 19 児童相談所の他部門、他機関との連携・役割分担

i. 児童相談所のケース会議への一時保護所の職員の参加状況

児童相談所のケース会議への一時保護所の職員の参加状況を見ると、「参加している」の割合が最も高く58.4%となっている。次いで、「ケースによって異なる(29.2%)」「参加していない(7.9%)」となっている。

図 97 児童相談所のケース会議への一時保護所の職員の参加状況 (n=89)

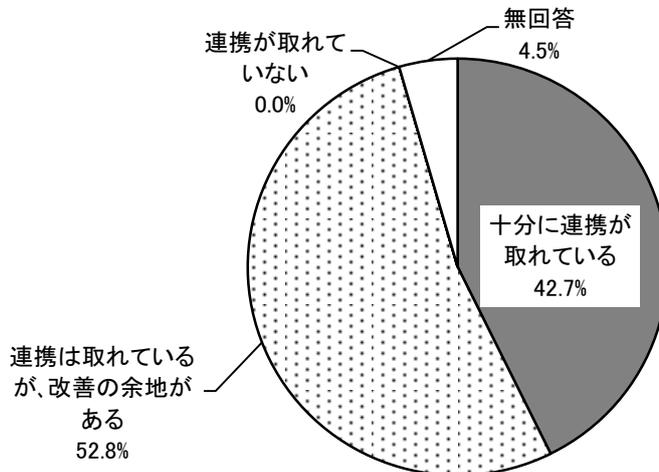


ii. 児童相談所の他部門との連携状況

児童相談所の他部門との連携状況を見ると、「連携は取れているが、改善の余地がある」が52.8%、「十分に連携が取れている」が42.7%、「連携が取れていない」が0.0%となっている。

「連携はとれているが、改善の余地がある」では、「記録が紙ベースなので、変則勤務職員間でタイムリーな双方向情報共有ができにくい」「入所後のケースワークの状況を把握できれば良い支援につながる」「報告・連絡・相談の機会や手段が少なく限られている」「情報のずれからくる意思疎通の悪さ」「地理的に離れているのでスピーディな連携ができない」「一時保護所と相談部の合同研修がない」等が挙げられていた。

図 98 児童相談所の他部門との連携状況 (n=89)

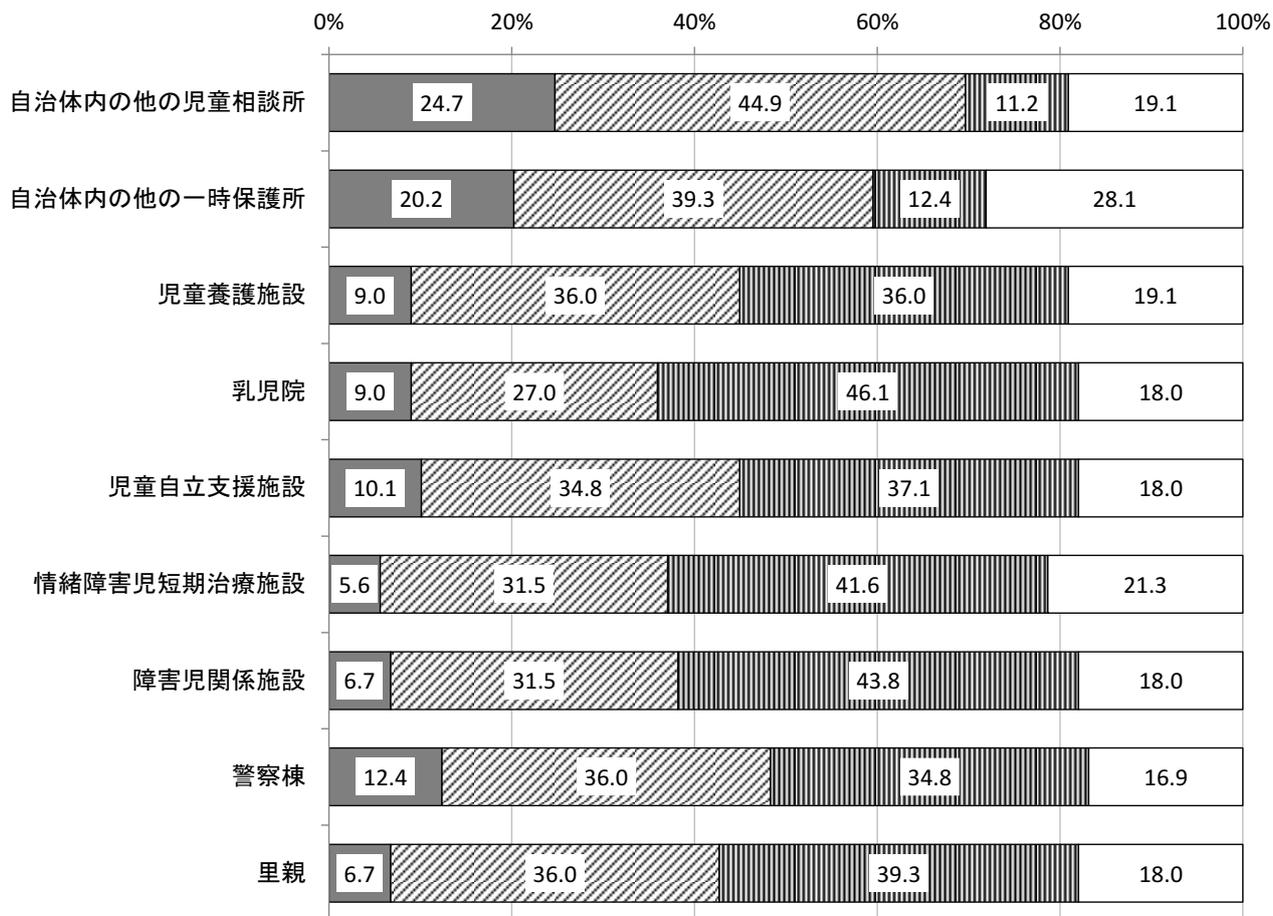


### iii. 他機関との連携状況

他機関との連携状況を「十分に連携が取れている」と「連携は取れているが、改善の余地がある」の割合の合計に着目すると、「自治体内の他の児童相談所」における割合が最も高く 69.6%となっている。次いで、「自治体内の他の一時保護所（59.5%）」となっている。

一方、「連携が取れていない」割合が高いのは「乳児院（46.1%）」「障害児関係施設（43.8%）」「情緒障害児短期治療施設（41.6%）」となっており、連携がとれている割合より高くなっている。

図 99 他機関との連携状況 (n=89)



■十分に連携が取れている □連携は取れているが、改善の余地がある ▨連携が取れていない □無回答

## (9) 一時保護された子どもの権利保障について（自由記述を集約）

一時保護された子どもの権利保障について、意見等を聞いたところ、以下の内容が挙がった。

### <子どもの権利>

- ・子どもの権利保障は不可欠であり、「新しい社会的養育ビジョン」の具体的な取組みが必要である。
- ・開放保護の方向が出ているが、児童の安全・安心を考えると管理面以外でも課題や不安が多い。
- ・子どもの権利マニュアルや学習マニュアルの作成、意見箱やアンケートの実施、第三者委員の委嘱などを行ってきたため、今後は、教育権や開放型一時保護所、職員の専門性、職員のメンタルケアに関する課題をクリアしていきたい。

### <教育>

- ・教育権の保障は大変重要な課題である。本人、家族等の希望によりケースワーカー等が付き添って通学する児童もいるが少ない。現状の職員数では、ケースワーカーの付き添いは負担が大きい。
- ・一時保護が長期化する中、学習権の保障について早急な対策が必要であり、学習指導員の配置や在籍校との連携が課題である。
- ・通学途中や学校での児童の安全確保が困難のため、一時保護中の児童を通学させることは難しい。一時保護所に教員OBの配置を進めたり、専用の学習室を設置するなど、一時保護所内の教育体制や学習環境を充実させることの方が望ましい。

### <規制、ルール>

- ・一時保護所は構造的制約や規則等の制限を設けなければならないため、権利擁護に苦慮している。
- ・児童同士の会話内容、偏食に伴う食事内容、余暇時間の遊びの内容等たくさんの制約や規制があり、児童はもちろん職員もストレスを抱えている。
- ・一時保護所は年齢、入所の種別、生活背景等が様々な子どもが入所していることもあり、地域交流や外出等は慎重にならざるを得ない。子ども同士の関係にも注意が必要である。

### <個別ケア>

- ・居室の個室化が全く進まない。入所理由も様々なので、全員個室が保障されるとよい。
- ・子どもの一人ひとりの状況に応じた支援に努め、落ち着いて生活できるような配慮が必要である。
- ・ただちに対応が必要な子どもの権利を保障して個別化された丁寧なケアを行うためには、保護所独自の手厚いハード、ソフト面での充実が不可欠である。

### <運営>

- ・夜間、休日の身柄付入所が多くなっている状況の中、入所対応中は集団から離れざるを得ない職員体制では、児童の安全を確保することが難しい。職員体制の充実が必要である。

### <評価>

- ・第三者評価や意見箱設置は行えておらず、十分に権利保障していると言い難い。今後、児童会や第三者評価の導入を検討したい。
- ・すべての施設に安全委員会方式を導入すべきである。

／等

## 4. 児童養護施設へのアンケート調査結果

### (1) 実施概要

#### ① 調査対象・件数

一時保護専用施設を有しており、平成 29 年度に一時保護実施特別加算を算定している 14 施設を対象として実施

#### ② 回収状況

- 8 施設 (57.1%)

#### ③ 実施期間

- 2018 年 3 月 5 日～3 月 28 日

### (2) 施設の概要について

アンケートの回答があったのは以下の 8 施設である。

図 100 回答施設の概要

	設立年		設立年
乳児院 A	昭和 47(1972)年	児童養護施設 A	昭和 22(1947)年
乳児院 B	平成 28(2016)年	児童養護施設 B	平成 29(2017)年
乳児院 C	昭和 27(1952)年	児童養護施設 C	昭和 21(1946)年
児童自立支援施設	-	児童養護施設 D	昭和 27(1952)年

(出所) 各施設のホームページから作成

#### ① 問 1 施設の定員、在所要者数

平成 28 年度の定員の平均は 33.0 人、在所要者数の平均は 23.3 人であった。

図 101 施設の定員、在所要者数

	件数	平均(人)
定員 (平成 28 年度) ※一時保護実施特別加算の対象となっている設備を除く	8	33.0
在所要者数 (平成 28 年度末現在)	8	23.3

② 問2 一時保護実施特別加算の対象となっている一時保護児童に対する小規模なグループによるケアの実施について

i. 加算を算定した時期

一時保護実施特別加算を算定した時期の回答があったのは3施設だった。3施設とも「平成29年4月」から一時保護実施特別加算の算定をしている。

図 102 加算を算定した時期

	回答数	%
平成29年4月	3	37.5
無回答	5	62.5

※以下、本設問で加算を算定した時期の回答があった3施設を、「加算の算定をしている施設」とする。

ii. 受入定員（調査票記入日現在）

一時保護実施特別加算の算定をしている3施設の、受入定員は平均5.0人だった。

図 103 受入定員（調査票記入日現在）(n=3)

	合計	うち学童男子	うち学童女子	うち幼児
受入定員(平均)	5.0人	-	-	-

iii. 居室（乳児院にあっては寝室）の数

一時保護実施特別加算の対象となっている場所での居室（乳児院にあっては寝室の数）は、加算の算定をしている3施設の平均で、「個室」が2.0室、「2人部屋」が0.7室、「3人部屋以上」が0.3室となった。

図 104 居室（乳児院にあっては寝室）の数（3施設平均）

	平均	うち学童男子	うち学童女子	うち幼児
個室	2.0室	-	-	-
2人部屋	0.7室	-	-	-
3人部屋以上	0.3室	-	-	0.3室

#### iv. 居室以外に有している設備

一時保護実施特別加算の対象となっている場所で居室（乳児院にあつては寢室）以外に有している設備について、算定を開始している3施設の状況は以下のとおりである。

図 105 居室以外に有している設備（n=3:複数回答）

	件数	(%)
遊戯室・プレイルーム	0	0.0
リビング	2	66.7
学習室	1	33.3
図書室	0	0.0
保育室	0	0.0
ほふく室	0	0.0
個別指導等に使用できる個室	1	33.3
医務室及び静養室	0	0.0
食堂	0	0.0
その他	3	37.5

※「その他」の内容：・シャワー、トイレ ・事務室 ・浴室、脱衣室、トイレ

#### v. 一時保護児童の専任の職員（調査票記入日現在）

調査票記入日現在の一時保護児童の専任の職員数は、加算を算定している3施設の平均で、児童指導員が3.3人、保育士が1.0人、合計4.3人だった。

図 106 一時保護児童の専任の職員数（平均）（調査票記入日現在）（n=3）

	合計	うち児童指導員	うち保育士
一時保護児童の専任の職員	4.3人	3.3人	1.0人

※児童自立支援施設は加算査定時期が無記入のため、本設問では対象外とした。

③ 問3 一時保護児童の受入れについて

i. 本体施設における一時保護児童の受入の有無

本体施設における一時保護児童の受入の有無を一時保護実施特別加算の算定の前後でみると、「受け入れ」施設は算定前で5件、算定後は2件となっている。

図 107 一時保護実施特別加算の算定前後の一時保護児童の受入れ有無

(n=8)

	算定前		算定後	
	件数	(%)	件数	(%)
受け入れていた	5	62.5	2	25.0
受け入れていない	0	0.0	1	12.5
無回答	3	37.5	5	62.5

ii. 平成 28 年度中、平成 29 年度中に退園した一時保護児童数、一時保護児童の平均在園日数

平成 28 年度中、平成 29 年度中に退園した一時保護児童数の平均は、それぞれ 11.8 人、14.4 人だった。平均在園日数の平均は、それぞれ 21.7 日、30.8 日だった。

図 108 平成 28 年度中、平成 29 年度中に退園した一時保護児童数、一時保護児童の平均在園日数

		回答件数	平均
平成 28 年度中	一時保護児童数	6	11.8 人
	平均在園日数	6	21.7 日
平成 29 年度中	一時保護児童数	7	14.4 人
	平均在園日数	7	30.8 日

iii. 一時保護実施特別加算の対象となっている小規模なグループによるケアの実施のメリット

一時保護実施特別加算の対象となっている小規模なグループによるケアの実施のメリットについて、加算を算定している3施設の回答は以下のとおりである。

図 109 一時保護実施特別加算の対象となっている小規模なグループによるケアの実施のメリット (n=3:あてはまるもの3つまで)

	件数	(%)
一時保護児童が家庭的な環境で過ごすことができる	2	66.7
一時保護児童が落ち着いた環境で過ごすことができる	2	66.7
一時保護児童の個性が尊重される	0	0.0
一時保護児童が専門的なケアを受けることができる	0	0.0
周りに同じ境遇の子どもが多いため、孤立感を感じない	1	33.3
一時保護児童以外の児童が落ち着いた環境で過ごすことができる	1	33.3
担当職員が一時保護児童のケアに専念できる	1	33.3
その他	1	33.3
特になし	0	0.0
無回答	0	0.0

※「その他」の内容: 兄弟での受け入れが可能

iv. 一時保護実施特別加算の対象となっている小規模なグループによるケアの実施の課題

一時保護実施特別加算の対象となっている小規模なグループケアの実施の課題として、「本体施設との協力、連携」の必要性が挙げられた。

図 110 一時保護実施特別加算の対象となっている小規模なグループによるケアの実施の課題 (n=3)

回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間については本体施設との協力が必要。(乳児院)</li> <li>・小規模グループケアの実施により、担当職員の専門的な知識の習得のほか、児童相談所との日々の連携をどのように実施するかが、課題である。(児童養護施設)</li> <li>・職員が足りないので、本体からの応援で成り立っている。(児童養護施設)</li> </ul>

### (3) 一時保護児童の施設における生活について

#### ① 問4 入園時における子どもの私物の取扱について

##### i. 施設で預かるもの

入園時に施設で預かる子どもの私物は、「貴重品」「通信器機」「刃物、危険物」「薬」が各4件、「子どもの私物の全て」「時計・アクセサリ」とする施設が各3件だった。

図 111 施設で預かるもの (n=8:複数回答)

	件数	(%)
貴重品	4	50.0
通信機器	4	50.0
刃物、危険物	4	50.0
薬	4	50.0
時計・アクセサリ	3	37.5
子どもから預かってほしいと頼まれたもの	1	12.5
子どもの私物の全て	3	37.5
その他	1	12.5
特になし	1	12.5
無回答	1	12.5

※「その他」の内容:・規則で定められているもの

##### ii. 施設で子どもの私物を預かる目的

入園時に子どもの私物を預かる施設における、預かる目的は、「紛失を防ぐため」が最も多く5件、次いで、「子どもの安全を確保するため」が4件だった。

図 112 施設で子どもの私物を預かる目的 (n=7:複数回答)

	件数	(%)
子どもの安全を確保するため	4	57.1
子どもの希望を尊重するため	1	14.3
職員の安全を確保するため	1	14.3
施設内の秩序を保つため	3	42.9
紛失を防ぐため	5	71.4
その他	1	14.3
無回答	1	14.3

※「その他」の内容:・乳幼児であるため管理できない

### iii. 持込みを認めているもの

入園時に子どもの私物の持ち込みを認めているものは、「衣類」と「下着」がそれぞれ5件で最も多く、次いで、「家で大切にしていたおもちゃやぬいぐるみ」が4件だった。

図 113 持込みを認めているもの (n=8:複数回答)

	件数	(%)
衣類	5	62.5
下着	5	62.5
家族や友達の写真や手紙	3	37.5
家で大切にしていたおもちゃやぬいぐるみ	4	50.0
CD や本	2	25.0
通信機器	0	0.0
貴重品	0	0.0
その他	3	37.5
特になし	0	0.0
無回答	2	25.0

※「その他」の内容:・乳幼児が利用できるもの・勉強道具、歯ブラシ・規則で定められているもの

## ② 問5 子どもの外出について

### i. 子ども単独での外出の可否

子ども単独での外出の可否は、「認めていない」が4件だった。一方、「その他」(アルバイト、高校通学)が1件で、これ以外で認めている施設は0件だった。

図 114 子ども単独での外出の可否 (n=8:複数回答)

	件数	(%)
子どもの安全が確保されると判断すれば認めている	0	0.0
認めていない	4	50.0
その他	1	12.5
乳児のため単独での外出は困難	2	25.0
無回答	1	12.5

※「その他」の内容:・アルバイト、高校通学

### ii. 子ども単独での外出を認めている要件

前問で子ども単独での外出可否について「その他」とした施設における、子ども単独での外出を認めている要件は、「通学」と「その他」(会議で決定している)だった。

### iii. 子ども単独での外出時に必要に応じて所持を認めているもの

前問で子ども単独での外出可否について「その他」とした施設における、子ども単独での外出時に必要に応じて所持を認めているものは、「貴重品」「時計・アクセサリ」だった。

### ③ 問6 子どもによる外部との連絡方法

子どもによる外部との連絡方法は、「児童相談所の職員を通じて行っている」が最も多く4件、次いで、「施設の職員を通じて行っている」が3件だった。

図 115 子どもによる外部との連絡方法 (n=8:複数回答)

	件数	(%)
施設の職員を通じて行っている	3	37.5
児童相談所の職員を通じて行っている	4	50.0
弁護士を通じて行っている	1	12.5
その他	0	0.0
乳児のため子どもによる外部との連絡は困難	2	25.0
無回答	1	12.5

(4) 一時保護児童の学習権の保障について

① 問7 平成28年度中に通園・通学した子どもの有無

i. 平成28年度中に通園・通学した子どもの有無

平成28年度中に通園・通学した子どもの有無については、「いた」が3件だった。

図 116 平成28年度中に通園・通学した子どもの有無 (n=8)

	件数	(%)
いた	3	37.5
いない	1	12.5
乳児のため該当なし	2	25.0
無回答	2	25.0

ii. 通園・通学先

平成28年度中に通園・通学した子どもの通学先は、以下のとおり。

図 117 通園・通学先 (n=3:複数回答)

	件数	(%)
小学生	0	0.0
中学生	2	66.7
高校生	1	33.3

② 問8 施設内での学習について

i. 平日1日あたりの学習時間(スポーツを除く)

施設内でのスポーツを除く平日1日あたりの学習時間について、回答があった施設の平均時間は以下のとおり。

図 118 平日1日あたりの学習時間(スポーツを除く)

	通学している場合		通学していない場合	
	回答件数	平均(分)	回答件数	平均(分)
小学生	1	50.0	3	130.0
中学生	2	75.0	4	153.8
高校生	1	225.0	3	175.0

※乳児院3件を除く

## ii. 学習室の構造

学習室の構造は、乳児院（3件）を除いた5件の施設では、以下のとおり。

図 119 学習室の構造 (n=5)

	件数	(%)
一つの部屋でみんな並行で学習する	1	20.0
一つの部屋を仕切って使うが、声などが聞こえる	1	20.0
二つ以上の部屋を使う	2	40.0
その他	0	0.0
無回答	1	20.0

※乳児院3件を除く

## iii. 学習内容の決定

学習内容の決定は、乳児院（3件）を除いた5件の施設のうち4件が「子どもの様子をみて決定する」としている。

図 120 学習内容の決定 (n=5:複数回答)

	件数	(%)
在籍校の授業進行に合わせる	2	40.0
在籍校の担任等の指示に従う	1	20.0
児童相談所で学力検査等を実施して決定する	1	20.0
子どもの様子を見て決定する	4	80.0
その他	0	0.0
無回答	1	20.0

※乳児院3件を除く

## iv. 使用している教材

使用している教材としては、乳児院（3件）を除いた5件の施設のうち4件が「市販の参考書、ドリル等」を挙げている。

図 121 使用している教材 (n=5:複数回答)

	件数	(%)
市販の参考書、ドリル等	4	80.0
市販の通信教育	0	0.0
児童相談所で作成したプリント	0	0.0
児童相談所で作成したテキスト	0	0.0
学校の教科書	2	40.0
児童相談所で購入した教科書	0	0.0
在籍校が作成したプリント	2	40.0
その他	1	20.0
無回答	1	20.0

※乳児院3件を除く

※「その他」の内容：・施設で用意した教科書

### ③ 問9 在籍校と情報交換している内容

在籍校と情報交換している内容は、以下のとおり。

図 122 在籍校と情報交換している内容 (n=5:複数回答)

	件数	(%)
欠席時の代替え案	1	20.0
校内の試験を受ける方法	1	20.0
親からの問い合わせに対する対応	0	0.0
親が訪ねてきた時の対応	0	0.0
進学・就職についての相談	1	20.0
受験についての対応	1	20.0
その他	1	20.0
特になし	1	20.0
無回答	1	20.0

※乳児院3件を除く

※「その他」の内容：・児童相談所が仲介役とし情報交換をおこなう。

(5) 子どもの権利擁護のための取組みについて（施設の子ども全体）

① 問 10 子どもの権利擁護についての職員の対応に対する取組み

子どもの権利擁護についての職員の対応に対する取組みは、「第三者評価を受けている」が最も多く6件、次いで、「マニュアルを作成している」「朝礼や会議等で周知している」がそれぞれ5件となっている。

図 123 子どもの権利擁護についての職員の対応に対する取組み（n=8:複数回答）

	件数	(%)
マニュアルを作成している	5	62.5
内部で研修を実施している	4	50.0
外部講師を招いて研修を実施している	2	25.0
朝礼や会議等で周知している	5	62.5
職員による自己チェックの仕組みがある	3	37.5
職員間で相互にチェックする仕組みがある	0	0.0
第三者評価を受けている	6	75.0
その他	0	0.0
無回答	1	12.5

② 問 11 子どもが入所する際の生活上のルールについての説明方法

子どもが入所する際の生活上のルールについての説明方法は、「口頭で説明し・書面も渡している」が3件、「口頭で説明している」が3件、「書面を渡している」が1件だった。

図 124 子どもが入所する際の生活上のルールについての説明方法（n=8）

	件数	(%)
口頭で説明している	3	37.5
書面を渡している	1	12.5
口頭、書面で説明している	3	37.5
無回答	1	12.5

図 125 子どもが入所する際の生活上のルールについての説明方法：文書名称

回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の方へ（乳児院）</li> <li>・ 入所のしおり（乳児院）</li> <li>・ 子どもの人権ノート（県作成）やホーム日課の説明と配布の実施（児童養護施設）</li> </ul>

図 126 子どもが入所する際の生活上のルールについての説明方法：説明の際に注意していること

回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児のため保護者に対し理解いただけるよう乳児院倫理綱領（チェックリスト）にのっとり説明している。（乳児院）</li> <li>・施設見学をおこないながら、具体的に説明をしている。（児童養護施設）</li> <li>・担当職員に説明を受ける。職員はマニュアルに応じて伝える。またそのための内容確認を行っている。（児童養護施設）</li> </ul>

### ③ 問 12 子どもの悩みや不安、相談事の把握方法

子どもの悩みや不安、相談事の把握方法は、以下のとおり。

図 127 子どもの悩みや不安、相談事の把握方法（n=8:複数回答）

	件数	(%)
職員との個別面談により把握	3	37.5
ケース会議により把握	3	37.5
日頃の生活の中で、言動や様子を見て把握	3	37.5
職員以外の第三者を通じて把握	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	3	37.5

#### ④ 問 13 子どもからの苦情や意見の把握方法

##### i. 子どもからの苦情や意見を把握するための取組み

子どもからの苦情や意見を把握するための取組みは、「意見箱を設置している」が最も多く 5 件だった。

図 128 子どもからの苦情や意見を把握するための取組み (n=8:複数回答)

	件数	(%)
児童へのアンケートを実施している	2	25.0
意見箱を設置している	5	62.5
児童による会議や、職員との意見交換の場を設置している	3	37.5
担当職員とは別に、要望・苦情等の窓口職員を配置している	2	25.0
外部の機関と連携して、要望・苦情等の窓口を設置している	2	25.0
窓口職員や外部機関の職員などが出向き、話を聞く機会を設けている	1	12.5
担当職員とは別の職員が児童に聞き取りを行っている	1	12.5
適切に意見、要望・苦情等の聞き取りを行うためのマニュアルを整備している	2	25.0
職員研修やケース会議等を通じて、支援スキルの向上を図っている	2	25.0
日頃から、子どもとのラポール形成に取り組んでいる	3	37.5
退所の際、子どもの感想を聞き、処遇改善の参考にしている	0	0.0
その他	0	0.0
特になし	0	0.0
無回答	2	25.0

##### ii. 子どもからの苦情や意見への対応

子どもからの苦情や意見への対応は、「施設の職員間で情報共有」が最も多く 5 件だった。

図 129 子どもからの苦情や意見への対応 (n=8:複数回答)

	件数	(%)
施設の職員間で情報共有	5	62.5
児童相談所の他部門の職員と情報共有	3	37.5
施設内で、改善・解決に向けた取組みを行っている	3	37.5
児童相談所の他部門の支援を受けながら改善・解決	1	12.5
外部の専門家等の支援を受けながら、改善・解決	0	0.0
対応方策について、当該児童にフィードバック	2	25.0
対応方策について、施設内の児童にフィードバック	2	25.0
その他	0	0.0
特になし	1	12.5
無回答	2	25.0

⑤ 問 14 一時保護児童の権利擁護について取り組んでいること、注意していること

一時保護児童の権利擁護について取り組んでいること、注意していることは、加算の算定を行っている児童養護施設から回答を得た。

図 130 一時保護児童の権利擁護について取り組んでいること、注意していること

回答内容
・性的虐待の児童においては、異性との距離感を掴めない児童もいることから、事前にルール等の説明を行っている。(児童養護施設)

## (6) 職員の教育・人材育成について

### ① 問 15 職員の研修について

#### i. 平成 28 年度中に職員が参加した研修の回数

平成 28 年度中に職員が参加した研修の回数は、内部で開催した研修は平均 6.1 回、外部で開催した研修は平均 26 回だった。

図 131 平成 28 年度中に職員が参加した研修の回数

	回答 件数	平均回数	最大回数	最小回数
内部で開催した研修	7	6.1 回	12 回	2 回
外部で開催した研修	7	26.0 回	93 回	4 回

#### ii. 外部研修への参加方針

外部で開催される研修への参加方針は、「職員全員参加できる」と「一部の職員が参加できる」がほぼ半々だった。

図 132 外部研修への参加方針 (n=8)

	件数	(%)	平均回数
職員全員参加できる	4	50.0	2.0 回
一部の職員が参加できる	3	37.5	4.5 回
その他	0	0.0	
無回答	1	12.5	

#### iii. 外部研修に参加しづらい理由

外部で行われる研修に参加しづらい理由は、「業務多忙」が最も多く 6 件、次いで、「予算不足」が 4 件だった。

図 133 外部研修に参加しづらい理由 (n=8:複数回答)

	件数	(%)
業務多忙	6	75.0
予算不足	4	50.0
職員の希望	0	0.0
研修メニューの不足	2	25.0
その他	2	25.0
無回答	1	12.5

※「研修メニューの不足」受講したい内容：・子ども支援に関する内容 ・(無記入)

※「その他」の内容：・主要である研修が東京のみの為 ・(無記入)

## ② 問 16 児童相談所との連携について

### i. 児童相談所のケース会議への施設の職員の参加状況

児童相談所のケース会議への施設の職員の参加状況は、「参加している」が1件、「参加していない」が3件、「ケースによって異なる」が3件だった。

図 134 児童相談所のケース会議への施設の職員の参加状況 (n=8)

	件数	(%)
参加している	1	12.5
参加していない	3	37.5
ケースによって異なる	3	37.5
無回答	1	12.5

### ii. 委託保護を受ける際、どの程度児童相談所から情報提供があるか

委託保護を受ける際、どの程度児童相談所から情報提供があるかについては、「電話で簡単に聞く程度」と「措置と同様にしている」がそれぞれ3件だった。

図 135 委託保護を受ける際、どの程度児童相談所から情報提供があるか (n=8)

	件数	(%)
まったく情報がない	0	0.0
電話で簡単に聞く程度	3	37.5
面接して内容を聞く	0	0.0
措置と同様にしている	3	37.5
その他	1	12.5
無回答	1	12.5

※「その他」の内容:

- ・ケースにより、事前情報もあれば、無いに等しい場合もある。

③ 問 17 里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託を進めるために必要なこと

里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託を進めるために必要なことは、「児童相談所の支援強化」が最も多く6件、次いで、「里親家庭や児童養護施設等への情報提供」が5件だった。

図 136 里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託を進めるために必要なこと (n=8:複数回答)

	件数	(%)
保護者とのトラブルを減らす	2	25.0
委託保護の費用を改善する	2	25.0
施設措置費等が改善される	3	37.5
児童相談所の支援強化	6	75.0
里親家庭や児童養護施設等への情報提供	5	62.5
里親家庭への教育・研修	3	37.5
里親同士のネットワーク構築支援	3	37.5
地域住民の理解	2	25.0
その他	2	25.0
特になし	0	0.0
無回答	1	12.5

※「その他」の内容: ・職員配置の改善 ・学校受入の理解

(7) 一時保護された子どもの権利保障について

① 問 18 一時保護された子どもの権利保障について

一時保護された子どもの権利保障については、乳児院からは一時保護制度の見直しと里親開拓・里親研修の充実の意見が、加算の算定を行っている児童養護施設からは学習権の保障に関しての意見があった。

図 137 一時保護された子どもの権利保障について

回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、ビジョンのように、変化を国が求めてくるのならば、一時保護制度そのものの見直しは必至だろうし、里親開拓および里親研修の充実が求められると思う。(乳児院)</li> <li>・一時保護児童の長期委託における学習権の保障が望まれる。(児童養護施設)</li> </ul>

## 5. 子どもシェルターへのアンケート調査結果

### (1) 問1 シェルターの体制

#### ① シェルターの活動に関わりのある弁護士数

シェルターの活動に関わりのある弁護士数としては、「0人～10人未満」の割合が60.0%で、「10人～20人未満」が13.3%、「30人～40人未満」が13.3%だった。また、平均人数は20.1人だった。

子ども1人あたりにつく弁護士数は「1人」の割合が46.7%で、「2人」が40.0%となっていた。平均人数は1.5人だった。

図 138 問1 シェルターの活動に関わりのある弁護士数 (n=15)

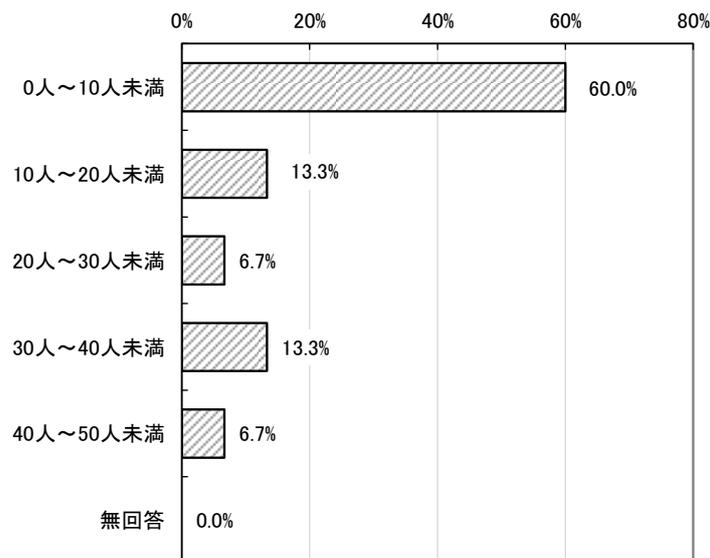
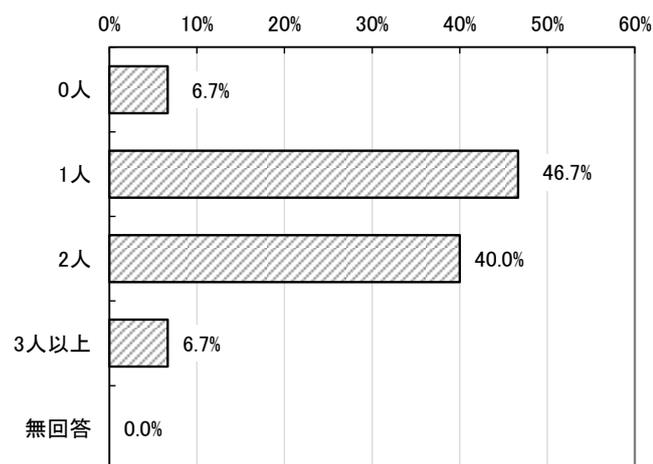


図 139 問1 子ども1人あたりにつく弁護士数 (n=15)



(単位：人)

	回答数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
シェルターの活動に関わりのある弁護士数	15	20.1	13.8	15.0	48.0	7.0
子ども1人あたりにつく弁護士数	15	1.5	0.7	1.0	3.0	0.0

## ② 職員体制

ホーム長の勤務形態は、「常勤」が80.0%、「非常勤」が13.3%となっていた。

また、職種別の職員体制をみると、「指導員」の平均人数は、常勤が2.0人、非常勤が1.1人だった。また、「補助員」の平均人数は常勤が0.4人、非常勤が0.7人で、「その他」の平均人数は非常勤が0.1人（常勤は回答者無し）だった。

図 140 ホーム長の勤務形態(n=15)

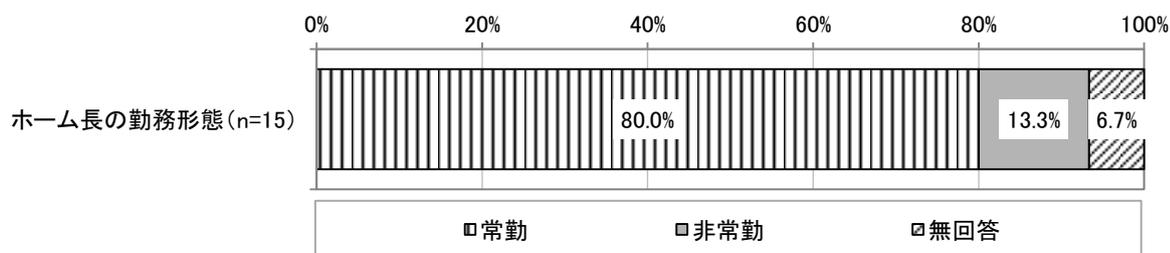


図 141 職員数(n=15)

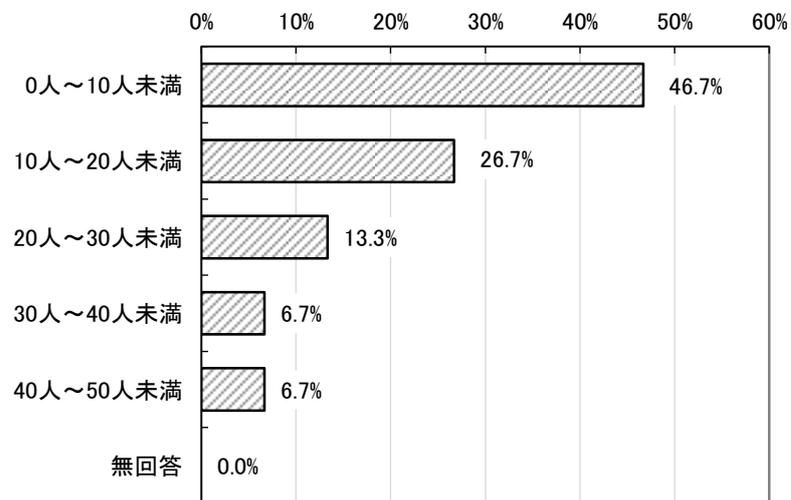
(単位：人)

		回答数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
指導員	常勤	15	2.0	1.1	2.0	4.0	0.0
	非常勤	13	1.1	1.8	0.0	5.0	0.0
補助員	常勤	10	0.4	0.7	0.0	2.0	0.0
	非常勤	11	0.7	1.2	0.0	3.0	0.0
その他	常勤	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非常勤	10	0.1	0.3	0.0	1.0	0.0

### ③ ボランティア

ボランティアの人数は「0人～10人未満」が46.7%、「10人～20人未満」が26.7%、「20人～30人未満」が13.3%だった。平均人数は13.2人だった。

図 142 ボランティアの人数 (n=15)



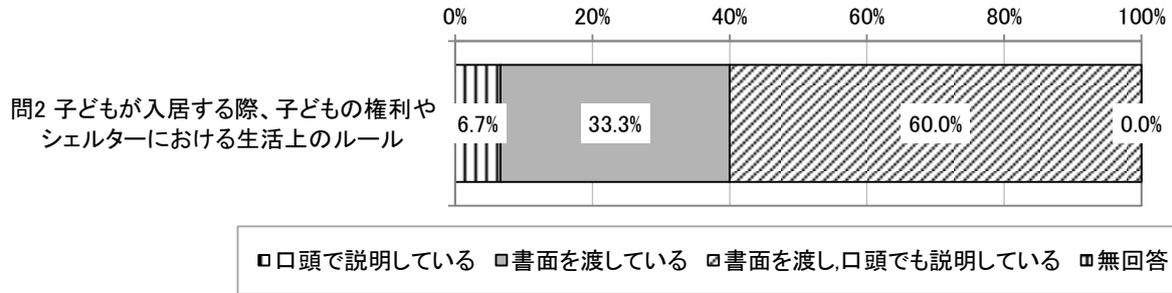
(単位：人)

	回答数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
ボランティアの人数	15	13.2	12.8	10.0	43.0	0.0

**(2) 問2 子どもが入居する際に説明する、子どもの権利やシェルターにおける生活上のルール**

子どもが入居する際に説明する、子どもの権利やシェルターにおける生活上のルールとしては「書面を渡し、口頭でも説明している」の割合が60.0%だった。次いで、「書類を渡している」が33.3%、「口頭で説明している」が6.7%となっていた。

図 143 入居の際に説明する、子どもの権利やシェルターにおける生活上のルール (n=15)

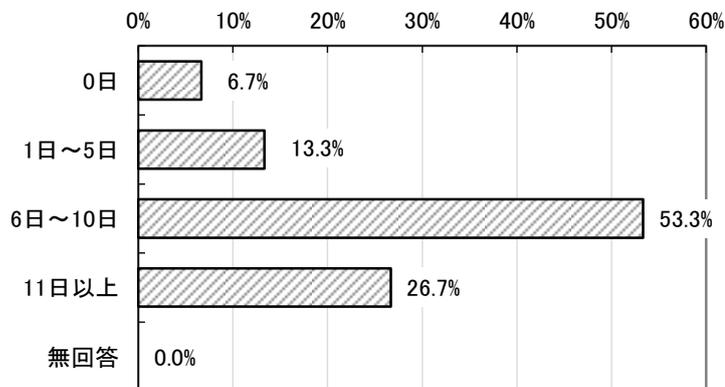


**(3) 問3 ケース会議について**

**① 子どもの入居後に最初にケース会議を行う時期**

子どもの入居後に最初にケース会議を行う時期は、「6日～10日」の割合が53.3%で、「11日以上」が26.7%、「1日～5日」が13.3%だった。また、平均は11.3日だった。

図 144 子どもの入居後に最初にケース会議を行う時期 (n=15)



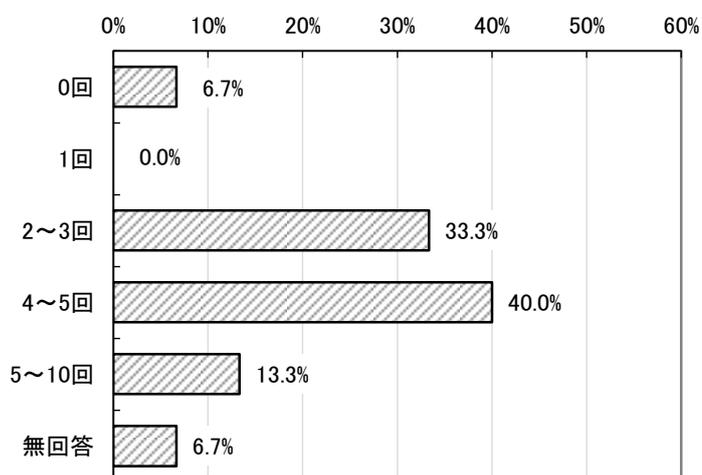
(単位：日)

	回答数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
子どもの入居後に最初にケース会議を行う時期	15	11.3	10.2	7.0	30.0	0.0

## ② 子ども1人あたりの入居中に行うケース会議の平均回数

子ども1人あたりの入居中に行うケース会議の平均回数としては、「4～5回」が40.0%、「2～3回」が33.3%、「5～10回」が13.3%だった。また、平均は4.1回だった。

図 145 子ども1人あたりの入居中に行うケース会議の平均回数(n=15)



(単位：回)

	回答数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
子どもの入居後に最初にケース会議を行う時期	14	4.1	2.4	4.0	10.0	0.0

### ③ ケース会議の参加者

ケース会議の参加者は、「シェルターの職員」と「弁護士」が最も高く、ともに 93.3%となっていた。また、「児童相談所の職員（86.7%）」や「子ども本人（53.3%）」の割合も比較的高かった。

なお、「その他」としては、「法人理事」「臨床心理士」「精神科医」「看護師」「保健師」「精神保健福祉士」「社会福祉士」「保護観察官」「訪問介護」が挙げられた。

また、「児童相談所の職員」との回答があったシェルターに、ケース会議に参加している児童相談所職員の内訳を尋ねたところ、「児童福祉司」が 69.2%、「児童心理司」が 38.5%だった。

図 146 ケース会議の参加者 (n=15 : 複数回答)

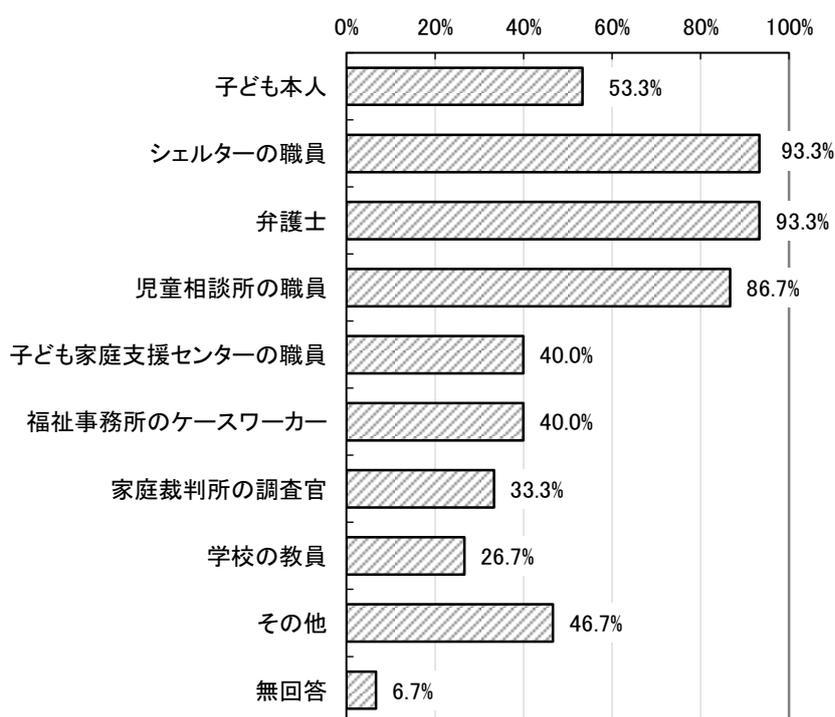
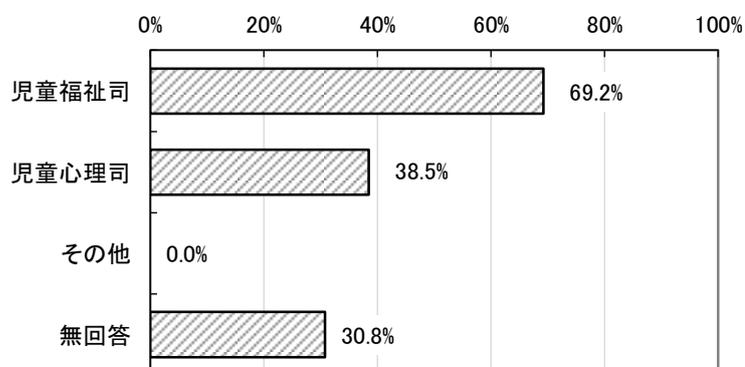


図 147 ケース会議の参加者（児童相談所職員の内訳） (n=13 : 複数回答)



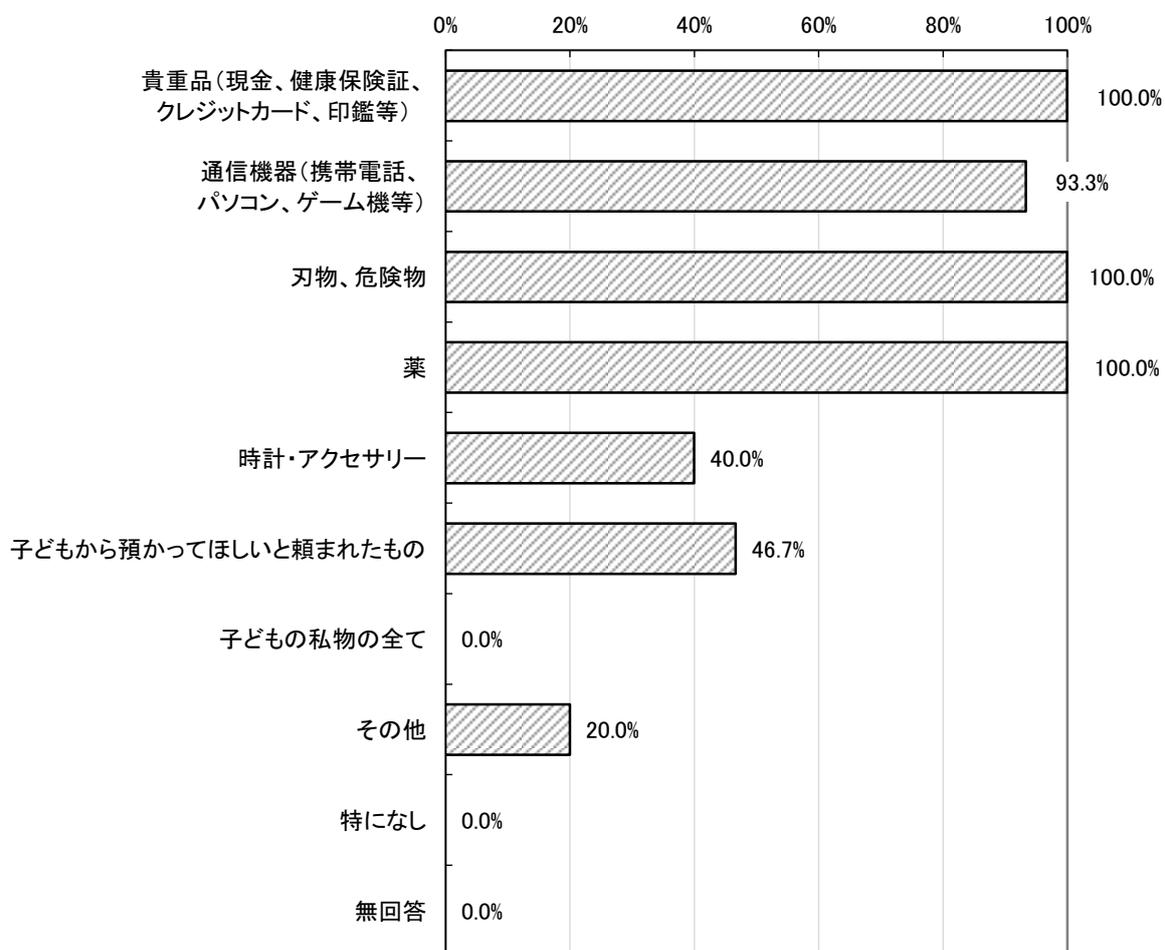
#### (4) 問4 入居時における子どもの私物の取扱いについて

##### ① シェルターで預かるもの

入居時にシェルターで子どもから預かるものは、「貴重品（現金、健康保険証、クレジットカード、印鑑等）」、「刃物、危険物」、「薬」についてはすべてのシェルターで預かっていた（100.0%）。また、「通信機器（携帯電話、パソコン、ゲーム機等）」もほぼすべてのシェルターで預かっているということだった（93.3%）。

また、「その他」としては、「タバコ」「学校に関する物」「化粧品」が挙げられた。

図 148 シェルターで預かるもの (n=15 : 複数回答)

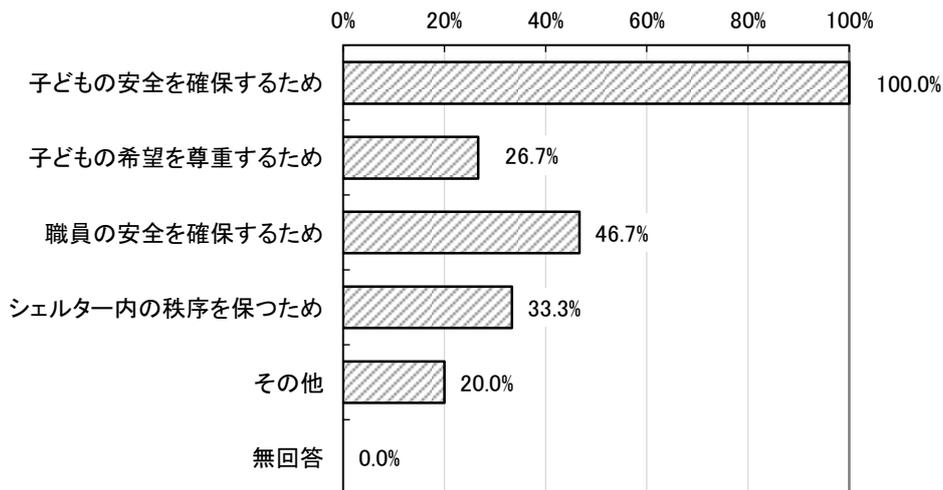


## ② 子どもの私物を預かる目的

子どもの私物を預かる目的として、「子どもの安全を確保するため」との回答が100.0%であり、次いで「職員の安全を確保するため」が46.7%、「シェルター内の秩序を保つため」が33.3%と続いた。

「その他」としては、「紛失防止のため」、「場所の秘匿性を守るため」、「外出時の現金等の自由な費消を防止するため」との回答があった。

図 149 子どもの私物を預かる目的(n=15：複数回答)

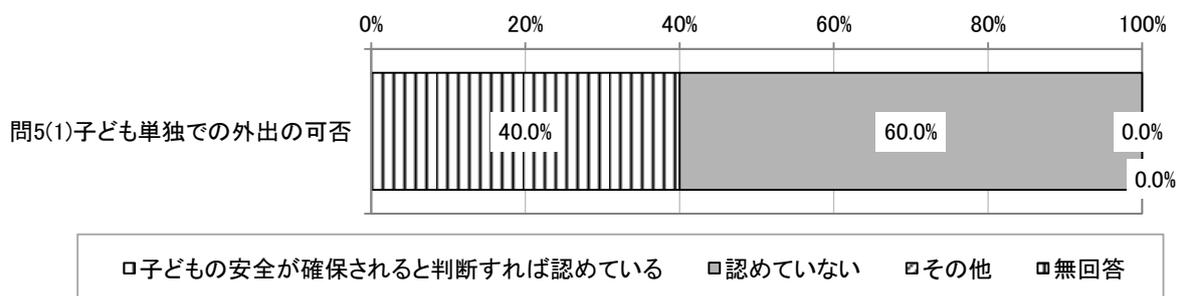


## (5) 子どもの外出について

### ① 子ども単独での外出の可否

子ども単独での外出について聞いたところ、「認めていない」が60.0%、「子どもの安全が確保されると判断すれば認めている」が40.0%だった。

図 150 子ども単独での外出の可否(n=15)



## ② 子ども単独での外出を認めている要件

子ども単独での外出可否について「子どもの安全が確保されると判断すれば認めている」と回答したシェルター(6施設)に子ども単独での外出を認める場合の要件を尋ねたところ、「通学」が6件(100.0%)、「買い物(日用品)」「買い物(日用品以外)」「児童相談所での面談」がそれぞれ2件(33.3%)だった。

なお、「その他」としては、「アルバイト」、「就労」、「1時間以内での外出で理由が明らかな場合」との回答があった。

図 151 子ども単独での外出を認めている要件(n=6：複数回答)(上段：件数、下段：割合)

合計	通学	買い物(日用品)	買い物(日用品以外)	友人・知人との面会	通院	児童相談所での面談	散歩	その他	特に制限していない	無回答
6	6	2	2	0	1	2	1	3	0	0
100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	16.7	33.3	16.7	50.0	0.0	0.0

## ③ 子ども単独での外出時に、必要に応じて所持を認めているもの

「子どもの安全が確保されると判断すれば認めている」と回答したシェルター(6施設)に、子ども単独での外出時に必要に応じて所持を認めているものを尋ねたところ、「貴重品(現金、健康保険証、クレジットカード、印鑑等)」が5件(83.3%)、「通信機器(携帯電話、パソコン、ゲーム機等)」「薬」がそれぞれ2件(33.3%)だった。

図 152 子ども単独での外出時に、必要に応じて所持を認めているもの(n=6：複数回答)

(上段：件数、下段：割合)

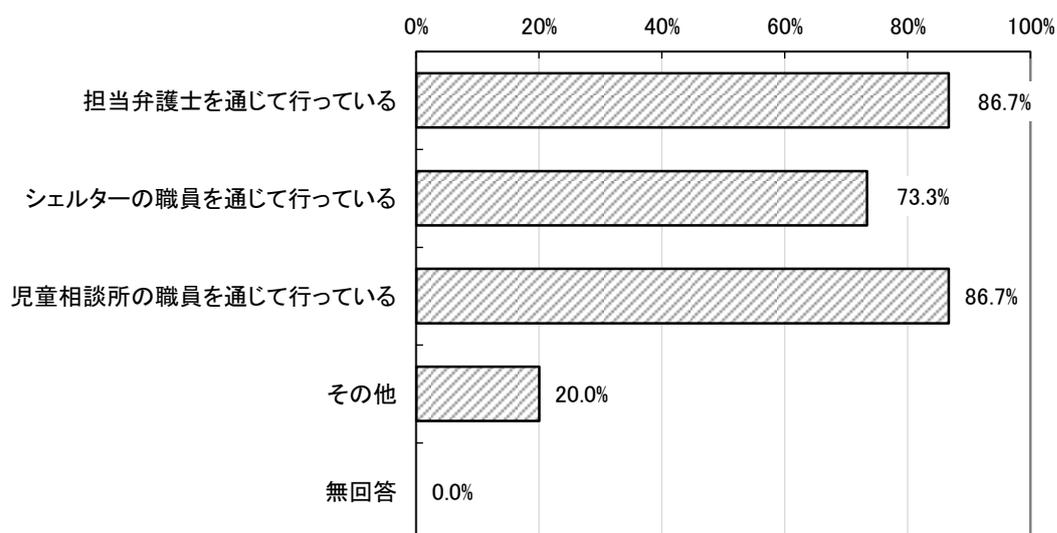
合計	貴重品(現金、健康保険証、クレジットカード、印鑑等)	通信機器(携帯電話、パソコン、ゲーム機等)	薬	時計・アクセサリ	その他	特になし	無回答
6	5	2	2	1	2	0	0
100.0	83.3	33.3	33.3	16.7	33.3	0.0	0.0

## (6) 子どもによる外部との連絡方法

子どもによる外部との連絡方法は、「担当弁護士を通じて行っている」及び「児童相談所の職員を通じて行っている」との回答割合が 86.7%、「シェルターの職員を通じて行っている」が 73.3%だった。

また、「その他」としては、「職員のいる前で、自分で電話やメールをする」、「外出時に自分で行う」、「ボランティアスタッフを通じて行う」との回答があった。

図 153 子どもによる外部との連絡方法(n=15：複数回答)

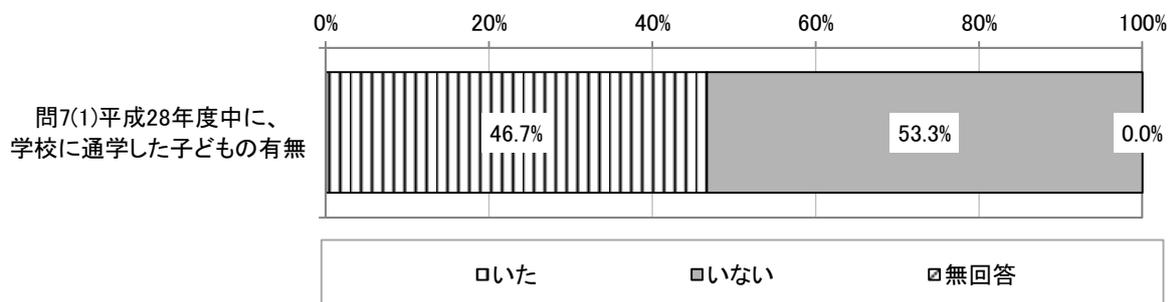


## (7) 子どもの通学・学習について

### ① 平成 28 年度中に、学校に通学した子どもの有無

平成 28 年度中に学校に通学した子どもは、「いた」が 46.7%、「いない」が 53.3%だった。

図 154 平成 28 年度中に、学校に通学した子どもの有無(n=15)



## ② シェルター内での学習について

### i. 高校生の平日 1 日あたりのおおよその学習時間（スポーツを除く）

高校生の平日 1 日あたりのおおよその平均学習時間は、「通学している場合」は 70.0 分（学校に行っている時間は含まない）、通学していない場合は 70.5 分だった。

図 155 高校生の平日 1 日あたりのおおよその学習時間（スポーツを除く）(n=15)

(単位：分)

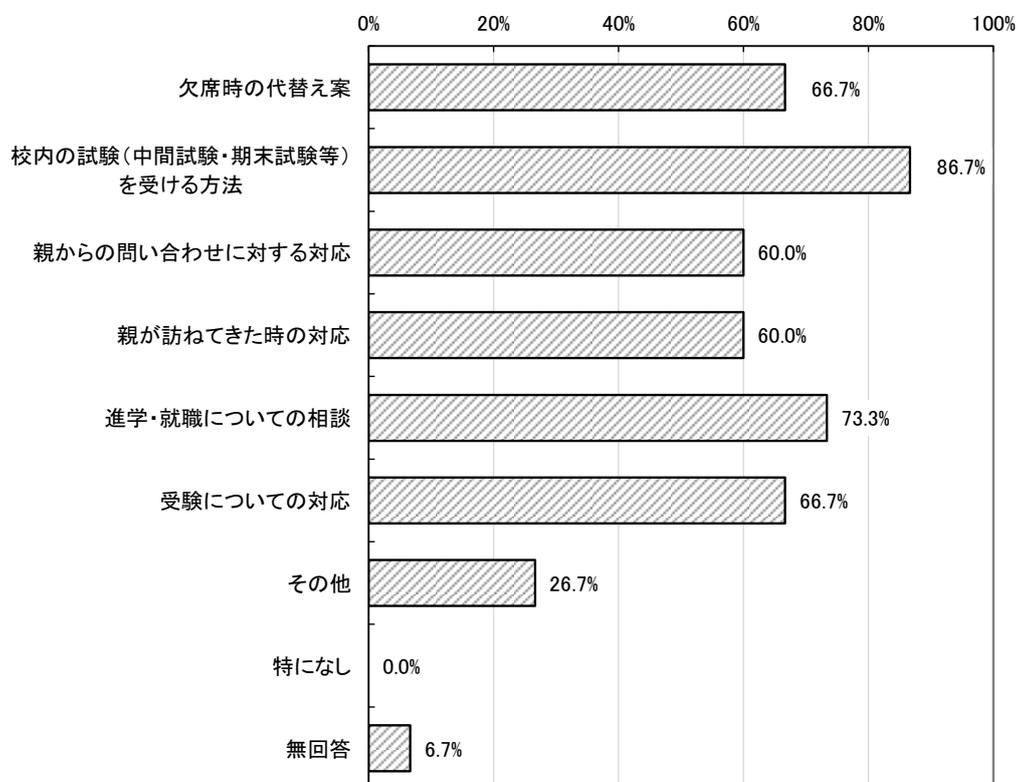
	回答数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
通学している場合 (学校に行っている時間は含まない)	3	70.0	69.3	45.0	150.0	30.0
通学していない場合	10	70.5	43.6	60.0	150.0	30.0

### ii. 在籍校と交換している情報の内容

在籍校と交換している情報の内容は、「校内の試験（中間試験・期末試験等）を受ける方法」の割合が最も高く 86.7%であり、次いで「進学・就職についての相談（73.3%）」「欠席時の代替え案（66.7%）」「受験についての対応（66.7%）」となった。

なお、「その他」として「通学状況」や「学校行事」との回答があった。

図 156 在籍校と交換している情報の内容(n=15)



## (8) 問8 子どもの権利擁護の取組みについて

### ① 子どもと担当弁護士の関わりについて

子どもと担当弁護士の関わりについて、「入居時」、「入居中」、「退去時」、「退去後」に分けて聞いたところ、以下のような内容が挙げられた。

#### <入居時>

- ・子どもの入居意思の確認
- ・子どもの主訴の確認
- ・入居者の権利について説明

#### <入居中>

- ・1週～2週に1回程度、面談や外出を行い、本人の気持ちや意向を確認し、子どもシェルターに報告
- ・ケース会議において、ケースワークへフィードバック
- ・子どもシェルターや児童相談所、親に対する不安・不満等の相談
- ・退居先の調整
- ・親権者や関係機関との調整
- ・外出時の同行（通学・受験付添い、通院付添い等）
- ・学習支援、進学や就職活動のサポート
- ・医療機関との連絡や相談
- ・家庭等からの私物引取り、就労先等からの給与の受取り
- ・司法面接の申込・関係者招集・実施時バックルームにて立会い、転居先施設見学の付添い
- ・子どもの援助に必要な社会資源や奨学金等の情報収集
- ・シェルター退所後の生活についてのイメージ作り
- ・退所後に自立援助ホームや里親などの場所で生活をしていくための動機づけ

#### <退去時>

- ・立会を行い、これからの生活における不安や心配事の聞き取りの実施
- ・連絡方法等の確認
- ・転居についての援助（付添、荷物の運搬、転居先施設職員との連絡や相談）
- ・転居時ケース会議への参加（転居先施設への引き継ぎ事項の確認、子どもの今後の相談先等の確認）
- ・退去後一人暮らしする場合、賃貸物件確保の支援

#### <退去後>

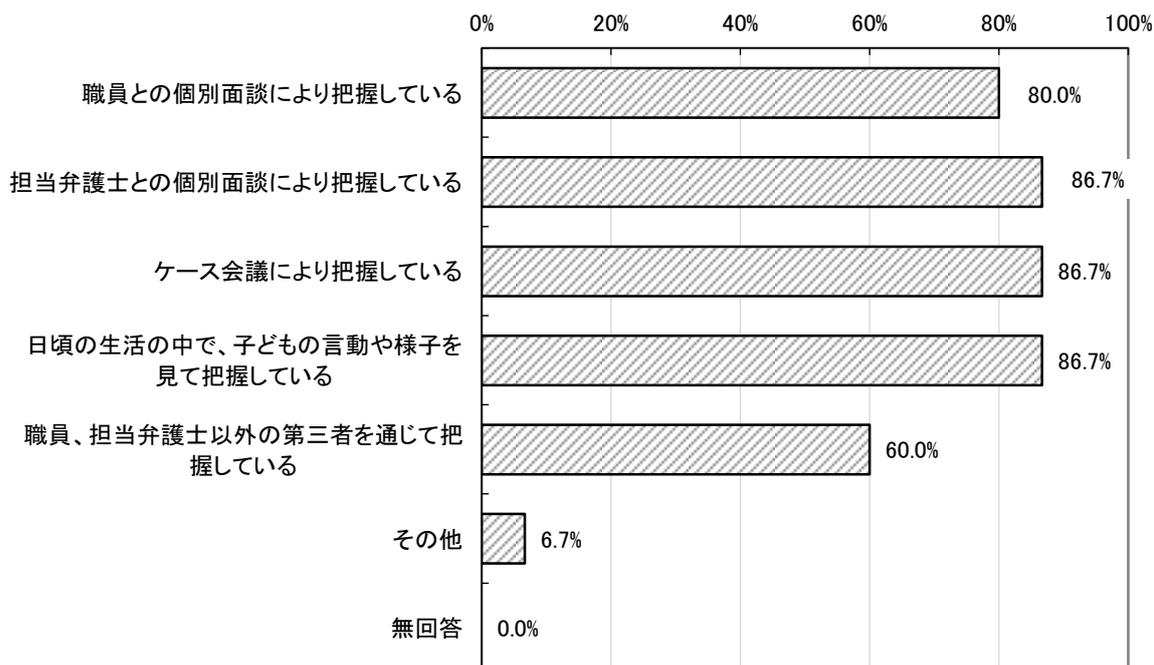
- ・子どもや家族から相談があれば、アフターケアを行う
- ・子どもから連絡が来なくなるまで担当であり続ける
- ・おおむね2年をめどに、定期的に連絡をとり、相談対応や時間の共有
- ・年賀状や暑中お見舞いを送る
- ・転居先からの要請があれば、転居先施設のケース会議への出席

## ② 今後の生活や将来について等、子どもの悩みや不安、相談事の把握方法

今後の生活や将来について等、子どもの悩みや不安、相談事の把握方法については、「担当弁護士との個別面談により把握している」、「ケース会議により把握している」、「日頃の生活の中で、子どもの言動や様子を見て把握している」の割合がそれぞれ 86.7%だった。

また、「職員、担当弁護士以外の第三者を通じて把握している」(60.0%) との回答のあったシェルターに具体的な担当者を尋ねたところ、「児童相談所の職員」「担当理事」「宿直ボランティア」が挙げられた。

図 157 今後の生活や将来について等、子どもの悩みや不安、相談事の把握方法 (n=15 : 複数回答)

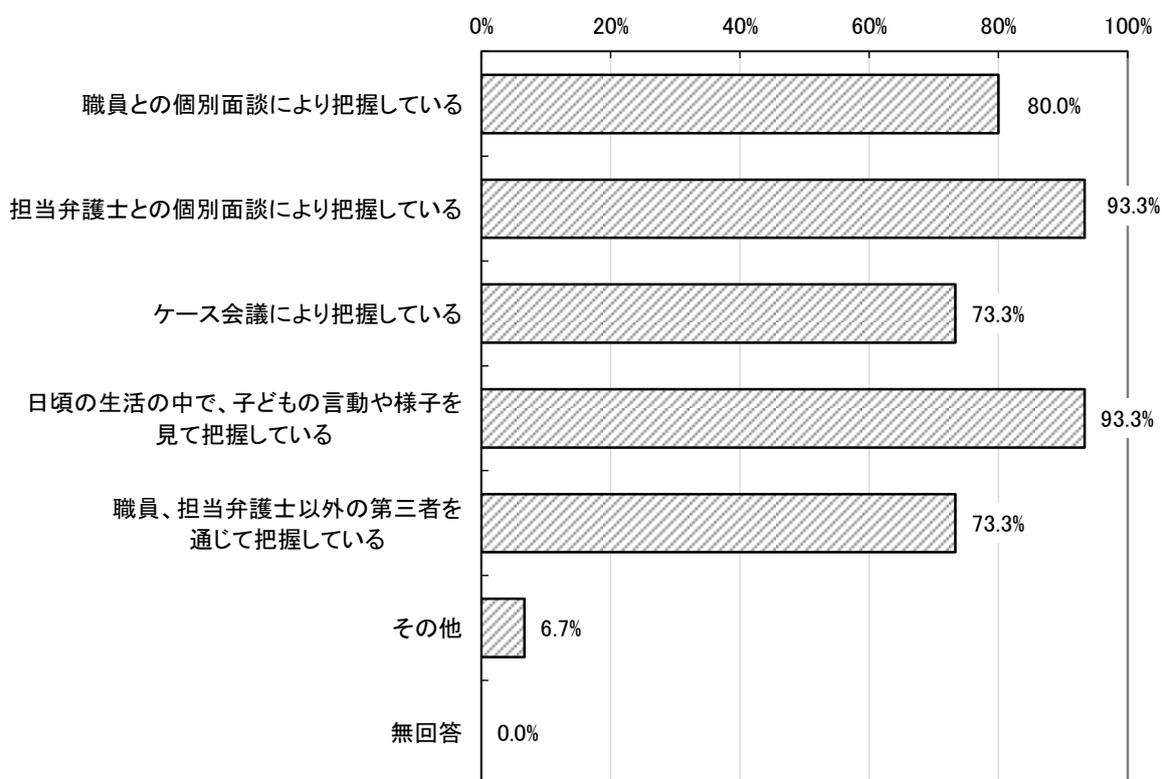


### ③ シェルターでの生活における、子どもからの苦情や意見の把握方法

子どもからの苦情や意見の把握方法としては、「担当弁護士との個別面談により把握している」、「日頃の生活の中で、子どもの言動や様子を見て把握している」の割合が 93.3%で、「職員との個別面談により把握している」が 80.0%と続いた。

「職員、担当弁護士以外の第三者を通じて把握している」との回答があったシェルターに具体的に尋ねたところ、「児童相談所の職員」、「ケアワーカー」、「ボランティア」、「臨床心理士である副理事長」、「学校の教師」、「他の入居者」との回答があった。また「その他」として、「意見箱の活用」が挙げられた。

図 158 シェルターでの生活における、子どもからの苦情や意見の把握方法 (n=15 : 複数回答)



### ④ 子どもの権利擁護に関して、特徴的な取組み

子どもの権利擁護に関して、特徴的な取組みについて聞いたところ、以下の内容が挙げられた。

- ・理事長の直属機関で弁護士 2 名からなる「権利擁護推進室」を設置し、職員もしくは子ども担当弁護士に話すことができない事項、もしくは苦情について、子どもが希望する時に相談（電話、対面等）できるようにしている。また、「権利擁護推進室」は 1 年に 1 回、訪問による環境調査やヒアリングを実施している。
- ・一部の法人の担当理事や第三者が構成員として入る「安全相談室」を設けており、子どもの意見を聞き取り、それを法人・施設に戻すといった改善に向けた窓口の役割を担っている。

**(9) 問9 職員の教育、人材育成について**

**① 平成 28 年度中に職員が参加した研修の回数**

平成 28 年度中に職員が参加した研修の回数について、「内部で開催した研修」は平均 4.6 回、「外部で開催した研修」は平均 4.5 回だった。

図 159 平成 28 年度中に、職員が参加した研修の回数 (n=15)

(単位：回)

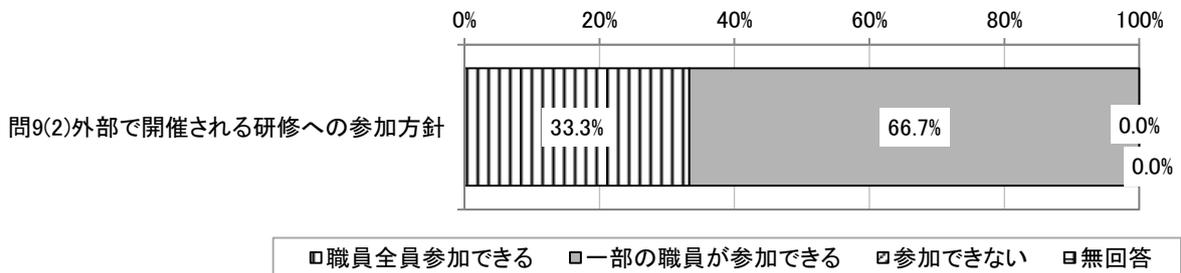
	回答数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
内部で開催した研修	14	4.6	3.5	4.0	12.0	0.0
外部で開催した研修	13	4.5	3.3	4.0	10.0	0.0

※回答数は無回答を除く

**② 外部で開催される研修への参加方針**

外部で開催される研修への参加方針としては、「一部の職員が参加できる」が 66.7%、「職員全員参加できる」が 33.3%だった。

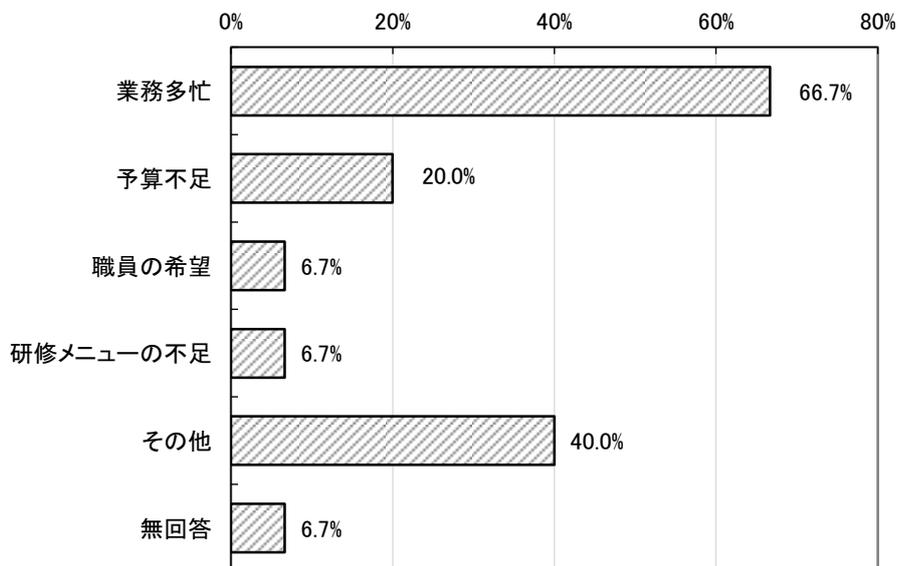
図 160 外部で開催される研修への参加方針 (n=15)



### ③ 外部で行われる研修に参加しづらい理由

外部で行われる研修に参加しづらい理由は、「業務多忙」との回答割合が最も高く 66.7%だった。「その他」の具体的記述としては、「職員不足」、「シフトの調整がつかない」との回答があった。

図 161 外部で行われる研修に参加しづらい理由 (n=15 : 複数回答)



## (10) 一時保護された子どもの権利擁護について、意見等（自由記述を集約）

一時保護された子どもの権利擁護について、シェルターに自由に意見等を記述してもらったところ、以下の意見が挙げられた。

- ・ ①意見を持てるように支援し、②意見を表明してもらえよう信頼関係を築くことが必要。それには、子ども一人ひとりに、施設や児相から独立した立場で権利擁護を支援する弁護士等の大人の存在が必要と考える。
- ・ 子どもの意思の尊重が、子どもの権利擁護に繋がる面はある。インフォームドコンセントに時間を尽くすことが大切だと思う。
- ・ 最低基準で認められた人員では適切な対応が難しいため、最低基準よりも多く配置しているが、行政からの措置費等だけでは賄えない。子どもシェルターや自立援助ホームを運営するNPO等が安心して運営できるような公的資金を投下していただきたい。
- ・ 子どもの意思をできる限り確認し、尊重しながら対応していくことが大切だと思う。そのために、子どもと接するスタッフや子ども担当弁護士、理事等が、子どもとの信頼関係をつくり、子どもの意思を的確に把握していくためのスキルを向上させていくことが大切だと思う。
- ・ 障害を持っている子どもや精神的に不安定な子ども、自己肯定感が低い子どもに適切に対応するためには、臨床心理士や医師などの専門家等のスーパーバイズを受けられる体制を作ることが必要。
- ・ 子どもの個別の背景に配慮しながら、一人ひとりに目を行き届かせ、ケースワークへの子どもの希望の聴取や進捗状況の報告がなされ、また施設ルールへの理解と協力を求める施設の姿勢や誠意が伝われば、子どもの一時保護所に対する意識も違ってくると考える。
- ・ 連携機関を多種多様に準備し、継続的に支援体制を取れるような関係を築かなければ、子どもが将来に向けての展望が持てるような状況にはならないと思う。
- ・ 子どものアタッチメントの形成まではいなくても、衣食住を保証しつつ、安心・安全を実感できる人と人との関係性を実感し身に付けて次の居場所に移る、もしくはそのような視点の支援が支援機関が変わっても継続的に維持できる体制・仕組みが本来は必要だと思う。それがないと子どもは本来持つ自分の権利すら実感できないと思う。
- ・ シェルター退所後の受け入れ施設が少ないと感じる。
- ・ 高年齢児童に対する支援のあり方に関する実践ノウハウを培わなければならないと痛感している。このノウハウを学ぶためにも、児童養護施設やファミリーホームなどの「横」同士の連携を探っていくべきであると考えている。

## 第IV章 ヒアリング調査

### 1. ヒアリング調査の実施概要

#### (1) 調査対象

一時保護された子どもの権利保障のための取組みを把握するため、児童相談所（一時保護所）や一時保護を受託する施設を対象として、先進的な取組み、特徴のある取組みなど、他の参考になる事例を収集した。特に、第三者評価を実施している児童相談所（一時保護所）については、第三者評価の取組み内容、実施することとなった経緯、実感している効果、課題等について聴取した。

また、一時保護された子どもの側に立った支援や調査に携わり、子どもの思いや考えをよく知る有識者に話をうかがうとともに、これらの有識者を通じて、一時保護を受けた経験のある当事者からも意見をうかがった。

- 一時保護所の第三者評価を実施している児童相談所
  - 第三者評価の取組みを実施している児童相談所及び一時保護所。
- 児童相談所（上記以外）
  - 第三者評価の取組みは実施していないが、子どもの権利保障のために独自の取組みを実施している児童相談所及び一時保護所。
- 一時保護委託先施設
  - 子どもの権利保障のために独自の取組みを実施している児童養護施設等。
- 有識者等
  - 一時保護された子どもの側に立った支援や調査に携わった経験を有する有識者。
  - 上記有識者がつながりを持つ、一時保護の経験がある当事者。

#### (2) 調査期間

平成29年11月7日～平成30年3月26日に実施した。

#### (3) 調査項目

それぞれの調査対象について、個別にヒアリングを実施した（半構造化面接法）。主な調査項目は以下の通り。

- 子どもの権利保障のための取組みの内容、経緯、効果、課題
- （実施している場合）第三者評価の取組みの内容（評価項目）、経緯、効果、課題
- 上記取組みのための体制、教育等
- 他部署、他機関との連携状況
- 一時保護に関する課題、今後の方向性 / 等

#### (4) 調査実施先の概要

合計で 13 件のヒアリング調査を実施した。このうち 3 件は、一時保護所の第三者評価を実施している児童相談所である。

図 162 ヒアリング調査実施先の概要

分類	対象主体名	概要
第三者評価を実施している児童相談所	横浜市	平成 20 年度から外部評価を実施中
	京都市	平成 27 年度から児童相談所業務評価制度を実施中
	相模原市	平成 29 年度から第三者評価を導入
児童相談所(上記以外)	A 市児童相談所	政令市が設置している児童相談所
	B 市児童相談所	政令市が設置している児童相談所
	C 県児童相談所	都道府県が設置している児童相談所
一時保護委託先施設	D 施設	関東にある児童福祉施設(児童養護施設)
	E 施設	関東にある児童福祉施設(児童養護施設)
	F 施設	関東にある児童福祉施設(児童養護施設)
有識者等	慎泰俊氏	認定 NPO 法人 Living in Peace 代表理事
	中村みどり氏	Children's Views&Voice 副代表
	一時保護所経験者 G 氏	20 歳代の男性、高校 2~3 年生で保護を経験(2 回)
	一時保護所経験者 H 氏	20 歳代の女性、中学 3 年生で保護を経験

## 2. 一時保護所の第三者評価を実施している児童相談所へのヒアリング調査結果

### (1) 横浜市

#### 【概要】

- ・ 職員による利用児童への不適切な対応をきっかけに、平成 19 年から外部評価の検討、2 年のモデル試行を経て、本格的に実施。
- ・ 「子どもの権利擁護」を重視する狙いから、一時保護所の自己評価と一時保護所へのヒアリングに加えて、「入所児童アンケート」の実施や、一時保護所設置の意見箱も評価の対象にするなど、具体的な子どもの声に耳を傾けることに注力している。
- ・ 外部評価については、自己評価を踏まえて外部評価委員の現地調査、ヒアリング調査、評価・指摘の他、その指摘等を受けてそれぞれの施設が改善報告書を提出するといった、プロセスを重要視している。
- ・ また、評価のフィードバックも時間を設けて丁寧に行い、改善につながるように効果的に進めている。
- ・ 事務局の職員体制や外部評価委員の選定、外部評価委員への謝金に負担を感じており、何らかのサポートや補助金などの支援体制を期待している。

### ① 一時保護所の外部評価の取組みについて

#### i. 取組みの経緯

- ・ 平成 18 年に一時保護所内で職員による利用児童への不適切な対応があったことが発端である。
- ・ 第三者による再発防止検討委員会を 3 回行い、報告書を作成。その中の、「一時保護所に第三者委員を設置すること」、「一時保護所の児童の権利擁護のための外部評価制度の検討会議が別途必要」を受けて有識者を含めた検討会を設置し、平成 19 年に開催した。
- ・ 有識者の検討会を受け、作業部会で評価項目を作り、児童福祉審議会児童部会の下部組織として「一時保護所外部評価委員会」を設置し評価を開始した。

#### ii. 外部評価委員

- ・ 外部評価委員の任期は 1 期 2 年（児童福祉審議会の委員扱いのため最長で連続 3 期）。現在の評価委員は、元児童相談所長、医師、主任児童委員などから構成されている。
- ・ 今年 11 月に外部評価委員の改選があるが、新たな委員の選考が課題である。児童相談所や児童福祉施設の処遇のことを熟知している人でなければ、評価や具体的なコメントができないなど、委員の選定が難しい。

### ② 外部評価の実施概要

#### i. 評価方法

- ・ 平成 19 年から 20 年にかけてモデル事業を実施。その後、評価項目を見直し、平成 20 年度から現在の形式で実施している。
- ・ 横浜市には児童相談所が 4 か所あり（中央、西部、南部、北部）、それぞれが一時保護所をもっている。1 年度に 1 児童相談所を対象に、「一時保護所の自己評価」、「入所児童アンケート」、「外部評価委員による現地調査、評価」を行い、外部評価委員会として総合的な評価を行う。

- ・ 「一時保護所の自己評価」のみ毎年、4か所の一時保護所と中央児童相談所がもつ一時保護所自立支援部門「はばたき」で、職員全員参加で行う。
- ・ 外部評価委員による評価表と自己評価の評価表は、同じものを使用する。

評価内容	評価のポイント
1.子どもの権利擁護	子どもの人権への基本的な考え方と取組姿勢やプライバシーの保護、体罰の禁止などに対する取組みを評価する。
2.子どもの特性に応じた適切な援助	特に配慮が必要とされる子どもを中心に、一人ひとりの特性に応じて、的確なアセスメントや支援プログラムが提供されているか評価する。
3.学習援助・教育への配慮	保護所からの通学はできないため、学習権の保障の視点から学習空間や教材、プログラムについて（幼児については保育活動も含む）評価する。
4.安全で快適な生活	子どもが安全で快適な生活を送るために、住環境や食事などにおいて、どのような配慮がなされているか、必要な支援が提供されているかを評価する。
5.施設運営	職員の人材育成や危機管理など、質の高い支援を行うために必要とされる施設の運営面について評価する。

## ii. 年間スケジュール

- ・ 外部評価委員会は年間5回実施する（6月～10月頃に月1回開催）。

第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度現地調査を実施した一時保護所の今後の改善取組の報告</li> <li>・ 一時保護所の自己評価結果の報告（全一時保護所分）</li> <li>・ 入所児童アンケート結果の報告</li> <li>・ 本年度現地調査を実施する一時保護所の概要説明</li> </ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護所の現地調査、評価（施設の視察、書類の調査とヒアリング） （自己評価を基にヒアリング等から外部評価委員が評価（「このエピソードにより自己評価よりマイナス評価」、「この取組により自己評価よりプラス評価」など））</li> </ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価・調査結果の分析とまとめ</li> </ul>
第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価報告書案の検討と修正</li> </ul>
第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護所への評価結果のフィードバック（報告書と口頭フィードバック） →児童相談所はフィードバック内容を踏まえ、翌年、改善取組の報告書を提出</li> </ul>

- ・ 従来、ヒアリングを午前中に行っていたため子どもの学習時間と重なり学習担当者へのヒアリングが十分にできないこともあったことから、平成30年度は、1日目の施設見学时に学習担当者へのヒアリングも実施する予定である。
- ・ フィードバックは委員長だけでも行えるが、「一言コメントしたい」と、何人かの外部評価委員が参加している。ここ数年は、統括として中央児童相談所の所長にも同席してもらっている。

## iii. 子どもの意見の聴取

### <入所児童アンケート>

- ・ 横浜市の外部評価のこだわりとして、「入所児童アンケート」を実施している。

- ・ 外部評価の受審年の6月頃に1日、日を設定してその日に入所している学齢期の子どもに職員が「入所児童アンケート」を実施する。アンケート実施日は、締め切りに間に合う範囲で一時保護所の職員の都合で決める。
- ・ アンケート項目は当初から大きな変更はしていない（平成28年度に表現を微修正した程度）。
- ・ 現在のところ、外部評価の年以外に「入所児童アンケート」を実施する予定はない。

#### <意見箱>

- ・ 外部評価のアンケートだけでは拾えない意見を、常設の意見箱から聴取することとしており、ヒアリング時には必ず意見箱の管理をチェックし、意見箱の意見にも目を通してしている。
- ・ 横浜市こども青少年局は、別途、毎年の児童相談所の監査時には一時保護所も訪問するため、その際にも意見箱での意見に目を通してしている。
- ・ 各一時保護所の雰囲気や入所している子どもの年齢層によって意見箱の意見数や内容、一時保護所の対処法が異なる。意見箱に意見が入らないようなところもあれば、意見箱に入る意見に対して個別に面談して問題解決したり、一時保護所の職員の対応に対する意見に対して、職員にアンケートを取って所内で振り返りを行って研修を実施している所もある。

#### iv. 一時保護所間の情報共有

- ・ 報告書は、その年に評価を行っていない一時保護所にも配布している。横浜市ホームページでも閲覧できる。
- ・ 昨年度の良い取組は、外部評価委員が、ヒアリング時に一時保護所の職員に情報提供する。職員にとっては、自分のたちの仕事について外部の人にプレゼンテーションしたりアドバイスを受ける機会が少ないので、よい機会になっている。
- ・ 一時保護所の係長から所内で情報共有してもらっているが、ニュアンスを直接伝えるためにも、4所の一時保護所係長会議でも、外部評価委員から指摘された内容や最近のチェックの傾向などを具体的に説明している。

### ③ 今後、一時保護所の外部評価を導入する自治体へのアドバイス

#### i. 委員の提言に対する改善報告の見える化

- ・ 一時保護所が作成する提言に対する改善報告書に、改善状況が分かりやすいように写真等も掲載することで、外部評価委員と一時保護所とのフィードバックを効果的に進めている。（「玄関にもっと生活感を」というコメントに対する玄関の改善写真、「食堂の壁が無機質」に対する季節のものを加えたカラー写真、意見箱の設置場所の改善写真など）。

#### ii. 外部評価の公表のメリット

- ・ 現在、一時保護所の外部評価の公表メリットは、問い合わせに対して「横浜市ホームページを見てください」と言えることがもっとも大きい、「一時保護所は、外部評価を実施して、子どもの権利を守る運営を行っている」ことを伝えるよい機会になると考えている。

## (2) 京都市

### 【概要】

- ・ 都道府県計画に掲げる、「児童相談所の適正な業務運営の確保」を達成するために、2016年度から児童相談所業務評価制度を本格的に実施。
- ・ 児童相談所の自己評価を元に、市の児童福祉分科会の「児童支援・里親部会」（外部者で構成）が、第三者評価を行う。

### ① 児童相談所業務評価の取組みについて

#### i. 取組みの経緯

- ・ 京都市が作成する都道府県計画で掲げている、「児童相談所の適正な業務運営の確保」を達成するために、児童相談所業務評価制度を策定した。
- ・ 2014～2015年度に試行的に実施し、2016年度から本格的に実施している。
- ・ 京都市の児童相談所は2か所（児童相談所及び第二児童相談所があり、一時保護所は児童相談所のみ）であり、制度導入後、各児童相談所は1回ずつ児童相談所業務評価を受けている。

#### ii. 目的

- ・ 児童相談所職員が業務を遂行する上で必要となる根拠規定等の再確認と業務遂行状況の点検・評価を定期的に行うことにより、職員の資質の一層の向上と児童相談所の適切な運営の確保、ケース処遇の向上、重大な児童虐待事案の未然防止に資することを目的としている（監査的な視点ではない）。

### ② 児童相談所業務評価の実施内容

#### i. 評価項目

- ・ 児童相談所の業務の流れに沿って、5つの大項目と各項目に5つの小項目を設定し、25項目を設定している。
- ・ 「一時保護や施設入所が適切に行われているか」、「組織的な意思決定が行われているか」を評価の視点として重視しているが、それ以外にも様々な視点で広く評価が行われるように評価項目を設定している。

大項目1	児童虐待相談・通告への対応（初期対応）
大項目2	児童虐待相談・通告への対応（継続対応）
大項目3	施設入所、里親委託に関する事項
大項目4	一時保護に関する事項 小項目④ 一時保護所において、児童の特性に応じた適切な援助を実施しているか 小項目⑤ 一時保護所において、児童の人権を守っているか
大項目5	情報の共有・適切な記録の作成等に関する事項

- ・ 一時保護所に関するものは、大項目4の小項目4と5である。

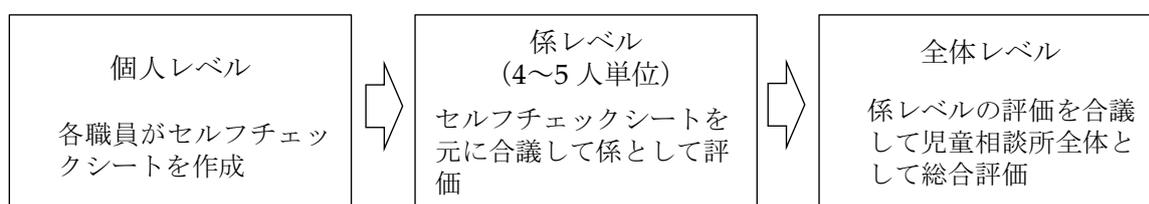
## ii. 評価方法

- ・ 「自己評価」と「第三者評価」を行う。

### ○自己評価

- ・ 自己評価は児童相談所の上層部だけがするのではなく、各職員の意見を吸い上げたうえで児童相談所全体として行うこととしており、セルフチェックシート（前回と今回が記載できる様式）にて、個人レベル、係レベル、全体レベルで自己評価を行う。
- ・ 小項目は相対的な判断で「a、b、c」で評価する。
- ・ 大項目は、小項目を「a=3点、b=2点、c=1点」で換算して大項目としての平均点を出し、平均点（四捨五入）が「3=A、2=B、1又は0=C」として評価する。
- ・ 各職員のセルフチェックシートは、評価の基礎資料として有効と考えている。

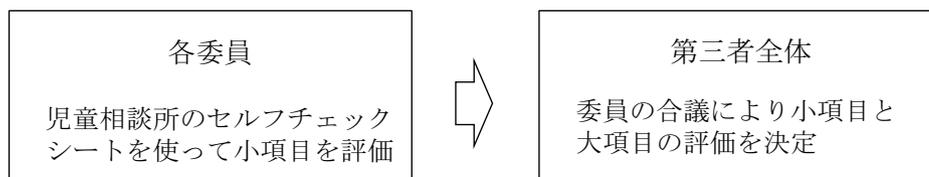
（自己評価の流れ）



### ○第三者評価

- ・ 自己評価の結果について、京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会児童支援・里親部会の委員が第三者評価を行う（ヒアリング、現地調査、書類調査等）。
- ・ 委員は、学識経験者、児童福祉関係者、弁護士、民生委員・児童委員連盟理事、精神科医などである。現委員の中には、評価制度導入当初から委員を務めている人もいる。
- ・ 係長以上に対し委員がヒアリングを行う。

（第三者評価の流れ）



## iii. 実施スケジュール

- ・ 1年間のうち、前期に自己評価を行い、後期に（9月頃から）第三者評価を行う。最終的な取りまとめを翌年度夏頃に報告する。
- ・ 自己評価は毎年、第三者評価は3年に1回行う。
- ・ 昨年度は第二児童相談所で実施した。今年度は児童相談所で実施する。
- ・ 1年間で評価会議を4回、ヒアリングと書類調査を1回行う。1回の会議は約3時間である。
- ・ 現地調査では、児童相談所の相談室、一時保護所の内部などの見学も行う。
- ・ 児童相談所には、セルフチェックシートで評価結果を返している。

(2016年度の場合)

時期	内容
2016年6～8月	児童相談所職員及び児童相談所による自己評価
2016年9月	第1回評価会議（自己評価結果等の分析）
2016年10月	第2回評価会議（業務説明及び現地調査）
2016年11月	職員へのヒアリング、書類調査等
2016年12月	第3回評価会議（評価の実施、合議等）
2017年1月	第4回評価会議（評価結果のまとめ）
2017年3月	評価結果の確定

#### iv. 公表

- ・ 評価結果は公表している（自己評価、第三者評価、委員の意見）。

### (3) 相模原市

#### 【概要】

- ・ 平成 29 年度、第三者による評価を導入。他自治体を参考に評価項目を作成し、外部の評価機関による評価を実施した。
- ・ 平成 27 年度から 3 か年、若手・中堅職員を中心とした「こども人権プロジェクト」を立ち上げ、取組みを進めてきた。特に今年度は一時保護所の職員自身が中心となって自らの強み、課題、今後の対応策を分析し、「自分で考える」ことができるようになっている。

#### ① 一時保護をめぐる地域の概況

- ・ 相模原市は、平成 22 年 4 月 1 日に政令指定都市に移行し、児童相談所を設置した（1 か所）。平成 26 年 4 月 1 日に一時保護所を開設した（1 か所）。それ以前は、神奈川県への事務委託（地方自治法第 252 条の 14 第 1 項）、及び市内社会福祉法人への委託により実施していた。
- ・ 一時保護は、基本的に一時保護所で行い、入所者が多くどうしても受け入れられない場合や対象となる児童の状況に応じて一時保護委託を行う。また、対象となる児童が乳児（2 歳未満）の場合は主に乳児院に一時保護委託を行っている。
- ・ 市内の社会資源が少なく、児童養護施設は 2 か所しかない。そのため、一時保護委託の際はどちらかに依頼するしかないが、既に多くの入所児童を受け入れており、保護が難しい側面もある。里親も一時保護をお願いできる方は（おそらく）数名程度。
- ・ 5 縣市（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市）で、年 3 回、部会を開催している。また、昨年度より、年 2 回、養護課長・係長会議を開催している。

#### ② 一時保護所での保護の実施状況

##### i. 職員体制

- ・ 職員数は、非常勤を含めると約 60 名（実人数）。
- ・ 幼児グループ（ユニット）、学童男児グループ、学童女子グループの常勤職員（各 7 名）の勤務は 2 交代制（日勤：8 時 30 分～17 時 15 分、夜勤：16 時～9 時半）、その他の常勤職員は 8 時 30 分～17 時 15 分の勤務となっている。
- ・ 常勤職員に加え、非常勤の児童指導員（15 名）も夜勤に入るため、夜勤帯の職員数は 7 名（うち常勤職員 3 名）と、他の一時保護所より多い。ただし、児童が就寝する前の時間帯の配置を厚くしたいこと、日中から夜間への生活の流れをつなぐ職員を配置したいことから、勤務体制については今後工夫の余地があると考えている。
- ・ グループ（ユニット）単位（幼児、学童男子、学童女子）における職員のローテーション勤務が当所の特徴であったが、各ユニット固有のやり方が出来てしまい、横のつながりが難しい面がある。いずれのグループも同じフロアにあるが（幼児と学童の間には仕切りあり）、例えば学童女子グループの職員が忙しい時に、学童男子グループの職員が入りづらい雰囲気があったり、職員の“貸し借り”という言葉も未だ残っており、改善が必要と考えている。
- ・ 学習指導員（非常勤）として、教員 OB 4 名を雇用している。週 4 日勤務で、常時 3 人は勤務している。

## ii. 児童の保護状況

- ・ 定員は、幼児 11 名、学童男子 7 名、学童女子 7 名、計 25 名。学齡児、特に思春期の児童が多い。今年度は女子が多い傾向がみられ、現在入所しているのは幼児 7 名、男子 7 名、女子 13 名。
- ・ 居室は、幼児用が 3 人部屋×1 室、4 人部屋×2 室、学童男子用が 2 人部屋×3、個室×1、学童女子用が個室×1、2 人部屋×3 であるが、過去に宿直室や静養室であったところも居室として利用している。幼児の居室も学童女子が利用している状況である。児童の状況により、個室がよいかどうか等を判断している。
- ・ 建物は、旧神奈川県北児童相談所として利用されていたもので宿直室があった。一時保護所の勤務は 2 交代制で、宿直室は不要なため、居室化した。
- ・ 子どもの私物は紛失を防ぐため全て預かり、一時保護所で用意したものを使用してもらっている。ただし、学習道具は本人のものを使用させることもある。
- ・ 衣類は下着を含め、全て一時保護所が用意したものを着てもらう。衣類の種類等、子どもが選ぶことはできない。子どもの立場で考えると、改善の余地があるように思う。
- ・ 通学は、高校生は検討し認めているケースもある。通学も 1 人で行う。小中学生の通学は原則認めていない。
- ・ 個別外出として、職員と児童が外出する機会を設けている（例：映画を見に行く等）。また、近くの広場に週 2 回、職員と児童で出かける機会を設けている。

## ③ 子どもの権利擁護に関する取組み

### i. 第三者による評価の実施

- ・ 平成 29 年度、一時保護所の第三者による評価（以下「第三者評価」という。）を導入した。一時保護所のみ導入で、児童相談所全体の第三者評価ではない。
- ・ 評価者については、相模原市社会福祉審議会委員に依頼することも考えたが、結果として、県内・市内の社会的養護関係施設等の第三者評価の実績が豊富な NPO 法人に委託した。NPO 法人にとって、一時保護所の第三者評価は初めてだったため、事前の一時保護所についての説明（見学を含む）や評価項目のすり合わせを丁寧に行った。
- ・ 評価の手法は、利用者へのアンケート、一時保護所職員による自己評価、評価者（評価機関）による評価の 3 つ。評価者による評価では、2 日間の訪問調査が実施され、食事・活動場面の視察、ヒアリング等を行った。実施期間は平成 29 年 5 月～平成 30 年 2 月で、平成 30 年 3 月に評価結果を受け、評価結果は今後、相模原市ホームページで公表予定である。
- ・ 評価項目は、公表されている他自治体の評価項目を参考に検討し、評価シートを作成した。職員全員が自己評価を行い、それらの評価結果をまとめ上げる方法をとったため、職員によって評価結果が分かれる項目等の調整が大変だった。
- ・ 評価結果については、優れている点として、子どもとの関わり方に努力や改善がみられること、体制面、様々な行事の開催が挙げられた。他方、改善点としては、防犯やセクシュアルハラスメント等のマニュアルの整備、学習権の保障、衣類が選べないことが挙げられた。
- ・ 防犯については、津久井やまゆり園の事件の後、警察による研修を実施したが、それにとどまらず、マニュアルを整備したほうがよいとの指摘があった。また、セクシュアルハラスメントについても、

これまで職員のモラルに基づく運営を行っていたが、子どもとの距離感について、きちんと認識した上で行動する意味でも、マニュアルを整備すべきとの意見があった。

- ・ 学習権については、学習指導員（教員 OB）が直接学校と連携する機会が少ないことについて指摘を受けた。
- ・ 評価の頻度は、社会的養護施設にあわせて 3 年に一度ではどうかと考えているが、国の動向をみながら検討していく。

## ii. 「こども人権プロジェクト（KJP）」の活動

- ・ 平成 27 年度、児童相談所の若手・中堅職員を中心に、「こども人権プロジェクト」を立ち上げた。3 か年計画で、今年度は最終年度にあたる。
- ・ 児童相談所全体の取組みとして進めてきたが、2 年目までは、ローテーション勤務等のため、一時保護所の職員が十分に参画できない面があった。また、一時保護所の職員とそれ以外の職員で、意識面で温度差がみられるようになった。そこで、今年度は、改めて一時保護所の職員が中心となってプロジェクトを進めた。各勤務帯の職員が少しずつ残業するなどして時間を捻出した。
- ・ 具体的には、今年度、一時保護所職員に対するアンケート調査を実施し、①改善された点（強み）、②課題や悩み、③一時保護所をよくするために出来ることについて尋ねた。
- ・ ①改善された点（強み）については、自分が何をすべきか自分で考えることが出来るようになったことが挙げられた。一時保護所は開設から日が浅く、児童分野の経験が少ない職員も多いため、以前は児童への対応方法がよく分からず、上司のいうことをそのまま聞いていることが多かった。また、子どもの安全を守るという目的で、個別外出もなく、男女が座る時は 1 席ずつ空けるといったルールもあったが、現在は改善されている。
- ・ ②課題や悩みについては、職員は児童の集団をまとめた経験が少ないこともあって、まだ支援方法が手探り状態であることが挙げられた。  
また、一時保護所は、緊急時等の一時的な保護が役割とされているが、実際は施設の代わりのようにになっており、一時保護所の役割や機能を明確にする必要がある。そのため、必要に応じて、国や市に要望や提言を行うべきであるとの意見もみられた。次の行き先が決まらず、一時保護の期間が長引くほど、当該児童が何のために一時保護所にいるのか、一時保護所の役割とは何か等、児童福祉司との共有が難しいという課題が挙げられた。
- ・ ③一時保護所をよくするために出来ることについては、自己研鑽、人材育成の必要性が挙げられた。これを踏まえ、今年度、児童相談所、一時保護所の職員を対象とした各種研修を実施した。例えば、1 か月に一度、外部の専門家を招き、スーパーバイズ研修を実施している。また、外部の専門家から、プロジェクトの総括や提言に対する講評を頂く研修も実施した。
- ・ 職員からは、一時保護所の勤務から離れる（別の部署になる）と、児童への権利擁護の意識が日々の業務の中に埋もれがちであるという意見もあった。しかしながら、相談受理の場面等、一時保護所以外の業務であっても、児童相談所の職員として常に子どもの権利擁護の意識は必要となる。今後も日々の業務や研修等を通じて、各職員の意識を高めていきたい。

### 3. 児童相談所へのヒアリング調査結果

#### (1) A 市児童相談所

##### 【概要】

- ・ 内部評価を実践しており、横浜市の第三者評価を参考にしつつもコンパクトになるよう修正を加えている。実施方法は、自己評価と子どもたちへのアンケートとしている。
- ・ 職員自身が内部評価と外部評価を組み合わせ、どう改善していくか、実際の行動に移すきっかけとなるように確認・気づくためのツールが内部評価である。その際、第三者から意見をいただくのは重要だが、単に職員がマニュアルで動くのではなく、考えながら動く自分たちで考えるなかで学んでいくことを重視している。

##### ① 内部評価の実施

- ・ 市内の児童相談所のうち2箇所にて一時保護所があり、それぞれで内部評価を実践している。
- ・ 内部評価では、基本的に一時保護所での職員の子どもに対する関わり方について、自己評価をしている。当初は横浜市のを参考に、自己評価だけでなく子どもたちへのアンケートを実施した。
- ・ 目的としては、子どもたちに対して適切な対応、安心で安全な環境を保証し、内部で事故を起こさないこと、子ども同士で暴力を起こすことも含めて、子どもの権利が保護所の生活のなかで守られるかわりを作っていくことを目的として行っている。評価項目は、横浜市のを参考にしたり、国から養護施設向けの評価表が示されているので、そういったものも参考にしながら、アレンジをして、チェック形式で回答してもらっている。
- ・ 組み立ては管理職や係長が行った。子どもたちの権利保護のためのチェックシートが必要なのかの聞き取りも含め、市の子どもの権利宣言の教育的な目的も含めて回答してもらっている。
- ・ 回答の難しさについては、教育目的が半分あるので、「こういうことは知っておいてね」というものである。非常勤職員も含めて全職員がチェックしている。
- ・ 回答結果のまとめはする。やってみての感想があれば、書いてもらう。しかし感想・意見はあまり多くない。
- ・ 感想・意見については、実際には業務の中で権利保護的観点から取り組んでもらう。そのなかで自分たちの対応が適切だったのかのフィードバックは、その時の回答だけではなく、日ごろのヒヤリハットに対するフィードバックは行っている。
- ・ 横浜市の評価シートはとてもボリュームが多いので、我々のチェックシートはもっとコンパクトにしている。勤務をする側にとって、重要なポイントがあると思っている。細かければ良いというものではないと思っており、要点だけかいつまんで、障害を持っている子どもへの対応や引継ぎをしているかどうかなどを整理している。
- ・ 第三者評価については、とりあえず予算をとった状況で、大学の先生に關与してもらおうかどうかは決まっていない。一時保護所は特殊で、シェルター機能があたりるので、そういうところを理解してもらえるかどうか。外部の先生に見ていただくだけではなく、内部でも活用していきたい。職員自身が内部評価と外部評価を組み合わせ、どう改善していくかの行動に移せるきっかけとなることが大切である。
- ・ いままで2順目の評価をしているが、2回目になってようやく分かったという感想があがっている。

評価の導入に当たっては、その目的を職員で確認する必要がある。

- ・ 内部評価をした際に、職員から「評価という言葉は自分たちに点数がつけられる気がする」という感想があった。そこで評価ではなく、内部検討といった言葉にかえて答えてもらうことができた。
- ・ 子どもはいろいろな問題行動を起こす。暴言、暴力、奇行などに対して職員がどう対応したら良いのか話し合っ、行き過ぎた指導にならないように、すごく気を使って適切な対応を続けていけることはありがたいと思っている。そういったことは、自分たちで考えるなかで学んでいくこと。確認・気づくためのツールが内部評価表だと思う。
- ・ 第三者から意見を頂くのは大事だと思うが、単に職員がマニュアルで動くのではなく、考えながら動いていくことが大切だと思う。

## ② 一時保護の実施状況

### i. 保護期間

- ・ 一時保護所は生活施設であると同時に、相談の一機能でもある。入退所を決めるのは、相談支援のケースワーカーを中心に児童相談所全体で、子どもと家庭の支援を考えていくなかでのこと。つまり、保護の目的も一人ひとり違っているし、職員のかかわり方も、非行の子どもと、医療ケアが必要な子ども、虐待で保護者に指導をしっかりいれることを目的とする保護、発達障害の子どもの場合には子どもの行動観察を専門心理職が入る等して保護者に伝えて保護者との関係調整をするなど、さまざまな目的があるので、一概に保護期間は決められない。
- ・ 第三者評価では、そうした点を理解したうえで評価してくださる方だとありがたい。
- ・ 保護期間が予め見える子どももいる。しかし虐待の子どもの場合には難しい。ケースワークを同時に進めながら保護者が振り返りをしっかりできた、親族のフォローができるようになった、うつ病の保護者が通院できるようになった等を見極めたうえで対処を決める。
- ・ 子どものなかには、「なぜ私が来なければいけないのか、来るべきは私を殴ったお父さんではないか」と思っている子どもも多い。

### ii. 外出

- ・ 日常の活動のなかで、保護される要件によって、保護者からの奪還があるという子どももいるので、そういう場合だと外出は難しいが、そうでない場合は日課で散歩に出たり、所外行事（電車等に乗って生活体験を広める等、遠足のような形）も用意したりはしている。もちろんそれも参加できる人もできない人もいる。いろいろな子どもがいるなかで、前もって行事を知らせることはしない。行事については当日伝えて、いける子どもが行く。
- ・ 当市は所外行事も予算化されている。年齢ごとに月1回くらいは出ている。奪還の恐れのない幼児などは毎日のように外に出ている。
- ・ 学校は難しい。保護所が二か所しかないのも、在籍学校までの距離の問題もある。中高生が期末テスト等を受けるときに、職員や学校の先生が協力しながら送迎するというケースはあるが、ずっと通学するケースは少ない。
- ・ 学習は一時保護所内で行っている。元教員の方に来ていただいて、マンツーマン学習をしたりしている。

- ・ 送迎も短期間ならできると思うが、人的配置がなされていない状況では厳しい。

### iii. 定員とスペース

- ・ 定員は40名で、幼児が12名、学童が28名、男女は半分ずつ分かれる。今年の定員はいっぱいである。
- ・ 最近、性的な問題で入所する子どもも多いので、本来ならば男女で分かれる形が良いが、なかなかそうもいかない。浴室は2つあり、入る時間を決めながらそれぞれ行っているが、どうしても出入りで分かってしまうこともあるので、職員が見守りながらやっているが、スペースが分かれていないことによる難しさがあると思う。
- ・ 30年くらい前にできた建物だが、その間、子どもの状況も変わってきた。以前は非行の子どもが多かったが、最近では重篤な虐待を受けた子どもが多く、年齢も思春期の子どもが増えてきていて、対応が難しくなっている。そのため、ワンフロアだととても難しい。建て替えの必要性は認識している。

### iv. 私物の管理

- ・ 入所の時に私物は預かって、保護所のものを子どもに提供して使ってもらっている。ただ子どもが必要なもので、学校の勉強道具などについては私物をその子に渡している場合もなくはない。そういう場合も個室で使う形であり、他の子どもが見られないようになっている。
- ・ 携帯電話を持っている子どもも多く、そこから離れてしまうことに対する異常な恐怖感があり、それで入所できない場合もある。

### ③ 一時保護所のあり方

- ・ 施設は定数の概念が存在する。一時保護所も定員はあるが、保護すべき子どもは保護せざるを得ない。そうしたなかで定員を超えて子どもを保護していく場合、他の児童相談所では部屋がいっぱいなので、相談所の部屋を使っているということも聞いている。
- ・ シェルター機能の場所としての一時保護所だと考えると、通信機能があったりすると奪還しようとする保護者はいろいろな方法で場所を特定しようとする。それに伴い、奪還の恐れがない子どもであっても通信機器を持つと、場所が特定されてしまうおそれがある。
- ・ 緊急一時保護とアセスメント保護を分けることについて、1週間や2～3日が適切なのかわからないが、すべからく緊急一時保護としての対応ではなく、子どもの置かれている状況によって、生活施設としての潤いがあるような生活環境を整える必要があると日ごろ感じている。
- ・ シェルター的な役割が以前は強調された。それはもちろんそうだが、子どもが安心できる生活環境を整える方が良い。
- ・ 保護所運営のマニュアルを改訂している。子どもたちには保護所の簡単なしおりを渡して、場所の説明をしている。なぜここに来たのかをしおりを使って子どもたちに説明している。保護される理由もしおりを使いながら職員の方で工夫をしながら、保護を受け入れてもらう。
- ・ 保護期間については、保護所の職員は伝えない。一時保護所は児童相談所の機能の一部で、保護所の役割は安全な場所で子どもが生活することなので、児童福祉司とのやり取りのなかで期間を検討

していく。子どもへの説明は、担当のケースワーカーが担っている。

- ・ 茶髪や金髪で来る子どももいるが、金髪の子どものについては黒に染めてもらう。
- ・ 子どもの部屋を変えることは頻繁にやっている。一か月で5人以上は子どもが入れ替わっている。慣れてきたら2人部屋や3人部屋に入ってもらおう等、子どもたちを見ながら子どもたちにとってふさわしい環境づくりを行っている。集団として安定して生活できるように職員が対応している。
- ・ 養護施設の子どものと違うのは、疲れて疲弊して傷ついて不安な中で入ってくること。その子どもたちに安心感を与えて、必要なケアをして、時間をかけて子どもたちが少しずつ元気になっていく。そういった子どもたちとコミュニケーションをとりながら、保護者との連絡をケースワーカーが取りながら、対応している。
- ・ 安全安心といわれるが、保護所であれば安全は確保されるが、安心感は個々人が得るものなので、保護所は安心感を与えるものでないといけない。意見箱を設置したり、ホームルームをしたりして子どもの意見を聴取し、改善できるものはしている。

## (2) B 市児童相談所

### 【概要】

- ・ 短期間で次の行き先を見つけることができている。
- ・ 開設後 10 年弱で職員のノウハウやスキルが蓄積されたこと、定員に対して入所児童数が少なく個別対応がしやすいことから、極めて安定した運営が図られている。受入れ時のアセスメント次第では職員と外出するなど、なるべく施設外に児童を連れ出そうと工夫している。
- ・ 独自の運営方法を磨いてきたが、外部の目を取り入れることでさらに運営を改善したい。

### ① 地域の概況

#### i. 一時保護の実施状況

- ・ 当市では児童相談所が 1 箇所、一時保護所も 1 箇所、児童養護施設への一時保護委託も行っている。新規のケースは一時保護所、継続のケースは一時保護委託が多い。
- ・ 一時保護に至るケースの約 8 割が虐待事例である。これまで児童福祉や警察で虐待の視点が入っていなかったものが、過去に発生した被虐待児死亡事例を機に、虐待ケースの進行管理が徹底して行われるようになり、結果としてケースが増加していると考えられる。ただしそれだけでなく、児童福祉法 25 条の通告義務があるため「虐待」と判断されるケースも多いようには思われる。
- ・ 市で採用している保育士の中でも、男性保育士が一時保護所に配置されているため、職員体制としては充実している。

#### ii. 地域特性

- ・ 歓楽街があるため一時保護や施設入所も多い。そのようなケースでは保護者の転居も頻繁にあり、施設入所は長期化しがちである。
- ・ 児童福祉分野ではないが、共働き世帯や待機児童が多いことも関連する特徴と言える。

### ② 一時保護所での保護の実施状況

#### i. 概要

##### ○体制

- ・ 職員は 16 人で、正規職員 10 人（うち心理職 1 人）、嘱託職員 5 人、事務職員 1 人である。教育については学習協力員と児童支援員にもそれぞれ 1 人ずつ関わってもらっている。
- ・ 所長である保護課長は、一時保護所設立以来、ずっと勤務している。また、他にも 8 年間勤務しているベテランの男性保育士もおり、職員のスキルやノウハウが蓄積されている。
- ・ 新たに一時保護のケースが発生した際には、児童相談所長・相談課長・判定課長・児童福祉司・児童心理司・保護課長からなる会議で、どのような行動制限を行うべきかを判断している。

##### ○児童の保護状況

- ・ 一時保護所としての定員は 25 人だが、実際には 10 人を超えることはほとんどなく、7～8 人であることが多い。年齢としては小学生が多く、訪問日の入所児童 6 人の内訳は小学生（いずれもきょうだい児）3 人、幼児 2 人、個別対応が必要な中学生が 1 人だった。

- ・ 平均在所日数は平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、さらに短縮化されている。なお、平均値には表れていないが、実際には 7～8 日で退所する児童が多く、たまに数か月の長期入所となる児童がいるために延びているものである。9 年間の最長で、約 200 日入所していた児童もいた（最終的には情短に入所）。
- ・ 入所して 2 週間が経過した時点で行き先が定まらないケースは、児童福祉司に会議を開くよう依頼する。2 か月の時点でも同様の働きかけを行う。その際、次の行き先のために一時保護所ができることを検討・共有するようにしている。

## ii. 運営方針

- ・ インテーク時のアセスメントがしっかり行われていることが重要であり、アセスメントが不十分だと思われるケースは児童心理司にやり直しを依頼している。ただし、警察が児童を連れてくるケースでは、児童に「一晩だけ安心するところに行こう」などと、半ば騙して連れてくることもあり、そういったケースでは警察とのやり取りが不足していることを実感する。  
携帯電話、アクセサリ、筆箱、服といった所持品は基本的に入所時に預からせてもらうが、ケースによって服だけは所持品の使用を認めることもある。
- ・ 学習保障に力を入れており、どのような学習状況であるかの聴き取りや入所時のテストの結果を踏まえて、個別対応を心掛けている。例えば、自宅や学校から本やドリルを持参してもらい自習させたり、性虐待のケースであっても高校生であれば児童の状態によっては通学も認めたりすることがある。
- ・ 9 年間働いているが、児童の身になって考えると、一時保護所の中に閉じ込められていたら精神的に滅入ってしまうと思うし、この空間だけで生きられないことは明白である。アセスメントの結果、外出制限をしない方針の児童には、職員と一緒に市内巡回バスに乗車したり、駅まで新幹線を見に行ったり、県立図書館に遊びに行ったりするなど、なるべく外を見せる機会を作っている。生活が困窮している世帯の児童には、過去、アルバイトを許可したケースもある。
- ・ 退所の日程は他の児童には言わないよう約束してもらっているが、児童に突然伝えると心の整理がつかず、よい形で一時保護所を離れてもらうことが難しいため、事前に伝えることにしている。退所時には「卒業制作」として、形に残るものを作ってもらうほか、退所日には歌をみんなで歌うなどして他の児童に挨拶をして退職してもらう。

## iii. 運営実態

- ・ 一時保護所の新設に先立って、他自治体の一時保護所に勤務させてもらってノウハウを修得した上で、本市としての一時保護所を開設したが、構造には意見できなかつたため、開設してから扉を改修したり、当初想定から用途変更して使用している部屋もあつたりする。また、構造上、トイレや浴室など死角になっている場所も多い。
- ・ 公共施設に囲まれたエリアにあるため、近隣からの苦情は一切ない。積極的な交流があるわけではないが、施設の意義については十分に理解が得られている。
- ・ 個室は外から鍵を掛けられるが、どの部屋も中から開けることができるようになっている。混合処遇は基本的には行っておらず、定員に対して入所児童数が少ないため、個別対応ができている。個

別対応でなく混合処遇である場合は、22 時の消灯からが「本番」であり、毎晩何かが発生して職員が対応に追われ、児童も不安定になり、何も良いことがない。

- ・ 職員のノウハウやスキルが蓄積するまでは、児童の対応が十分ではなく、運営に苦慮することが多かった。特に、開設して 2 年目には荒れる児童が多く、一時保護所内は騒然としていた。そのような経験を経て徐々にノウハウやスキルが高まり、チームとして動くことができるようになってからは、対応が難しい児童に対しても職員の誰かが信頼関係を作れるようになったことで、組織として安定した対応ができるようになってきた。

### ③ 第三者評価に関する意見

- ・ 保護所内に意見箱を設置しており、例えばバスケットゴールを設置してほしいという意見をすぐに取り入れたこともあった。ただし、全体として、児童の権利擁護には改善の余地が大きく、これからであると感じている。特に、第三者委員会の設置ができていないことは課題だと認識している。
- ・ 10 年弱の時間をかけて、自分たちなりのやり方で改善を心掛けてきて、児童が安定するようになったことが成果だと思っているものの、外から違った視点で見てもらう方がよいと思う。その際、誰に見てもらうかが重要である。例えば、弁護士、(児童福祉に馴染みの深い) 医師、教育関係者、一時保護に詳しい学識経験者など、「これで本当にいいのだろうか」と感じている立場としては、専門的見地からご意見をいただきたいと思うことが多い。
- ・ 他の一時保護所との交流はほとんどない。たまに視察がある程度である。

### (3) C 県児童相談所

#### 【概要】

- ・ 適切なアセスメントを行うためには、「普段」の環境での子どもの振る舞いをみる必要があるとの考えのもと、一時保護所の建物外へも簡単に出られる開放的な構造となっているほか、就寝時間以外は男女が同一の空間で過ごすようになっている。
- ・ 子どもの意見表明を目的として、月に一度の 30 分程度の個別面談、児童総会（子どもが集まって話し合う会）の開催、投書箱の設置をしている。
- ・ サービス向上を目的として、県内の他児童相談所と共通で、職員による自己評価を行っている。また、小学校高学年以上の子どもを対象としてアンケートを行い、一時保護所のサービス評価を実施している。

#### ① 一時保護所の概要

##### i. 建物の構造

- ・ 2階建ての建物で、基本的には、1階に2歳～小学生、2階に小学高学年以上が入所している。その時の入所率等の状況に応じて、部屋割りは調整している。年齢の高い子どもは優先的に1人部屋に入れるようにしている。浴室と食堂は、各階に1か所ずつ設置されている。
- ・ 元々2階は、就労や通学支援を行う場所であったが、管轄人口に対して一時保護所の定員数が少なかったため、その場所を閉鎖し、自立支援機能を残しながら、一時保護所としての定員数を拡大するに至った。
- ・ 外からは簡単に入ることができないようになっているが、中から外へは比較的簡単に出られる構造となっている。そのため、子どもが無断外出することもある。各部屋の窓は、子どもが自由に開閉できるようになっており、閉塞感はない。
- ・ 建物の前にはグラウンドがあり、一日2回の休み時間に子ども達が遊べるようになっている。

##### ii. 入所者数

- ・ 現在の入所者数は20名強だが、この人数が限界だと感じている。1階については、満床となる時期もあるため、里親や他の児童相談所に一時保護委託を行っている。まず、里親への委託を検討するが、実親からのクレーム等が懸念される場合は、他の児童相談所に委託するようにしている。児童養護施設に一時保護委託するケースもある。
- ・ 県内の他児童相談所とは頻繁に連絡を取り合っている。例えば、非行の子どもが集団で保護された場合などは、一つの児童相談所に集中させるのではなく、分散するように調整を行っている。

##### iii. 職員体制

- ・ 職員は、1階は常勤6人＋非常勤3人、2階は常勤7人＋非常勤数名体制。職員の不足感が強く、来年度には職員を増やす予定としている。県の採用方針から、基本的に福祉職を配置しており、発達障害や知的障害者の対応を経験したベテランの職員も多い。その他、保育士を非常勤で1名配置している。

- ・ 職員数が不足している分は、チームワークで補っている。例えば、一時保護所は、子どもが常にいるため休憩があまり取れない状況であるが、職員がお互い休憩を取れるような配置を考えられている。また、少しずつ朝早く来たり遅くまで残ったりして、お互いにサポートし合っている。
- ・ 児童相談所内の他のセクションの職員（心理職等）に講師を依頼し、所内研修を行い、専門性を向上させるようにしている。外部研修には、1年間に職員1人か2人が行くことができる程度で、あまり参加できていない。

## ② 一時保護所での保護の実施状況

### i. 入所前の説明

- ・ 入所を検討する場合は、事前に一時保護所のしおりを基に、一時保護所でのルールやプライバシー保護、一時保護所が検討されている理由等を30分程度かけて子どもに説明している。
- ・ 衣類や下着は一時保護所のものを貸している。髪が金髪等の場合には、黒く染めさせている。ピアスは外させるようにしている。携帯電話や現金等の私物は一時保護所が預かるようにしている。また、男女交際は我慢するように伝えている。これらの内容を理解してもらった上で入所してもらうようにしている。
- ・ 最近では、LGBTの子どもがいるケースもあることに配慮し、「何か分かっておいてもらいたいことはありますか」などと聞くようにもしている。
- ・ 一時保護所のしおりは、弁護士（週に1回の非常勤）と相談しながら、新人職員が主体となって作成した。ベテラン職員ではなく新人職員の感覚で作成するほうが、子どもの感覚に比較的近くなるのではないかと、との考えがあった。

### ii. 通学、学習について

- ・ 一時保護所外の刺激を受けてしまうと、一時保護所内でのルールを守れなくなりがちである（例えば、ラジオやスマートフォンを持ち込むなど）。そのため、基本的に通学は認めておらず、試験や行事（小学生は卒業遠足、高校生は実習や発表会等）への出席・参加のみ認めている。また、高校生には、就学、就労支援を行っている（要綱も作成している）。
- ・ 小学生と中学生は一時保護所での学習が出席日数として認められるが、高校生についても、管内の高校と協議を行い、一時保護所での学習を出席日数として認めてもらえるように取り計らってもらっている。その際の教材は、学校からもらうようにしている。
- ・ 一時保護所での学習は、非常勤の学習支援員（元学校の教員）を1階と2階にそれぞれ1人ずつ配置しており、夜間の学習もその先生達が対応している。また、学習ボランティアが入ることもある。

### iii. 日常生活について

- ・ 食事の時間や遊びの時間などは、自由に子ども同士が話すことができる。
- ・ 男子と女子のエリアは、それぞれ行き来を制限することはしていない。授業中や遊びの時間は、男女一緒に行動している。そのため、男女間の恋愛は注意して見ている。中高生には、男女間の距離の取り方（体に直接触れないなど）について指導している。

- ・ 一時期、男女のエリアを完全に分けたことがあるが、その状態での子どもの行動記録やアセスメントは不十分だという議論が職員間であったため、男女混合に戻すこととした。適切なアセスメントを行うためには、「普段」の環境での子どもの振る舞いをみる必要があると認識している。
- ・ 中学生以上は、自分で洗濯をさせるようにしている。
- ・ 子どもの将来に必要なアルバイト等は、週1の職員会議で検討を行った後、児童福祉司とあらかじめ段取りした上で、就労支援の一環として許可するようにしている。しかし、一時保護所内の空気を乱すような内容までは認めていない。
- ・ 一時保護所の基本的なスタンスとして、集団生活の最低限のルールを守らせてはいるが、そもそも子どもの生活を「管理する」とは思っていない。雰囲気が悪くするような行動をとった子どもに対しては、個別に対応するようにしている。子どもが無断外出した場合等には、個別に反省させるようにする。

### ③ 子どもの権利擁護のための取組み

#### i. 全体像

- ・ 子どもの意見を聞くために、月に一度、子どもと職員が1対1で30分程度の面談を行う機会を設けている。その結果は、ケースワーカーに伝えている。
- ・ また、月に一度、児童集会（子どもが集まって話し合う会）を開催している。
- ・ 子どもの要望や意見を聞くために、養護課長宛ての投書箱の設置もしている。

#### ii. 自己評価

- ・ 本県の他児童相談所と、サービスの向上のために各職員が自己評価を行っている（書式は非公開）。自己評価シートは、班長クラスが一時保護部会（年に4回実施）集まり、適宜改訂している。また、小学校高学年以上の子どもには、一時保護所の評価をしてもらっている。
- ・ 児童相談所の管理職級の会議の中で、サービス向上のためには評価が必要だとの議論が立ち上がり、実施することになったものである。
- ・ 実施してみると、職員と子どもの評価にギャップがある部分も見受けられ、多くの気づきが得られる。今後、さらに職員と子どもの設問をリンクさせてこのようなギャップを把握できるように、改訂のための検討をしているところである。
- ・ 現状、予算化されておらず、実施にあたっては費用、評価者、評価項目の3側面で課題がある。もし第三者評価を実施することになった場合は、これらが同様に課題になると考えられる。予算化されなければ実施自体が難しいし、一時保護に詳しく評価が実施できる主体も乏しいし、評価項目が適切でなければ行っても意味がないことになってしまう。

## 4. 一時保護委託先施設へのヒアリング調査結果

### (1) D 施設

#### 【概要】

- ・ 児童養護施設の定員の一部を一時保護のために確保している。
- ・ 一時保護中の通学の可否は子どもの安全性によって異なる。一時保護所内の学習環境については、一定の人数が確保できないために外部のサービスを利用できず、不十分な面もみられる。

### ① 一時保護委託事業の実施状況

#### i. 取組みの経緯

- ・ 児童養護施設としての定員は 80 名程度。2016 年より、近隣に一時保護所がない等の理由から、県の依頼を受けて定員のうち 6 名を一時保護のために確保している。国の加算は算定していない。
- ・ 新たに設立したグループホームが児童相談所の近くにあるため、一時保護専用施設とし、加算を算定することも検討したが、取りやめた。一時保護では十分にアセスメントをしていない子どもを預かること、少人数のグループホームでは職員数も少ないこと（特に夜間）を踏まえると、安全面に不安があり、比較的職員の多い施設で受け入れる現在の方式がよいと考えた。言い換えると、グループホームを一時保護専用施設にすると、安全面で問題のない子どもしか保護できないようになり、結果的に地域への貢献度が低くなると考えた。
- ・ 国の加算は算定できないが、県の加算により、職員 1 名（平日：9 時～18 時）を配置できている。平日の日勤帯は、加算による職員を含めて 3 人体制になる。
- ・ 一時保護委託事業を開始する前も、一時保護の委託（最大 3 名）を受けていた。

#### ii. 受託実績等

- ・ 平均すると 1 日あたり 4 名程度。6 名の定員が埋まることもある。
- ・ 当初は、親の一時的な入院、出産など、一時保護所の“すきま”のケースに貢献できればと考えていた（例：毎年、一定期間、親が服薬のために入院）。しかしながら、実際に事業を始めてみると、被虐待経験のある子ども、一時保護所での集団生活に馴染めない子どもを受け入れることが多くなっている。

#### iii. 建物の構造

- ・ 建物は 4 フロアで、各フロアの真ん中に職員室があり、左右に 2 つのユニットがある。1 つのユニットには、居室（幼児低学年用の和室を除き、全て個室）と食事等のスペースがある。個室化は徐々に進めていたが、昨年度の建て替え完了とともに、整備が終了した。
- ・ 個室には 2 段ベッドがあり、上段にベッド、下段に机や本棚が設置されている。自分の部屋やスペースを持ったことのない子どもが多いが、当園に来て、落ち着いて自分のことを考える時間を持つことができる。
- ・ 4 フロアのうち 1 つのフロアに、一時保護の子どもを受け入れている（各ユニット 3 名、計 6 名）。

#### iv. 児童の処遇

##### ○権利擁護

- ・ 子どもの権利については、児童相談所が説明する。
- ・ 生活上のルールについて、何か疑問等があればいつでも言ってほしいと伝えている。
- ・ 一時保護中の子どもは、この先自分がどうなるのか分からず、不安を抱えている。心配ごとがあれば相談してほしいと伝えている。

##### ○通学

- ・ 子どもの状況に応じて、通学を認めている。これまで小学生で通学した例はなく、中学生、高校生は、電車やバスで在籍校に通学する。ただし、通学できる場合も、部活動は最低限にとどめてもらっている。
- ・ 安全性の観点から、通学できない子どももいる。通学できない子どもは、他の子どもが学校に行っている間、職員の指導の下、プリント等を用いて施設内で勉強する。
- ・ 民間の学習サービスを活用できないかと考え、問い合わせをしたが、一定の人数が確保できないと引き受けてもらえないとのことであり、断念した。
- ・ 学習指導員やボランティアを活用できる一時保護所と比べると、学習環境は不十分である。
- ・ これまで机に向かう習慣がない子どもが多く、年齢相応の学力のある子どもは少ない。学ぶことについて、気づいてもらうきっかけになればよいと考えている
- ・ 一時保護の短い期間中に、学力を向上させるのは難しい。一人ひとりの学力のレベル、課題をみつめ、引き継ぐことが重要である。

##### ○外出

- ・ 買い物等の外出時には職員が同行する（通学可能な子どもについても同様）。
- ・ 原則、断りなしに外出することはできない。しかし、特別な施錠をしている訳ではなく、出ていこうと思えば出ていける状況である。実際、放浪癖のある子どもが無断外出したケースもあった。

##### ○他の子どもとの関係

- ・ 子ども同士は影響を受けやすい。入所している不登校の子どもが、一時保護中に施設内で勉強している子どもに影響を受けてしまうこともあった。他方、一時保護中の子どもが学校に通うのを見て、自分も頑張ろうというケースもあった。
- ・ 一時保護の子どもが短期間に出入りする事で落ち着かない面もあるが、色々な子どもと関わるのもよい経験と考える。

#### ② 児童相談所との連携

- ・ 児童相談所からの一時保護の依頼は、まず電話で相談がある。当施設で用意しているチェックリストを確認しながら、その時点で入所している子どもたちの状況を踏まえ、受け入れるかどうかを決める。
- ・ 受入れが難しいのは、暴力傾向のある子どもが既に入所していて、これ以上同じような子どもを受け入れられない場合、重いアレルギーがある子どもなど。
- ・ 受入れが決まると、児童福祉司が本人を連れてくる。その際、児童票の提供をお願いしているが、1か所だけ、提供してもらえないところがある。（詳細不明だが）児童福祉司のマニュアルに、一時

保護の場合は児童票を提供しなくてもよいと記載されているようだ（一時保護の場合の提出書類に児童票の記載がないとのこと）。

### ③ 今後の方向性

- ・ 入所中の子ども（男性）3名が退所するのを機に、1つのユニットに一時保護の子どもを集めることを考えている。現在は、1フロア2ユニット・各ユニット3名ずつだが、例えば、それぞれのユニットに乳児がいる場合、職員が行ったり来たりしなければならず、大変だった。ただ、1つのユニットに一時保護の子どもを集めると、男女混合になるので配慮が必要である。
- ・ 県内の他施設でも、同様の取組みをしてほしいと依頼されたり、関心をもっているところがあり、2か所ほど話をしにいったことがある。

## (2) E 施設

### 【概要】

- ・ 法人として親子分離防止や早期家庭復帰への意識が強く、「児童を地域に帰す」とのコンセプトのもと、予防的なアプローチの一環として一時保護を受託している。ただし、保護期間が1か月以内の見込みなら受け入れる方針としているが、実際にはそれを超えるケースも多い。
- ・ 一時保護の児童もグループホームと同様の処遇としており、強い行動制限はかけていない。それにより、児童が家庭に戻った状態を想定した児童のアセスメントが実現できている

### ① 施設概要

#### i. 目指す方向性

- ・ 設立から70年以上が経過し、特にこの十数年で児童虐待の悲惨な状況を目の当たりにしてきたことで、支援のあり方は大きく変化している。少子化の中でも児童相談所への虐待相談件数は右肩上がりに増えているが、当施設に来る児童票をみると、ある日突然虐待が発生したのではなく、家族関係がうまくいかなくなり、いよいよ児童が家庭にいられなくなって児童相談所への相談に至った、というケースが多い。
- ・ そのため、当施設では児童及び家庭を根本的に支援するには、児童養護施設に来る前に手を打つことが必要ではないかと考えて各種取組みを強化している。このような一歩踏み込んだ支援をしようという取組みはここ10年ほどのことで、建替えをした後に前施設長が退任し、現施設長が引き継いだことが契機となっている。
- ・ 現施設長自身、児童養護施設で児童指導員として長年勤務してきたが、退所後は順調なように見えても、40歳を過ぎてなお「今でも親が憎い」と言っているケースもあり、児童養護施設での養育だけではどうにもならない問題であることが気になっていた。こうした問題を解決するには、虐待を受けて状態が悪くなった児童を施設で養育するのだけでなく、より早く家に帰す予防的なアプローチも必要であると感じ、事業の幅を広げてきたものである。

#### ii. 事業概要

- ・ 当施設では現在、児童養護施設・グループホーム、一時保護受託のほか、ショートステイ、学童クラブ、保育所等を展開している。ショートステイなどと同様に、一時保護についても、児童をなるべく親子分離を防止したい、なるべく早く家庭に復帰させたい、といった思いで実施しているものである。
- ・ 児童養護施設・グループホームの入所児童定員は約60人である。非行に伴い入所してくる児童は本当に少なくなり、その意味ではおとなしい児童が多くなったが、メンタルヘルスの面ではかなり不安定な状態の児童が増えている。特に、発達障害やPTSD等のために通院が必要な児童が増えている実感がある。

#### iii. 入所児童の概要

- ・ 入所児童の内訳は、未就学児 2 人、小学生 20 人、中学生 15 人、高校生 18 人で、中高生が 6 割を占めているのが特徴である。当施設は、児童相談所からの入所依頼があればなるべく引き受けることをポリシーとしており、対応が比較的難しい思春期の児童が入所してくることも珍しくない。
- ・ 児童養護施設の平均在所期間が短いことも特徴である。退所者は年間 10 人ぐらいで、昨年度の退所者の平均在所期間は 2 年 2 か月だった。より多くの児童が早期家庭復帰できるよう、ファミリーソーシャルワーカーを 2 人配置しており、児童の退所を後押ししている。退所を促すことで、児童が家庭で苦勞しているのも垣間見えることはあるが、それでも中高生ぐらいであれば自身にとって転校等も含めて家庭と施設のどちらがよいかの損得判断や意思決定はできることが多いので、施設としては早期家庭復帰の取組みに注力している。

## ② 児童養護施設での一時保護

### i. 受託実績

- ・ 受託実績は、平成 27 年度は 6 人（うち入所となった児童 1 人）、平成 28 年度も 6 人（同 2 人）、平成 29 年度途中の実績（4～12 月）は 4 人（同 3 人）である。このうち平成 29 年度は小学 5 年生 1 人、中学 2 年生 1 人、高校 1 年生 2 人で、一時保護期間は 13 日、18 日、72 日、92 日（順不同）だった。ここ 2～3 年は児童相談所からの依頼が非常に多くなっている。
- ・ 児童相談所からの連絡は日中に代表電話にかかってくるので、事務員が一時的に受けてから、施設長が全件の受け入れ可否を判断している。一時保護の場合、1 人でも受け入れることになれば職員への負荷が大きいため、簡単に判断するわけにはいかず、受け入れをするグループホームのホーム長と相談した上で決定している。
- ・ 一時保護専用のスペースは設けておらず、グループホームの空き定員に受け入れることにしている。法人としては、早期家庭復帰を果たすためにも定員数を減らせるならば減らして、一時保護専用のスペースを確保しようとした時期もあったが、そのことを県に相談したところ、定員数自体は減らしてほしくないと言われてしまい、結局は専用スペース確保には至らなかった。

### ii. アセスメント

- ・ 当施設としては、受け入れる場合は 1 か月以内に実家庭復帰なり措置先決定なり、何らかの判断が下せる見込みであることを児童相談所に確認し、そのようにするというのであれば受け入れる方針である。ただし、中には児童相談所が十分にアセスメントを行えていないのではないかと感じるケースもある。
- ・ アセスメントに関しては、特に児童相談所から実親に今後の方針について明確に伝わっていないことがあるように感じられる。また、そのような状況であるので、HIV や肝炎といった重大な感染症がある児童がいた場合に、その情報が施設側に提供されなかったらと思うと、大きな不安を感じる。

### iii. 児童の処遇

- ・ 児童養護施設に入所している児童とまったく同一の処遇である。
- ・ 県の一時保護所は児童への行動制限が強く、小学生などは一度経験すると「もう行きたくない」という反応になるケースもある。他方、一時保護所を経験した児童は施設入所の際にも覚悟ができて

おり、また児童養護施設のほうが一時保護所よりよい環境でもあるため、無断外出が少ないように感じられる。

- ・ グループホームは一時保護所のような環境ではないため、どうしても「ゆるさ」がある。以前、一時保護委託で高校生の女子児童が当施設に来たときは、勉強せず夜遊びを繰り返していた。児童も年齢が上がるほど生活習慣が崩れてしまっているが、社会のルールをしっかりと学ばせることも必要だと感じる。また、適切でない友人関係をリセットすることが必要な場合もある。そういったときに、施設だけでは対応しきれない、というのはあるかもしれない。

#### iv. 注力している取組み

- ・ 予防的なアプローチや早期家庭復帰といった方針を達成するには、地域との関係性をつなげることが重要になるため、当施設では教育保障を熱心に取り組んでいる。実親が地域に馴染めていなかったり、実親の生活習慣も崩れていたりしているが、それを支えるために地域と家庭、地域と子どもとをつなぐことが必要である。
- ・ もちろん児童の選択肢が広まることも重要だが、基本的には居住地域からなるべく離れないようにすること、さらに地域との関係を強化することを意識している。転校させることは児童へのダメージが大きいため、なるべく避けることが望まれる。

#### ③ 処遇改善に向けて

- ・ 一時保護では一定の行動制限が必要であることは間違いないが、虐待を背景とした児童だけでなく、非行が背景の児童もいる中で、周りに合わせた行動制限を当てはめられて苦勞している（してきた）児童もいる。そういった子どもは、とても大変な思いをしているのではないか。
- ・ 本来、一時保護を受入れる職員は対象児童に対して、大人の言葉で説明して納得を得るのが望ましいが、スタッフ数が不足している現状では、丁寧な説明がしきれず、サービス提供側の都合で設定したルールを子どもに示すことに終始してしまっている施設も多い。
- ・ 他方、グループホームなどでは児童同士で一緒にルールを作るノウハウが整っており、より児童本位で行動制限が調整されていると言える。家庭と同様の環境をすべての児童に提供するという事ならば、十分な職員の配置を確保することが欠かせない。
- ・ 施設が提供する一時保護は、その位置づけを「家庭に帰すための一時保護である」等と明確にうたったほうがよいのではないか。一時保護の受託では、24 時間、強い行動制限をかけないことによって、家庭に戻った（行動制限がまったく掛からない）状態を想定した児童のアセスメントが可能になるとも言える。

#### ④ 第三者評価に関する意見

- ・ 経営層だけでなく、現場の職員や利用者である児童の意見も取り入れる仕組みとなることが求められるだろう。特に、子どもの権利保障の観点から、児童の意見をできる限り吸い上げる工夫が必要になる。
- ・ また、処遇について不本意なことがあった場合の意見表明の機会の保障も必要である。アンケートへの回答だけでなく、評価者が施設を訪れて直接声を聴く等は有効であると考えられる。

### (3) F 施設

#### 【概要】

- ・ 一時保護所の定員は6名。小学生未満は男児も受け入れているが、基本的には女児限定で受け入れている。
- ・ 施設長を除いて職員専任が3名配置されているが、休暇等を考慮すると実質2名体制となっており、少ない状況。職員不足により、外遊び等の機会が減り子どもにストレスが生じることなどが課題。
- ・ 安心できる家庭的な生活環境を作るため、職員と子どもとの間に温かい人間関係をつくることにしている（一緒にお菓子を作るなど）。また、子どもの権利保障のため、様々なチェック（1か月以上入所している小学生以上の子どもとの面談による状況確認、職員を対象とした子どもとの不適切な関わりの有無の確認、子どもの暴言暴力の状況の確認等）を定期的実施している。

#### ① 施設概要

- ・ 平成29年4月に県より依頼があり、一時保護のユニットを開設した。それまでは、児童養護施設の入所数を減らして、一時保護スペースを設けていた。
- ・ 児童相談所の副所長・担当部長を交え、「一時保護児童受入れ調整に関する確認事項」を作成し、それを基に一時保護を行っている。この確認事項は、3～4か月に一度見直し協議を行っている。
- ・ 一時保護所の定員は6名。小学生未満は男児も受け入れているが、基本的には女児に限定して受け入れを行っている。理由としては、開設当初、女児の保護率が100%であったことや、性問題を未然に防止することが挙げられる。また、問題行動（無断外出、他害、自傷）を起こさない子どもの受け入れを行っている。人同士の距離感をつかめない子どもは、積極的に受け入れていない。
- ・ 個室部屋は、5部屋設けられている。幼児は1部屋に2～3名にすることもあるが、基本的には1部屋に1人としている。
- ・ 専任職員は、施設長の他、3名配置されている。休暇等を考慮すると、基本的に実質2名体制となっている。ボランティアや施設OBの活用は行っていない。平成30年4月からは、非常勤を雇い、体制を補う予定である。

#### ② 一時保護の受け入れについて

##### i. 一時保護に関する取組みの状況と課題

- ・ 1か月以上保護した際は、職員が観察会議を行っている。これは、職員が少ないため負担が大きい。
- ・ 外遊びの機会の確保が難しくなるため、子どものストレスが溜まったり、運動不足になったりする。これは、親による奪還防止のための方策というよりも、職員不足が原因であり、課題として認識している。
- ・ 子どもの通学に関して、学校までの送迎は行っていない。学校が徒歩で行ける範囲にある場合のみ、通学が可能となる。本人の権利と職場環境を鑑みると難しい状況である。
- ・ 子ども1人での外出は基本的に許可していない。

- ・ 学習指導は、保護所内で現場の職員が行っている。本人の学力ややる気に合わせるようにしている。書店に子どもとともに行き、本人が望む教材を購入している。職員がいない時間帯には、自習とすることもある。
- ・ 一時保護所には、児童養護施設との境に壁を設けている。それは、顔見知りや来た時に、楽しそうに遊んでいる様子が目に入ると辛い思いをさせることを防ぐためである。壁を設けていることにより、閉鎖空間となるため、子どもはストレスを感じている。
- ・ 児童相談所と当施設は距離があるため、ケアワーカーや心理士の移動に関する負担が大きい。

## ii. 権利保障のための取組み

- ・ 安心できる家庭的な生活環境を作るために、職員と子どもとの間に、温かい人間関係をつくることにしている。当施設の食事は、栄養士が献立をつくり、各部屋で買い物をするようにしている。ユニットにキッチンが設けられており、基本的には職員が調理する。子どもと一緒にお菓子を作ったりすることもある。また、裁縫を一緒にすることもある。そうすることで、なるべく家庭らしさを感じられるようにしている。
- ・ 意見箱は部屋の中に設けているが、職員に言えば解決できることが多いこともあり、これまで入っていたことはなかった。投書があった場合には、リーダー主任会議で取り扱い、一覧表を作成して子ども達に返すこととしている。その後、子ども会議で、投書の内容とその対応策を伝える流れである。
- ・ 1か月以上入所している小学生以上の児童には、毎月20日に、職員と1対1で面談を行うようにしている。以前、子どもに性被害があったにもかかわらず職員が気付かないことがあったため、定期的に聞き取りを行うようにした。
- ・ 暴言暴力チェックシートにより、子どもの人を傷つける行動等について、毎月カウントをしている。それを、全体職員会議で全職員に共有し、このような行動に出た理由の分析を行っている。
- ・ 職員を対象とした不適切な関わりチェックシートにより、子どもとLINEの交換をしていないか、職場外で会っていないかなど、毎月チェックを行っている。大変な子どもと対応している職員はストレスが溜まり、椅子を蹴ったりする場合があるが、そのような状況になっている原因を共有するようにしている。
- ・ 子ども会議を実施しており、夏にどこ行きたいとか、他の子どもの嫌な行動等について、子どもに聞き取りを行っている。また、中学生会議で話し合う議題について話し合っている。
- ・ リーダー会議、運営会議（主任と施設長の会議）において、一時保護状況の確認を行っている。
- ・ 子どもに合わせた学習指導を行っている。中には、鉛筆の持ち方等を指導することもある。入所後、4、5日経過して落ち着いてから、学習に取り掛からせるようにしている。学習を始めてからは、これまでどれだけ頑張ったのか分かるように、プリント等をストックするようにしている。また、家に帰った時に、親が褒めてくれるかもしれないなどと伝え、モチベーションを上げたりしている。
- ・ 小規模の職員が目子ども1人1人に行き届くメリットを活かし、ルールを可能な限り少なくするようにしている。ユニットにすれば、ルールを減らせることができるが、職員の意識を上げなければ無法地帯になるため、バランスが必要となる。
- ・ 子どもは、原則、施設が用意した露出の少ない衣服を着ている。高価な物は持たせないようにして

いる。携帯電話は回収している。しかし、高校生の場合は、交際相手との連絡をするために家に帰るといふ本末転倒な場合もあり、検討が必要だと思っている。

### ③ 一時保護に関する意見

- ・ 児童相談所付きの一時保護所では、安全が確保されているが、安心からかけ離れている状況が多々ある。なぜ叱るのか、なぜ謝罪させるのかと思う内容もあった（例えば、虫歯により歯が痛いといった理由があつて食事を残したにもかかわらず、残したことに対する謝罪をさせるなど）。児童相談所の職員は、何年か我慢すれば異動できると思っている人もおり、上司に強く言わない可能性もあるが、そのしわ寄せが子どもに行くのは間違っている。
- ・ 里親の一時保護委託との役割分担は、子どもの特性によって行う必要があるのではないか。
- ・ 一時保護された子どもの中には、無人島に漂流したような認識をしている子どももいる。権利保障について考えると、今その子どもがどのような状況におかれているのか、可能な範囲で子ども自身に伝えることが、子どもの不安な気持ちの軽減につながると思われる。当施設では、「ケースワーカーがいつ来るか確認している」などと、その時の子どもを取り巻く状況を伝えるようにしている。入所人数が少ないため、誰かが退所した際に、取り残されたような感じを受けやすい。別の子どもの退所時には、より手厚いケアが必要になる。小規模が増えた際には、リスク管理ができなくなる懸念される。保護水準のばらつきが起こらないようにしなければならない。

## 5. 有識者等へのヒアリング調査結果

### (1) 慎泰俊氏

#### 【概要】

- ・ 一時保護所の質を改善するには、知事や児童相談所の所長等のトップの影響が多大にある。一時保護所は、子どもの入所・退所のサイクルが早い分、短期での改革もリセットすることも容易である。現状のやり方を変えると決定すれば、一気に変えることが可能。
- ・ 一時保護所の第三者評価は、子どもによる評価の配分を大きくし、なるべくバイアスがかからず、公平性が担保されるようにするべき。評価者は、客観性・公平性が担保されるよう国が委託した者とするべき。時間と費用をかけて評価をすべき。評価結果は、数値化して公表し、時系列で一覧できるようにすると改善された時点が把握できる。

#### ① 一時保護における課題

##### i. 一時保護決定時における課題

- ・ 一時保護決定時における課題は、児童相談所のキャパシティ不足が挙げられる。10年以上前から指摘されていることであるが、一時保護を必要とする子どもを保護できずに虐待死につながる事例がある。つまり、担当ケース数が多すぎるために全てのケースを見ることができていない。しかし、今のところ、現状の予算配分から増える見込みはない。地域住民が里親登録して一時保護委託を受け入れることができれば良い。
- ・ 他方、一時保護すべきでない子どもを保護してしまうケースもある。この場合は、一時保護された親が追い込まれる。実際は虐待等していないにもかかわらず、子どもが一時保護されることによって、世間から非難を受け、孤立してしまう。児童相談所は強力な権限を持っているが、権限を持ちながら支援をしていくこと自体、そもそも難しいと感じている。「介入」と「支援」の両者を行うために、親との対立が負担となっており、機能を分けるべきと考えている。

##### ii. 一時保護中における課題

- ・ 一時保護された子どもは、いつ退所できるか知らされることは少ない。これから自分がどうなるか知らされないことは、子どもにとって非常に辛く、知る権利が損なわれている。一時保護所の職員の事情としては、「特定の子どもだけ退所日が明確になれば、他の子どもが気を悪くする」、または、「退所の目途が立った途端に、態度が急に悪化するかもしれない」等が挙げられる。
- ・ 一時保護所の職員の中には、子どもとのコミュニケーションを丁寧に行わない人もいる。理由としては、キャパシティ不足や、子どもに余計な不安や期待を抱かせないようとの「配慮」、子どもを一人の人間として尊重していないことが挙げられる。
- ・ 問題なく一時保護所を運営するべきかを優先するあまり、子どもの権利擁護が後回しになっているケースがある。本来であれば、子どもの権利擁護を最優先に考え、子どもに現状や今後の見込みについてフィードバックをする仕組みが必要である。

##### iii. 地域による違い、格差の現状

- ・ 子どもの権利擁護の観点から見て、問題のある施設が一定程度存在しており、格差が生じている。

- ・ 大都会ほど（子どもの数が多いために）問題があるという認識はない。知事や児童相談所の所長等のリーダーがあり方を決める上で大きな役割を果たしているように思う。悪い例として頻繁に挙げられる某自治体は、中央省庁からの助言等を受け入れない傾向がある。また、中央省庁でないため、メディア批判を受けることも少ない。自治体の方針を改善するためには、知事や地方議会議員の関心度合いが大きく影響する。一時保護に係る各種調査研究の報告書等がメディアで取り上げられた時に、知事が関心を持ち改善されるといった流れが可能性としてあるだろう。
- ・ 問題が改善しない要因として、組織のあり方を決定する所長の考え方・方針や過去のやり方を踏襲する「経路依存」が挙げられる。影響力のある所長に変わると、組織の方針も大きく変わり、以後その方針が引き継がれていくだろう。
- ・ 情報の非公開性も問題である。一時保護所には、外部との会話が成立しにくい「認識ギャップ」が存在する。内部と外部では、見えている風景が異なるため、話がかみ合わないことが多い。言い換えれば、現場の葛藤を考えずに外側から批判しても、内側にいる人の心には刺さらない。したがって、外部からの声や利用者（子ども）の声が上がっても改善につながりにくい。現在、家庭養護を推進する動きが起きているが、各自治体の里親委託率が公表され始めてから、若干ではあるが、自治体も取り組むようになってきた。取組みの結果を自治体間の比較が可能な形で公表されるようにすることは効果があるだろう。ただし、プライバシーへの配慮は必要。
- ・ 一時保護所の組織運営は、各保護所で全く異なる。自分達のやり方が、他の一時保護所にとっては非常識であることを認識していないケースが多い。全国児童相談所長会議や児童福祉司を対象とした研修等で多少の交流はあるが、実際に、自分が勤めている一時保護所以外の現場を見なくては、分からないことが多い。各自治体間で情報交換をすることは重要である。
- ・ 格差を縮小させるためには、一時保護所の入所と退所の際、子どもを対象としたアンケートをもれなく全児相で実施し、横串および時系列の違いを把握することも効果的。また、外部監査も重要である。

## ② 児童相談所のあるべき姿

- ・ 児童相談所の職員は、地域のお祭り等のイベントにほとんど参加していない。コミュニティソーシャルワークは、本来であれば、児童相談所の職員が推進するべきだと考えている。
- ・ 地域支援とは、地域における様々なプレーヤーの強みや弱みを把握してコーディネートすることである。当該分野で働く人々の中で最も高い給料を安定して得ている児相職員は、指揮者としてコーディネートの立場につくべき。児童相談所の職員は、個別案件も大切だが、地域のコーディネートをするべきではないか。

## ③ 一時保護所の第三者評価について

- ・ 現在行われている社会的養護施設の第三者評価は、評価項目が、体制や手続き面に偏っていることから、あまり参考にならない。子どもの権利保障に懸命に取り組んでいる施設は体制の整備や事務手続きには疎いことも多く、また逆のパターンもあり、実際のケアの水準と第三者評価結果が一致していない印象を受けている。

- ・ 対応策としては、利用者（子ども：最低でも小学校高学年以上については全員）による評価の配分を大きくすべき。どのようなサービスにおいても（例：コーヒーショップ）、ユーザーの意見を重視するのは一般的なもので、一時保護所について子どもの意見を重視するのは当然のことである。いくら途中過程で努力をしても、ユーザーが満足できないのであれば意味がない。
- ・ 一時保護所に入所中の子どもに意見を聞いても正直な回答は得ることは難しい。また、退所後にメールで回答してもらう方法は、回答する人とならない人でバイアスが生じる。したがって、退所時に、専用のスペースで、パソコンやタブレットを用いてアンケートに回答してもらうようにし、加えて、ランダムに「公正に回答ができていないか」といった設問が表示されるようにすれば、職員が不正を行うことを防ぐことができ、より客観性が担保できるだろう。
- ・ 退所後の子どもに回答してもらう方法も考えたが、回答してくれる子どもとそうでない子どもがいて、バイアスがかかってしまう。そのため（上記のとおり）退所時の回答を提案する。
- ・ 第三者評価については、それなりの時間と費用をかけて実施すべき。そうでなければ単に機械的な評価にとどまってしまう。1施設 20～30万円では安すぎで、300万円程度は必要。また、客観性・公平性を担保するため、地方自治体からの依頼ではなく、国からの依頼による評価とすべき。お金をもらっている人に厳しいことを言いにくいのは人情。頻繁に行っても現場が疲弊してしまうため、評価実施頻度は、1～2年に1回が妥当だろう。
- ・ 子どもが評価する項目としては、「学習ができたか、規則が厳しすぎなかったか、安心した生活を送れたか、職員はやさしく接したか」など、現在課題として挙げられている項目を設定すべき。
- ・ 公表する子どもの声を中心とした評価結果は、数値化をすることが重要である。「県民性により厳しく評価する地域もあるため、地域間の比較をしても意味がない」という指摘はあるかもしれないが、時系列（3年～5年）で見れば、いつ改善されたかが把握することができる。
- ・ 児童相談所は、子どもの入退所サイクルが早い分、リセットすることも容易である。現状のやり方を変えようと決定したら、一気に変えることができる。

## (2) 中村みどり氏、一時保護所経験者 G 氏、一時保護所経験者 H 氏

### 【概要】

- ・ 20 歳代男性 G 氏のケースは、2 回の一時保護経験のいずれも高校生の頃に自身で児童相談所を訪れており、職員から個人として尊重されたこと、悩みながらも進路選択ができたことなど、自分を守ってもらえたことに対する前向きな経験として語られた。
- ・ 20 歳代女性 H 氏のケースでは、施設の設備・職員の対応・行動がいずれも厳しく制限され、後ろ向きな経験として語られた。

### ① 一時保護に至った経緯

#### i. 20 歳代男性

##### ○1 回目の保護

- ・ 一時保護となったのは高校生の時。当時は母親と暮らしており、自身がそれまで受けてきた家庭での母親の振る舞いが虐待に該当するのではないかと感じるようになったことがきっかけで、精神的に落ち着かなくなっていた。
- ・ ある日の夜に母親と大げんかをして、感情的・突発的に児童相談所に一人で駆け込んだ。児童相談所の場所は以前から知っており、自転車でいった。
- ・ そのまま児童相談所併設の一時保護所に入所し、1 週間程度過ごした。

##### ○2 回目の保護

- ・ 1 回目の保護から半年程度経過し、進路選択に向けて準備をしようとしていた時期に、家庭の状況が荒れており、学業が疎かになってしまっていた。悔いなく進路選択をしたいという気持ちが強くなり、自分自身で一時保護所に行くことにした。
- ・ 1 回目の入所は家出同然だったが、2 回目は、気持ちの面でも、荷造りの面でも、落ち着いて準備をして、覚悟を決めて児童相談所に入所させてもらった。

#### ii. 20 歳代女性

- ・ 一時保護となったのは中学 3 年生の時。両親から虐待を受けており、小学 3 年生の時には児童養護施設に入れられかけた経験もして家出を繰り返してきたが、その都度、祖父が助けになってくれた。
- ・ 中学 3 年生の夏頃、友人と学校でけんかをして母親が学校に呼び出された際に、母親が「もう家に帰って来なくていい」と言ったことから、生活指導の教員にその場でタクシーに乗せられ、一時保護所に行くことになった。
- ・ 一時保護所自体は学校の授業で聞いたことがあったが、どのような場所にあるかまでは知らなかった。着くなり、服を全て脱ぐように言われ、所持品も全て取り上げられた。服と下着はやめてほしいと言ったが、「帰る時に返すから」とだけ言われて持たせてもらえなかった。

## ② 一時保護所での経験

### i. 20 歳代男性

#### ○1 回目の保護

- ・ 入所時に、服、携帯電話、ゲーム機などは職員に取り上げられた。携帯電話は自分にとっては友人とつながるツールであり、それがなくなるとはつらかった。
- ・ 外出が制限されたほか、初日は部屋（個室）から出てはいけず、勉強したいと言っても鉛筆を貸してもらえず、DVD を観たいと言っても持ってきてくれるまでに 5 時間もかかった。2 日目以降は部屋から出ることが許可され、談話室などに移動ができるようになった。
- ・ 入所してみてもはじめて、様々な自由がないことに驚き、落ち込んだ。例えば、外界から完全にシャットダウンされた環境であることで孤独を感じたり、膨大な時間だけがあるためどうしても親のことを考えてしまったり、学校に行かなければと焦ったりもした。
- ・ 気分的に落ち込んでいたため、基本的には自分の部屋に閉じこもって過ごしていた。児童福祉司からは、高校に通っても良いという話があったが、一時保護所の環境が過酷であったため精神的に折れてしまい、通うことができなかった。
- ・ あまりにつらくなり退所を希望したが、退所した後も母親には反省も変化も見られなかったことが精神的には一番つらかった。母親からは、精神的に不安定になると「一時保護所に戻れ」などと言われることもあった。退所後のほうが、精神的には落ち込むことが増えていった。

#### ○2 回目の保護

- ・ もともと、悔いのないように進路選択をしたいという思いで一時保護所に入所したため、高校にも通う前提でいたことから、児童福祉司や弁護士等とも協議の上で、通わせてもらうことになった。結果的に、十分な単位数と出席日数を確保でき、無事に卒業し進学できた。
- ・ 学校に通学している間は携帯電話も自由に使わせてもらうことができ、門限までに戻ってくればよいとされた。荷物を取り上げられたのは 1 回目と同様だが、服と受験準備のために持ち込んだ勉強道具などはそのまま持たせてもらえた。心身ともに落ち着いた環境の中で勉強に集中することができたし、マンガを自由に読ませてもらいリラックスすることもできた。
- ・ 職員とも仲良くなり、ルールとされていたことを超えて、人としての付き合いができるようになった。融通を利かせてくれたことは、個人として尊重して扱われていると感じられたし、そのことが嬉しかった。
- ・ 高校生は自分だけであり、年下の子どもが多かった。長い子は半年程度入所している様子だったが、出入りも激しく、年齢により行動制限が異なることも気付くようになった。自分は高校に通っている間は外に出ることができるが、小中学生は一時保護所内で何度も同じ道具で遊ばなければならず、大変だろうと思った。そのため、自分はその子たちの面倒もみるようになった。
- ・ 自身としては、一時保護所にいたかったわけではなく、里親が見つければそちらに身を預けたいという期待があって入所した。しかしながら、入所期間中に受け入れてくれる家庭は見つからず、児童福祉司からは児童養護施設への入所を打診された。いろいろ悩んだ末に、それであれば家庭に戻ろうと決心がつき、約 3 か月後に退所した。本当にこれでよいのか、という判断への迷いもあり、自宅に帰ってからもまた一時保護所に戻った方がよいと思う経験もしたが、精神的に安定したことは大きかった。

## ii. 20 歳代女性

- ・ 入所して3日間程度は個室で過ごしていたが、どこにいるかも、(部屋に時計や窓がないため)何時なのかも分からない環境だった。また、部屋には外側から鍵を掛けられ、内側からは開かないようにされた。トイレは職員に声を掛けて行くものの、常に職員が帯同する形だった。誰とも話せず、部屋で落ち込んで泣いて過ごした。
- ・ 4日目以降は別のフロアに移動となり、小学校高学年から同年代までの集団(10人程度)で過ごすようになった。この部屋には時計はあったが、相変わらず窓がなく、狭くて暗い部屋だった。
- ・ たまに宿題として小学生向けのドリルをやるように言われ、受験生だからもっと別の教材が必要だと職員に伝えても「それはここではできません」としか言われなかった。就寝前にはその日にあったことを振り返って作文するよう言われ、高校を探したいと書いていたが、特にそれに対する反応や対応はなかった。娯楽は談話室でマンガを読むことぐらいで、他には一度、ミニコンサートが催された程度だった。
- ・ 昼寝も許されず、ご飯を食べる気分でない時に食べないと「どうして食べないの」と聞かれた。自分には自分の生活リズムがあるのに、なぜそれを勝手に決められるのかと憤っていた。
- ・ 下着は新品を用意してもらったが、貸与された服(ジャージ)やタオルはボロボロで、明らかに使い古されたものだった。洗顔は石鹸しかなく、夏の時期で嫌な思いをした。
- ・ 職員からは、当初「お母さんだと思っていいよ」と言われたが、その一方で「〇〇先生」と呼ぶことや敬語で話すことを求められており、それに従わないと言い直しをさせられたり、他の子どもは叱られたりしていた。
- ・ 担当の児童福祉司の対応がひどく、入所期間を尋ねると「分からない」、この後どうなるかを尋ねると「両親が来るかどうか分からない」「連絡するのはダメ」としか言われなかった。退所後も、継続的に訪問するとの約束で退所したのに反故にされたことがあるなど、入所中から誠意ある対応ではなかった。
- ・ ひと月ほど経ったある朝、突然職員に1人部屋に移動するよう言われ、その後児童福祉司が来て、「母親が落ち着いてきたので今日退所することになった」と伝えられた。ただし、他の入所している子どもにはそれを話してはいけないこと、連絡先も交換しないことを職員から強く言われた。最後に、自分の持ち物を確認して、制服に着替えて退所した。
- ・ 学校はちょうど夏休み期間だったため、2学期が始まってほどなく学校に通えるようになった。友人には、体調を崩して実家に帰っていたと嘘をついて学校に戻った。欠席していた期間は、学校側で出席扱いとしてくれていた。
- ・ 退所後は実家には戻らず、すぐに祖父の家に住むようになり、その近くの高校に進学した。両親からは再度一時保護所に入れられそうになったりもしたが、高校が保育系の学科だったこともあり、地域の児童養護施設とのつながりができ、そこで自分の居場所を見つけられたことで精神的に安定していった。信頼できる大人(職員、ボランティア)や、自分と似た境遇の同世代とも多く知りあうことができ、現在につながっている。

### ③ 一時保護所への要望・期待

#### i. 20 歳代男性

- ・ 一時保護所は、(家庭とは異なり)勝手に部屋に入ってくる人もおらず、学校に行って友人に会うこともできて、人権を守ってもらえる場所である。安心して生活できたことが、自分にとっては何よりありがたかった。一時保護所にいる期間、自身の将来に対する不安に苛まれ、不安になることも多かったが、それも含めて自分にとっては必要な期間だったと、今思うと感じられる。
- ・ ただし、自分は入所時に高校生であり、行動制限も少なく恵まれた環境だったこともあるかもしれない。もし小中学生だったら状況は厳しかったと思う。特に、小中学生の学習環境が整っておらず、子どもの将来のためにはなっていない様子だった。
- ・ 一時保護所はある程度職員の裁量で自由を認めてはくれるものの、それでも消灯時間(22時)が早すぎて、テスト期間中には支障があった。また、すべての職員が融通を利かせて対応してくれるわけではない。
- ・ 持ち物はなるべく持ち込めたらよいが、子ども同士で差があると取り合いになったりする可能性があるので、職員の気持ちも分からなくはない。
- ・ 衛生的な配慮は改善の余地がある。例えば、ドライヤーが使えないこと、髪をカットしてもらう機会がないこと、眉毛を整えられないことなど、思春期の子にとっては制限が多すぎる。自分は母親のいない時間帯を見計らって自宅に戻り、実家でやっていた。職員が見ている傍でもよいので、もっと見た目に気を遣う自由を与えてほしい。
- ・ 入所期間を短くする努力をしてほしい。退所後の行き先を慎重に選ぶ必要は理解できるが、半年間というのはさすがに長すぎるのではないか。自分自身は高校に通っていたので3か月間も長く感じなかったが、特に中学生にとってはフラストレーションが溜まって当然である。
- ・ 退所後に、どこに住むかを子どもが選べるようになってほしい。

#### ii. 20 歳代女性

- ・ 一時保護所はルールが全体的に厳しすぎることに加え、職員によっては「文句があるなら上の人に言うように」「ここは施設だから仕方ない」などと厳しく言われるなど、対応も抑圧的なものだった。自分としては早く家に帰りたかったが、余計なことを言うと入所期間を延ばされてしまうのではないかという思いから、言いたいことも我慢せざるを得なかった。
- ・ 職員の中には話しかけやすく、優しく接してくれる人もいたが、口調や態度が厳しい職員も多く、監視されている印象を持っていた。
- ・ 一度入所を経験して、もう二度と行きたくないと思っていたため、両親が入所させようとした時は強く抵抗した。自分にとって一時保護所はそのような場所であるし、当事者の知人に聞くと児童養護施設のほうが圧倒的に良い処遇だということも知っており、個人的には、刑務所のようなものだと考えている。そこに半年程度入所している子どもは、果たして大丈夫なのだろうか心配である。
- ・ 処遇面で最も問題だと感じるのは、時間も分からないような部屋に外側から鍵を掛けて閉じ込めることである。このような処遇は児童養護施設ではないと聞いているし、今でもなぜそのような必要があったのかが分からない。子どもは保護される立場であって、いたずらに制限を受ける立場ではないはずである。

- ・ 入所時に持ち物を取り上げられるのは仕方ないにしても、服だけは持たせてもらいたかった。また、使い古しのジャージやタオルを与えられても、誰が使ったか分からないものだし、洗濯も他の子どもと一緒にされていると思うと、不快な気分になって当然である。
- ・ 自分が入所することになった経緯を振り返ると、中学校の生活指導の教員が、何かあったらすぐに児童相談所に通報し、一時保護を勧めるという背景があったのではないか。
- ・ 第三者評価のような仕組みが導入されるとしたら、一時保護所を訪問して評価を行う人は児童相談所等の内部の人ではなく、一般の人のほうがよいだろう。一時保護所には一般常識が通じない部分があり、その点が是正される必要がある。

## 第Ⅴ章 一時保護所の第三者評価基準（案）

### 1. 一時保護所の第三者評価基準（案）

#### (1) 第三者評価基準（案）作成の目的

一時保護所の第三者評価基準（案）は、「一時保護において、子どもの状況等に最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、子どもの最善の利益が図られているか」という観点から、一時保護所の評価を行うことを目的として作成した。そのため、評価項目に該当する業務を一時保護所の職員以外が実施している場合もあると推察されるが、誰がその業務を担当しているかに関わらず、子どもにとってそのような状況が保証されているか、なされているかを確認することを想定している。あわせて、一時保護所以外の職員の担当役割が評価基準に満たない場合には、一時保護所からの働きかけ等が行われることを期待している。

また、「第三者評価基準（案）」ではあるが、一時保護所の職員が本基準に基づき自己評価することを通じ、一時保護のあり方や理念について共通の理解を得ることも、本基準の重要な目的の1つとして位置づける。

#### (2) 第三者評価基準（案）の構成

一時保護所の第三者評価基準（案）は、「一時保護ガイドライン（案）」と一体のものとして活用できるよう、当該ガイドラインの構成、内容に沿って作成した。また、すでに一時保護所の第三者評価を実施している東京都ならびに横浜市の評価項目、および「社会的養護施設等の第三者評価」の評価項目を参考とし、ガイドラインにない事項を補足している。

第三者評価基準（案）は5部構成、65の評価項目とした。評価項目の内容は次頁以降に示す。

図 163 第三者評価基準（案）の主構成

	内容	評価項目数
第Ⅰ部	子ども本位の養育・支援	13項目
第Ⅱ部	一時保護の環境及び体制整備	15項目
第Ⅲ部	一時保護所の運営	26項目
第Ⅳ部	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	7項目
第Ⅴ部	一時保護の開始及び解除手続き	4項目

図 164 第三者評価基準（案）の構成① <<第 I 部>>

第 I 部 子ども本位の養育・支援		No.
1 子どもの権利保障		
(1) 権利保障		
① 子どもの権利に関する説明		
<b>Q.子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか</b>		<b>1</b>
② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築		
<b>Q.子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか</b>		<b>2</b>
(2) 子どもに対する説明・合意		
① 保護開始に関わる説明・合意		
<b>Q.保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</b>		<b>3</b>
② 保護解除に関わる説明・合意		
<b>Q.保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</b>		<b>4</b>
③ 保護解除に関わる説明・合意 <保護解除に向けた支援>		
<b>Q.保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか</b>		<b>5</b>
(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限		
<b>Q.外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか</b>		<b>6</b>
(4) 被措置児童等虐待防止		
<b>Q.被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか</b>		<b>7</b>
(5) 子ども同士の暴力等の防止		
<b>Q.子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか</b>		<b>8</b>
(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮		
① 思想や信教の自由の保障		
<b>Q.思想や信教の自由の保障が適切に行われているか</b>		<b>9</b>
② 性的なアイデンティティへの配慮		
<b>Q.性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか</b>		<b>10</b>
2 養育・支援の基本		
(1) 子どもとの関わり		
① 安全感・安心感を与えるケア		
<b>Q.子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか</b>		<b>11</b>
② エンパワメントにつながるケア		
<b>Q.子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか</b>		<b>12</b>
(2) 子どもからの聴き取り等に関する配慮		
<b>Q.子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか</b>		<b>13</b>

図 165 第三者評価基準（案）の構成② <<第Ⅱ部>>

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備		No.
1	適切な施設・環境整備	
(1)	設備運営基準の遵守	
	Q.一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	14
(2)	個別性の尊重	
	Q.一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	15
(3)	生活環境の整備	
	Q.一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	16
2	管理者の責務	
	Q.管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	17
3	適切な職員体制	
(1)	設備運営基準の遵守	
	Q.一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	18
(2)	職員の適正配置	
	Q.各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	19
(3)	情報管理	
	Q.情報管理が適切に行われているか	20
(4)	職員の専門性向上の取組	
	Q.職員の専門性向上や意識共有のための取組が適切に行われているか	21
	Q.職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	22
(5)	児童福祉司との連携	
	Q.児童福祉司との連携が適切に行われているか	23
(6)	職場環境	
	Q.職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	24
4	関係機関との連携	
(1)	医療機関との連携	
	Q.医療機関との連携が適切に行われているか	25
(2)	警察署との連携	
	Q.警察署との連携が適切に行われているか	26
(3)	施設・里親等との連携	
	Q.施設や里親等との連携が図られているか	27
(4)	その他の機関との連携	
	Q.子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	28

図 166 第三者評価基準（案）の構成③ << 第三部 >>

第三部 一時保護所の運営		No.
1	一時保護の目的	
	Q.一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	29
2	一時保護所の運営計画等の策定	
	Q.ガイドラインに沿った研修を進めているか	30
	Q.一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	31
3	一時保護の在り方	
	Q.緊急保護は、適切に行われているか	32
4	一時保護所における保護の内容	
	(1) 生活面のケア	
	Q.一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	33
	(2) レクリエーション	
	Q.レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	34
	(3) 食事（間食を含む）	
	Q.食事が適切に提供されているか	35
	(4) 衣服	
	Q.子どもの衣服は適切に提供されているか	36
	(5) 睡眠	
	Q.子どもの睡眠が適切に行われているか	37
	(6) 健康管理	
	Q.子どもの健康管理が適切に行われているか	38
	(7) 教育・学習支援	
	Q.子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	39
	(8) 保育	
	Q.未就学児に対して、適切な保育を行っているか	40
	(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等	
	Q.家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	41

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応	
<b>Q.子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか</b>	<b>42</b>
(2) 問題行動のある子どもへの対応	
<b>Q.他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか</b>	<b>43</b>
(3) 無断外出を行う子どもへの対応	
<b>Q.無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか</b>	<b>44</b>
(4) 重大事件に係る触法少年への対応	
<b>Q.重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか</b>	<b>45</b>
(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応	
<b>Q.身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか</b>	<b>46</b>
(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応	
<b>Q.被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか</b>	<b>47</b>
<b>Q.障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか</b>	<b>48</b>
<b>Q.健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか</b>	<b>49</b>

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応	
<b>Q.無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか</b>	<b>50</b>
(2) 災害時対策	
<b>Q.災害発生時の対応は明確になっているか</b>	<b>51</b>
(3) 感染症対策	
<b>Q.感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか</b>	<b>52</b>

7 質の維持・向上

<b>Q.一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか</b>	<b>53</b>
<b>Q.一時保護所としての質の向上のための仕組みがあるか</b>	<b>54</b>

図 167 第三者評価基準（案）の構成④ << 第Ⅳ部 >>

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント		No.
1 アセスメントの実施		
(1) 保護開始時		
Q.保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか		55
Q.保護開始にあたり、関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか		56
(2) 一時保護中（ケアを通じたアセスメントの実施）		
Q.一時保護中において、子どもへのアセスメントを行い、支援方針を決定しているか		57
2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施		
Q.保護開始にあたって、個別援助指針（援助方針）を策定し、援助指針に沿って個別ケアを行っているか		58
Q.個別援助指針（援助方針）は、必要に応じて見直しが行われているか		59
3 子どもの観察		
(1) 子どもの観察		
Q.一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか		60
(2) 観察会議等の実施		
Q.観察会議が適切に実施されているか		61

図 168 第三者評価基準（案）の構成⑤ << 第Ⅴ部 >>

第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き		No.
1 開始手続き		
(1) 保護開始に関わる支援・連携		
Q.保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか		62
(2) 子どもの所持物		
Q.一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか		63
2 解除手続き		
(1) 保護解除に係る支援・連携		
Q.保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか		64
(2) 子どもの所持物		
Q.保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか		65

### (3) 各評価項目の構成・内容

各評価項目は、「判断基準」と「評価の視点・ポイント」で構成している。

各項目の評価は、「判断基準」で示す内容を確認し、その結果を総合的にみて、各項目の評価を判断することを想定したものである。

また、「評価の視点・ポイント」は、「判断基準」の内容を確認する上での具体的な取組内容や実施方法を例として示しており、評価を行うための視点・ポイントとして活用するとともに、どのような取組みが求められているか、どのような方法があるかなど、今後の一時保護所の管理運営のヒントにもなるよう、ガイドラインの内容や本事業の検討会委員からの助言等を掲載した。

なお、今回掲載した視点や事例等以外にも、各一時保護所において様々な方法や工夫ある取組みが行われていると推察される。そのため、「評価の視点・ポイント」には、他所の参考となる事例を今後も反映・更新していくことが望ましい。

(※全項目の判断基準、評価の視点・ポイントは、巻末の「一時保護所第三者評価項目(案)」を参照。)

図 169 各評価項目の構成・内容

I 子ども本位の養育・支援		評価項目No. No 2
評価項目	1 子どもの権利保障 (1) 権利保障 ② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築	
	<b>Q.子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが意見等を表明してよいことをわかりやすく説明している</li> <li>・ 子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている(例. 子どもの意見把握のためアンケートやヒアリングなどを実施)</li> <li>・ 子どもが意見等をいやすくなるような工夫がされている</li> <li>・ 子どもから、意見等が出されている</li> <li>・ 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組みができる仕組みがある</li> <li>・ 苦情解決の体制が整備されている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 判断基準の項目毎に実施状況等を確認し評価</li> <li>◎ 判断基準項目毎の評価を総合的にみて、評価項目の評価結果を判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 判断基準を確認するための視点・ポイントを記載</li> <li>◎ 今後の管理運営のヒントとしても活用</li> <li>◎ 他所における参考事例等の追記・更新を想定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている</li> <li>・ 実際に子どもの意見等が反映された事例がある</li> </ul>

## 2. 第三者評価の仕組み及び評価者

第三者評価の実施方法を検討するにあたり、すでに一時保護所の第三者評価を実施している東京都、横浜市、京都市ならびに社会的養護施設等の第三者評価の方法について整理した（次頁）。

東京都と社会的養護施設等の第三者評価は、認証機関が評価を行っているのに対し、横浜市、京都市では、市が設置した委員会にて評価を実施している。認証機関による評価は、複数の一時保護所を同一基準にて評価することが可能であり、行政の事務負担も少ないというメリットがある。一方、市が設置した委員会での第三者評価は、評価後のフィードバックや、評価結果を踏まえた改善取組の報告などを複数年にわたって実施するなど、きめ細やかなフォローがなされており、第三者評価の本来の目的に即した取組みが実践されているといえる。ただし、行政ならびに委員の負担は大きい。

なお、第三者評価の実施方法の検討にあたっては、一時保護所の設置数を考慮する必要がある。

図 170 第三者評価の実施方法の違いによるメリット・デメリット

	認証機関による評価 (東京都、社会的養護施設)	自治体内の委員会等による評価 (横浜市、京都市)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証機関が決まれば、複数の機関に対して、同基準で評価が可能</li> <li>・事務局の負担が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体個別の実情に応じた評価者や評価方法の設定が可能</li> <li>・既存の委員会等を活用することも可能（必ずしも評価目的のみの組織を設置しなくてもよい）</li> <li>・評価基準に、各自治体の施策の反映等が行いやすい</li> <li>・1 機関ずつ丁寧な評価が可能</li> <li>・評価内容のフィードバックを行うことで、具体的な改善につながっている</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価する機関の認証が必要（審査の事務負担が大きい）</li> <li>・認証機関となりうる機関の候補がいないと実施が困難</li> <li>・評価対象が少ない都道府県・市では非効率（一定数の評価対象が確保されるよう、実施単位の検討が必要）</li> <li>・1 認証機関が複数の審査を行う場合には、書類審査が中心となり、現状を把握しづらくなる可能性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価のプロセス（委員会の回数）が多く、委員の負担が大きい</li> <li>・委員会等の調整など事務局の負担が大きい</li> <li>・既存委員会を活用する場合には、定期的な委員の交代があり、評価内容等の説明などに時間がかかる</li> <li>・自治体ごとに、評価者・評価基準が異なることになるため、全国的な比較等は難しい</li> </ul>

図 171 他市における第三者評価の仕組み及び評価者

	東京都	横浜市	京都市 (児童相談所の第三者評価)	(参考) 社会的養護施設等 第三者評価の仕組み (H24 通知)
受審	27年度は試行的に東京児童相談センターが受審 28年度は都内全7か所の一時保護所が受審	毎年1か所ずつ外部評価を受審(4年に1度受審)	3年に1度受審	3年に1回以上受審しなければならない
評価基準	学識経験者等から構成される外部の「認証・公表委員会」、「評価・研究会」において、サービス種別ごとの共通の評価項目の策定 都の福祉サービス第三者評価の児童養護施設の手法及び項目を基本一時保護所版の評価基準を作成	「一時保護所外部評価委員会」で策定した独自の項目 ・子どもの権利擁護 ・子どもの特性に応じた適切な援助 ・学習援助・教育への配慮 ・安全で快適な生活 ・施設運営	京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会児童支援・里親部会委員からの意見を踏まえ作成した独自の項目 ・児童虐待相談・通告への対応(初期対応) ・児童虐待相談・通告への対応(継続対応) ・施設入所・里親委託に関する事項 ・一時保護に関する事項 ・情報の共有・適切な記録の作成等に関する事項	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	東京都福祉サービス評価推進機構(財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団 内)が認証した評価機関	横浜市児童福祉審議会児童部会の下部組織「一時保護所外部評価委員会」による評価	京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会児童支援・里親部会	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効)ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能

	東京都	横浜市	京都市 (児童相談所の第三者評価)	(参考) 社会的養護施設等 第三者評価の仕組み (H24 通知)
認証要件	<p>評価機関に求められる要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格があること</li> <li>・福祉サービスを提供していないこと</li> <li>・主たる評価者が3人以上所属していること</li> <li>・評価機関認証の有効期間は1年間</li> </ul> <p>評価者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が実施する評価者養成講習を修了し、評価者名簿に登載されていること</li> </ul>	-	-	<p>全国推進組織の認証の場合は</p> <p>①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を修了</li> <li>・更新時には、3年で10か所以上の実施実績と評価の質が要件</li> </ul> <p>②未認証の機関については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①+ 第三者評価機関認証ガイドラインによる要件</li> </ul> <p>都道府県推進組織の認証の場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修</li> <li>・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件</li> </ul>
評価者の研修	東京都福祉サービス評価推進機構が毎年度開催する「フォローアップ研修」を受講することも義務付けられている	-	-	<p>全国推進組織は社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。</p> <p>ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。</p>
利用者調査	利用者調査を実施	子どもによる評価アンケート調査	-	利用者調査を実施

	東京都	横浜市	京都市 (児童相談所の第三者評価)	(参考) 社会的養護施設等 第三者評価の仕組み (H24 通知)
結果公表	都の HP で評価結果を公表	市の HP で公表	市の HP で公表するとともに、京都市子ども・子育て会議にて報告	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも可能
自己評価	経営層自己評価	毎年自己評価を実施 (個人レベル⇒係レベル⇒全体レベルでの自己評価)	毎年自己評価を実施 (個人レベル⇒係レベル⇒全体レベルでの自己評価)	毎年度、自己評価を行わなければならない
その他		・年 5 回の評価委員会を開催 (参考資料 1 参照) ・事務局は市	・年 4 回の評価会議を開催 (参考資料 2 参照) ・事務局は市	

※厚生労働省及び各自治体のホームページ等より作成

#### 参考資料 1

##### 横浜市における評価委員会の開催日程と検討内容

第 1 回	・昨年度現地調査を実施した一時保護所の今後の改善取組の報告 ・一時保護所の自己評価結果の報告 (全一時保護所分) ・入所児童アンケート結果の報告 ・本年度現地調査を実施する一時保護所の概要説明
第 2 回	・一時保護所の現地調査、評価 (施設の視察、書類の調査とヒアリング) (自己評価を基にヒアリング等から外部評価委員が評価 (「このエピソードにより自己評価よりマイナス評価」、「この取組により自己評価よりプラス評価」など))
第 3 回	・評価・調査結果の分析とまとめ
第 4 回	・評価報告書案の検討と修正
第 5 回	・一時保護所への評価結果のフィードバック (報告書と口頭フィードバック) →児童相談所はフィードバック内容を踏まえ、翌年、改善取組の報告書を提出

#### 参考資料 2

##### 京都市における評価委員会の開催日程と検討内容

時期	内容
	児童相談所職員及び児童相談所による自己評価
第 1 回	評価会議 (自己評価結果等の分析)
第 2 回	評価会議 (業務説明及び現地調査) 職員へのヒアリング、書類調査等
第 3 回	評価会議 (評価の実施、合議等)
第 4 回	評価会議 (評価結果のまとめ)
	評価結果の確定

### 3. 一時保護所への第三者評価導入に向けて

一時保護所への第三者評価の導入に向けて、次年度以降、モデル的な試行を実施しながら、実施方法の検討ならびに評価項目の精査を行う必要がある。以下、主な論点を整理した。

#### (1) 第三者評価の活用（自己評価及び改善報告）

一時保護所の第三者評価基準（案）の作成にあたっては、冒頭に記載した通り、「一時保護所の職員が自己評価することを通じて、一時保護のあり方や理念について共通の理解を得る」ことも1つの目的と位置付けている。

そのため、第三者評価導入に向けた第一ステップは、第三者評価基準に基づく自己評価の導入であり、あわせて、評価結果に基づく改善に向けた取組みが各一時保護所で実施されることが望まれる。

第二ステップは、外部評価の実施である。自己評価に加え、外部からの評価を受けることで、より多様な視点から一時保護所の実態を確認することができ、外部評価結果のフィードバックや改善提案を受けることにより、他の一時保護所での取組内容等の情報を得られる機会ともなる。外部評価は、改善結果の報告までを1セットとし、評価結果の公表を行うことにより、一時保護所の管理運営のノウハウが共有されるしくみが望ましい。なお、行政ならびに一時保護所の費用的かつ事務的な負担も考慮すると、毎年の自己評価と数年に1回の外部評価を組み合わせた実施が、効果的かつ現実的な方法であると考えられる。

#### (2) 評価結果の表し方

本事業では、第三者評価の評価基準（案）の作成までを行ったが、評価実施に向けては、評価結果をどのように見える化するかの検討が必要である。

A～Dなどの評価ランクを設定して各評価項目の評価をつけることにより、評価結果の高い、低いが目目でわかるようにすることを想定している。しかし、評価項目により判断基準の数や重みが異なることから、判断基準での確認結果をどのように評価ランクとひも付けるのが適切かについて、引き続き検討する必要がある。

#### (3) 子どもの意見把握の取組み

一時保護所の評価において、実際に一時保護所で生活しているまたは生活した子どもの意見・評価を確認することが不可欠である。退所時のアンケートや、第三者評価にあわせて外部委員によるヒアリングや一時保護中の子どもにアンケートを行うなど、その方法は様々であり、意見も分かれるところである。

本基準（案）においては、「子どもの意見等を積極的に把握する取組みが行われているか」とその方法の例示までにとどめているが、今後より一層重要視されていくものと推察される。具体的な実施方法の事例を共有し、各一時保護所にあった適切な方法を選択できるような情報提供が求められる。

その他、各一時保護所で実践している取組みについては、第三者評価基準（案）の「評価の視点・ポイント」等への追記等により、他の一時保護所に展開されていくことを期待する。

なお、一時保護所のアンケートでは、「実施予定なし」との回答が約8割となっている。一時保護の目的・理念に基づき、子どもの最善の利益が確保された適切な一時保護が行われるためにも、社会的養護

施設等と同様に、一時保護所における第三者評価の導入が求められる。また、よりよい一時保護所の実現のためにどのように第三者評価を活用していくかについて、一時保護所の意見等を反映させながらのしくみづくり及び全国の一時保護所に広げていくための工夫が必要である。

## 資料編

・一時保護所第三者評価項目（案） .....	166
・児童相談所アンケート調査票.....	203
・一時保護所アンケート調査票.....	211
・児童養護施設アンケート調査票.....	219
・子どもシェルターアンケート調査票.....	227

# 一時保護所第三者評価項目（案）

## 目次

<b>I</b>	<b>子ども本位の養育・支援</b>	<b>167</b>
1	子どもの権利保障	167
2	養育・支援の基本	172
<b>II</b>	<b>一時保護の環境及び体制整備</b>	<b>174</b>
1	適切な施設・環境整備	174
2	管理者の責務	176
3	適切な職員体制	176
4	関係機関との連携	180
<b>III</b>	<b>一時保護所の運営</b>	<b>182</b>
1	一時保護の目的	182
2	一時保護所の運営計画等	182
3	一時保護の在り方	183
4	一時保護所における保護の内容	183
5	特別なケアの実施	189
6	安全対策	194
7	質の維持・向上	196
<b>IV</b>	<b>一時保護所における子どもへのケア・アセスメント</b>	<b>197</b>
1	アセスメントの実施	197
2	個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施	198
3	子どもの観察	199
<b>V</b>	<b>一時保護の開始及び解除手続き</b>	<b>201</b>
1	開始手続き	201
2	解除手続き	202

# I 子ども本位の養育・支援

## I 子ども本位の養育・支援

No 1

評価項目	1 子どもの権利保障 (1) 権利保障 ①子どもの権利に関する説明	
	<b>Q.子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利を説明するツールを作成・活用している</li> <li>・ 日常生活の中で伝える取組をしている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの権利が侵害された時の解決方法を説明しているか</li> </ul>	

## I 子ども本位の養育・支援

No 2

評価項目	1 子どもの権利保障 (1) 権利保障 ②子どもの意見が尊重される仕組みの構築	
	<b>Q.子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが意見等を表明してよいことをわかりやすく説明している</li> <li>・ 子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている（例、子どもの意見把握のためアンケートやヒアリングなどを実施）</li> <li>・ 子どもが意見等をいやすくなるような工夫がされている</li> <li>・ 子どもから、意見等が出されている</li> <li>・ 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組みができる仕組みがある</li> <li>・ 苦情解決の体制が整備されている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている</li> <li>・ 実際に子どもの意見等が反映された事例がある</li> </ul>

## I 子ども本位の養育・支援

No 3

評価項目	1 子どもの権利保障 (2) 子どもに対する説明・合意 ① 保護開始に関わる説明・合意 <b>Q.保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している</li> <li>・ 一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている</li> <li>・ 一時保護所での生活、注意事項を説明している（例、私物の取り扱いなどを丁寧に説明している）</li> <li>・ リーフレット等のツールを作成・活用している</li> <li>・ 子どもにもわかる表現を用いて、具体的に説明をしている</li> <li>・ 丁寧な説明や上手に伝える技術を有する職員が説明している</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不服申し立ての方法等について、保護者・子どもに示しているか</li> </ul>	

## I 子ども本位の養育・支援

No 4

評価項目	1 子どもの権利保障 (2) 子どもに対する説明・合意 ② 保護解除に関わる説明・合意 <b>Q.保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭復帰ができない場合、理由、その後の生活の見通し等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭復帰ができない場合、児童養護施設の見学や里親に会えるようにしているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動先となる施設や里親との交流機会をつくっている</li> <li>・ 施設見学、事前面接、パンフレット等の提示</li> </ul>

## I 子ども本位の養育・支援

No 5

評価項目	1 子どもの権利保障 (2) 子どもに対する説明・合意 ③ 保護解除に関わる説明・合意 ＜保護解除に向けた支援＞	
	<b>Q.保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭復帰に対する子どもや保護者等の心理状態に配慮しつつ、子どものや保護者等の意見を聴取しながら、復帰時期、復帰後の生活等について検討しているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っているか（幼保職員へのSOS、児童相談所全国ダイヤルの使い方の練習など）</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア、移行の必要性の説明等を行っているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか</li> </ul>	.

## I 子ども本位の養育・支援

No 6

評価項目	1 子どもの権利保障 (3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限	
	<b>Q.外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくなどをしていない</li> <li>・ 子どもの権利を守るため、弁護士に相談できることを伝えているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外出、通信、面会等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもがその制限に不満や不服をいう場合には、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるように努めている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外出、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録をとどめているか</li> </ul>	.

## I 子ども本位の養育・支援

No 7

評価項目	1 子どもの権利保障 (4) 被措置児童等虐待防止	
	<b>Q.被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている</li> <li>・ 子どもの心のケア等が行える体制が構築されている（職員配置、関係機関連携等）</li> <li>・ 事例がある場合は、適切な対応が行われていた（心のケア、調査、再発防止策）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （職員研修、組織運営面での配慮等）</li> </ul>

## I 子ども本位の養育・支援

No 8

評価項目	1 子どもの権利保障 (5) 子ども同士の暴力等の防止	
	<b>Q.子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>

## I 子ども本位の養育・支援

No 9

評価項目	1 子どもの権利保障 (6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ① 思想や信教の自由の保障	
	<b>Q.思想や信教の自由の保障が適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか</li> </ul>	.

## I 子ども本位の養育・支援

No 10

評価項目	1 子どもの権利保障 (6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ② 性的なアイデンティティへの配慮	
	<b>Q.性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室</li> <li>・ トイレ、入浴、</li> <li>・ 準備する衣類</li> <li>・ 他児との関係性</li> </ul>

<p>評価項目</p>	<p>2 養育・支援の基本 (1) 子どもとのかかわり ① 安全感・安心感を与えるケア  <b>Q.子どもとのかかわりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか</b></p>	
<p>Check</p>	<p>判断基準</p>	<p>評価の視点・ポイント</p>
	<p>■ 子どもの安全、最善の利益を考慮した保護や養育を行っているか</p>	<p>・ 事故、健康面の配慮</p>
	<p>■ 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や療育を行っているか</p>	<p>・ 子どもにとって安心できる距離で関わっている</p> <p>・ 「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している                  (職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられる状態とする、適切に目配りする等)</p> <p>・ 気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置くなどの配慮を行っている</p>
	<p>■ 全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮した、通常以上に配慮したケアが行えているか</p>	<p>・ 子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している</p> <p>・ 子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている</p> <p>・ 子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴している</p>
	<p>■ プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか</p>	<p>.</p>

## I 子ども本位の養育・支援

No 12

評価項目	2 養育・支援の基本 (1) 子どもとのかかわり ② エンパワメントにつながるケア	
	<b>Q.子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に対して伝えている</li> <li>・個々の子どもに伝えている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか</li> </ul>	

## I 子ども本位の養育・支援

No 13

評価項目	2 養育・支援の基本 (2) 子どもからの聴き取り等に関する配慮	
	<b>Q.子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもからの聴き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもからの生活歴の聴き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している</li> <li>・子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている</li> <li>・警察からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか</li> </ul>	

## Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備

### Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備

No 14

評価項目	1 適切な施設・環境整備 (1) 設備運営基準の遵守	
	<b>Q.一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの保護ができる場が用意できているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員を超えても居室以外で寝起きさせない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開放的環境における対応が可能となっているか（一時保護所内での開放的環境の確保・委託一時保護の活用等）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか（適切な監査等を受けているか）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人あたりの居室面積</li> <li>・居室定員の上限</li> <li>・看護師の配置</li> <li>・心理療法を担当する職員の配置</li> <li>・個別対応職員</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか</li> </ul>	

### Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備

No 15

評価項目	1 適切な施設・環境整備 (2) 個別性の尊重	
	<b>Q.一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 束縛感がなく、個別性が尊重される環境となっているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制となっている（個室の整備や活用）</li> <li>・個室対応を基本とする職員配置及び環境整備を行っている</li> <li>・個別日課を認める理念と体制</li> <li>・むりやり頭髪の色を変えさせていないか</li> <li>・私服の着用を適宜認めている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ あたたかい雰囲気であり、安心して生活できる体制が確保されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている</li> </ul>

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 16

評価項目	1 適切な施設・環境整備 (3) 生活環境の整備	
	Q.一時保護所内の生活環境が適切に整美されているか	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日清掃しているか</li> <li>・ 汚れが目立ったときに、美化に務めているか</li> <li>・ 定期的に害虫駆除等の対策をしているか</li> <li>・ 音、気温、湿度、におい等環境面の評価を定期的に行っているか</li> <li>・ 不適切な点があった時に改善しているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭的な環境となるような工夫がされているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的にリラックスできる空間や設備があるか</li> <li>・ みんなが集まるリビングがあるか</li> <li>・ 学習空間が整備されているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要な修繕等が行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁の破損、窓の破損など危険箇所がない</li> <li>・ 破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制・予算</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉塞感がないかどうか</li> <li>・ 目隠しに植栽等を利用しているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外部からの視線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 17

評価項目	2 管理者の責務	
	Q.管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	■ 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか	.
	■ 子どもの個別性を理解しているか	.
	■ スーパーバイズができていますか	.
	■ 職員が一体となったリスクマネジメントの取組となっているか	.

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 18

評価項目	3 適切な職員体制（1）設備運営基準の遵守	
	Q.一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	■ 職員配置は、児童養護施設について定める設備運営基準以上であるか	

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 19

評価項目	3 適切な職員体制（2）職員の適正配置	
Check	Q.各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	
	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）役割が明確されているか</li> <li>・ 保健師・看護師の役割が明確にされているか</li> <li>・ 心理士・学習し延引の役割が明確にされているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっているか</li> <li>・ 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けているか</li> <li>・ 心理職員の条件</li> <li>・ SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されているか（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個々の子どもの担当者が決められている</li> <li>・ 適切にスーパービジョンがなされている</li> <li>・ 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの除法共有が適切になされている</li> </ul>

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 20

評価項目	3 適切な職員体制（3）情報管理	
	<b>Q.情報管理が適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報適切に取り扱われているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 書類や記録等が適切に管理・更新されているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要が生じた場合には、子どもや保護者の同意を得ているか</li> </ul>	.

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 21

評価項目	3 適切な職員体制（4）職員の専門性の向上の取組	
	<b>Q.職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法の目的、子どもの権利条約</li> <li>・ 社会福祉士の倫理綱領、を学ぶ機会がもたれているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所内研修を行っているか</li> <li>・ 必要により派遣して研修を受けさせているか、その予算があるか、</li> <li>・ 計画的な派遣研修を行っているか</li> <li>・ 研修で現場を離れた職員がいてもシフトが回せるような体制がとられているか</li> <li>・ OJT を意識的に行っているか</li> <li>・ 各レベルに応じた「達成水準」を定めているか</li> <li>・ 個人ごとの「研修実績ファイル」が作られ研修歴がわかるようになっているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任・転任者に重点的に OJT を行う職員を決めるなどの工夫</li> </ul>

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 22

評価項目	3 適切な職員体制（４）職員の専門性の向上の取組	
	<b>Q.職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か</li> </ul>	

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 23

評価項目	3 適切な職員体制（５）児童福祉司との連携	
	<b>Q.児童福祉司との連携が適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか（付設又は一定範囲内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加確認が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められるしくみがある</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか</li> </ul>	

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 24

評価項目	3 適切な職員体制（６）職場環境	
	<b>Q.職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適正な就業状況が確保されているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員のメンタルヘルスに関する取組があるか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福利厚生施設の充実に取り組んでいるか</li> </ul>	

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 25

評価項目	4 関係機関との連携（1）医療機関との連携	
	<b>Q.医療機関との連携が適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性を感じた職員が必要なときに「提案」ができること</li> <li>・ 記録・アセスメント・モニタリングを意識的に行っているか</li> </ul>

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 26

評価項目	4 関係機関との連携（2）警察署との連携	
	<b>Q.警察署との連携が適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警察の面接等に当たっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮し、時間や環境等について警察と十分に調整を行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケートを行っているか</li> </ul>

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 27

評価項目	4 関係機関との連携（3）施設・里親等との連携	
	<b>Q.施設や里親等との連携が図られているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 移動前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動する施設や里親への情報の共有が行われているか</li> </ul>

## II 一時保護の環境及び体制整備

No 28

評価項目	4 関係機関との連携（４）その他の機関との連携 <b>Q.子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係機関が挙げられる（触法の子どもへの付き添いができる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関をあげられるような職員教育を行っているか</li> <li>・ 触法の子どもの面会に付き添いができているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連携の仕方がわかり実行できる</li> </ul>	

## Ⅲ 一時保護所の運営

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 29

評価項目	1 一時保護の目的	
	Q.一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定めがあるか</li> <li>・ その定めを職員が理解し実践できるような配慮（掲示・配布）</li> </ul>

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 30

評価項目	2 一時保護所の運営計画等の策定	
	Q.ガイドラインに沿った研修を進めているか	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ガイドラインの理念等の実現に向け、職員の研修等を進めているか</li> </ul>	

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 31

評価項目	2 一時保護所の運営計画等の策定	
	Q.一時保護所の年度単位での事業計画や目標設定を行っているか	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画に、活動・行事等が組み込まれ、計画的に実行しているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画や目標設定の策定期間や手順が明確になっているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 策定にあたっては、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか</li> </ul>	

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 32

評価項目	3 一時保護の在り方	
	<b>Q.緊急保護は、適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間となっているか</li> </ul>	保護後、直ちに調査ができる体制、閉鎖的環境での保護の必要性のアセスメント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 閉鎖的環境での保護は、必要最小限となっているか</li> </ul>	閉鎖環境で生活させる際の手続きは公正に行われているか

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 33

評価項目	4 一時保護所における保護の内容（1）生活面のケア	
	<b>Q.一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面に於いて生活面のケアを行っているか（洗面、排せつ、食事、学習、遊び等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児の保育は健康維持を第1に行っている（例、歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない）</li> <li>・ 幼児に対する保育は、情緒の安定に十分配慮している</li> <li>・ 幼児に対する保育は、基本的な生活習慣の習得に十分配慮している</li> <li>・ 精神的に不安定な場合、心理的ケアを行う</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日課構成は適切か</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 入浴の回数は適切か</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか</li> </ul>	

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 34

評価項目	4 一時保護所における保護の内容（2）レクリエーション	
	<b>Q.レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レクリエーションを実施するための道具、設備等が整備されているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの安定化等に取り組んでいるか</li> </ul>	

評価項目	4 一時保護所における保護の内容（3）食事（間食を含む）	
	<b>Q.食事が適切に提供されているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 栄養バランス、子どもの嗜好、食事アレルギー等に配慮された食事が提供されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらかじめ一定期間の予定献立が作成されているか</li> <li>・ アセスメントができていない子どもがいることを想定した、食事アレルギー等への対応に配慮しているか</li> <li>・ アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられているか</li> <li>・ 暖かいものは暖かく、冷たいものは冷たくして提供しているか</li> <li>・ 子どもの嗜好調査等を行っているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個々の子どもの状態に即した食事への配慮が行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食器の選択は適切か</li> <li>・ 食事のときにテーブルの高さ、椅子の高さ、は適切か</li> <li>・ 食堂から見えるものにより影響があることを想定しているか</li> <li>・ 宗教上の理由で食べられない食品への配慮</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食事は、温かい雰囲気の中で提供されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明るく楽しい雰囲気提供されている</li> <li>・ 見た目がカラフルか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食事は、衛生が確保されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事に携わる職員は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施しているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食事の提供時刻が適切か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遅すぎる朝食</li> <li>・ 早すぎる夕食</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食事時間は適切か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低 30 分</li> </ul>

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 36

評価項目	4 一時保護所における保護の内容（4）衣服	
	Q. 子どもの衣服は適切に提供されているか	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 衣服の清潔は保たれているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯の回数・方法</li> <li>・肌着を使い回さない（下着は新品を使用）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 衣習慣が身に付くように支援しているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古びたい服、穴のあいた衣服を貸与していないか</li> <li>・破損したりした場合、繕ったり交換しているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適切な衣服を貸与できる</li> </ul>	

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 37

評価項目	4 一時保護所における保護の内容（5）睡眠	
	Q. 子どもの睡眠は適切に行われているか	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 就寝・起床時刻は適切か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階に応じた睡眠時間の確保</li> <li>・職員側の都合で睡眠時間が設定されていないか（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 睡眠環境は適切か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就寝時の空調</li> <li>・布団やまくらの適切な選択</li> <li>・寝具の清潔管理</li> <li>・特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしているか</li> </ul>

評価項目	4 一時保護所における保護の内容（6）健康管理	
	<b>Q.子どもの健康管理が適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの健康状態が把握されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎朝、子どもの健康状態を把握している記録に残している</li> <li>・ 医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮している</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて健康診査を受けさせている</li> <li>・ 応急の医薬品等が備え付けられている</li> <li>・ 診療科目ごとに行く医療機関がリストアップされている</li> <li>・ 診療に必要な「受診券」が準備されている</li> <li>・ 診療に連れて行く職員が確保できる体制になっている</li> </ul>

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 39

評価項目	4 一時保護所における保護の内容（7）教育・学習支援	
	<b>Q.子どもの教育・学習支援が適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在籍校（教育委員会）等との連携を図り、職員派遣や教材提供を受け等、子どもの学習支援が実施できる体制が整備されている</li> <li>・ どのような学習を展開することが有効かを、在籍校と協議している</li> <li>・ 取り組むべき学習内容や教材などを在籍校から送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開している</li> <li>・ 一時保護期間が長期化する子どもについて、在籍校及び教育委員会と具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努めている</li> <li>・ 学力査定を行っているか</li> <li>・ 得意不得意を把握しているか</li> </ul>

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 40

評価項目	4 一時保護所における保護の内容（8）保育	
	<b>Q.未就学児に対しては適切な保育を行っているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育所運営指針による保育を基本としているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか</li> </ul>	

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 41

評価項目	4 一時保護所における保護の内容（9）保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等	
	<b>Q.家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的方法が共有されている</li> <li>・情報の漏えいを防ぐ方法が手当てされている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一番近くで生活をともにしている大人としてのアドボカシーが尊重されているか</li> </ul>

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 42

評価項目	5 特別なケアの実施（1）性的問題への対応	
	<b>Q.子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを教える等）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちを分離する</li> <li>・分離できる設備と職具体制</li> <li>・教育・指導を改めて行っている</li> <li>・他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている</li> </ul>

評価項目	5 特別なケアの実施（2）問題行動のある子どもへの対応	
	<b>Q.他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他害等や自傷行為の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮しているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 十分な医学的アドバイスを受けられるようになっているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他害等の逸脱行動には毅然と対応しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時に応援体制が作れるか</li> <li>・ 緊急時には 110 番することが合意されているか</li> <li>・ 最終的には家裁送致を行うなどが共有されているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他害や自傷行為等の逸脱行動がある場合には、心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともに子どもと一緒に考えているか</li> </ul>	

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 44

評価項目	5 特別なケアの実施（3）無断外出を行う子どもへの対応	
	<b>Q.無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無断外出を行う場合には、心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無断外出した子どもを温かく迎え入れ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、受け止めているか</li> <li>・ 無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていないか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無断外出が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちを含めた適切な対応を行っているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡しているか</li> </ul>	.

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 45

評価項目	5 特別なケアの実施（4）重大事件に係る触法少年への対応	
	<b>Q.重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一定の重大事件に係る触法少年と思慮される子どもの一時保護にあたっては、児童相談所における各種調査・診断を経たうえで、支援内容を決定しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事件の内容、子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重大事件の場合には、刺激の少ない部屋で安心させる対応を行っているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか</li> </ul>	.

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 46

評価項目	5 特別なケアの実施（5）身近な親族等を失った子どもへの対応	
	<b>Q. 身近な親族等を失った子ども、適切な対応を行っているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事件の内容、子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 葬儀等に参加させているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 47

評価項目	5 特別なケアの実施（6）その他の配慮が必要な子どもへの対応	
	<b>Q. 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身のダメージの早期かつ的確な評価</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 十分な医学的アドバイスを受けられるようになっているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要な治療的なケアが提供されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 48

評価項目	5 特別なケアの実施（6）その他の配慮が必要な子どもへの対応	
	<b>Q.障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー（身体障害）</li> <li>・ 介助を含んだ生活支援（身体障害・知的障害）</li> <li>・ 刺激のコントロール（発達障害）</li> <li>・ 定期的な通院</li> <li>・ 個別日課や支援計画</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮しているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 十分な医学的アドバイスを受けられるようになっているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要な治療的なケアが提供されているか</li> </ul>	.

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 49

評価項目	5 特別なケアの実施（6）その他の配慮が必要な子どもへの対応	
	<b>Q.健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか</li> </ul>	<p>例：重症のアレルギー（エピペンが処方されているなど）</p> <p>定期的な注射が必要（ホルモン剤、インシュリン）、定期的な吸入、血友病、日光禁止の疾病</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮しているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 十分な医学的アドバイスを受けられるようになっているか</li> </ul>	.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要な治療的なケアが提供されているか</li> </ul>	.

評価項目	6 安全対策（1）無断外出防止及び発生時対応	
	<b>Q.無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無断外出があった場合の対応は明確になっているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無断外出があった場合の対応は明確になっているか</li> <li>・ 無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見・保護に努めているか</li> <li>・ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡しているか</li> <li>・ 無断外出があった場合には、必要に応じ、警察署に連絡して、発見・保護を依頼しているか</li> <li>・ 無断外出した子どもが、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合の移送あるいは引き取りについて、子どもの福祉を十分に勘案して決定しているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無断外出の未然防止に努めているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの状態や特性などについて一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して無断外出の未然防止を行っている</li> </ul>

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 51

評価項目	6 安全対策（2）災害時対策	
	<b>Q.災害発生時の対応は明確になっているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われているか</li> <li>・ 防災カーテン</li> <li>・ 非常口が塞がっていないか、消火器消火栓は稼動するか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難訓練を毎月1回以上実施しているか</li> </ul>	・
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている</li> </ul>	・

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 52

評価項目	6 安全対策（3）感染症対策	
	<b>Q.感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか</b>	
Check		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 感染症発生予防の具体的取り決め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 季節、症状から菌を予測して適切な対応ができている（例：ノロには次亜塩素酸ナトリウムなど）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発生時の対応方法の取り決めと拡大防止の具体的方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染力の強い感染症児童が出た（入所した）場合、感染拡大を防ぐ手立てをしているか</li> <li>・ 静養室、日常的な消毒、他児童との接触制限</li> </ul>

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 53

評価項目	7 質の維持・向上	
	Q 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (リスク発生時を含む)</li> <li>・ マニュアルの形骸化を防ぐ手立て</li> <li>・ 目的を意識しているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マニュアル等の内容について見直し等が行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者が定められている</li> <li>・ ボトムアップの仕組みがある</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な自己チェック</li> <li>・ SV による確認</li> </ul>

### Ⅲ 一時保護所の運営

No 54

評価項目	7 質の維持・向上	
	Q 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ セルフモニタリングや外部評価が定期的に行われているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ セルフモニタリングや外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか</li> </ul>	

## IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

### IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

No 55

評価項目	1 アセスメントの実施（1）保護開始時	
	<b>Q.保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 感染症などの健康状態に関する情報は把握されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>

### IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

No 56

評価項目	1 アセスメントの実施（1）保護開始時	
	<b>Q.保護開始にあたり、関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ チームで情報共有しながらアセスメントを行い、支援方針を決定しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味しているか</li> <li>・ 虐待の影響による症状が出ている場合には、生活の中での治療を第一選択としているか</li> </ul>

#### IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

No 57

評価項目	1 アセスメントの実施（2）一時保護中（ケアを通じたアセスメントの実施）	
	<b>Q.一時保護中において、子どもへのアセスメントを行い、支援方針を決定しているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 積極的に子どもとかかわり、細かなやりとりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めているか</li> <li>・ 一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの行動観察をもとに、援助指針（援助方針）を定めているか</li> </ul>	

#### IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

No 58

評価項目	2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施	
	<b>Q.保護開始にあたって、個別援助指針（援助方針）を策定し、援助指針に沿って個別ケアを行っているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別援助指針（援助方針）を策定しているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別ケアを大前提とした子どものケアが行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別ケアを大前提とした子どものケアが行われているか</li> <li>・ 個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成しているか</li> <li>・ 子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（方針）に沿って行っているか</li> </ul>

#### IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

No 59

評価項目	2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施	
	<b>Q.個別援助指針（援助方針）は、必要に応じて見直しが行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 見直しの時期や手順等の基準が定められているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要に応じて、適切に見直しが行われているか</li> </ul>	

#### IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

No 60

評価項目	3 子どもの観察（1）子どもの観察	
	<b>Q.一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもと定期的に面談等を行っているか</li> <li>・ 担当者は、種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握しているか</li> <li>・ 定期的に他職員と観察結果の比較検討等を行っているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの行動観察の結果を記録しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 客観的事実と所見が区分して書かれているか</li> </ul>

#### IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

No 61

評価項目	3 子どもの観察（2）観察会議等の実施	
	<b>Q.観察会議が適切に実施されているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員は、業務引継を適切に行い、担当する子どもの状況を十分に把握しているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則として、週1回は観察会議を実施しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられ行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っているか</li> <li>・ 観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加しているか</li> <li>・ 観察する上で、長所（ストレングス）と短所（課題）の両面を意識しているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 観察会議の結果を、判定会議に提出しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その仕組みがあるか</li> </ul>

## V 一時保護の開始及び解除手続き

### V 一時保護の開始及び解除手続き

No 62

評価項目	1 開始手続き（1）保護開始に関わる支援・連携	
	<b>Q.保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの受入にあたり、健康診断等の受診が必要な場合等において、必要な支援を行っているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与しているか</li> </ul>	

### V 一時保護の開始及び解除手続き

No 63

評価項目	1 開始手続き（2）子どもの所持物	
	<b>Q.一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの所持する物について、一時保護期間中のルールについて、丁寧に説明している</li> <li>・所持品簿を作成しているか</li> <li>・現金等の貴重品が適切に管理されているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡しているか</li> </ul>	

## V 一時保護の開始及び解除手続き

No 64

評価項目	2 解除手続き（1）保護解除に係る支援・連携	
	<b>Q.保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護の継続判断を行うために、児童相談所等に必要な情報の提供をしているか（一時保護中の子どもの様子等）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護中に得られた子どもに関する情報を丁寧にわかりやすく引き継いでいるか（成育歴、強み・長所、継続的な取組等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護所の職員から施設職員や里親に引継ぎやカンファレンスが適切にされている</li> </ul>

## V 一時保護の開始及び解除手続き

No 65

評価項目	2 解除手続き（2）子どもの所持物	
	<b>Q.保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか</b>	
Check	判断基準	評価の視点・ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所持物の返還時には、受領証を徴しているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物は、保護者等に返還しているか</li> <li>・子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな保管物は、その権利者に返還しているか</li> <li>・触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議の上、返還を決定している</li> <li>・権利者への返還にあたっては、権利を有しているかについて、各種資料に基づき慎重に行っているか</li> <li>・一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人に交付しているか</li> </ul>

**一時保護された子どもの権利保障の実態に関する調査研究にかかるアンケート調査**

— ご回答にあたってのお願い・注意事項 —

- ・ 特に注意書きがない限り、平成 28 年度の実態についてお答えください。
- ・ ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、ご記入いただいた調査票は、**3 月 22 日（木）**までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

貴児童相談所名			
電話番号		Eメール アドレス	
ご回答者のお名前		ご回答者の 役職・職種	

～ ご記入いただきました個人情報等の取扱について ～

※ご記入いただいたお名前、Eメールアドレス等、ご回答者個人が特定できる情報（以下、「個人情報」という）は、調査目的以外には使用いたしません。また、個々のご回答内容が、ご承諾なく他に知られることはございません。  
 ※お預かりした個人情報は、当社の「個人情報保護方針」及び、「個人情報の取り扱いについて」  
 <<http://www.murc.jp/corporate/privacy>>に従い適切に取扱います。入力・集計作業等のために預託する場合には、十分な個人情報保護水準を備えた業者を選定し、契約等により保護水準を維持するよう管理します。  
 ※個人情報のご記入は任意です。個人情報が未記入であっても、ご回答が集計から除外されることはありません。  
 ※お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、別紙の<本件に関するお問い合わせ先>までお願い申し上げます。

**1. 貴児童相談所の概要についてお伺いします**

問1 直近の国勢調査時点（平成 27 年 10 月 1 日）の管轄人口についてお伺いします。

管轄人口（数字を記入）	人
-------------	---

問2 平成 28 年度の相談受付件数、一時保護件数についてお伺いします。

(1) 相談受付件数 ※福祉行政報告例第 44 と同じ数字をご記入ください。

相談受付件数（計）（数字を記入）	件
------------------	---

(2) 一時保護件数

①所内一時保護（数字を記入）

	前年度末 継続保護	受付（平成 28 年度中）				対応（平成 28 年度中）		年度末継続保護
		0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上	計	延日数	
養護	児童虐待							
	その他							
障害								
非行								
育成								
保健・その他								
計								

※福祉行政報告例第 47 表と同じ数字をご記入ください。お差し支えなければ、福祉行政報告例第 47 表のコピーを添付して頂くのも結構です。

②一時保護委託 **(数字を記入)**

	前年度末継続 委託保護	委託 (平成 28 年度中)				年度末継続 委託保護
		0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上	
養護	児童虐待					
	その他					
障害						
非行						
育成						
保健・その他						
計						

※福祉行政報告例第 47 表と同じ数字をご記入ください。お差し支えなければ、福祉行政報告例第 47 表のコピーを添付して頂くのも結構です。

(委託先) **(数字を記入)**

		委託先 (平成 28 年度中)										
		警察	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設	里親	医療機関	民間団体 (NPO 法人等)	その他
養護	児童虐待											
	その他											
障害												
非行												
育成												
保健・その他												
計												

問3 職員体制についてお伺いします。

(1) 貴児童相談所 (一時保護所は含まない) の職員数 (実人数) **(数字を記入)**

職種	常勤職員 (正職員)	非常勤 (非正規) 職員
合計	人	人
うち児童福祉司	人	人
うち児童心理司	人	人

(2) 貴自治体における福祉職採用の有無 **(あてはまる番号1つに○)**

1. あり	2. なし
-------	-------



(4) (1)で1~3を選択した方にお伺いします。貴児童相談所の弁護士が、一時保護している子どもに面会することはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 所内一時保護の子どもに面会することがある	3. 面会することはない
2. 一時保護委託の子どもに面会することがある	

(5) 全員に伺います。一時保護している子どもが希望した場合、貴児童相談所の弁護士、あるいは外部の弁護士に相談をすることはできますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 相談でき、実際にしている	3. 相談できない
2. 相談できるが、実際にはしていない	

問7 一時保護委託についてお伺いします。一時保護委託をした直近の10件(ただし、マッチングのための一時保護委託は除く)について、子どもの年齢、性別、委託先、相談種別、委託前の児童相談所における一時保護の日数、一時保護委託を選択した理由をお答えください。

No.	年齢 (数字を 記入)	性別 (ひとつ に○)	委託先 (すべてに○) ※選択肢は下記参照	相談種別 (すべてに○)	一時保護の 日数 (数字を 記入)	一時保護委託を選択し た理由 (すべてに○) ※選択肢は下記参照
1	歳	ア 男 イ 女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ( )	ア 児童虐待 イ 養護 (その他) ウ 障害 エ 非行 オ 育成 カ 保健・その他	日	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ
2	歳	ア 男 イ 女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ( )	ア 児童虐待 イ 養護 (その他) ウ 障害 エ 非行 オ 育成 カ 保健・その他	日	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ
3	歳	ア 男 イ 女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ( )	ア 児童虐待 イ 養護 (その他) ウ 障害 エ 非行 オ 育成 カ 保健・その他	日	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ
4	歳	ア 男 イ 女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ( )	ア 児童虐待 イ 養護 (その他) ウ 障害 エ 非行 オ 育成 カ 保健・その他	日	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ
5	歳	ア 男 イ 女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ( )	ア 児童虐待 イ 養護 (その他) ウ 障害 エ 非行 オ 育成 カ 保健・その他	日	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ
6	歳	ア 男 イ 女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ( )	ア 児童虐待 イ 養護 (その他) ウ 障害 エ 非行 オ 育成 カ 保健・その他	日	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ
7	歳	ア 男 イ 女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ( )	ア 児童虐待 イ 養護 (その他) ウ 障害 エ 非行 オ 育成 カ 保健・その他	日	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ
8	歳	ア 男 イ 女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ( )	ア 児童虐待 イ 養護 (その他) ウ 障害 エ 非行 オ 育成 カ 保健・その他	日	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ
9	歳	ア 男 イ 女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ( )	ア 児童虐待 イ 養護 (その他) ウ 障害 エ 非行 オ 育成 カ 保健・その他	日	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ
10	歳	ア 男 イ 女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ( )	ア 児童虐待 イ 養護 (その他) ウ 障害 エ 非行 オ 育成 カ 保健・その他	日	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ

(委託先：選択肢)

ア. 警察	キ. その他施設
イ. 児童養護施設	ク. 里親
ウ. 乳児院	ケ. 医療機関
エ. 児童自立支援施設	コ. 民間団体 (NPO 法人等)
オ. 児童心理治療施設	サ. その他 (具体的に: )
カ. 障害児関係施設	

(一時保護委託を選択した理由：選択肢)

- |  |
|--|
| ア. 一時保護所を設置していないため                                     |
| イ. 一時保護所に空きがなかったため                                     |
| ウ. 他の児童相談所が管轄する一時保護所の活用が難しかったため                        |
| エ. 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難であったため              |
| オ. 乳児、あるいは基本的な生活習慣が自立していない子どものため                       |
| カ. 自傷、他害のおそれがある等、行動上監護することが極めて困難なため                    |
| キ. 一時保護後に、専門的な機関での対応が見込まれるため                           |
| ク. これまでの人間関係や環境等の連続性を保障することが必要であるため                    |
| ケ. 通園、通学保障のため  |
| コ. 現に児童福祉施設への入所措置や里親への委託が行われている子どもを他の専門機関が援助する場合であったため |
| サ. 傷病等、あるいは医学的な精密検査のため、医療機関に一時保護委託をする必要があったため          |
| シ. その他   |

問8 所内一時保護と一時保護委託を比べた場合、子どもの立場からみた一時保護委託のメリット、デメリットについてお伺いします。

(1) 所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のメリット (あてはまる番号3つまでに○)

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 家庭的な環境で過ごすことができる   | 5. 通園・通学ができる        |
| 2. 開放的な環境で過ごすことができる   | 6. 専門的なケアを受けることができる |
| 3. 制限の少ない環境で過ごすことができる | 7. その他 (具体的に： )     |
| 4. 個別性が尊重される          | 8. 特になし             |

(2) 所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のデメリット (あてはまる番号3つまでに○)

- |                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| 1. 安全性が十分でない                  | 4. 周りに同じ境遇の子どもがいないため、孤立感を感じる |
| 2. 児童相談所から一時保護委託先への情報提供が不足しがち | 5. その他 (具体的に： )              |
| 3. 周りに色々な子どもがいて、落ち着かない        | 6. 特になし                      |

問9 「新しい社会的養育ビジョン」では、アセスメントのための一時保護において、里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託など、一時保護の場の地域社会への分散化が求められています。里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託を進めるために必要なことについてお伺いします。(あてはまる番号すべてに○)

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 保護者とのトラブルを減らす      | 6. 里親家庭への教育・研修     |
| 2. 委託保護の費用を改善する       | 7. 里親同士のネットワーク構築支援 |
| 3. 施設措置費等が改善される       | 8. 地域住民の理解         |
| 4. 児童相談所の支援強化         | 9. その他 (具体的に： )    |
| 5. 里親家庭や児童養護施設等への情報提供 | 10. 特になし           |

## II. 一時保護所についてお伺いします

問10 一時保護所設置の有無についてお伺いします。(あてはまる番号1つに○)

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 1. 設置している ( ) か所) | 2. 設置していない |
|-------------------|------------|

問11 今後の一時保護所の設置の必要性について、お考えをお伺いします。(あてはまる番号すべてに○)

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 1. 管轄内に設置が必要    | 3. 設置は不要 |
| 2. 近隣の自治体に設置が必要 |          |

問12 一時保護所を設置している児童相談所（問10で「1. 設置している」と回答）にお伺いします。他の児童相談所から一時保護を受け入れる場合、どのような苦勞がありますか。（**あてはまる番号すべてに○**）

1. 子どもの背景や今までの経過が分からないので、子どもからの訴えに適切に対応できないことがある
2. 子どもへの面接が少ない
3. 子どもが見捨てられた感情を持つ
4. 子どもの状態に応じた適時の判定や面接ができない
5. 一時保護中に非行児のネットワークが拡大する
6. 担当福祉司や心理司が所内にいない子どももいるため、公平性を強く意識し、個別の対応がとりにくい
7. 子どもの情報が少ないため、一時保護所での個別の関わりが難しく、集団での対応で終わる
8. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）
9. 特になし

問13 子どもの一時保護所への入所にあたり、一時保護所における生活の説明（オリエンテーション）について、主に誰が担当するかをお伺いします。（**それぞれあてはまる番号1つに○**）→回答後、問13へ

平日昼間	1. 担当児童福祉司 2. 児童心理司 3. 一時保護所職員	4. 管理職 5. その他（具体的に： _____）
時間外 （夜間・休日）	1. 担当児童福祉司 2. 児童心理司 3. 一時保護所職員	4. 管理職 5. その他（具体的に： _____） 6. 時間外には説明しない

問14 一時保護所を併設していない児童相談所（問10で「2. 設置していない」と回答）にお伺いします。一時保護所を併設していない児童相談所では、どのような苦勞がありますか。（**あてはまる番号すべてに○**） →回答後、問18へ

1. 心理診断や職員が面接するのに時間や経費がかかる
2. 限られた時間内で心理診断や面接を行う必要がある
3. 子どもの一時保護所での態度や日常生活が十分に分からないまま処遇を決定する必要がある
4. 一時保護所職員の行動観察と心理診断や社会診断の十分な付けあわせができにくい
5. 一時保護所までの距離が遠いので移送に時間がかかる
6. 一時保護所所管の児童相談所の都合が優先され、適時の保護ができにくい
7. 夜間や緊急時の入所の際の移送が大変
8. 委託保護を頻繁に使うようになる
9. ケース処遇で、できるだけ一時保護を避けるように進めてしまう
10. 処遇決定に一時保護所職員の参加が難しい（文書での報告になる）
11. 児童相談所の職員に子どもとの心理的な距離ができて、埋まらないときがある
12. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）
13. 特になし

### III. 一時保護所の評価についてお伺いします

問15 一時保護所を設置している児童相談所（問10で「1. 設置している」と回答）にお伺いします。  
 (1) 一時保護所の自己評価の実施の有無（**あてはまる番号1つに○**）

1. 実施している（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月より）
2. 実施していないが、今後実施予定（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月より）
3. 実施しておらず、今後の予定もない



(9) 第三者評価受審にあたっての課題 (あてはまる番号すべてに○)

1. 評価を受けるための準備に手間がかかる
2. 評価を受けるための費用が高い
3. 日頃の取組や努力が評価に反映されない
4. 評価結果をどのように運営に反映したらよいか分からない
5. 業務多忙のため、評価結果をふりかえる余裕がない
6. その他 (具体的に: _____ )
7. 特になし

問18 全ての児童相談所に伺います、今後、一時保護所の第三者評価はどのように実施すべきかお伺いします。

	第三者評価の実施方法 (あるべき姿)
(1) 実施の頻度 (数字を記入)	年に _____ 度
(2) 評価者 (あてはまる番号すべてに○)	1. 自治体の審議会委員 3. 外部評価機関 2. 1. 以外の有識者 4. その他 (具体的に: _____ )
(3) 評価方法 (あてはまる番号すべてに○)	1. 書類審査 3. 面接 2. 現地訪問 4. その他 (具体的に: _____ )
(4) 評価にあたり意見を聴取される者 (あてはまる番号すべてに○)	1. 子ども 2. 保護者 3. 一時保護所の児童指導員 4. 一時保護所の保育士 5. 3~4 以外の一時保護所の職員 6. 児童相談所の管理職 7. 児童福祉司 8. 児童心理司 9. 6~8 以外の児童相談所の職員 10. その他 (具体的に: _____ )
(5) 受審のための費用 (数字を記入)	約 _____ 万円
(6) 子どもからの意見聴取のタイミング (あてはまる番号すべてに○) ※(4)で「1. 子ども」と回答した方のみ	1. 入所中 2. 退所時 3. 退所後
(7) 子どもからの意見聴取方法 (あてはまる番号すべてに○) ※(4)で「1. 子ども」と回答した方のみ	1. アンケート 3. グループヒアリング 2. 個別ヒアリング 4. その他 (具体的に: _____ )

問19 一時保護 (一時保護所、一時保護委託) の課題や必要な支援策について、ご意見がありましたら自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

**一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究にかかるアンケート調査**

— ご回答にあたってのお願い・注意事項 —

- ・ 特に注意書きがない限り、平成 28 年度の実態についてお答えください。
- ・ ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、ご記入いただいた調査票は、**3月22日(木)**までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

**3月22日(木)**

貴児童相談所 (一時保護所) 名			
電話番号		Eメール アドレス	
ご回答者の お名前		ご回答者の 役職・職種	

～ ご記入いただきました個人情報等の取扱いについて ～

※ご記入いただいたご回答者のお名前、Eメールアドレス等のご回答者個人が特定できる情報(以下、個人情報とする)は、調査目的以外には使用いたしません。また、個々のご回答内容が、ご承諾なく他に知られることはございません。  
 ※お預かりした個人情報は、当社の「個人情報保護方針」及び、「個人情報の取り扱いについて」  
 <<http://www.murc.jp/corporate/privacy>>に従い適切に取扱います。入力・集計作業等のために預託する場合には、十分な個人情報保護水準を備えた業者を選定し、契約等により保護水準維持するよう管理します。  
 ※個人情報のご記入は任意です。個人情報が未記入であっても、ご回答が集計から除外されることはありません。  
 ※お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、別紙の<本件に関するお問い合わせ先>までお願い申し上げます。

**1. 貴一時保護所の概要についてお伺いします**

問1 定員についてお伺いします。(数字を記入)

	合計	うち学童男子	うち学童女子	うち幼児
定員	人	人	人	人

問2 施設・設備についてお伺いします。

(1) 建築・増改築年 (数字を記入)

西暦

年 ※大規模増改築をしている場合は、直近の増改築年をご記入ください。

(2) 増改築あるいは移転予定の有無 (あてはまる番号1つに○)

1. あり →西暦 ( ) 年                      2. ない

(3) 居室数 (数字を記入)

	合計	うち学童男子用	うち学童女子用	うち幼児用
個室	室	室	室	室
2人部屋	室	室	室	室
3人部屋	室	室	室	室
4人部屋	室	室	室	室
5人部屋以上	室	室	室	室

(4) 居室以外に有している設備 (あてはまる番号すべてに○)

1. 運動場	7. 保育室
2. 体育館	8. 個別指導等に使用できる個室
3. 遊戯室・プレイルーム	9. 医務室及び静養室
4. リビング	10. 食堂
5. 学習室	11. その他 (具体的に: )
6. 図書室	

(上記のうち、居室の代わりに使用することがあるもの) (あてはまる番号すべてに○)

1. 遊戯室・プレイルーム	6. 個別指導等に使用できる個室
2. リビング	7. 医務室及び静養室
3. 学習室	8. 食堂
4. 図書室	9. その他 (具体的に: )
5. 保育室	

(5) 建物のドアや窓の施錠や開閉

①建物のドアや窓の施錠 (最もあてはまる番号1つに○)

1. ドアや窓が完全に施錠され、全ての子どもの外出が制限されている
2. ドアや窓が完全に施錠されている訳ではないが、生活上のルールとして、全ての子どもの外出が制限されている
3. 子どもの状況によって、外出の制限に関する運用を変えている
4. 全ての子どもが自由に出入りできる
5. その他 (具体的に: )

②窓の開きの制限 (あてはまる番号1つに○)

1. 全ての窓に制限あり	3. 制限なし
2. 一部の窓に制限あり	

③窓の二重ロックの有無 (あてはまる番号1つに○)

1. 全ての窓にあり	3. なし
2. 一部の窓にあり	

(6) 無断外出時のセンサーの有無 (あてはまる番号1つに○)

1. ある	2. なし
-------	-------

(7) 施設・設備についての課題 (あてはまる番号すべてに○)

1. 老朽化している	8. 設備の配置が悪い
2. 居室が狭い	9. 居室以外の設備が不足している
3. 居室数が少ない	(具体的に: )
4. 生活空間の小規模化ができていない	10. その他
5. 障害のある子どもへの配慮が不十分	(具体的に: )
6. 個室がない	11. 特になし
7. 死角が多い	

問3 平成28年度中に退所した児童数（保護期間別）（数字を記入）

合計	～1週間	～2週間	～4週間	～6週間	～8週間	8週間（2か月）以上
人	人	人	人	人	人	人

問4 平均在所日数についてお伺いします。

(1) 平成28年度の平均在所日数（小数点第1位まで） ※計算式：年間延日数／年間対応件数

.	日
---	---

(2) 平均在所日数が全国平均値（29.6日、平成27年度）より短い一時保護所にお伺いします。在所日数短縮のため、工夫していることがあればご記入ください。

--

問5 貴一時保護所の職員体制についてお伺いします。

(1) 職員数（実人数）（数字を記入）

職種	常勤職員（正職員）	非常勤（非正規）職員
合計	人	人
うち児童指導員	人	人
うち保育士	人	人
うち個別対応職員	人	人
うち学習指導員	人	人

(2) 人員の充足感（あてはまる番号1つに○）

1. 過剰	2. 適正	3. 不足
-------	-------	-------

問6 児童指導員、保育士の一時保護所での経験年数についてお伺いします。（数字を記入）

(1) 児童指導員

2年未満	2～4年未満	4～6年未満	6～8年未満	8～10年未満	10年以上
人	人	人	人	人	人

(2) 保育士

2年未満	2～4年未満	4～6年未満	6～8年未満	8～10年未満	10年以上
人	人	人	人	人	人

## II. 一時保護所における生活についてお伺いします

問7 入所時における子どもの私物の取扱いについてお伺いします。

(1) 貴一時保護所で預かるもの (あてはまる番号すべてに○)

- |                                |                                 |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 1. 貴重品 (現金、健康保険証、クレジットカード、印鑑等) | 6. 子どもから預かってほしいと頼まれたもの (具体的に: ) |
| 2. 通信機器 (携帯電話、パソコン、ゲーム機等)      | 7. 子どもの私物の全て                    |
| 3. 刃物、危険物                      | 8. その他 (具体的に: )                 |
| 4. 薬                           | 9. 特になし →問8へ                    |
| 5. 時計・アクセサリ                    |                                 |

(2) (1)で1～8を選択した方にお伺いします。貴一時保護所で子どもの私物を預かる目的は何ですか。

(あてはまる番号すべてに○)

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. 子どもの安全を確保するため   | 5. 紛失を防ぐため      |
| 2. 子どもの希望を尊重するため   | 6. その他 (具体的に: ) |
| 3. 職員の安全を確保するため    |                 |
| 4. 貴一時保護所内の秩序を保つため |                 |

(3) 持込みを認めているもの (あてはまる番号すべてに○)

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1. 衣類 (下着以外)           | 6. 通信機器 (携帯電話、パソコン、ゲーム機等)      |
| 2. 下着                  | 7. 貴重品 (現金、健康保険証、クレジットカード、印鑑等) |
| 3. 家族や友達の写真や手紙         | 8. その他 (具体的に: )                |
| 4. 家で大切にしていたおもちゃやぬいぐるみ | 9. 特になし                        |
| 5. CDや本                |                                |

問8 子どもの外出についてお伺いします。

(1) 子ども単独での外出の可否 (あてはまる番号すべてに○)

- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| 1. 子どもの安全が確保されると判断すれば認めている | 3. その他 (具体的に: ) |
| 2. 認めていない →問9へ             |                 |

(2) (1)で1あるいは3を選択した方にお伺いします。どのような用件の時に、子ども単独での外出を認めていますか。 (あてはまる番号すべてに○)

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1. 通学          | 6. 児童相談所での面談    |
| 2. 買い物 (日用品)   | 7. 散歩           |
| 3. 買い物 (日用品以外) | 8. その他 (具体的に: ) |
| 4. 友人・知人との面会   | 9. 特に制限していない    |
| 5. 通院          |                 |

(3) 子ども単独での外出時に、必要に応じて所持を認めているものはありますか。

(あてはまる番号すべてに○)

- |                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| 1. 貴重品 (現金、健康保険証、クレジットカード、印鑑等) | 5. その他 (具体的に: ) |
| 2. 通信機器 (携帯電話、パソコン、ゲーム機等)      | 6. 特になし         |
| 3. 薬                           |                 |
| 4. 時計・アクセサリ                    |                 |

問9 子どもによる外部との連絡はどのようにしていますか。 (あてはまる番号すべてに○)

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 貴一時保護所の職員を通じて行っている | 3. 弁護士を通じて行っている |
| 2. 児童相談所の職員を通じて行っている  | 4. その他 (具体的に: ) |

### Ⅲ. 子どもの学習権の保障についてお伺いします

問10 子どもの通学・学習についてお伺いします。

(1) 平成28年度中に、通園・通学した子どもはいましたか。(あてはまる番号1つに○)

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| 1. いた → (就学前・小学生・中学生・高校生) | 2. いない |
|---------------------------|--------|

問11 一時保護所内での学習についてお伺いします。

(1) 平日1日あたりの学習時間(スポーツを除く)(数字を記入)

	通学している場合 (学校に行っている時間は含まない)	通学していない場合
小学生	分	分
中学生	分	分
高校生	分	分

(2) 学習室の構造(あてはまる番号1つに○)

- |                                 |                |
|---------------------------------|----------------|
| 1. 一つの部屋でみんな(小学生から高校生まで)並行で学習する | 3. 二つ以上の部屋を使う  |
| 2. 一つの部屋を仕切って使うが、声などが聞こえる       | 4. その他(具体的に: ) |

(3) 学習内容の決定(あてはまる番号すべてに○)

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 1. 在籍校の授業進行に合わせる        | 4. 子どもの様子を見て決定する |
| 2. 在籍校の担任等の指示に従う        | 5. その他(具体的に: )   |
| 3. 児童相談所で学力検査等を実施して決定する |                  |

(4) 使用している教材(あてはまる番号すべてに○)

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 1. 市販の参考書、ドリル等    | 5. 学校の教科書        |
| 2. 市販の通信教育        | 6. 児童相談所で購入した教科書 |
| 3. 児童相談所で作成したプリント | 7. 在籍校が作成したプリント  |
| 4. 児童相談所で作成したテキスト | 8. その他(具体的に: )   |

問12 在籍校とはどのような情報を交換していますか。(あてはまる番号すべてに○)

- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| 1. 欠席時の代替え案                | 5. 進学・就職についての相談 |
| 2. 校内の試験(中間試験・期末試験等)を受ける方法 | 6. 受験についての対応    |
| 3. 親からの問い合わせに対する対応         | 7. その他(具体的に: )  |
| 4. 親が訪ねてきた時の対応             | 8. 特になし         |

## IV. 子どもの権利擁護のための取組みについてお伺いします

問13 子どもの権利擁護についての職員の対応について、取り組んでいることはありますか。

(あてはまる番号すべてに○)

1. マニュアルを作成している	6. 職員間で相互にチェックする仕組みがある
2. 内部で研修を実施している	7. 第三者評価を受けている
3. 外部講師を招いて研修を実施している	8. その他
4. 朝礼や会議等で周知している	(具体的に: )
5. 職員による自己チェックの仕組みがある	

問14 子どもが入所する際、子どもの権利や一時保護所における生活上のルールについて、どのように説明していますか。(あてはまる番号すべてに○)

また、説明の際に注意していることがありましたら、ご記入ください。

1. 口頭で説明している	(説明の際に注意していること)
2. 書面 (※) を渡している → (文書の名称)	

※もし可能であれば、子どもの入居時に渡す文書の見本をご提供ください。

問15 今後の生活や将来について等、子どもの悩みや不安、相談事をどのように把握していますか。

(あてはまる番号すべてに○)

1. 職員との個別面談により把握している	5. 職員、担当弁護士以外の第三者を通じて把握している
2. 担当弁護士との個別面談により把握している	(具体的に: )
3. ケース会議により把握している	6. その他
4. 日頃の生活の中で、子どもの言動や様子を見て把握している	(具体的に: )

問16 貴一時保護所内での生活における、子どもからの苦情や意見をどのように把握していますか。

(あてはまる番号すべてに○)

(1) 把握するための取組み

1. 児童へのアンケートを実施している
2. 意見箱を設置している
3. 児童による会議や、職員との意見交換の場を設置している
4. 担当職員とは別に、児童からの要望・苦情等を受け付ける窓口職員を配置している
5. 外部の機関と連携して、児童からの要望・苦情等を受け付ける窓口を設置している
6. 窓口職員や外部機関の職員などが出向き、自ら意見や要望・苦情等を言いつらい児童にも配慮して話を聞く機会を設けている
7. 担当職員とは別の、要望・苦情等の窓口となる職員が児童に聞き取りを行っている
8. 適切に意見、要望・苦情等の聞き取りを行うためのマニュアルを整備している
9. 職員研修やケース会議等を通じて、支援スキルの向上を図っている
10. 日頃から、子どもとのラポール形成に取り組んでいる
11. 退所の際、子どもの感想を聞き、処遇改善の参考にしている
12. その他 (具体的に: )
13. 特になし

(2) 挙げられた意見について、どのような対応をしていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1.	一時保護所の職員間で情報共有している
2.	児童相談所の他部門の職員と情報共有している
3.	一時保護所内で、改善・解決に向けた取組みを行っている
4.	児童相談所の他部門の支援を受けながら、改善・解決に向けた取組みを行っている
5.	外部の専門家等の支援を受けながら、改善・解決に向けた取組みを行っている
6.	意見や要望・苦情等の対応方策について、当該児童にフィードバックしている
7.	意見や要望・苦情等の内容、対応方策について、プライバシーに配慮しながら、一時保護所内の児童にフィードバックしている
8.	その他（具体的に： _____）
9.	特になし

#### IV. 職員の教育・人材育成についてお伺いします

問17 職員の研修についてお伺いします。

(1) 平成 28 年度中に、職員が参加した研修の回数

内部で開催した研修	_____ 回	外部で開催した研修	_____ 回
-----------	---------	-----------	---------

(2) 外部で開催される研修への参加方針 (あてはまる番号1つに○)

1. 職員全員参加できる (1年に _____ 回)	3. 参加できない
2. 一部の職員が参加できる (1年に _____ 回)	

(3) 外部で行われる研修に参加しづらい理由 (あてはまる番号すべてに○)

1. 業務多忙	4. 研修メニューの不足
2. 予算不足	(受講したい研修内容： _____)
3. 職員の希望	5. その他（具体的に： _____）

問18 職員の教育、人材育成の課題について自由にご記入ください。

## VII. 児童相談所の他部門、他機関との連携・役割分担についてお伺いします

問19 児童相談所の他部門、他機関との連携・役割分担についてお伺いします。

(1) 児童相談所のケース会議に、一時保護所の職員は参加していますか。(あてはまる番号1つに○)

- |            |               |
|------------|---------------|
| 1. 参加している  | 3. ケースによって異なる |
| 2. 参加していない |               |

(2) 児童相談所の他部門との連携状況(あてはまる番号1つに○)

- |                                   |              |
|-----------------------------------|--------------|
| 1. 十分に連携が取れている                    | 3. 連携が取れていない |
| 2. 連携は取れているが、改善の余地がある<br>(具体的に： ) | (具体的に： )     |

(3) 他機関との連携状況(それぞれあてはまる番号1つに○)

機関名	十分に連携がとれている	連携は取れているが、改善の余地がある	連携がとれていない
①自治体内の他の児童相談所	1	2	3
②自治体内の他の一時保護所	1	2	3
③児童養護施設	1	2	3
④乳児院	1	2	3
⑤児童自立支援施設	1	2	3
⑥情緒障害児短期治療施設	1	2	3
⑦障害児関係施設	1	2	3
⑧警察等	1	2	3
⑨里親	1	2	3

## VIII. 一時保護された子どもの権利保障についてお伺いします

問20 一時保護された子どもの権利保障について、ご意見等がありましたら自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

**一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究にかかるアンケート調査**

—ご回答にあたってのお願い・注意事項—

- ・ 特に注意書きがない限り、平成 28 年度の実態についてお答えください。
- ・ ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、ご記入いただいた調査票は、**3 月 22 日（木）**までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

**3 月 22 日（木）**

貴施設名			
電話番号		Eメール アドレス	
ご回答者の 役職・お名前		所在地	

～ ご記入いただきました個人情報等の取扱について ～

- ※ご記入いただいたご回答者のお名前、Eメールアドレス等のご回答者個人が特定できる情報（以下、個人情報とする）は、調査目的以外には使用いたしません。また、個々のご回答内容が、ご承諾なく他に知られることはございません。
- ※お預かりした個人情報は、当社の「個人情報保護方針」及び、「個人情報の取り扱いについて」  
<<http://www.murc.jp/corporate/privacy>>に従い適切に取扱います。入力・集計作業等のために預託する場合には、十分な個人情報保護水準を備えた業者を選定し、契約等により保護水準維持するよう管理します。
- ※個人情報のご記入は任意です。個人情報が未記入であっても、ご回答が集計から除外されることはありません。
- ※お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、別紙の<本件に関するお問い合わせ先>までお願い申し上げます。

**1. 貴施設の概要についてお伺いします**

問1 貴施設の定員、在所者数についてお伺いします。(数字を記入)

定員（平成 28 年度） ※一時保護実施特別加算の対象となっている設備を除く	人
在所者数（平成 28 年度末現在）	人

問2 一時保護実施特別加算の対象となっている、一時保護児童に対する小規模なグループによるケアの実施についてお伺いします。

(1) 加算を算定した時期 (数字を記入)

平成  年  月

(2) 受入定員 (調査票記入日現在) (数字を記入)

合計	うち学童男子	うち学童女子	うち幼児
人	人	人	人

※一時保護実施特別加算の対象となっている場所での受け入れについてお答えください。

※内訳について、該当しない項目には「0（ゼロ）」を記入してください。

(3) 居室（乳児院にあつては寢室）の数（数字を記入）

	合計	うち学童男子用	うち学童女子用	うち幼児用
個室	室	室	室	室
2人部屋	室	室	室	室
3人部屋以上	室	室	室	室

※一時保護実施特別加算の対象となっている場所についてお答えください。

※内訳について、該当しない項目には「0（ゼロ）」を記入してください。

(4) 居室（乳児院にあつては寢室）以外に有している設備（あてはまる番号すべてに○）

1. 遊戯室・プレイルーム	6. ほふく室
2. リビング	7. 個別指導等に使用できる個室
3. 学習室	8. 医務室及び静養室
4. 図書室	9. 食堂
5. 保育室	10. その他（具体的に： _____）

※一時保護実施特別加算の対象となっている場所についてお答えください（本体施設にある設備は除く）。

(5) 一時保護児童の専任の職員（調査票記入日現在）（数字を記入）

合計	うち児童指導員	うち保育士
人	人	人

（児童自立支援施設の場合）

合計	うち児童自立支援専門員	うち児童生活支援員
人	人	人

問3 一時保護児童の受け入れについてお伺いします。

(1) 本体施設における一時保護児童の受け入れの有無（それぞれあてはまる番号1つに○）

一時保護実施特別加算の算定前	受け入れていた ・ 受け入れていない
一時保護実施特別加算の算定後	受け入れている ・ 受け入れていない

(2) 平成28年度中、平成29年度中に退園した一時保護児童の数、一時保護児童の平均在園日数（数字を記入）

	一時保護児童数	平均在園日数 (小数点第1位まで)
平成28年度中	人	. 日
平成29年度中	人	. 日

(3) 本体施設による受け入れと比べた場合、一時保護実施特別加算の対象となっている、小規模なグループによるケアの実施のメリットについてお伺いします。(あてはまる番号3つまでに○)

1. 一時保護児童が家庭的な環境で過ごすことができる	5. 周りに同じ境遇の子どもが多いため、孤立感を感じない
2. 一時保護児童が落ち着いた環境で過ごすことができる	6. 一時保護児童 <u>以外</u> の児童(入所児童)が落ち着いた環境で過ごすことができる
3. 一時保護児童の個性が尊重される	7. 担当職員が一時保護児童のケアに専念できる
4. 一時保護児童が専門的なケアを受けることができる	8. その他(具体的に: )
	9. 特になし

(4) 一時保護実施特別加算の対象となっている、小規模なグループによるケアの実施の課題について、ご記入ください。

## II. 一時保護児童の貴施設における生活についてお伺いします

問4 入園時における子どもの私物の取扱いについてお伺いします。

(1) 貴施設で預かるもの(あてはまる番号すべてに○)

1. 貴重品(現金、健康保険証、クレジットカード、印鑑等)	6. 子どもから預かってほしいと頼まれたもの(具体的に: )
2. 通信機器(携帯電話、パソコン、ゲーム機等)	7. 子どもの私物の全て
3. 刃物、危険物	8. その他
4. 薬	(具体的に: )
5. 時計・アクセサリ	9. 特になし →問5へ

(2) (1)で1～8を選択した方にお伺いします。貴施設で子どもの私物を預かる目的は何ですか。

(あてはまる番号すべてに○)

1. 子どもの安全を確保するため	5. 紛失を防ぐため
2. 子どもの希望を尊重するため	6. その他
3. 職員の安全を確保するため	(具体的に: )
4. 貴施設内の秩序を保つため	

(3) 持込みを認めているもの(あてはまる番号すべてに○)

1. 衣類(下着以外)	6. 通信機器(携帯電話、パソコン、ゲーム機等)
2. 下着	7. 貴重品(現金、健康保険証、クレジットカード、印鑑等)
3. 家族や友達の写真や手紙	8. その他(具体的に: )
4. 家で大切にしていたおもちゃやぬいぐるみ	9. 特になし
5. CDや本	

問5 子どもの外出についてお伺いします。

(1) 子ども単独での外出の可否 (あてはまる番号すべてに○)

1. 子どもの安全が確保されると判断すれば認めている	3. その他 (具体的に: )
2. 認めていない →問6へ	4. 乳児のため単独での外出は困難

(2) (1)で1あるいは3を選択した方にお伺いします。どのような用件の時に、子ども単独での外出を認めていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 通学	6. 児童相談所での面談
2. 買い物 (日用品)	7. 散歩
3. 買い物 (日用品以外)	8. その他 (具体的に: )
4. 友人・知人との面会	9. 特に制限していない
5. 通院	

(3) 子ども単独での外出時に、必要に応じて所持を認めているものはありますか。

(あてはまる番号すべてに○)

1. 貴重品 (現金、健康保険証、クレジットカード、印鑑等)	5. その他 (具体的に: )
2. 通信機器 (携帯電話、パソコン、ゲーム機等)	6. 特になし
3. 薬	
4. 時計・アクセサリ	

問6 子どもによる外部との連絡はどのようにしていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 貴施設の職員を通じて行っている	4. その他 (具体的に: )
2. 児童相談所の職員を通じて行っている	5. 乳児のため子どもによる外部との連絡は困難
3. 弁護士を通じて行っている	

### III. 一時保護児童の学習権の保障についてお伺いします

問7 一時保護児童の通学・学習についてお伺いします。

(1) 平成28年度中に、通園・通学した子どもはいましたか。(あてはまる番号1つに○)

1. いた → (就学前・小学生・中学生・高校生)	3. 乳児のため該当者なし→問10へ
2. いない	

問8 施設内での学習についてお伺いします。

(1) 平日1日あたりの学習時間 (スポーツを除く) (数字を記入)

	通学している場合 (学校に行っている時間は含まない)	通学していない場合
小学生	分	分
中学生	分	分
高校生	分	分

(2) 学習室の構造 (あてはまる番号1つに○)

1. 一つの部屋でみんな(小学生から高校生まで)並行で学習する	3. 二つ以上の部屋を使う
2. 一つの部屋を仕切って使うが、声などが聞こえる	4. その他(具体的に: )

(3) 学習内容の決定 (あてはまる番号すべてに○)

1. 在籍校の授業進行に合わせる	4. 子どもの様子を見て決定する
2. 在籍校の担任等の指示に従う	5. その他(具体的に: )
3. 児童相談所で学力検査等を実施して決定する	

(4) 使用している教材 (あてはまる番号すべてに○)

1. 市販の参考書、ドリル等	5. 学校の教科書
2. 市販の通信教育	6. 児童相談所で購入した教科書
3. 児童相談所で作成したプリント	7. 在籍校が作成したプリント
4. 児童相談所で作成したテキスト	8. その他(具体的に: )

問9 在籍校とはどのような情報を交換していますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 欠席時の代替え案	5. 進学・就職についての相談
2. 校内の試験(中間試験・期末試験等)を受ける方法	6. 受験についての対応
3. 親からの問い合わせに対する対応	7. その他(具体的に: )
4. 親が訪ねてきた時の対応	8. 特になし

**IV. 子どもの権利擁護のための取組みについてお伺いします(問 10～問 13 は、一時養護児童に限定せず、貴施設の子ども全体についてお答えください)**

問10 子どもの権利擁護についての職員の対応について、取り組んでいることはありますか。

(あてはまる番号すべてに○)

1. マニュアルを作成している	6. 職員間で相互にチェックする仕組みがある
2. 内部で研修を実施している	7. 第三者評価を受けている
3. 外部講師を招いて研修を実施している	8. その他(具体的に: )
4. 朝礼や会議等で周知している	
5. 職員による自己チェックの仕組みがある	

問11 子どもが入所する際、子どもの権利や施設における生活上のルールについて、どのように説明していますか。(あてはまる番号すべてに○)

また、説明の際に注意していることがありましたら、ご記入ください。

1. 口頭で説明している	(説明の際に注意していること)
2. 書面(※)を渡している →(文書の名称)	

※もし可能であれば、子どもの入居時に渡す文書の見本をご提供ください。

問12 今後の生活や将来について等、子どもの悩みや不安、相談事をどのように把握していますか。

(あてはまる番号すべてに○)

1. 職員との個別面談により把握している	4. 職員以外の第三者を通じて把握している
2. ケース会議により把握している	(具体的に： )
3. 日頃の生活の中で、子どもの言動や様子を 見て把握している	5. その他 (具体的に： )

問13 貴施設内での生活における、子どもからの苦情や意見をどのように把握していますか。

(あてはまる番号すべてに○)

(1) 把握するための取組み

1. 児童へのアンケートを実施している
2. 意見箱を設置している
3. 児童による会議や、職員との意見交換の場を設置している
4. 担当職員とは別に、児童からの要望・苦情等を受け付ける窓口職員を配置している
5. 外部の機関と連携して、児童からの要望・苦情等を受け付ける窓口を設置している
6. 窓口職員や外部機関の職員などが出向き、自ら意見や要望・苦情等を言いづらい児童にも配慮して話を聞く機会を設けている
7. 担当職員とは別の、要望・苦情等の窓口となる職員が児童に聞き取りを行っている
8. 適切に意見、要望・苦情等の聞き取りを行うためのマニュアルを整備している
9. 職員研修やケース会議等を通じて、支援スキルの向上を図っている
10. 日頃から、子どもとのラポール形成に取り組んでいる
11. 退所の際、子どもの感想を聞き、処遇改善の参考にしている
12. その他 (具体的に： )
13. 特になし

(2) 挙げられた意見について、どのような対応をしていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 施設の職員間で情報共有している
2. 児童相談所の他部門の職員と情報共有している
3. 施設内で、改善・解決に向けた取組みを行っている
4. 児童相談所の他部門の支援を受けながら、改善・解決に向けた取組みを行っている
5. 外部の専門家等の支援を受けながら、改善・解決に向けた取組みを行っている
6. 意見や要望・苦情等の対応方策について、当該児童にフィードバックしている
7. 意見や要望・苦情等の内容、対応方策について、プライバシーに配慮しながら、施設内の児童にフィードバックしている
8. その他 (具体的に： )
9. 特になし

問14 一時保護児童の権利擁護について、特に取り組んでいること、注意していることがあればご記入ください。

--

## IV. 職員の教育・人材育成についてお伺いします (一時養護児童に限定せず、貴施設の子ども全体についてお答えください)

問15 職員の研修についてお伺いします。

(1) 平成28年度中に、職員が参加した研修の回数 (数字を記入)

内部で開催した研修	回	外部で開催した研修	回
-----------	---	-----------	---

(2) 外部で開催される研修への参加方針 (あてはまる番号1つに○)

1. 職員全員参加できる (1年に 回)	3. 参加できない
2. 一部の職員が参加できる (1年に 回)	

(3) 外部で行われる研修に参加しづらい理由 (あてはまる番号すべてに○)

1. 業務多忙	4. 研修メニューの不足		
2. 予算不足	(受講したい研修内容 : )		
3. 職員の希望	5. その他 (具体的に : )		

## VII. 児童相談所等、他機関との連携・役割分担についてお伺いします

問16 児童相談所との連携についてお伺いします。

(1) 児童相談所のケース会議に、施設の職員は参加していますか。 (あてはまる番号1つに○)

1. 参加している	3. ケースによって異なる
2. 参加していない	

(2) 委託保護を受ける際、どの程度児童相談所から情報提供がありますか。 (あてはまる番号1つに○)

1. まったく情報がない	4. 措置と同様にしている
2. 電話で簡単に聞く程度	5. その他 (具体的に : )
3. 面接して内容を聞く	

問17 「新しい社会的養育ビジョン」では、アセスメントのための一時保護において、里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託など、一時保護の場の地域社会への分散化が求められています。里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託を進めるために必要なことについてお伺いします。

(あてはまる番号すべてに○)

1. 保護者とのトラブルを減らす	6. 里親家庭への教育・研修
2. 委託保護の費用を改善する	7. 里親同士のネットワーク構築支援
3. 施設措置費等が改善される	8. 地域住民の理解
4. 児童相談所の支援強化	9. その他 (具体的に : )
5. 里親家庭や児童養護施設等への情報提供	10. 特になし

## VIII. 一時保護された子どもの権利保障についてお伺いします

問18 一時保護された子どもの権利保障について、ご意見等がありましたら自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

**一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究にかかるアンケート調査**

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本調査は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が、厚生労働省の平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の補助を受け、一時保護された子どもの権利保障の実態等についてお伺いするため、実施するものです。皆様方のご回答の一つひとつが極めて有用なものとなります。ご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

**—ご回答にあたってのお願い・注意事項—**

- ・ 特に注意書きがない限り、平成 28 年度の実態についてお答えください。
- ・ ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、ご記入いただいた調査票は、**3月8日(木)**までに、電子メールでご返信ください。

貴シェルター名			
ご回答者のお名前		電話番号	
Eメール アドレス			

～ ご記入いただいた個人情報の取扱について ～

- ※ご記入いただいたお名前、Eメールアドレス等、ご回答者個人が特定できる情報（以下、「個人情報」という。）は、調査目的以外には使用いたしません。また、個々のご回答内容が、ご承諾なく他に知られることはございません。
- ※お預かりした個人情報は、当社の「個人情報保護方針」及び、「個人情報の取り扱いについて」  
<<http://www.murc.jp/corporate/privacy>>に従い適切に取扱います。
- ※個人情報のご記入は任意です。個人情報が未記入であっても、ご回答が集計から除外されることはありません。
- ※お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、下記のお問い合わせ先までお願い申し上げます。

**<本件に関するお問い合わせ先>**

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 経済政策部 （担当：小川）  
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー  
TEL：03-6733-1021（受付時間：平日 10:00-17:00）、E-mail：ogawam@murc.jp

**1. 貴シェルターの概要についてお伺いします**

問1 貴シェルターの体制についてお伺いします。

(1) 弁護士（**あてはまる数字を記入**）

貴シェルターの活動に関わりのある弁護士数		人
子ども1人あたりに何人の弁護士がつくか		人

(2) 職員 (あてはまる数字を記入。該当者がいない場合は、「0(ゼロ)」を記入してください。)

	常勤	非常勤 (実人数)
ホーム長	人	人
指導員	人	人
補助員	人	人
その他	(具体的な職種: ) 人	(具体的な職種: ) 人

(3) ボランティア (あてはまる数字を記入。該当者がいない場合は、「0(ゼロ)」を記入してください。)

	人
--	---

問2 子どもが入居する際、子どもの権利や貴シェルターにおける生活上のルールについて、どのように説明していますか。(あてはまる番号すべてに○)

また、説明の際に注意していることがありましたら、ご記入ください。

1. 口頭で説明している 2. 書面 (※) を渡している → (文書の名称)	(説明の際に注意していること)
---	-----------------

※もし可能であれば、子どもの入居時に渡す文書の見本 (電子ファイル) をご提供ください。

問3 ケース会議についてお伺いします。

(1) 最初にケース会議を行う時期 (あてはまる数字を記入)

子どもの入居後

--

日以内

(2) 入居中に行うケース会議の回数 (あてはまる数字を記入)

子ども1人あたり平均

--

回程度

(3) ケース会議の参加者 (あてはまる番号すべてに○)

1. 子ども本人 2. 貴シェルターの職員 3. 弁護士 4. 児童相談所の職員 (ア. 児童福祉司 イ. 児童心理司 ウ. その他)	6. 福祉事務所のケースワーカー 7. 家庭裁判所の調査官 8. 学校の教員 9. その他 (具体的に: )
5. 子ども家庭支援センターの職員	

※様々なケースで想定される参加者について、可能な範囲でご教示ください。

問4 入居時における子どもの私物の取扱いについてお伺いします。

(1) 貴シェルターで預かるもの (あてはまる番号すべてに○)

1. 貴重品 (現金、健康保険証、クレジットカード、印鑑等)	6. 子どもから預かってほしいと頼まれたもの (具体的に: )
2. 通信機器 (携帯電話、パソコン、ゲーム機等)	7. 子どもの私物の全て
3. 刃物、危険物	8. その他
4. 薬 (具体的に: )	
5. 時計・アクセサリー	9. 特になし →問5へ

(2) (1)で1～8を選択した方にお伺いします。貴シェルターで子どもの私物を預かる目的は何ですか。

(あてはまる番号すべてに○)

1. 子どもの安全を確保するため	4. 貴シェルター内の秩序を保つため
2. 子どもの希望を尊重するため	5. その他
3. 職員の安全を確保するため	(具体的に: )

問5 子どもの外出についてお伺いします。

(1) 子ども単独での外出の可否 (あてはまる番号すべてに○)

1. 子どもの安全が確保されると判断すれば認めている	3. その他
2. 認めていない →問6へ	(具体的に: )

(2) (1)で1あるいは3を選択した方にお伺いします。どのような用件の時に、子ども単独での外出を認めていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 通学	6. 児童相談所での面談
2. 買い物 (日用品)	7. 散歩
3. 買い物 (日用品以外)	8. その他 (具体的に: )
4. 友人・知人との面会	9. 特に制限していない
5. 通院	

(3) 子ども単独での外出時に、必要に応じて所持を認めているものはありますか。

(あてはまる番号すべてに○)

1. 貴重品 (現金、健康保険証、クレジットカード、印鑑等)	4. 時計・アクセサリー
2. 通信機器 (携帯電話、パソコン、ゲーム機等)	5. その他
3. 薬 (具体的に: )	
4. 時計・アクセサリー	6. 特になし

問6 子どもによる外部との連絡はどのようにしていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 担当弁護士を通じて行っている	3. 児童相談所の職員を通じて行っている
2. 貴シェルターの職員を通じて行っている	4. その他
	(具体的に: )

問7 子どもの通学・学習についてお伺いします。

(1) 平成28年度中に、学校に通学した子どもはいましたか。(あてはまる番号1つに○) 通学した子どもがいた場合は、そのうち高校生的人数(実人数)もご記入ください。(あてはまる数字を記入)

1. いた	→うち、高校生( )人	2. いない
-------	-------------	--------

(2) 貴シェルター内での学習についてお伺いします。

① 高校生の平日1日あたりのおおよその学習時間(スポーツを除く)(あてはまる数字を記入)

通学している場合 (学校に行っている時間は含まない)	通学していない場合
分	分

② 在籍校とはどのような情報を交換していますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 欠席時の代替え案	5. 進学・就職についての相談
2. 校内の試験(中間試験・期末試験等)を受ける方法	6. 受験についての対応
3. 親からの問い合わせに対する対応	7. その他 (具体的に: )
4. 親が訪ねてきた時の対応	8. 特になし

問8 貴シェルターにおける子どもの権利擁護の取組みについてお伺いします。

(1) 子どもと担当弁護士の間わりについてお伺いします。入居時、入居中、退去時、退去後のそれぞれについて、具体的にご記入ください。

(入居時)

--

(入居中)

--

(退去時)

--

(退去後)

--

(2) 今後の生活や将来について等、子どもの悩みや不安、相談事をどのように把握していますか。

(あてはまる番号すべてに○)

1. 職員との個別面談により把握している	5. 職員、担当弁護士以外の第三者を通じて把握している
2. 担当弁護士との個別面談により把握している	(具体的に: )
3. ケース会議により把握している	6. その他 (具体的に: )
4. 日頃の生活の中で、子どもの言動や様子を見て把握している	

(3) 貴シェルターでの生活における、子どもからの苦情や意見をどのように把握していますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 職員との個別面談により把握している	5. 職員、担当弁護士以外の第三者を通じて把握している
2. 担当弁護士との個別面談により把握している	(具体的に： )
3. ケース会議により把握している	6. その他
4. 日頃の生活の中で、子どもの言動や様子を見て把握している	(具体的に： )

(4) その他、子どもの権利擁護に関して、特徴的な取り組みがありましたら、具体的な内容をご記入ください。

問9 職員の教育、人材育成についてお伺いします。

(1) 平成 28 年度中に、職員が参加した研修の回数

内部で開催した研修	回	外部で開催した研修	回
-----------	---	-----------	---

(2) 外部で開催される研修への参加方針 (あてはまる番号1つに○)

1. 職員全員参加できる (1年に 回)	3. 参加できない
2. 一部の職員が参加できる (1年に 回)	

(3) 外部で行われる研修に参加しづらい理由 (あてはまる番号すべてに○)

1. 業務多忙	4. 研修メニューの不足
2. 予算不足	(受講したい研修内容： )
3. 職員の希望	5. その他 (具体的に： )

問10 一時保護された子どもの権利擁護について、ご意見等ございましたら、自由にご記入ください。

☆ ご協力ありがとうございました ☆



---

---

一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究

報告書

平成 30 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部

東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

電話：03-6733-1024

---

---